# 2012年 病院勤務の看護職の賃金に関する調査報告書

公益社団法人 日本看護協会

# 目 次

調化	L概	要	1
結身	具概	要	2
第 1	章	施設調査	25
	Ι.	回答病院の概要	27
	1	. 回答病院の概要	27
	Ⅱ.	採用充足状況	30
	1	. 新卒の看護職員の採用充足状況	30
	2	2. 既卒の看護職員の採用充足状況	31
]	Ⅲ.	賃金制度	32
	1	. 賃金表の有無	32
	2	2. 賃金表の公開状況	33
	3	3. 賃金表作成の参考	34
	4	1. 賃金の決定基準	37
	5	5. 賃金の改定	38
	6	3. 保健師・助産師の賃金処遇	41
]	V.	昇給・昇格の条件	43
	1	I. 昇給	43
	2	2. 昇格の条件	47
	٧.	賞与	49
	1	. 賞与の査定基準	49
	2	2. 賞与の算定基準の改定	51
	3	3. 賞与額の決定に参考としている情報	52
7	VI.	中途採用後の賃金処遇	53
	1	I. 既卒の看護師を中途採用(経験者採用)する場合の賃金処遇	53
	2	2. 看護師免許を取得した准看護師を看護師として中途採用(経験者採用)する	
		場合の評価	56
	3	3. 保健師・助産師免許を取得した看護師を中途採用(経験者採用)する場合の	
		評価	59
1	ЛI.	初任給	61
	1	I. 看護 3 年課程卒の新卒看護師の初任給	61
	2	2. 看護系大学卒の新卒看護師の初任給	63
	3	3. 看護系大学大学院卒の新卒看護師の初任給	65
7	Ш.	基本給月額	67
		. 副院長相当職の基本給月額	
	2	2. 看護部長相当職の基本給月額	68
	3	3. 副看護部長相当職の基本給月額	70
	4	4. 看護師長相当職の基本給月額	72

5.	副看護師長相当職の基本給月額	74
6.	主任相当職の基本給月額	76
7.	専門職の基本給月額	78
8.	スタッフ(非管理職)の基本給月額	80
IX.	夜勤手当	82
1.	夜勤手当額	82
2.	夜勤手当の支払い方法	94
3.	夜勤が一定回数を超えた場合の夜勤の手当増額や加算制度などの有無	95
4.	「ずれ勤務」で 22 時までの勤務に支給される手当の有無	96
5.	夜勤専従者の処遇	97
Χ.	専門看護師・認定看護師の賃金処遇	100
1.	専門看護師の賃金処遇	100
2.	認定看護師の賃金処遇	103
ΧI	. 役職者の賃金処遇	106
1.	看護部長相当職の賃金処遇	106
2.	副看護部長相当職の賃金処遇	109
3.	看護師長相当職の賃金処遇	112
4.	副看護師長相当職の賃金処遇	115
XΙ	. 有料職業紹介事業者の利用	118
1.	有料職業紹介事業者の利用の有無	118
2.	看護師1人あたりの紹介手数料	119
3.	人材派遣事業者の利用の有無	120
4.	人材派遣事業者の利用の内訳	121
第2章	個人調査	123
Ι.	回答者の属性	125
1.	回答者が勤務している病院の概要	125
2.	回答者の属性	128
Ι.	賃金表および賃金額	133
1.	賃金表の有無	133
2.	賃金表の公表状況	134
3.	賃金額	135
Ш.	時間外手当・夜勤手当	139
1.	時間外手当	139
2.	夜勤手当	144
IV.	管理職手当	145
1.	管理職手当の有無	145
2.	管理職手当の算定方法および手当額	146
٧.	賞与	147
1.	賞与総額	147

VI. ±	丰収	149
1.	年収額	149
VII. 身	昇給	151
1.	定期的な昇給の有無	151
2.	昇給額の算定基準	152
3.	定期的な昇給額に対する納得度	153
4.	人事考課が昇給に反映される仕組みの有無	154
5.	人事考課の結果の公表の有無	155
6.	人事考課に基づいた昇給結果に対する納得度	156
VIII. 糸	合与総月額に対する満足度	157
1.	給与総月額に対する全体としての満足度	157
2.	項目別にみた給与総月額に対する満足度	159
IX. 离	推職意向および就業継続意向	175
1.	現在の勤務先からの離職意向	175
2.	離職を考えている理由に賃金に対する不満の有無	177
3.	求職状況	179
4.	就業を継続している理由	181
調査	票	

#### §利用上の注意§

- ◆調査結果の数値について
  - ・ 調査結果の数値は、原則として上段を回答の件数、下段を回答率(単位:%)で表記している。
  - ・ 回答率(各回答の百分比)は、小数点第2位を四捨五入した。 このため、合算が100にならない場合がある。
  - ・ 平均は「無回答」を除いて算出している。
- ◆回答者が勤務している病院の設置主体について

本報告書にて用いられている設置主体の表記は、以下の分類に基づいている。

国:厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、 独立行政法人労働者健康福祉機構、その他(国・独立行政法人)

公的医療機関:地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、 恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、北海道社会事業協会

社会保険関係団体:全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、

健康保険組合及びその連合会、船員保険会、共済組合及びその連合会、

国民健康保険組合

医療法人・個人:医療法人、個人

その他:社会福祉法人、医療生活協同組合、会社、その他法人

### 調査概要

日本看護協会は、看護職の賃金に関する実態や課題を明らかとする目的で、全国の病院を対象とする施設調査、ならびに病院勤務の看護職を対象とする個人調査からなる「2012年病院勤務の看護職の賃金に関する調査」を同時に実施した。調査概要および回答施設・回答者の属性は以下の通りである。なお、本調査は日本看護協会研究倫理委員会の承認を得ている。

#### 1. 調査概要

- 1) 調査期間 2013年2月4日~3月20日
- 2) 調査方法 施設調査、個人調査ともに自記式調査票を郵送配布・回収
- 3) 調査対象 施設調査:全国の 8,633 病院 (看護管理代表者宛) 回収数 2,651 件 (回収率 30.7%)

個人調査:本会会員1万人を無作為抽出 有効発送9,507件、回収数2,252件(回収率23.7%)

#### 2. 回答施設・回答者の属性

- 1) 施設調査(回答施設の属性)
  - (1) 行政区分 「特別区 (東京 23 区)」4.0%、「政令指定都市」16.4%、「市」68.2%、 「町村」10.4%、「無回答」1.1%
  - (2) 設置主体 「国」4.7%、「都道府県・市町村」18.0%、「公的医療機関」7.5%、「社会保険関係団体」2.1%、「医療法人」51.6%、「個人」1.5%、「学校法人」2.3%、「公益社団法人・公益財団法人」3.5%、「その他」8.1%、「無回答」0.6%
  - (3) 稼働病床 「99 床以下」25.7%、「100~199 床」31.7%、「200~299 床」14.4%、「300~399 床」9.5%、「400~499 床」5.3%、「500 床以上」7.2%、「無回答」6.4%
- 2) 個人調査(回答者の属性)
- (1) 行政区分 「特別区(東京 23 区)」4.4%、「政令指定都市」16.5%、「市」71.0%、 「町村」6.8%、「無回答」1.3%
- (2) 性 別 「女性」94.3%、「男性」5.5%、「無回答」0.3%
- (3) 年齢階級 「20歳代」20.8%、「30歳代」30.5%、「40歳代」28.6%、「50歳代」 18.6%、「60歳代(ただし、60歳と61歳のみ)」1.2%、「無回答」0.4%
- (4) 職 種 「保健師」0.9%、「助産師」3.1%、「看護師」91.5%、「准看護師」4.2%、「無回答」0.3%
- (5) 雇用形態 「正規職員 (フルタイム勤務)」89.1%、「正規職員 (短時間勤務)」1.2%、 「正規職員 (産休、育児・介護など休業中)」4.4%、「上記以外」5.1%、 「無回答」0.2%
- (6) 職 位 「スタッフ (非管理職)」69.8%、「中間管理職」23.5%、「管理職」3.1%、「非管理職で高度専門性を活かした役割」1.4%、「その他」2.0%、「無回答」0.3%

## 結果概要

#### I. 賃金額

#### 1. 看護職の賃金額

看護職(保健師、助産師、看護師、准看護師)について、2013 年 1 月支給分の給与総月額の平均は37 万 4,298 円であった。「30~35 万円未満」が21.5%で最も多く、40 万円未満で全体の約6 割を占める【表 1】。【個人調査表II-3-1)】

また、2013 年 1 月支給分の基本給月額の平均は 27 万 4,375 円であった。「 $20\sim25$  万円未満」が 31.4%で最も多く、30 万円未満で全体の約 6 割を占める【表 2】。【個人調査 表 II - 3-2)】

さらに、2012 年 1 月~12 月(2012 年分)の年収額(給与・賞与の合計額)の平均は 532 万 5,324 円であった。「 $400\sim500$  万円未満」が 23.5%で最も多く、次いで、「 $500\sim600$  万円未満」 22.9%、「 $600\sim700$  万円未満」 15.0%であった【表 3】。【個人調査 表VI-1】

【表 1】給与総月額 上段:件数 下段:割合

	K- ITAX I YAX- E
20 万円未満	5 (0.3)
	97
20~25 万円未満	(4.9)
os oo ===+	267
25~30 万円未満	(13.5)
30~35 万円未満	426
30~35 万円未満	(21.5)
35~40 万円未満	391
33.640 万日不凋	(19.7)
40~45 万円未満	275
	(13.9)
45~50 万円未満	192
40 00 77 17K/mj	(9.7)
   50~55 万円未満	105
00 00 751 15(7)[2]	(5.3)
55~60 万円未満	53
00 00 731 17(7)=3	(2.7)
60 万円以上	15
337377	(0.8)
無回答	158
**************************************	(8.0)
   合計	1,984
	(100.0)
平均(円)	374,298

【表 2】基本給月額 上段:件数下段:割合

20 万円未満	201
	(10.1)
20~25 万円未満	623
20、207111大加	(31.4)
25~30 万円未満	398
25~30 万日未凋	(20.1)
30~35 万円未満	291
30~30 万日木间	(14.7)
05 40 TU + #	235
35~40 万円未満	(11.8)
40 45 7 11 11 11	76
40~45 万円未満	(3.8)
45 50 T III + '#	8
45~50 万円未満 	(0.4)
50~55 万円未満	3
50~55万円木油	(0.2)
55~60 万円未満	1
33~60 万日未凋	(0.1)
60 万円以上	1
00 万円以上	(0.1)
# G *	147
無回答	(7.4)
Λ=I	1,984
合計	(100.0)
平均(円)	274,375

【表 3】年収額 上段:件数下段:割合

衣 3】 牛収蝕 「段・4	数 N段·制合
100 万円未満	18 (0.9)
	19
100~200 万円未満	(1.0)
TE+#	75
200~300 万円未満	(3.8)
300~400 万円未満	216
300~400 刀口木间	(10.9)
400~500 万円未満	467
100 000 VJ 1 J N M	(23.5)
500~600 万円未満	454
000 000 751 7717/1-3	(22.9)
600~700 万円未満	297
	(15.0)
700~800 万円未満	205
	(10.3)
800~900 万円未満	(3.8)
	21
900~1000 万円未満	(1.1)
1000 TEN L	3
1000 万円以上	(0.2)
無回答	134
無凹台	(6.8)
<b>∧</b> =1	1,984
合計	(100.0)
平均(円)	5,325,324

(51.8歳)(平均年齢)

#### 2. 看護師の賃金額

#### 1) 年齢別の看護師の賃金額

フルタイム勤務の正規職員の看護師について、非管理職の2013年1月支給分の賃金額 の平均は、給与総月額35万2,157円、基本給月額25万4,583円(平均年齢36.1歳)(n=1,077) であった。20~24 歳の基本給月額を 100 とした場合、50~54 歳までの上昇率は 145%で あった【図1】。なお、准看護師については、給与総月額29万6,319円、基本給月額21 万1,819円(同45.9歳)(n=72)であった。

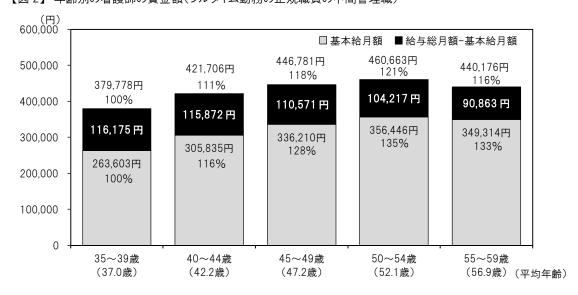
中間管理職 (主任以上) では、給与総月額43万1,338円、基本給月額32万2,786円(同 46.5 歳) (n=444) であり、 $35\sim39$  歳の基本給月額を 100 とした場合、 $50\sim54$  歳までの 上昇率は 135%、 $55\sim59$  歳までの上昇率は 133%であった【図 2】。

管理職 (副看護部長以上) では、給与総月額 49 万 4,933 円、基本給月額 37 万 983 円 (同 53.7 歳) (n=60) であった。

#### 600,000 □基本給月額 ■ 給与総月額-基本給月額 500.000 382,309円 393 883円 381,514円 357,238円 132% 128% 400,000 330,422円 128% 322,787円 120% 297,596円 111% 108% 101,989円 85,951 円 101,507 円 100% 96,773 円 300.000 93,283 円 101,578円 296,358円 291,894円 93,449 円 280,007円 260,465円 145% 143% 200,000 237,139円 137% 221,209円 128% 204,146円 116% 108% 100% 100,000 0 25~29歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 20~24歳 30~34歳 50~54歳 (23.2歳) (27.1歳) (31.8歳) (37.0歳) (41.9歳) (46.9歳)

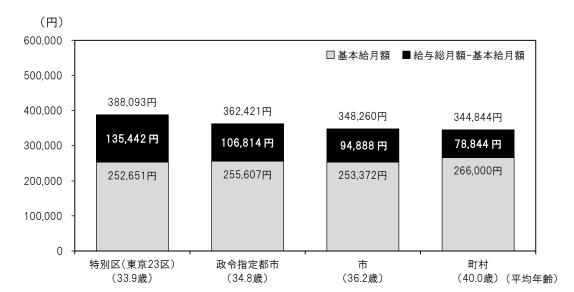
【図 1】 年齢別の看護師の賃金額(フルタイム勤務の正規職員の非管理職)

#### 【図2】年齢別の看護師の賃金額(フルタイム勤務の正規職員の中間管理職)



#### 2) 行政区分別の看護師の賃金額

フルタイム勤務の正規職員の看護師について、非管理職の給与総月額の平均は、特別区(東京 23 区)で 38 万 8,093 円(平均年齢 33.9 歳)(n=43)であり、都市で高い傾向がみられた。その他では、政令指定都市 36 万 2,421 円(同 34.8 歳)(n=183)、市 34 万 8,260 円(同 36.2 歳)(n=780)、町村 34 万 4,844 円(同 40.0 歳)(n=64)であった【図 3】。



【図3】 行政区分別の看護師の賃金額(フルタイム勤務の正規職員の非管理職)

#### 3) 看護師の賞与総額

フルタイム勤務の正規職員の看護師について、平成 24 年分(2012 年 1 月~12 月)の 賞与総額の平均は、非管理職 89 万 1,909 円(平均年齢 36.0 歳)、中間管理職 124 万 5,754 円(同 46.6 歳)、管理職 149 万 389 円(同 53.9 歳)であった【表 4】。

【表 4】 職位別の看護師の賞与総額(フルタイム勤務の正規職員)

上段:件数 下段:割合

	40 万円 未満	40~60 万円 未満	60~80 万円 未満	80~100 万円 未満	100~ 120万円 未満	120~ 140万円 未満	140~ 160万円 未満	160~ 180万円 未満	180~ 200 万円 未満	200 万円 以上	無回答	合計	平均 (円)
非管理職	81	148	202	247	186	99	51	38	16	7	118	1,193	891.909
(36.0 歳)	(6.8)	(12.4)	(16.9)	(20.7)	(15.6)	(8.3)	(4.3)	(3.2)	(1.3)	(0.6)	(9.9)	(100.0)	891,909
中間管理職	9	16	42	73	71	74	56	53	33	24	34	485	1.245.754
(46.6 歳)	(1.9)	(3.3)	(8.7)	(15.1)	(14.6)	(15.3)	(11.5)	(10.9)	(6.8)	(4.9)	(7.0)	(100.0)	1,245,754
管理職	4	0	2	4	7	8	5	4	6	14	11	65	1 400 200
(53.9 歳)	(6.2)	(0.0)	(3.1)	(6.2)	(10.8)	(12.3)	(7.7)	(6.2)	(9.2)	(21.5)	(16.9)	(100.0)	1,490,389

#### 4) 看護師の年収額

フルタイム勤務の正規職員の看護師について、平成 24 年分(2012 年 1 月~12 月)の年収額の平均は、非管理職 519 万 2,417 円(平均年齢 35.0 歳)、中間管理職 648 万 3,444 円(同 45.5 歳)であった【表 5】。なお、管理職については、充分な回収数が得られなかったため算出していない。

中間管理職については、『賃金構造基本統計調査(厚生労働省)』から、全産業の役職別年収額として推計した課長級832.6万円(同47.4歳)、係長級664.4万円(同43.5歳)より低い。なお、年収額は「決まって支給する現金給与額(平成23年調査)」×12 + 「年間賞与その他特別給与額(平成24年調査)」より算出し、平均年齢は平成23年調査の値である。

【表 5】 職位別の看護師の年収額(フルタイム勤務の正規職員)

上段:件数 下段:割合

			400~500 万円未満					900~ 1000 万円 未満	合計	平均 (円)
非管理職	3	36	152	131	52	24	5	0	403	E 100 417
(35.0 歳)	(0.7)	(8.9)	(37.7)	(32.5)	(12.9)	(6.0)	(1.2)	(0.0)	(100.0)	5,192,417
中間管理職	0	5	23	30	59	40	16	5	178	6 402 444
(45.5 歳)	(0.0)	(2.8)	(12.9)	(16.9)	(33.1)	(22.5)	(9.0)	(2.8)	(100.0)	6,483,444

#### 3. 管理職の賃金額

#### 1) 副院長、看護部長の基本給月額

病院の看護管理者に、病院内で各職位ごとに基本給が最も高い者の基本給月額を尋ねたところ、管理職の基本給月額の平均は、副院長(専任) $65 \, \mathrm{T} \, 5,071 \, \mathrm{P}$ 、副院長(看護部長兼任) $52 \, \mathrm{T} \, 6,212 \, \mathrm{P}$ 、看護部長(専任) $42 \, \mathrm{T} \, 7,573 \, \mathrm{P}$ であった【表 6】。【施設調査 表 $1\sim2$ 】

【表 6】 副院長、看護部長の基本給月額

上段:件数 下段:割合

	40 万円 未満	40~50 万 円未満	50~60 万 円未満	60~70 万 円未満	70~80 万 円未満	80~90 万 円未満	90~100 万円未満	100 万円 以上	合計	平均 (円)
副院長	8	7	14	7	4	5	5	6	56	655.071
(専任)	(14.3)	(12.5)	(25.0)	(12.5)	(7.1)	(8.9)	(8.9)	(10.7)	(100.0)	055,071
副院長	22	110	36	16	10	4	2	9	209	526.212
(看護部長兼任)	(10.5)	(52.6)	(17.2)	(7.7)	(4.8)	(1.9)	(1.0)	(4.3)	(100.0)	320,212
看護部長	757	692	204	97	41	18	4	0	1,813	407 F70
(専任)	(41.8)	(38.2)	(11.3)	(5.4)	(2.3)	(1.0)	(0.2)	(0.0)	(100.0)	427,573

#### 2) 職位別の基本給月額

病院の看護管理者に、病院内で各職位ごとに基本給が最も高い者の基本給月額を尋ねたところ、看護部長以下の基本給月額の平均は、看護師長37万949円(平均年齢54.0歳)、主任32万7,143円(同50.1歳)、非管理職32万3,298円(同53.0歳)であった【表7】。 【施設調査表型-2~8】

【表7】職位別の基本給月額

上段:件数 下段:割合

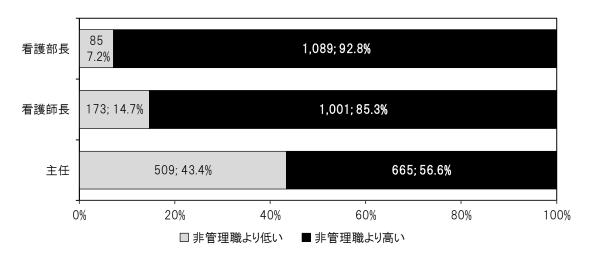
	25 万円 未満	25~30 万円未満	30~35 万円未満	35~40 万円未満	40~45 万円未満	45~50 万円未満	50 万円 以上	合計	平均 (円)
看護部長(専任)	44	137	211	365	481	211	364	1,813	407.570
(56.7 歳)	(2.4)	(7.6)	(11.6)	(20.1)	(26.5)	(11.6)	(20.1)	(100.0)	427,573
副看護部長	24	85	110	347	344	141	105	1,156	405.070
(54.1 歳)	(2.1)	(7.4)	(9.5)	(30.0)	(29.8)	(12.2)	(9.1)	(100.0)	405,373
看護師長	106	299	362	625	447	160	116	2,115	070.040
(54.0 歳)	(5.0)	(14.1)	(17.1)	(29.6)	(21.1)	(7.6)	(5.5)	(100.0)	370,949
副看護師長	83	137	157	377	164	25	11	954	250.000
(51.3 歳)	(8.7)	(14.4)	(16.5)	(39.5)	(17.2)	(2.6)	(1.2)	(100.0)	350,882
主任	228	440	366	461	198	33	19	1,745	007.140
(50.1 歳)	(13.1)	(25.2)	(21.0)	(26.4)	(11.3)	(1.9)	(1.1)	(100.0)	327,143
専門職	63	138	177	145	142	10	5	580	005.000
(43.9 歳)	(10.9)	(23.8)	(30.5)	(25.0)	(7.2)	(1.7)	(10.9)	(100.0)	325,692
非管理職	251	475	504	488	167	29	10	1,924	222 200
(53.0 歳)	(13.0)	(24.7)	(26.2)	(25.4)	(8.7)	(1.5)	(0.5)	(100.0)	323,298

<sup>\*( )</sup>内は平均年齢

#### 3) 非管理職と上位職との基本給月額の逆転

病院の看護管理者に、病院内で各職位ごとに基本給が最も高い者の基本給月額を尋ねたところ、非管理職と上位職との基本給月額に逆転が見られた病院の割合は、「看護部長が非管理職より低い」病院で7.2%、「看護師長が非管理職より低い」病院で14.7%、「主任が非管理職より低い」病院で43.4%であった【図4】。なお、病院内で基本給が最も高い者の基本給月額について、すべての職位に回答のあった病院を対象として算出している。

【図4】基本給月額に逆転が見られた病院の割合(n=1,174)



\*グラフ内の数値は、件数:割合を表している。

#### 4) 設置主体別の看護部長の基本給月額

病院の看護管理者に、病院内で各職位ごとに基本給が最も高い者の基本給月額を尋ねたところ、設置主体別の看護部長(専任)の基本給月額の平均は、「国」42万1,643円(平均年齢56.8歳)、「都道府県・市町村等」42万8,722円(同56.4歳)、「公的医療機関」43万391円(同56.3歳)、「医療法人・個人」41万9,251円(同56.8歳)であった【表8】。 【施設調査表VIII-2】

【表8】 設置主体別の看護部長の基本給月額

上段:件数 下段:割合

30 万円 未満	30-35 万円 未満	35-40 万円 未満	40-45 万円 未満	45-50 万円 未満	50-55 万円 未満	55-60 万円 未満	60 万円 以上	合計	平均 (円)
0	0	30	44	22	2	0	0	98	401.640
(0.0)	(0.0)	(30.6)	(44.9)	(22.4)	(2.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	421,643
4	4	56	185	63	10	1	2	325	428,722
(1.2)	(1.2)	(17.2)	(56.9)	(19.4)	(3.1)	(0.3)	(0.6)	(100.0)	428,722
1	5	41	72	25	10	5	2	161	420.201
(0.6)	(3.1)	(25.5)	(44.7)	(15.5)	(6.2)	(3.1)	(1.2)	(100.0)	430.391
0	0	2	9	3	10	14	4	42	E00.001
(0.0)	(0.0)	(4.8)	(21.4)	(7.1)	(23.8)	(33.3)	(9.5)	(100.0)	528,821
159	163	162	128	71	71	47	118	919	419,251
(17.3)	(17.7)	(17.6)	(13.9)	(7.7)	(7.7)	(5.1)	(12.8)	(100.0)	419,231
0	1	5	2	8	7	1	5	29	491.014
(0.0)	(3.4)	(17.2)	(6.9)	(27.6)	(24.1)	(3.4)	(17.2)	(100.0)	491.014
6	15	17	9	5	7	2	6	67	411 505
(9.0)	(22.4)	(25.4)	(13.4)	(7.5)	(10.4)	(3.0)	(9.0)	(100.0)	411,525
10	21	48	29	14	10	6	21	159	442,747
(6.3)	(13.2)	(30.2)	(18.2)	(8.8)	(6.3)	(3.8)	(13.2)	(100.0)	442,747
1	2	4	3	0	1	0	2	13	405.460
(7.7)	(15.4)	(30.8)	(23.1)	(0.0)	(7.7)	(0.0)	(15.4)	(100.0)	425,462
181	211	365	481	211	128	76	160	1,813	407.570
(10.0)	(11.6)	(20.1)	(26.5)	(11.6)	(7.1)	(4.2)	(8.8)	(100.0)	427,573
	未満 0 (0.0) 4 (1.2) 1 (0.6) 0 (0.0) 159 (17.3) 0 (0.0) 6 (9.0) 10 (6.3) 1 (7.7)	万円 未満   万円 未満   万円 未満   万円 (0.0)   (0.0)   (0.0)   (0.0)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1.2)   (1	万円 未満   万円 未満   万円 未満   万円 未満   万円 未満   万円 未満   0	万円 未満	万円 未満   7万円 未満   7万円 未満   7万円 未満   7万円 未満   70 (0.0) (0.0) (30.6) (44.9) (22.4)   (44.9) (22.4)   (44.9) (22.4)   (44.9) (22.4)   (44.9) (22.4)   (17.2) (56.9) (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.5)   (19.4)   (19.5)   (19.4)   (19.5)   (19.4)   (19.5)   (19.4)   (19.5)   (19.4)   (19.4)   (19.5)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)   (19.4)	万円 未満   10   (0.0)   (0.0)   (30.6)   (44.9)   (22.4)   (2.0)   (44.9)   (22.4)   (2.0)   (12.2)   (17.2)   (56.9)   (19.4)   (3.1)   (12.2)   (12.2)   (17.2)   (56.9)   (19.4)   (3.1)   (12.2)   (12.2)   (17.2)   (56.9)   (19.4)   (3.1)   (0.6)   (3.1)   (25.5)   (44.7)   (15.5)   (6.2)   (0.6)   (3.1)   (25.5)   (44.7)   (15.5)   (6.2)   (0.0)   (0.0)   (4.8)   (21.4)   (7.1)   (23.8)   (15.9)   (16.3)   (17.7)   (17.6)   (13.9)   (7.7)   (7.7)   (17.3)   (17.7)   (17.6)   (13.9)   (7.7)   (7.7)   (17.3)   (17.7)   (17.6)   (13.9)   (27.6)   (24.1)   (17.2)   (6.9)   (27.6)   (24.1)   (17.2)   (6.9)   (27.6)   (24.1)   (10.4)   (10.3)   (13.2)   (30.2)   (18.2)   (8.8)   (6.3)   (13.2)   (30.2)   (18.2)   (8.8)   (6.3)   (17.7)   (15.4)   (30.8)   (23.1)   (0.0)   (7.7)   (15.4)   (30.8)   (23.1)   (0.0)   (7.7)   (15.4)   (30.8)   (23.1)   (0.0)   (7.7)   (15.4)   (30.8)   (23.1)   (0.0)   (7.7)   (15.4)   (30.8)   (23.1)   (30.0)   (23.1)   (30.0)   (23.1)   (30.0)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.2)   (30.	30万円 未満         万円 未満         大円 (2.0.0)         (0.0.0)         (0.0.0)         (44.9)         (22.4)         (2.0.0)         (0.3.1)         (0.3.3)           1         5         41         72         25         10         5           (0.6)         (3.1)         (25.5)         (44.7)         (15.5)         (6.2)         (3.1)           0         0         2         9         3         10         14           (0.0)         (0.0)         (4.8)         (21.4)         (7.1)         (23.8)         (33.3)           159         163         162         128         71         71         47           (17.3)         (17.7)         (17.6)         (13.9)         (7.7)         (7.7)         (5.1)           0         1         5 </td <td>  万円 未満 万円 大高 万円 未満 万円 未満 万円 大高 万円 大高 万円 大高 以上</td> <td>30万円 未満         万円 未満         本満         200         00         98           (0.0)         (0.0)         (30.6)         (44.9)         (22.4)         (2.0)         (0.0)         (0.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         &lt;</td>	万円 未満 万円 大高 万円 未満 万円 未満 万円 大高 万円 大高 万円 大高 以上	30万円 未満         万円 未満         本満         200         00         98           (0.0)         (0.0)         (30.6)         (44.9)         (22.4)         (2.0)         (0.0)         (0.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         <

#### 5) 稼働病床別の看護部長の基本給月額

病院の看護管理者に、病院内で各職位ごとに基本給が最も高い者の基本給月額を尋ねたところ、稼働病床別の看護部長(専任)の基本給月額の平均は、「99 床以下」41 万 922 円 (平均年齢 56.0 歳)、「500 床以上」46 万 8,845 円 (同 57.3 歳) であり、病床規模が大きい病院で高くなっていた【表 9】。【施設調査表 VIII-2】

【表 9】 稼働病床別の看護部長の基本給月額

上段:件数 下段:割合

	30 万円 未満	30-35 万円 未満	35-40 万円 未満	40-45 万円 未満	45-50 万円 未満	50-55 万円 未満	55-60 万円 未満	60 万円 以上	合計	平均 (円)
99 床以下	50	65	81	76	32	26	16	32	378	440.000
(56.0 歳)	(13.2)	(17.2)	(21.4)	(20.1)	(8.5)	(6.9)	(4.2)	(8.5)	(100.0)	410,922
100-199 床	86	82	136	152	55	40	27	61	639	400 175
(56.9 歳)	(13.5)	(12.8)	(21.3)	(23.8)	(8.6)	(6.3)	(4.2)	(9.5)	(100.0)	420,175
200-299 床	22	33	67	89	32	17	9	21	290	400,000
(56.7 歳)	(7.6)	(11.4)	(23.1)	(30.7)	(11.0)	(5.9)	(3.1)	(7.2)	(100.0)	423,288
300-399 床	8	11	34	67	28	19	9	24	200	401.050
(56.9 歳)	(4.0)	(5.5)	(17.0)	(33.5)	(14.0)	(9.5)	(4.5)	(12.0)	(100.0)	461,852
400-499 床	3	6	19	35	23	7	7	8	108	450 101
(56.5 歳)	(2.8)	(5.6)	(17.6)	(32.4)	(21.3)	(6.5)	(6.5)	(7.4)	(100.0)	450,181
500 床以上	2	4	10	38	30	12	4	10	110	460.045
(57.3 歳)	(1.8)	(3.6)	(9.1)	(34.5)	(27.3)	(10.9)	(3.6)	(9.1)	(100.0)	468,845
無回答	10	10	18	24	11	7	4	4	88	400 701
(56.7 歳)	(11.4)	(11.4)	(20.5)	(27.3)	(12.5)	(8.0)	(4.5)	(4.5)	(100.0)	409,701
合計	181	211	365	481	211	128	76	160	1,813	407.570
(56.7 歳)	(10.0)	(11.6)	(20.1)	(26.5)	(11.6)	(7.1)	(4.2)	(8.8)	(100.0)	427,573

#### 4. 初任給

#### 1) 行政区分別の初任給

新卒看護師の初任給の基本給月額の平均は、看護3年課程卒19万6,368円、看護系大学卒20万3,262円、看護系大学院卒20万7,464円であった。

行政区分別の初任給の基本給月額の平均は、特別区(東京 23 区)が看護 3 年課程卒 20 万 9,468 円、看護系大学卒 21 万 6,192 円、看護系大学大学院卒 21 万 9,673 円と最も高い【表 10】。【施設調査 表VII- $1\sim3$ 】

【表 10】 行政区分別の初任給の基本給月額

上段:平均(円) 下段:件数

	看護3年課程卒	看護系大学卒	看護系大学大学院卒
特別区(東京 23 区)	209,468	216,192	219,673
村州区(東京 23 区)	94	78	49
ひん お ウ 初 ナ	197,554	203,685	207,850
政令指定都市	404	361	208
市	195,965	202,976	206,764
m	1,631	1,389	776
DT ++	191,995	199,813	206,410
町村	250	213	122
無回答	197,968	201,730	206,773
無凹台	25	20	11
A=1	196,368	203,262	207,464
合計	2,404	2,061	1,166

#### 2) 設置主体別の初任給

設置主体別の初任給の基本給月額の平均は、「学校法人」が看護 3 年課程卒 20 万 1,298 円、看護系大学卒 20 万 9,072 円と最も高い【表 11】。【施設調査 表WI-1~3】

【表 11】 設置主体別の初任給の基本給月額

上段:平均(円) 下段:件数

	看護3年課程卒	看護系大卒	看護系大学大学院卒
国	189,312	198,753	207,281
<u>=</u>	121	119	83
都道府県、市町村、地方独立行	194,303	202,974	212,940
政法人、公立大学法人	443	433	215
A. 如医康 機則	196,867	204,207	208,062
公的医療機関	195	190	113
<b>社会保险即任日</b> 体	200,593	207,672	212,069
社会保険関係団体	55	53	29
医病汁 1.4回 1	196,743	202,793	204,277
医療法人・個人	1,229	930	545
<b>学</b> 技法 1	201,298	209,072	215,350
学校法人	58	58	40
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	198,255	204,528	209,744
公益社団法人、公益財団法人	87	80	39
<b>3.0</b> 曲	198,632	204,474	207,054
その他	204	188	97
<b>年</b> 同饮	201,917	205,000	209,200
無回答	12	10	5
A=1	196,368	203,262	207,464
合計	2,404	2,061	1,166

#### 3) 稼働病床別の初任給

稼働病床別の初任給の基本給月額の平均は、看護3年課程卒、看護系大学卒、看護系大学大学院とも小規模病院で低い傾向がみられた【表12】。【施設調査表WI-1~3】

【表 12】稼働病床別の初任給の基本給月額

上段:平均(円) 下段:件数

	看護3年課程卒	看護系大卒	看護系大学大学院卒
99 床以下	194,948	202,384	205,606
99 床以下	581	440	240
100~199 床	196,115	201,928	204,761
100~199 从	766	645	341
200~299 床	196,888	203,559	207,833
200 539 次	357	317	174
300~399 床	199,393	206,504	209,839
200 33.9 次	242	236	127
400~499 床	196,402	203,738	208,729
400. 439 次	133	129	85
500 床以上	199,350	206,454	214,612
300 从以上	187	183	136
無回答	193,035	200,932	206,219
<b>米</b> 国日	138	111	63
合計	196,368	203,262	207,464
	2,404	2,061	1,166

#### 4) 都道府県別の初任給

都道府県別の初任給の基本給月額の平均は、神奈川県、埼玉県、東京都、大阪府が看護3年課程卒で20万5,000円以上、看護系大学卒で21万0,000円以上と高い【表13】。なお、看護系大学大学院卒については、都道府県別に充分な回答数となっていないため算出していない。

【表 13】 都道府県別の初任給の基本給月額

上段:平均(円) 下段:件数

所在地	看護3年 課程卒	看護系 大学卒	所在地	看護3年 課程卒	看護系 大学卒	所在地	看護3年 課程卒	看護系 大学卒
北海道	191,516	198,213	石川県	192,636	201,143	岡山県	195,201	199,947
北海坦	184	152	ねが来	33	28	凹山乐	74	70
青森県	183,721	191,881	福井県	190,952	199,550	広島県	191,018	197,125
日林木	38	31	田川木	21	20	Д出水	84	68
岩手県	188,528	195,412	山梨県	200,964	204,500	山口県	189,449	197,110
41 1 7/4	36	34	田木木	28	24	ΠΙΧ	51	41
宮城県	193,642	200,844	長野県	195,568	203,049	徳島県	197,800	207,063
口水水	33	27	及訂示	44	41	心出水	20	16
秋田県	186,857	197,500	岐阜県	197,050	203,129	香川県	191,392	199,482
水田水	21	18	攻千木	38	35	日川禾	24	22
山形県	196,613	204,909	静岡県	202,826	209,696	愛媛県	191,743	196,600
四///示	24	23	HT IMI ST	58	55	<b>夕</b>	35	35
福島県	190,730	197,931	愛知県	201,114	208,386	高知県	186,393	194,300
田山水	37	29	<b>支</b> 加示	93	87	同八八	28	20
茨城県	194,783	205,222	三重県	197,800	206,863	福岡県	191,857	200,454
-X7%.7K	46	36	一主术	40	35	田門不	96	80
栃木県	199,241	206,320	滋賀県	200,573	206,140	佐賀県	183,368	195,455
אנייונייור	29	25	724 52 71	26	20	L C	19	11
群馬県	197,547	201,397	京都府	195,811	200,750	長崎県	184,050	192,067
4T MJ 2TC	43	39	N/ HINN	53	48	及門禾	40	30
埼玉県	207,693	210,888	大阪府	206,130	211,298	熊本県	183,460	191,732
利亚尔	81	65	八极小	140	123	が大が	65	44
千葉県	204,612	209,945	兵庫県	203,300	209,614	大分県	191,093	195,571
一大水	83	78	八千八	96	90	7777	43	35
東京都	207,299	214,030	奈良県	202,259	208,452	宮崎県	179,519	187,720
未水即	135	115	<b>水及</b> 米	29	25		27	25
神奈川県	208,463	214,053	和歌山県	195,538	205,016	鹿児島県	185,800	193,458
作汞川汞	97	83	和政田东	24	19	此儿田木	35	24
新潟県	193,375	198,873	鳥取県	193,000	198,143	沖縄県	187,796	195,065
利/何尔	52	51	河水水	18	14	/丁小电元	25	20
富山県	193,303	201,148	島根県	189,668	198,278	無回答	190,000	196,800
田山木	33	27	西似东	19	18	<b>派四日</b>	6	5

#### 5. 時間外手当

#### 1) 時間外手当額

時間外手当の「支給対象者である」と回答した者の割合は、非管理職 94.6%、中間管理 職 73.1%、管理職 14.7%であった【表 14】。

時間外手当の支給対象者について、2013年1月に支給された時間外手当額(2012年12 月稼働分) は、平均2万5,342円で、「1万円未満」が23.7%で最も多く、次いで、「1~2 万円未満」15.4%、「支給されていない」12.7%であった【表 15】。【個人調査 表Ⅲ-1-1)  $\sim$ -1-2)

【表 14】時間外手当の支給対象者

上段:件数 下段:割合

	支給対象 である	支給対象 ではない	無回答	合計
スタッフ(非管理職)	1,273	53	20	1,346
	(94.6)	(3.9)	(1.5)	(100.0)
中間管理職	373	126	11	510
	(73.1)	(24.7)	(2.2)	(100.0)
管理職	10	56	2	68
	(14.7)	(82.4)	(2.9)	(100.0)
非管理職で高度専門性を活かした役割	27	2	0	29
	(93.1)	(6.9)	(0.0)	(100.0)
その他	27	1	0	28
	(96.4)	(3.6)	(0.0)	(100.0)
無回答	2	0	1	3
	(66.7)	(0.0)	(33.3)	(100.0)
승하	1,712	238	34	1,984
	(86.3)	(12.0)	(1.7)	(100.0)

【表 15】 2013 年 1 月に支給された時間外手当額 上段:件数 下段:割合

	非管理職	中間管理職	全体
支給されていない(0円)	158	48	218
メルロ こうし こうじょうしょう	(12.4)	(12.9)	(12.7)
   1 万円未満	338	58	406
. 231 3212/19	(26.6)	(15.5)	(23.7)
   1~2 万円未満	204	47	263
231 3214763	(16.0)	(12.6)	(15.4)
2~3 万円未満	142	39	188
	(11.2)	(10.5)	(11.0)
3~4万円未満	117	36	155
2 4.77.1 1V/Vimi	(9.2)	(9.7)	(9.1)
4~5 万円未満	64	22	89
	(5.0)	(5.9)	(5.2)
5~6 万円未満	43	23	69
	(3.4)	(6.2)	(4.0)
6~7 万円未満	35	17	53
	(2.7)	(4.6)	(3.1)
7~8 万円未満	19	15	37
	(1.5)	(4.0)	(2.2)
8~9万円未満	13	7	20
	(1.0)	(1.9)	(1.2)
9~10 万円未満	12	13	25
	(0.9)	(3.5)	(1.5)
10 万円以上	20	27	54
	(1.6)	(7.2)	(3.2)
無回答	108	21	135
	(8.5)	(5.6)	(7.9)
合計	1,273	373	1,712
	(100.0)	(100.0)	(100.0)
平均(円)	21,621	36,264	25,342

#### 2) 時間外労働時間

2013 年 1 月に支給された時間外手当額(2012 年 12 月稼働分)の算出対象となった期間に実際に行った時間外労働時間の平均は 14.6 時間であり、「5 時間未満」 14.5%、「 $5\sim 10$  時間未満」 11.4%、「 $10\sim15$  時間未満」 11.7%などであった。

さらに、時間外手当が支払われた時間の平均は8.7時間であり、5時間未満」22.4%、 $5\sim10$ 時間未満」13.6%、 $10\sim15$ 時間未満」8.6%などであった。

なお、中間管理職については、実際に行った時間外労働時間の平均は 17.9 時間であり、時間外手当が支払われた時間の平均は、11.0 時間であった【表 16】。【個人調査 表III-1-3)  $\sim -1-4$ )】

【表 16】実際に行った時間外労働時間と時間外手当が支払われた時間

上段:件数 下段:割合

	非管理職		中間管	<b>管理職</b>	全体		
	実際に行った 時間外労働時間	時間外手当が 支払われた時間	実際に行った 時間外労働時間	時間外手当が 支払われた時間	実際に行った 時間外労働時間	時間外手当が 支払われた時間	
残業していない	54	133	16	41	75	184	
(0 時間)	(4.2)	(10.4)	(4.3)	(11.0)	(4.4)	(10.7)	
5 時間未満	192	300	51	77	248	383	
り時间不過	(15.1)	(23.6)	(13.7)	(20.6)	(14.5)	(22.4)	
5~10 時間未満	142	166	43	52	195	232	
5~10 时间未凋	(11.2)	(13.0)	(11.5)	(13.9)	(11.4)	(13.6)	
10~15 時間未満	156	111	37	31	200	147	
10.013 时间不凋	(12.3)	(8.7)	(9.9)	(8.3)	(11.7)	(8.6)	
15~20 時間未満	94	67	27	21	128	92	
13、20 时间不凋	(7.4)	(5.3)	(7.2)	(5.6)	(7.5)	(5.4)	
20~30 時間未満	121	46	39	29	167	79	
20.900 时间不测	(9.5)	(3.6)	(10.5)	(7.8)	(9.8)	(4.6)	
30~40 時間未満	50	17	23	21	77	43	
30~40 时间木间	(3.9)	(1.3)	(6.2)	(5.6)	(4.5)	(2.5)	
40~50 時間未満	27	9	17	7	47	17	
40.900时间不凋	(2.1)	(0.7)	(4.6)	(1.9)	(2.7)	(1.0)	
50~60 時間未満	6	1	9	1	16	2	
50~60 时间不凋	(0.5)	(0.1)	(2.4)	(0.3)	(0.9)	(0.1)	
60 時間以上	13	3	11	1	24	4	
00 時间以上	(1.0)	(0.2)	(2.9)	(0.3)	(1.4)	(0.2)	
無回答	418	420	100	92	535	529	
無四百	(32.8)	(33.0)	(26.8)	(24.7)	(31.3)	(30.9)	
<u></u>	1,273	1,273	373	373	1,712	1,712	
合計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
平均(時間)	13.4	7.7	17.9	11.0	14.6	8.7	

#### Ⅱ. 賃金制度

#### 1. 賃金表の有無

賃金表の有無については、「賃金表がない」と回答した病院が17.2%、さらに、賃金表がある病院のうち、賃金表を「公開していない」と回答した病院が42.2%であった。

稼働病床別にみると、規模が小さくなるに伴い「賃金表がない」および「賃金表を公開をしていない」と回答した病院の割合が高くなっていた【表 17】。

賃金表の未整備は、看護職員にとって賃金決定が不明瞭となる。安心して働き続けられる賃金制度の整備が課題である。【施設調査表Ⅲ-1~2)】

【表 17】 稼働病床別の賃金表の有無と公開状況

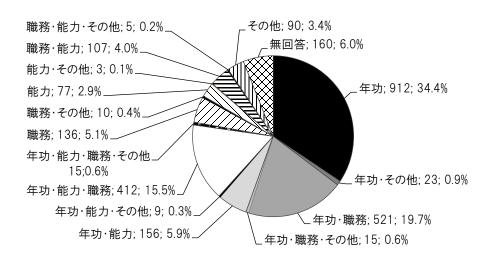
上段:件数 下段:割合

	賃金表の有無				賃金表の公開状況			
	賃金表がある	賃金表が ない	無回答	合計	賃金表を 公開して いる	賃金表を 公開して いない	無回答	合計
99 床以下	499	180	1	680	217	270	12	499
99 床以下	(73.4)	(26.5)	(0.1)	(100.0)	(43.5)	(54.1)	(2.4)	(100.0)
100~199 床	682	157	1	840	332	340	10	682
100~199 床	(81.2)	(18.7)	(0.1)	(100.0)	(48.7)	(49.9)	(1.5)	(100.0)
200~299 床	324	57	0	381	189	130	5	324
200~299 /	(85.0)	(15.0)	(0.0)	(100.0)	(58.3)	(40.1)	(1.5)	(100.0)
300~399 床	234	17	0	251	164	67	3	234
300~399 床	(93.2)	(6.8)	(0.0)	(100.0)	(70.1)	(28.6)	(1.3)	(100.0)
400~499 床	135	5	0	140	101	34	0	135
400~499 /	(96.4)	(3.6)	(0.0)	(100.0)	(74.8)	(25.2)	(0.0)	(100.0)
500 # N L	186	4	0	190	154	30	2	186
500 床以上	(97.9)	(2.1)	(0.0)	(100.0)	(82.8)	(16.1)	(1.1)	(100.0)
無同次	132	35	2	169	76	54	2	132
無回答	(78.1)	(20.7)	(1.2)	(100.0)	(57.6)	(40.9)	(1.5)	(100.0)
스타	2,192	455	4	2,651	1,233	925	34	2,192
合計	(82.7)	(17.2)	(0.2)	(100.0)	(56.3)	(42.2)	(1.6)	(100.0)

#### 2. 賃金決定に用いている基準

病院が賃金決定に用いている基準について、少なくとも一部に「年功(年齢・勤続年数等)」を採用している病院が77.8%であり、「年功のみ」に限定すると34.4%となっていた。 一方、「年功」を採用していない病院は16.1%であった【図5、表18】。【施設調査表Ⅲ-4】 なお、調査票上では複数回答で質問したが、単回答となるように集計している。

#### 【図 5】 賃金決定に用いている基準 (n=2,651)



【表 18】賃金決定に用いている基準

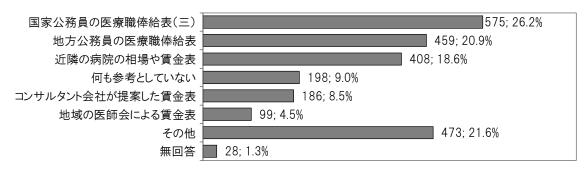
上段:件数 下段:割合

年功	912	職務	136
+93	(34.4)	4以1万	(5.1)
年功・その他	23	   職務・その他	10
平列 飞00 個	(0.9)	1成7万~と 0万   世	(0.4)
   年功・職務	521	   能力	77
十岁,	(19.7)	能力	(2.9)
年功・職務・その他	15	能力・その他	3
平列・戦務・その他	(0.6)	能力・その他	(0.1)
年功·能力	156	□職務・能力	107
平列-能力	(5.9)	明の分・日にフリ	(4.0)
年功・能力・その他	9	職務・能力・その他	5
平列・配列・その他	(0.3)	中政 才方 「 中区 ノリー・ で	(0.2)
年功・能力・職務	412	その他	90
十岁 能力 報務	(15.5)	ての他	(3.4)
年功・能力・職務・その他	15	無回答	160
十岁。祀り、城が、てりに	(0.6)		(6.0)
		合計	2,651
			(100.0)

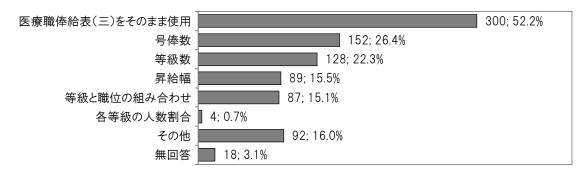
#### 3. 医療職俸給表 (三) の参考状況

看護職員の賃金表が「ある」と回答した病院について、賃金表作成に「国家公務員俸給表(三)を参考としている」病院は 26.2%であった【図 6】。このうち、医療職俸給表(三)で参考とした情報について、「そのまま使用している」と回答した病院は 52.2%であった【図 7】。【施設調査 表III-3-1) $\sim$ 2)】

#### 【図 6】賃金表作成に参考とした情報 (n=2,192)



#### 【図7】医療職給表(三)のうち参考とした情報 (n=575)



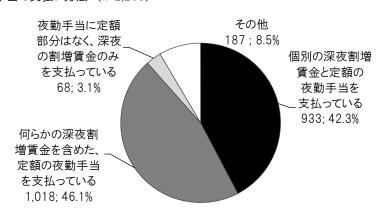
#### Ⅲ. 夜勤手当

#### 1. 夜勤手当の支払い方法

夜勤手当の支払い方法について、夜勤の深夜時間帯の割増賃金の支払いを含めた状況をみると、「個別の深夜割増賃金と定額の手当を支払っている」と回答した病院が 42.3%であり、一方、「何らかの深夜割増賃金を含めた、定額の手当を支払っている※」病院が 46.1%であった【図 8】。【施設調査 表IX-2】

※「深夜時間帯の割増賃金を含めて、定額の夜勤手当のみを支払っている」42.3%、「定額の手当に加えて、定額の深夜時間帯の割増賃金を支払っている」3.9%。

#### 【図8】 夜勤手当の支払い方法 (n=2,206)

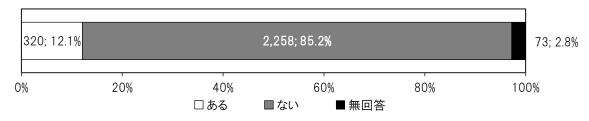


#### 2. 夜勤の負担に対する処遇

#### 1) 夜勤が一定回数を超えた場合の夜勤手当の増額や加算制度の有無

夜勤が一定回数を超えた場合の夜勤手当の増額や加算制度等の有無は、「ある」と回答した病院が12.1%、「ない」病院が85.2%であった【図9】。【施設調査表IX-3】

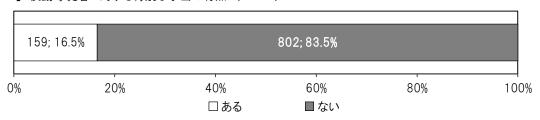
【図9】 夜勤が一定回数を超えた場合の夜勤の手当増額や加算制度などの有無 (n=2,651)



#### 2) 夜勤専従者に対する特別な手当の有無

夜勤専従者がいる病院における夜勤専従者に対する特別な手当の有無は、「ある」と回答した病院が16.5%、「ない」病院が83.5%であった【図10】。【施設調査表IX-5-1)】 夜勤を多く担っている者や夜勤専従者に対して、賃金処遇で報いる制度や仕組みが課題である。

【図 10】 夜勤専従者に対する特別な手当の有無 (n=961)



#### Ⅳ. 管理職の賃金制度

看護部長相当職の賃金制度について、「年俸制」を採用している病院は22.4%であった 【表19】。なお、稼働病床別では「99 床以下」28.5%、「100-199 床」27.5%、設置主体別では「医療法人・個人」34.4%が多い。【施設調査表XI-1-1)】

また、管理職手当については、相応分を基本給や役割給などで処遇している病院もあると考えられるが、「手当がある」割合をみると、「看護部長手当がある」79.1%、「看護師長手当がある」79.7%などであった【表 20】。

さらに、管理職手当がある病院について、管理職手当の算定方法をみると、いずれの職位も「定額(等級によらず一律)」が約6割を占める【表21】。【施設調査表XI-1-1)~4-3)】

【表 19】 年俸制の有無

上段:件数 下段:割合

	年俸制である	年俸制ではない	無回答	合計
看護部長相当職	593	1,837	221	2,651
	(22.4)	(69.3)	(8.3)	(100.0)
副看護部長相当職	164	1,429	1,058	2,651
	(6.2)	(53.9)	(39.9)	(100.0)
看護師長相当職	211	2,327	113	2,651
	(8.0)	(87.8)	(4.3)	(100.0)
副看護師長相当職	42	1,557	1,052	2,651
	(1.6)	(58.7)	(39.7)	(100.0)

【表 20】 管理職手当の有無(年俸制の有無にかかわらず全病院)

上段:件数 下段:割合

	ある	ない	無回答	合計
看護部長相当職	2,098	323	230	2,651
	(79.1)	(12.2)	(8.7)	(100.0)
副看護部長相当職	1,355	267 (10.1)	1,029	2,651 (100.0)
看護師長相当職	2,112	436	103	2,651
	(79.7)	(16.4)	(3.9)	(100.0)
副看護師長相当職	1,050	560	1,041	2,651
	(39.6)	(21.1)	(39.3)	(100.0)

【表 21】 管理職手当の算定方法と管理職手当額(管理職手当がある病院)

上段:件数 下段:割合

	基本給等の 定率	定額(等級等によって異なる)	定額(等級等に よらず一律)	無回答	合計	管理職 手当額 平均(円)
看護部長相当職	302	572	1,193	31	2,098	81,307
	(14.4)	(27.3)	(56.9)	(1.5)	(100.0)	,
副看護部長相当職	217	356	764	18	1,355	60,856
即有破印及伯马城	(16.0)	(26.3)	(56.4)	(1.3)	(100.0)	00,030
看護師長相当職	258	484	1,339	31	2,112	45,439
<b>有</b> 透削	(12.2)	(22.9)	(63.4)	(1.5)	(100.0)	40,439
副看護師長相当職	119	210	704	17	1,050	26,159
即有透削文化 1 報	(11.3)	(20.0)	(67.0)	(1.6)	(100.0)	20,109

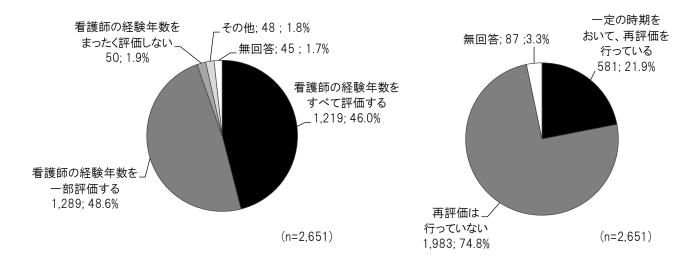
#### V. 既卒の看護師の賃金処遇

既卒の看護師を中途採用(経験者採用)する場合の賃金処遇における経験年数に対する評価は、看護師の経験年数を「一部評価する」48.6%、「すべて評価する」46.0%、「まったく評価しない」1.9%であった。

また、採用後の賃金処遇について、「再評価は行っていない」74.8%、「一定の時期をおいて、再評価を行っている」21.9%であり、再就業した看護職のキャリアが十分に評価されていない可能性が指摘できる【図 11、12】。【施設調査 表VI-1-1) $\sim 2$ )】

【図 11】 既卒の看護師の賃金処遇 (経験年数に対する評価)

【図 12】 既卒の看護師の賃金処遇 (採用後の再評価)



#### VI. 専門看護師・認定看護師の処遇

専門看護師、認定看護師の処遇について、基本給で特別な評価をしていない病院はそれぞれ79.1%、76.8%であった【表 22】。

また、手当の有無をみると、専門看護師、認定看護師の手当がない病院はそれぞれ 76.6%、69.9%、手当額の平均は専門看護師 12,926 円、認定看護師 11,006 円であった。手当が支給されている場合、専門看護師、認定看護師として業務に従事する程度によって手当を支給しない、または支給額に制限がある病院は、専門看護師 28.0%、認定看護師 26.0%であった。【施設調査 表X-1-1)~3)】

【表 22】 専門看護師・認定看護師の基本給の評価

上段:件数 下段:割合

	非管理職と 同じ賃金表で 等級を上げる 評価している	非管理職と 同じ賃金表で 号俸を上げる 評価をしている	賃金表では 特別な評価を していない	非管理職より 上位の職位の 賃金表で評価 している	その他	合計
専門看護師	25	28	506	35	46	640
<b>守门</b> 有 设 即	(3.9)	(4.4)	(79.1)	(5.5)	(7.2)	(100.0)
認定看護師	60	48	851	86	63	1,108
<b>心</b> 化 1 设	(5.4)	(4.3)	(76.8)	(7.8)	(5.7)	(100.0)

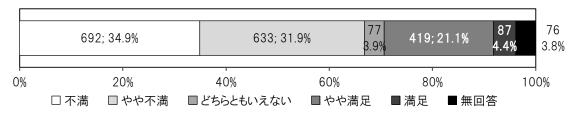
#### WI. 賃金に対する満足度と離職意向

#### 1. 賃金に対する満足度

#### 1) 給与総月額に対する全体としての満足度

給与総月額に対する全体としての満足度は、「満足」と回答した者が 4.4%、「やや満足」 21.1%であり、一方、「やや不満」 31.9%、「不満」 34.9%であった【図 13】。【個人調査 表 WII-1】

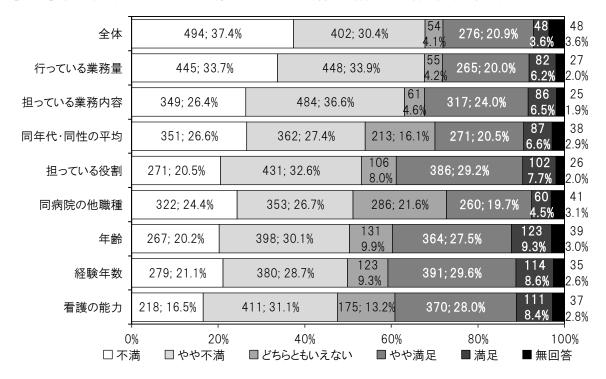
【図 13】 給与総月額に対する全体としての満足度(n=1,984)



#### 2) 給与総月額に対する項目別の満足度

フルタイム勤務の正規職員の非管理職について、給与総月額に対する全体としての満足度のうち不満に着目すると、「不満」「やや不満」と回答した割合が 67.8%であった。 項目別では「行っている業務量」「担っている業務内容」に対して、給与総月額が「不満」「やや不満」と回答した割合が、67.5%、63.0%と他の項目よりも高かった【図 14】。

【図 14】給与総月額に対する項目別の満足度(フルタイム勤務の正規職員の非管理職)(n=1,322)



#### 3) 年代別の給与総月額に対する項目別の満足度

フルタイム勤務の正規職員の非管理職について、給与総月額に対する全体としての満足度を年代別にみると、30歳代で「満足」「やや満足」と回答した割合が19.8%と最も低い。項目別では「同年代・同性の平均」に対する満足度は、20歳代36.9%、30歳代25.0%、40歳代23.0%、50歳代16.5%であり、年代が上がるに伴い低くなっていた【表23】。

【表 23】 年代別の給与総月額に対する項目別の満足度(「満足」と「やや満足」の合計)

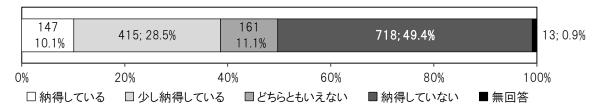
	(フルタイム勤務の正規職員の非管理職) 上段:件数 下段								下段:割合	
	全体	行っている 業務量	担っている 業務内容	担っている 役割	年齢	経験年数	看護能力	同病院の 他職種	同年代・ 同性の 平均	合計
20 歳代	100	103	137	184	217	213	194	127	151	409
20 成八	(24.4)	(25.2)	(33.5)	(45.0)	(53.1)	(52.1)	(47.4)	(31.1)	(36.9)	(100.0)
30 歳代	87	105	118	144	127	144	130	89	110	440
30 成化	(19.8)	(23.9)	(26.8)	(32.7)	(28.9)	(32.7)	(29.5)	(20.2)	(25.0)	(100.0)
40 歳代	92	93	101	107	92	97	99	68	69	300
40 成1 、	(30.7)	(31.0)	(33.7)	(35.7)	(30.7)	(32.3)	(33.0)	(22.7)	(23.0)	(100.0)
50 歳代	43	44	45	51	49	49	56	35	27	164
の成化	(26.2)	(26.8)	(27.4)	(31.1)	(29.9)	(29.9)	(34.1)	(21.3)	(16.5)	(100.0)
60 歳	1	2	2	2	2	2	2	1	1	5
00 成	(20.0)	(40.0)	(40.0)	(40.0)	(40.0)	(40.0)	(40.0)	(20.0)	(20.0)	(100.0)
無回答	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
無凹合	(25.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
全体	324	347	403	488	487	505	481	320	358	1,322
土冲	(24.5)	(26.2)	(30.5)	(36.9)	(36.8)	(38.2)	(36.4)	(24.2)	(27.1)	(100.0)

#### 4) 定期的な昇給額に対する納得度と給与総月額に対する全体としての満足度

#### (1) 定期的な昇給額に対する納得度

定期昇給があると回答した者について、定期的な昇給額に対する納得度は、「納得している」割合が 10.1%、「少し納得している」 28.5%であり、一方、「納得していない」 49.4%であった【図 15】。【個人調査 表WI-3】

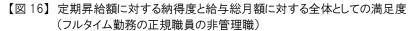
【図 15】 定期的な昇給額に対する納得度 (n=1,454)

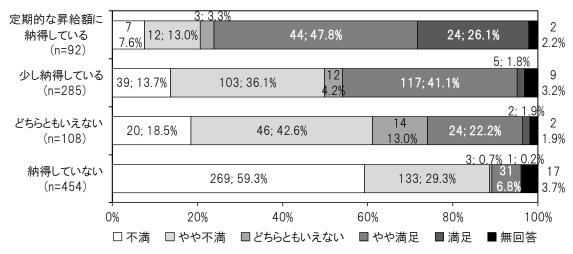


#### (2) 定期的な昇給額に対する納得度と給与総月額に対する満足度

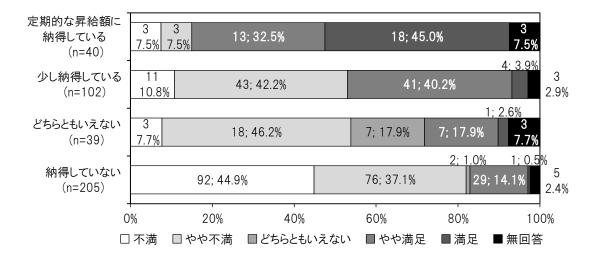
定期的な昇給があると回答したフルタイム勤務の正規職員について、非管理職と中間管理職では、定期的な昇給額に「納得している」と回答した割合がそれぞれ 9.7%、10.3%、「少し納得している」30.0%、26.2%である一方、「納得していない」47.8%、52.7%であった。

定期的な昇給額に「納得している」と回答した者では、非管理職、中間管理職ともに給与総月額に対する全体としての満足度に「満足」「やや満足」と回答した割合が7割を超えているのに対して、定期的な昇給額に「納得していない」と回答した者では1割程度と低い【図16、17】。





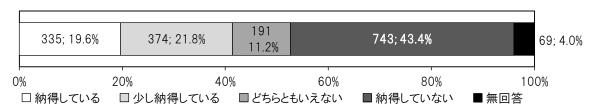
#### 【図 17】 定期昇給額に対する納得度と給与総月額に対する満足度 (フルタイム勤務の正規職員の中間管理職)



#### 5) 支給される時間外手当に対する納得度と給与総月額に対する全体としての満足度 (1) 支給される時間外手当に対する納得度

時間外手当の「支給対象である」と回答した者について、支給される時間外手当に対する納得度は、「納得している」割合が 19.6%、「少し納得している」 21.8%であり、一方、「納得していない」 43.4%であった【図 18】。【個人調査 表III-1-5)】

【図 18】 支給される時間外手当に対する納得度(n=1,712)

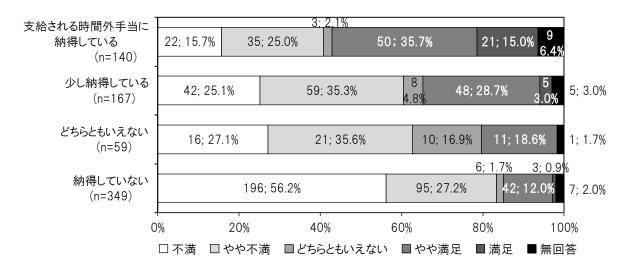


#### (2) 支給される時間外手当に対する納得度と給与総月額に対する全体としての満足度

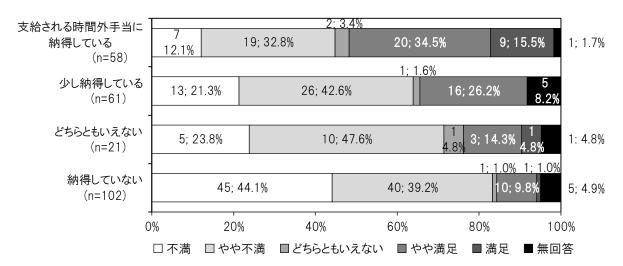
時間外手当の「支給対象である」と回答したフルタイム勤務の正規職員について、非管理職と中間管理職では、支給される時間外手当に「納得している」と回答した割合がそれぞれ 19.3%、23.7%、「少し納得している」 23.0%、24.9%である一方、「納得していない」 48.1%、41.6%であった。

時間外手当に「納得している」と回答した者では、非管理職、中間管理職ともに給与総 月額に対する全体としての満足度に「満足」「やや満足」と回答した割合が約5割である のに対して、時間外手当に「納得していない」と回答した者では約1割と低い【図19、20】。

【図 19】支給される時間外手当に対する納得度と給与総月額に対する全体としての満足度 (フルタイム勤務の正規職員の非管理職)



【図 20】支給される時間外手当の納得度と給与総月額に対する全体としての満足度 (フルタイム勤務の正規職員の中間管理職)

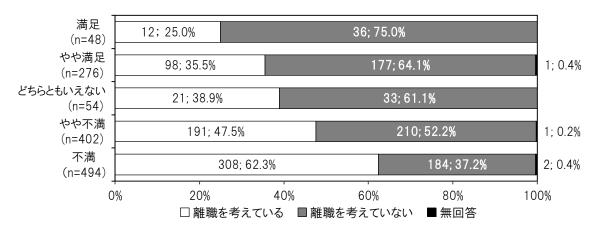


#### 2. 賃金に対する不満と離職意向

#### 1) 給与総月額に対する全体としての満足度と離職意向

フルタイム勤務の正規職員の非管理職について、給与総月額に対する全体としての満足 度別に離職意向をみると、「満足」と回答した者では現在の勤務先からの「離職を考えてい る」と回答した割合が25.0%に対して、「不満」と回答した者では62.3%であった【図21】。

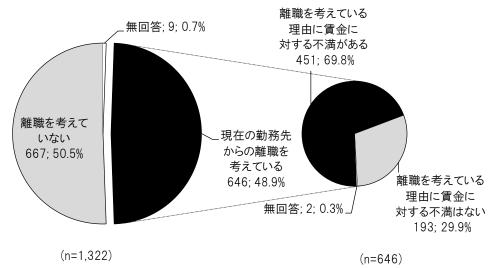
【図 21】 給与総月額に対する全体としての満足度と離職意向(フルタイム勤務の正規職員の非管理職)



#### 2) 離職意向と賃金に対する不満

フルタイム勤務の正規職員の非管理職について、現在の勤務先からの「離職を考えている」と回答した者は 48.9%で、このうち離職を考えている理由に「賃金に対する不満がある」割合が 69.8%であった【図 22】。

【図 22】離職意向と賃金に対する不満(フルタイム勤務の正規職員の非管理職)



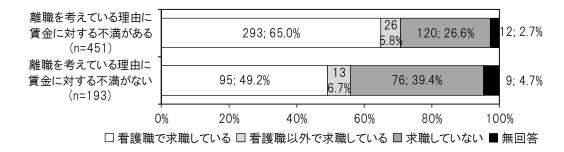
#### 3) 求職状況

現在の勤務先からの「離職を考えている」と回答したフルタイム勤務の正規職員の非管理職のうち、「看護職で求職している」と回答した者は 60.2%であった。

さらに、離職を考えている理由に、「賃金に対する不満がない」と回答した者では「看護職で求職している」割合が49.2%に対して、「賃金に対する不満がある」と回答した者では65.0%と高い【図23】。

離職を考えている理由に賃金に対する不満があることが、他施設への転職のきっかけとなる可能性が示唆される。

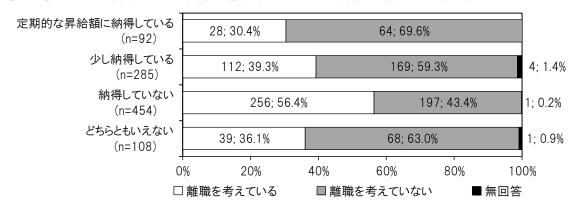
【図 23】求職状況(離職を考えている理由に賃金に対する不満の有無別)(フルタイム勤務の正規職員の非管理職)



#### 4) 定期的な昇給額に関する納得度と離職意向

フルタイム勤務の正規職員の非管理職のうち、定期的な昇給があると回答した者について、定期昇給額に「納得している」と回答した者では「離職を考えている」割合が30.4%に対して、「納得していない」と回答した者では56.4%であった【図24】。

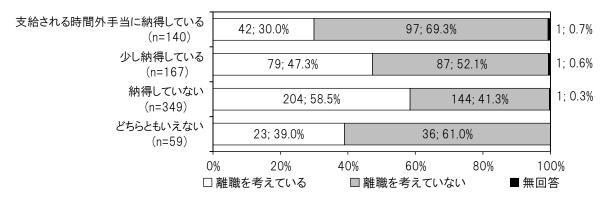
【図 24】 定期的な昇給額に対する納得度と離職意向(フルタイム勤務の正規職員の非管理職)



#### 5) 支給される時間外手当に対する納得度と離職意向

フルタイム勤務の正規職員の非管理職について、支給される時間外手当に「納得している」と回答した者では「離職を考えている」割合が30.0%に対して、「納得していない」と回答した者では58.5%であった【図25】。

【図 25】 支給される時間外手当に対する納得度と離職意向(フルタイム勤務の正規職員の非管理職)



#### Ⅲ. 初任給と新卒の看護職員の採用充足状況

初任給の基本給月額について、看護系大学と看護3年課程を卒業した者を同額に設定している病院の割合は16.0%であり、平均19万9,586円であった。また、看護系大学卒の初任給を看護3年課程卒より高く設定している病院では、看護3年課程卒19万6,185円、看護系大卒20万3.977円であった。

新卒の看護職員の採用充足状況について、看護系大学卒の初任給を看護3年課程卒より高く設定している病院では、「充足していない」と回答した割合が37.9%であるのに対して、同額に設定している病院では48.3%と高い【図26】。

【図 26】 初任給と新卒の看護職員の採用充足状況



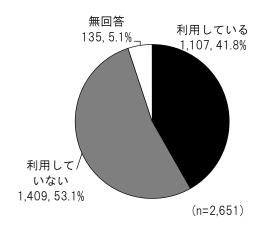
□ 充足していない □ やや充足していない □ やや充足している ■ 充足している ■ 無回答

#### 区. 有料職業紹介事業者の利用

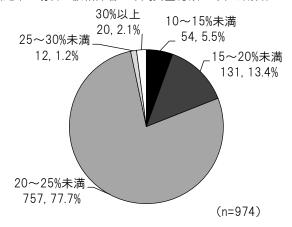
有料職業紹介事業者を利用している病院の割合は 41.8%であった【図 27】。行政区分別にみると、「特別区(東京 23 区)」63.8%、「政令指定都市」50.9%、「市」40.2%、「町村」29.8%と都市の病院で利用の割合が高い。また、稼働病床別では「500 床以上」が 19.5%と、大規模病院で低く、設置主体別では「医療法人・個人」が 54.0%と高い。

なお、有料職業紹介事業者を利用している病院で、看護師1人あたりの紹介手数料(斡旋料)を定率で支払っている974病院について、紹介手数料の平均は年間賃金総額の19.1%であった【図28】。【施設調査表XII-1~2】

【図 27】 有料職業紹介事業者の利用の有無



【図 28】 看護師 1 人あたりの紹介手数料 (定率の場合の被紹介者の年間賃金総額に対する割合)



# 第1章 施設調査

# I. 回答病院の概要

#### 1. 回答病院の概要

#### 1) 回答病院の所在地

回答病院の所在地は、「北海道」7.7%、「大阪府」5.9%、「東京都」5.8%、「福岡県」4.2% が多い。

表 I-1-1) 回答病院の所在地

	都道府県	政令指定都市· 特別区(東京 23 区)		都道府県	政令指定都市· 特別区(東京 23 区)
北海道	205 (7.7)	57 (10.6)	滋賀県	26 (1.0)	-
青森県	44 (1.7)		京都府	59 (2.2)	26 (4.8)
岩手県	42 (1.6)		大阪府	156 (5.9)	42 (7.8)
宮城県	38 (1.4)	17 (3.2)	兵庫県	103 (3.9)	25 (4.6)
秋田県	22 (0.8)		奈良県	31 (1.2)	-
山形県	26 (1.0)		和歌山県	25 (0.9)	-
福島県	44 (1.7)		鳥取県	19 (0.7)	-
茨城県	55 (2.1)		島根県	19 (0.7)	
栃木県	33 (1.2)		岡山県	78 (2.9)	22 (4.1)
群馬県	46 (1.7)		広島県	90 (3.4)	26 (4.8)
埼玉県	91 (3.4)	11 (2.0)	山口県	53 (2.0)	-
千葉県	92 (3.5)	19 (3.5)	徳島県	22 (0.8)	-
東京都	154 (5.8)	105 (19.5)	香川県	27 (1.0)	-
神奈川県	102 (3.8)	43 (8.0)	愛媛県	38 (1.4)	-
新潟県	56 (2.1)	17 (3.2)	高知県	32 (1.2)	-
富山県	35 (1.3)		福岡県	112 (4.2)	43 (8.0)
石川県	39 (1.5)		佐賀県	20 (0.8)	
福井県	23 (0.9)		長崎県	43 (1.6)	-
山梨県	31 (1.2)		熊本県	70 (2.6)	33 (6.1)
長野県	47 (1.8)		大分県	44 (1.7)	-
岐阜県	41 (1.5)		宮崎県	30 (1.1)	
静岡県	66 (2.5)	21 (3.9)	鹿児島県	36 (1.4)	
愛知県	103 (3.9)	29 (5.4)	沖縄県	28 (1.1)	
三重県	46 (1.7)	-	無回答	9 (0.3)	-
			合計	2,651 (100.0)	539 (100.0)

#### 2) 回答病院の行政区分

回答病院の行政区分は、「特別区(東京 23 区)」4.0%、「政令指定都市」16.4%、「市」 68.2%、「町村」10.4%であった。

表 I-1-2) 回答病院の行政区分

特別区(東京 23 区)	105
15万区(未示 25 区)	(4.0)
政令指定都市	434
以 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(16.4)
市	1,807
ıμ	(68.2)
町村	275
ሥJ <b>ተ</b> ን	(10.4)
無回答	30
無固合	(1.1)
合計	2,651
PAI	(100.0)

#### 3) 回答病院の設置主体

回答病院の設置主体は、「医療法人」51.6%が多く、次いで、「都道府県、市町村、地方独立行政法人、公立大学法人」18.0%、「公的医療機関」7.5%、「国」4.7%であった。

表 I-1-3) 回答病院の設置主体

国	125
· ·	(4.7)
   都道府県、市町村、地方独立行政法人、公立大学法人	477
都坦州东、中町州、地기独立门政法人、公立人于法人	(18.0)
八的医病機則	199
公的医療機関	(7.5)
<b>社会保险服务保持</b>	55
社会保険関係団体	(2.1)
医皮肤上	1,369
医療法人	(51.6)
/ER 1	41
個人	(1.5)
学校法人	61
子仪法人	(2.3)
**************************************	94
公益社団法人、公益財団法人	(3.5)
7.0/4	215
その他	(8.1)
4-D#	15
無回答	(0.6)
	2,651
合計	(100.0)
I	(100.0)

#### 4) 回答病院の稼働病床数

回答病院の稼働病床数は、「99 床以下」25.7%、「 $100\sim199$  床」31.7%、「 $200\sim299$  床」 14.4%、「 $300\sim399$  床」9.5%、「 $400\sim499$  床」5.3%、「500 床以上」7.2%であった。

表 I -1-4) 回答病院の稼働病床数

	200
99 床以下	680
00 1/2 1	(25.7)
100 100 🛱	840
100~199 床	(31.7)
<del></del>	381
200~299 床	(14.4)
000 000 🖶	251
300~399 床	(9.5)
400 400 🖶	140
400~499 床	(5.3)
500 F.N. I	190
500 床以上	(7.2)
	169
無回答	(6.4)
合計	2,651
	(100.0)

#### 5) 回答病院で最も多い病床種

回答病院で最も多い病床種は、「一般病床」65.5%、「療養病床」19.9%、「精神病床」10.5%、「その他」1.8%であった。

表 I-1-5) 病院で最も多い病床種

一般病床	1,736
一般外体	(65.5)
療養病床	528
冰食內体	(19.9)
   精神病床	279
THITMA	(10.5)
その他	48
C 07 IE	(1.8)
無回答	60
無四音	(2.3)
合計	2,651
日前	(100.0)

# Ⅱ. 採用充足状況

#### 1. 新卒の看護職員の採用充足状況

2012年度の新卒の看護職員の採用充足状況は、「充足している」と回答した病院が 17.1%、「やや充足している」 15.2%であり、一方、「やや充足していない」 19.2%、「充足していない」 40.4%であった。

表Ⅱ-1 新卒の看護職員の採用充足状況

		充足 している	やや充足 している	やや充足 していない	充足して いない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	25	8	21	44	7	105
	143312 (3)634 20 127	(23.8)	(7.6)	(20.0)	(41.9)	(6.7)	(100.0)
	政令指定都市	92 (21.2)	59 (13.6)	92 (21.2)	150 (34.6)	41 (9.4)	434 (100.0)
		291	297	335	746	138	1,807
行政区分	市	(16.1)	(16.4)	(18.5)	(41.3)	(7.6)	(100.0)
	町村	37	35	53	124	26	275
	四] 个]	(13.5)	(12.7)	(19.3)	(45.1)	(9.5)	(100.0)
	無回答	7	3	9 (20.0)	6	5 (40.7)	30
	<u> </u>	(23.3)	(10.0)	(30.0)	(20.0)	(16.7)	(100.0)
	国	(38.4)	(17.6)	(22.4)	(18.4)	(3.2)	(100.0)
	都道府県、市町村、	76	69	101	189	42	477
	地方独立行政法人、公立大学法人	(15.9)	(14.5)	(21.2)	(39.6)	(8.8)	(100.0)
	公的医療機関	42	36	47	66	8	199
		(21.1)	(18.1)	(23.6)	(33.2)	(4.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	(20.0)	5 (9.1)	15 (27.3)	21 (38.2)	(5.5)	55 (100.0)
-n		201	204	238	639	128	1,410
設置主体	医療法人·個人 	(14.3)	(14.5)	(16.9)	(45.3)	(9.1)	(100.0)
	学校法人	21	13	8	12	7	61
	于以為八	(34.4)	(21.3)	(13.1)	(19.7)	(11.5)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(17.0)	16 (17.0)	(26.6)	(21.0)	7 (7.4)	94 (100.0)
		(17.0)	35	(26.6)	(31.9) 83	(7.4) 15	215
		(16.3)	(16.3)	(21.9)	(38.6)	(7.0)	(100.0)
	無同僚	2	2	1	7	3	15
	無回答 	(13.3)	(13.3)	(6.7)	(46.7)	(20.0)	(100.0)
	99 床以下	108	69	97	318	88	680
		(15.9) 126	(10.1)	(14.3)	(46.8)	(12.9)	(100.0)
	100~199 床	(15.0)	118 (14.0)	161 (19.2)	368 (43.8)	67 (8.0)	840 (100.0)
		51	76	80	158	16	381
	200~299 床	(13.4)	(19.9)	(21.0)	(41.5)	(4.2)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	57	41	61	81	11	251
13-20 17101-32	300 300 px	(22.7)	(16.3)	(24.3)	(32.3)	(4.4)	(100.0)
	400~499 床	(20.7)	37 (26.4)	(20.7)	37 (26.4)	8 (5.7)	140 (100.0)
		58	38	45	(20.4)	5	190
	500 床以上	(30.5)	(20.0)	(23.7)	(23.2)	(2.6)	(100.0)
	無回答	23	23	37	64	22	169
	W 🗀 🖯	(13.6)	(13.6)	(21.9)	(37.9)	(13.0)	(100.0)
	一般病床	304 (17.5)	(15.0)	362 (20.9)	671 (39.7)	123	1,736
		88	(15.9) 70	(20.9)	(38.7) 237	(7.1) 56	(100.0) 528
	療養病床	(16.7)	(13.3)	(14.6)	(44.9)	(10.6)	(100.0)
最も多い		39	40	57	120	23	279
病床の種別	作打计加入	(14.0)	(14.3)	(20.4)	(43.0)	(8.2)	(100.0)
	その他	8 (107)	6	7 (140)	21	6 (40.5)	48
		(16.7)	(12.5)	(14.6)	(43.8) 21	(12.5) 9	(100.0)
	無回答	(21.7)	(16.7)	(11.7)	(35.0)	(15.0)	(100.0)
	<u></u>	452	402	510	1,070	217	2,651
	合計	(17.1)	(15.2)	(19.2)	(40.4)	(8.2)	(100.0)

#### 2. 既卒の看護職員の採用充足状況

2012年度の既卒の看護職員の採用充足状況は、「充足している」と回答した病院が 12.3%、「やや充足している」 19.4%であり、一方、「やや充足していない」 28.1%、「充足していない」 35.3%であった。

表Ⅱ-2 既卒の看護職員の採用充足状況

		充足 している	やや充足 している	やや充足 していない	充足して いない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	9	17	35	36	8	105
		(8.6)	(16.2)	(33.3)	(34.3)	(7.6)	(100.0)
	政令指定都市	(13.6)	(21.7)	(29.7)	(30.0)	(5.1)	(100.0)
4- Th F- //	_	229	336	502	654	86	1,807
行政区分	市	(12.7)	(18.6)	(27.8)	(36.2)	(4.8)	(100.0)
	町村	25	58	69	110	13	275
		(9.1)	(21.1)	(25.1)	(40.0) 6	(4.7)	(100.0)
	無回答	(10.0)	(30.0)	(30.0)	(20.0)	ა (10.0)	30 (100.0)
		37	25	35	25	3	125
	国	(29.6)	(20.0)	(28.0)	(20.0)	(2.4)	(100.0)
	都道府県、市町村、	52	77	122	196	30	477
	地方独立行政法人、公立大学法人	(10.9)	(16.1)	(25.6)	(41.1)	(6.3)	(100.0)
	公的医療機関	(15.1)	(10.1)	(27.1)	73	6 (2.0)	(100.0)
		(15.1)	(18.1)	(27.1)	(36.7) 19	(3.0)	(100.0) 55
	社会保険関係団体	(16.4)	(14.5)	(25.5)	(34.5)	(9.1)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	147	313	400	485	65	1,410
改旦土冲	医療法人 個人	(10.4)	(22.2)	(28.4)	(34.4)	(4.6)	(100.0)
	学校法人	12	7	12	18	12	61
		(19.7)	(11.5) 15	(19.7)	(29.5) 33	(19.7)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(12.8)	(16.0)	(34.0)	(35.1)	(2.1)	(100.0)
	7.00	25	31	69	84	6	215
	その他	(11.6)	(14.4)	(32.1)	(39.1)	(2.8)	(100.0)
	無回答	1	2	6	3	3	15
	WD B	(6.7)	(13.3)	(40.0)	(20.0)	(20.0)	(100.0)
	99 床以下	91 (13.4)	135 (19.9)	188 (27.6)	230 (33.8)	36 (5.3)	680 (100.0)
		97	165	218	322	38	840
	100~199 床	(11.5)	(19.6)	(26.0)	(38.3)	(4.5)	(100.0)
	200~299 床	35	83	112	140	11	381
	200 599 K	(9.2)	(21.8)	(29.4)	(36.7)	(2.9)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	29	37	92	86	7	251
		(11.6)	(14.7)	(36.7)	(34.3)	(2.8)	(100.0)
	400~499 床	(18.6)	(20.0)	(25.7)	(30.0)	(5.7)	(100.0)
	500 床以上	32	32	57	60	9	190
	500 床以上	(16.8)	(16.8)	(30.0)	(31.6)	(4.7)	(100.0)
	無回答	15	34	41	56	23	169
	1	(8.9)	(20.1)	(24.3)	(33.1)	(13.6)	(100.0)
	一般病床	(11.5)	304 (17.5)	519 (29.9)	630 (36.3)	83 (4.8)	1,736 (100.0)
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	69	122	126	185	26	528
	療養病床	(13.1)	(23.1)	(23.9)	(35.0)	(4.9)	(100.0)
最も多い	   精神病床	40	70	75	84	10	279
病床の種別	11.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	(14.3)	(25.1)	(26.9)	(30.1)	(3.6)	(100.0)
	その他	7 (14.6)	8 (16.7)	(25.0)	16 (33.3)	5 (10.4)	48 (100.0)
		9	10	12	21	(10.4)	60
	無回答	(15.0)	(16.7)	(20.0)	(35.0)	(13.3)	(100.0)
	合計	325	514	744	936	132	2,651
	HHI	(12.3)	(19.4)	(28.1)	(35.3)	(5.0)	(100.0)

### Ⅲ. 賃金制度

### 1. 賃金表の有無

看護職員の賃金表の有無は、「賃金表がある」と回答した病院が 82.7%であり、一方、「ない」 17.2%であった。

表Ⅲ-1 賃金表の有無

		賃金表がある	賃金表がない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	89 (84.8)	16 (15.2)	0 (0.0)	105 (100.0)
	政令指定都市	367	67	0	434
     行政区分	市	(84.6)	(15.4)	(0.0)	(100.0) 1,807
	町村	(81.7)	(18.2)	(0.2)	(100.0)
	無回答	(85.5) 25 (83.3)	(14.5) 4 (13.3)	(0.0)	(100.0) 30 (100.0)
	国	125	(0.0)	(0.0)	125 (100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	472 (99.0)	(0.0) 5 (1.0)	0.0)	477 (100.0)
	公的医療機関	195	4 (2.0)	0 (0.0)	199 (100.0)
	社会保険関係団体	55 (100.0)	0 (0.0)	(0.0)	55 (100.0)
設置主体	医療法人•個人	986 (69.9)	421 (29.9)	3 (0.2)	1,410 (100.0)
	学校法人	59 (96.7)	(3.3)	0 (0.0)	61 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	88 (93.6)	6 (6.4)	0 (0.0)	94 (100.0)
	その他	200 (93.0)	15 (7.0)	0 (0.0)	215 (100.0)
	無回答	12 (80.0)	2 (13.3)	(6.7)	15 (100.0)
	99 床以下	499 (73.4)	180 (26.5)	(0.1)	680 (100.0)
	100~199 床	682 (81.2)	157 (18.7)	(0.1)	840 (100.0)
	200~299 床	324 (85.0)	57 (15.0)	0 (0.0)	381 (100.0)
稼動病床数	300~399 床	234 (93.2)	17 (6.8)	0 (0.0)	251 (100.0)
	400~499 床	135 (96.4)	5 (3.6)	0 (0.0)	140 (100.0)
	500 床以上	186 (97.9)	4 (2.1)	0 (0.0)	190 (100.0)
	無回答	132 (78.1)	35 (20.7)	2 (1.2)	169 (100.0)
	合計	2,192 (82.7)	455 (17.2)	4 (0.2)	2,651 (100.0)

### 2. 賃金表の公開状況

看護職員の賃金表がある病院について、賃金表の公開状況は、「賃金表を公開している」 と回答した病院が56.3%であり、一方、「公開していない」42.2%であった。

表Ⅲ-2 賃金表の公開状況

		賃金表を 公開して いる	賃金表を 公開して いない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	46 (51.7)	41 (46.1)	(2.2)	89 (100.0)
	政令指定都市	190 (51.8)	170 (46.3)	7 (1.9)	367 (100.0)
行政区分	 市	824 (55.8)	631 (42.8)	(1.3)	1,476 (100.0)
	   町村	157	74	4	235
	無回答	(66.8) 16 (64.0)	(31.5) 9 (36.0)	(1.7) 0 (0.0)	(100.0) 25 (100.0)
	国	122 (97.6)	3 (2.4)	(0.0)	125 (100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	435 (92.2)	29 (6.1)	8 (1.7)	472 (100.0)
	公的医療機関	153 (78.5)	40 (20.5)	2 (1.0)	195 (100.0)
	社会保険関係団体	40 (72.7)	15 (27.3)	0 (0.0)	55 (100.0)
設置主体	医療法人・個人	255 (25.9)	712 (72.2)	19 (1.9)	986 (100.0)
	学校法人	50 (84.7)	8 (13.6)	1 (1.7)	59 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(50.0)	44 (50.0)	(0.0)	88 (100.0)
	その他	127 (63.5)	69 (34.5)	(2.0)	200 (100.0)
	無回答	(58.3)	5 (41.7)	0 (0.0)	12 (100.0)
	99 床以下	217 (43.5)	270 (54.1)	12 (2.4)	499 (100.0)
	100~199 床	332 (48.7)	340 (49.9)	10 (1.5)	682 (100.0)
	200~299 床	189 (58.3)	130 (40.1)	5 (1.5)	324 (100.0)
稼動病床数	300~399 床	164 (70.1)	67 (28.6)	3 (1.3)	234 (100.0)
	400~499 床	101 (74.8)	34 (25.2)	(0.0)	135
	500 床以上	154 (82.8)	30 (16.1)	2 (1.1)	186
	無回答	76 (57.6)	54 (40.9)	(1.1)	132
	<u>l</u> 合計	1,233 (56.3)	925 (42.2)	34 (1.6)	2,192 (100.0)

### 3. 賃金表作成の参考

### 1) 賃金表作成の参考とした情報

看護職員の賃金表がある病院について、賃金表作成の参考とした情報は、「国家公務員の医療職俸給表(三)」が26.2%で最も多く、次いで、「地方公務員の医療職給料表」20.9%、「近隣の病院の相場や賃金表」18.6%などであった。

表Ⅲ-3-1) 賃金表作成の参考とした情報(複数回答)

		国 家 員 療 療 た (三)	地方公 務員の 医療職 給料表	近隣の 病院の 相場や 賃金表	地域の 医師会 による賃 金表	コンサル タント会 社等が 提案した 賃金表	その他	わからな い/何も 参考とし ていない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	24 (27.0)	7 (7.9)	11 (12.4)	(0.0)	6 (6.7)	(37.1)	13 (14.6)	(0.0)	89 (100.0)
	政令指定都市	86 (23.4)	62 (16.9)	64 (17.4)	27 (7.4)	32 (8.7)	88 (24.0)	42 (11.4)	4 (1.1)	367 (100.0)
行政 区分	市	397 (26.9)	295 (20.0)	299 (20.3)	63 (4.3)	135 (9.1)	311 (21.1)	130 (8.8)	22 (1.5)	1,476 (100.0)
	町村	60 (25.5)	91 (38.7)	30 (12.8)	7 (3.0)	12 (5.1)	34 (14.5)	11 (4.7)	1 (0.4)	235 (100.0)
	無回答	(32.0)	(16.0)	(16.0)	(8.0)	(4.0)	7 (28.0)	(8.0)	(4.0)	25 (100.0)
	国	111 (88.8)	(0.8)	(0.8)	(0.0)	(0.0)	(6.4)	(4.8)	(0.0)	125 (100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	169 (35.8)	276 (58.5)	7 (1.5)	(0.2)	(0.8)	39 (8.3)	(0.4)	(0.6)	472 (100.0)
	公的医療機関	86 (44.1)	45 (23.1)	12 (6.2)	(0.0)	3 (1.5)	38 (19.5)	15 (7.7)	3 (1.5)	195 (100.0)
	社会保険関係団体	23 (41.8)	(3.6)	(3.6)	(0.0)	(3.6)	27 (49.1)	(1.8)	(0.0)	55 (100.0)
設置 主体	医療法人•個人	91 (9.2)	81 (8.2)	342 (34.7)	86 (8.7)	142 (14.4)	255 (25.9)	132 (13.4)	14 (1.4)	986 (100.0)
	学校法人	32 (54.2)	3 (5.1)	(1.7)	(0.0)	2 (3.4)	19 (32.2)	6 (10.2)	0 (0.0)	59 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	18 (20.5)	19 (21.6)	11 (12.5)	7 (8.0)	15 (17.0)	18 (20.5)	9 (10.2)	3 (3.4)	88 (100.0)
	その他	39 (19.5)	32 (16.0)	29 (14.5)	5 (2.5)	18 (9.0)	68 (34.0)	26 (13.0)	(2.0)	200 (100.0)
	無回答	6 (50.0)	(0.0)	3 (25.0)	(0.0)	0 (0.0)	(8.3)	(8.3)	(8.3)	12 (100.0)
	99 床以下	81 (16.2)	129 (25.9)	117 (23.4)	(8.8)	46 (9.2)	104 (20.8)	(7.2)	5 (1.0)	499 (100.0)
	100~199 床	135 (19.8)	120 (17.6)	161 (23.6)	27 (4.0)	74 (10.9)	159 (23.3)	74 (10.9)	13 (1.9)	682 (100.0)
	200~299 床	90 (27.8)	75 (23.1)	50 (15.4)	12 (3.7)	24 (7.4)	67 (20.7)	(9.6)	5 (1.5)	324 (100.0)
稼動 病床数	300~399 床	89 (38.0)	39 (16.7)	32 (13.7)	(0.9)	18 (7.7)	51 (21.8)	27 (11.5)	(0.4)	234 (100.0)
	400~499 床	62 (45.9)	20 (14.8)	14 (10.4)	2 (1.5)	9 (6.7)	27 (20.0)	10 (7.4)	(0.0)	135 (100.0)
	500 床以上	90 (48.4)	41 (22.0)	10 (5.4)	(0.5)	6 (3.2)	43 (23.1)	7 (3.8)	2 (1.1)	186 (100.0)
	無回答	28 (21.2)	35 (26.5)	24 (18.2)	(8.3)	9 (6.8)	22 (16.7)	(9.8)	(1.5)	132 (100.0)
	合計	575 (26.2)	459 (20.9)	408 (18.6)	99 (4.5)	186 (8.5)	473 (21.6)	198 (9.0)	28 (1.3)	2,192 (100.0)

### 2) 国家公務員医療職俸給表(三) のうち参考とした情報

国家公務員医療職俸給表(三)を参考とした病院について、賃金表作成のうち参考とした情報は、「医療職俸給表(三)をそのまま使用」が52.2%と最も多く、次いで、「号俸数」26.4%、「等級数」22.3%、「昇給幅」15.5%などであった。

表Ⅲ-3-2) 国家公務員医療職俸給表(三)のうち参考とした情報(複数回答)

		医療職 俸紀(三)を そのまま 使用	等級数	号俸数	等級と 職位の 組み合 わせ	各等級 の人数 割合	昇給幅	その他	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	11 (45.8)	7 (29.2)	(33.3)	5 (20.8)	(0.0)	(8.3)	3 (12.5)	1 (4.2)	24 (100.0)
	政令指定都市	35 (40.7)	22 (25.6)	28 (32.6)	14 (16.3)	0 (0.0)	13 (15.1)	12 (14.0)	6 (7.0)	86 (100.0)
行政 区分	市	210 (52.9)	87 (21.9)	103 (25.9)	63 (15.9)	(0.8)	68 (17.1)	69 (17.4)	7 (1.8)	397 (100.0)
	町村	39 (65.0)	11 (18.3)	11 (18.3)	5 (8.3)	1 (1.7)	5 (8.3)	8 (13.3)	3 (5.0)	60 (100.0)
	無回答	5 (62.5)	1 (12.5)	2 (25.0)	0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	1 (12.5)	8 (100.0)
	国	82 (73.9)	21 (18.9)	24 (21.6)	17 (15.3)	(0.9)	13 (11.7)	8 (7.2)	(0.9)	111 (100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	105 (62.1)	24 (14.2)	33 (19.5)	18 (10.7)	(0.6)	22 (13.0)	29 (17.2)	6 (3.6)	169 (100.0)
	公的医療機関	(57.0)	15 (17.4)	15 (17.4)	4 (4.7)	(0.0)	3 (3.5)	23 (26.7)	(2.3)	86 (100.0)
	社会保険関係団体	10 (43.5)	9 (39.1)	10 (43.5)	(30.4)	(4.3)	4 (17.4)	4 (17.4)	(0.0)	23 (100.0)
設置 主体	医療法人・個人	16 (17.6)	34 (37.4)	40 (44.0)	27 (29.7)	(1.1)	29 (31.9)	15 (16.5)	(3.3)	91 (100.0)
	学校法人	18 (56.3)	4 (12.5)	6 (18.8)	(6.3)	(0.0)	(6.3)	7 (21.9)	(6.3)	32 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(16.7)	(27.8)	(44.4)	(16.7)	(0.0)	(22.2)	(5.6)	(11.1)	18 (100.0)
	その他	(33.3)	(38.5)	(38.5)	(17.9)	(0.0)	(28.2)	(12.8)	(5.1)	(100.0)
	無回答	(66.7)	(16.7)	(16.7)	(33.3)	(0.0)	(16.7)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	36 (44.4)	(29.6)	(38.3)	16 (19.8)	(1.2)	(16.0)	(8.6)	(6.2)	(100.0)
	100~199 床	(48.1)	(23.7)	(29.6)	(17.8)	(1.5)	(20.0)	(14.1)	(1.5)	135
	200~299 床	(51.1)	(20.0)	(24.4)	(14.4)	(1.1)	(15.6)	(22.2)	(1.1)	90 (100.0)
稼動 病床数	300~399 床	(51.7)	(21.3)	(22.5)	(13.5)	(0.0)	(16.9)	(20.2)	(2.2)	(100.0)
	400~499 床	(64.5)	(16.1)	(19.4)	(8.1)	(0.0)	(6.5)	(17.7)	(3.2)	62 (100.0)
	500 床以上	(60.0)	(18.9)	(21.1)	(15.6)	(0.0)	(12.2)	(14.4)	(5.6)	90 (100.0)
	無回答	(46.4)	(28.6)	(28.6)	(10.7)	(0.0)	(17.9)	(14.3)	(3.6)	(100.0)
	合計	300 (52.2)	128 (22.3)	152 (26.4)	87 (15.1)	(0.7)	89 (15.5)	92 (16.0)	18 (3.1)	575 (100.0)

### 3) 地方公務員医療職給料表のうち参考とした情報

地方公務員医療職給料表を参考にした病院について、賃金表作成の参考とした情報は、「医療職給料表をそのまま使用」が58.8%で最も多く、次いで、「号俸数」23.5%、「等級数」22.0%などであった。

表Ⅲ-3-3) 地方公務員医療職給料表のうち参考とした情報(複数回答)

		医療職 給料表 をそのま ま使用	等級数	号俸数	等級と 職位の 組み合 わせ	各等級 の人数 割合	昇給幅	その他	無回答	合計
	1	4	2	2	0	0	0	1	1	7
	特別区(東京 23 区)	(57.1)	(28.6)	(28.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(14.3)	(14.3)	(100.0)
		39	17	16	8	0.07	4	5	1	62
	政令指定都市	(62.9)	(27.4)	(25.8)	(12.9)	(0.0)	(6.5)	(8.1)	(1.6)	(100.0)
行政		167	66	67	59	2	40	24	13	295
区分	市	(56.6)	(22.4)	(22.7)	(20.0)	(0.7)	(13.6)	(8.1)	(4.4)	(100.0)
	m-++	59	14	20	19	0	11	1	7	91
	町村	(64.8)	(15.4)	(22.0)	(20.9)	(0.0)	(12.1)	(1.1)	(7.7)	(100.0)
	for Carte	1	2	3	4	0	2	0	0	4
	無回答	(25.0)	(50.0)	(75.0)	(100.0)	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	国	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	<b>国</b>	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	都道府県、市町村、	210	32	32	39	1	13	10	16	276
	地方独立行政法人、公立大学法人	(76.1)	(11.6)	(11.6)	(14.1)	(0.4)	(4.7)	(3.6)	(5.8)	(100.0)
	公的医療機関	27	12	11	9	0	6	2	3	45
	公司运炼城民	(60.0)	(26.7)	(24.4)	(20.0)	(0.0)	(13.3)	(4.4)	(6.7)	(100.0)
	社会保険関係団体	0	0	1	2	0	0	0	0	2
	在	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
設置	医療法人・個人	13	35	41	26	1	26	13	3	81
主体	区派丛八 個八	(16.0)	(43.2)	(50.6)	(32.1)	(1.2)	(32.1)	(16.0)	(3.7)	(100.0)
	学校法人	0	3	2	2	0	2	0	0	3
	于仅从八	(0.0)	(100.0)	(66.7)	(66.7)	(0.0)	(66.7)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	7	7	9	4	0	3	3	0	19
	五皿 [[四][A][八] 五皿河 [[A][八	(36.8)	(36.8)	(47.4)	(21.1)	(0.0)	(15.8)	(15.8)	(0.0)	(100.0)
	その他	12	12	12	8	0	7	3	0	32
		(37.5)	(37.5)	(37.5)	(25.0)	(0.0)	(21.9)	(9.4)	(0.0)	(100.0)
	無回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	99 床以下	69	31	37	33	0	22	8	9	129
		(53.5)	(24.0)	(28.7)	(25.6)	(0.0)	(17.1)	(6.2)	(7.0)	(100.0)
	100~199 床	70	28	27	24	2	17	5	5	120
		(58.3)	(23.3)	(22.5)	(20.0)	(1.7)	(14.2)	(4.2)	(4.2)	(100.0)
	200~299 床	(50.7)	17	20	15	0	8	6	(1.2)	75
T-1		(58.7)	(22.7)	(26.7)	(20.0)	(0.0)	(10.7)	(8.0)	(1.3)	(100.0)
稼動 病床数	300~399 床	20 (F1.2)	8	8 (20.5)		0		5	(7.7)	39
小小水		(51.3) 11	(20.5)	(20.5)	(12.8)	(0.0)	(10.3)	(12.8)	(7.7)	(100.0)
	400~499 床	(55.0)	(20.0)	(15.0)	(15.0)	(0.0)	(5.0)	(15.0)	_	(100.0)
		(55.0)	(20.0)	(15.0)	(15.0)	(0.0)	(5.0)	(15.0)	(10.0)	(100.0)
	500 床以上	(75.6)	(19.5)	(17.1)	(17.1)	(0.0)	(9.8)	(4.9)	(2.4)	(100.0)
		(75.6)	(19.5)	(17.1)	(17.1)	(0.0)	(9.8)	(4.9)	(2.4)	35
	無回答	(71.4)	(14.3)	(17.1)	(8.6)	(0.0)	(2.9)	(5.7)	(2.9)	(100.0)
	<u> </u>	270	101	108	90	(0.0)	(2.9)	(5.7)	22	459
	合計	(58.8)	(22.0)	(23.5)	(19.6)	(0.4)	(12.4)	(6.8)	(4.8)	(100.0)

### 4. 賃金の決定基準

賃金の決定基準について、複数回答でみると、「年功を基準としている(年齢・勤続年数等を基準として賃金を決定)」と回答した病院が77.8%で最も多く、次いで、「職務を基準としている(業務、役割等を基準として賃金を決定)」46.1%、「能力を基準としている(職務遂行能力のレベルおよびその伸長等を基準として賃金を決定)」29.6%であった。

表Ⅲ-4 賃金の決定基準(複数回答)

		年功を 基準と している	能力を 基準と している	職務を 基準と している	その他	無回答	合計
	性则区(市主 00 区)	90	40	55	7	4	105
	特別区(東京 23 区)	(85.7)	(38.1)	(52.4)	(6.7)	(3.8)	(100.0)
	政令指定都市	346	129	203	26	21	434
	× 17.11× 11**	(79.7)	(29.7)	(46.8)	(6.0)	(4.8)	(100.0)
行政区分	市	1,384 (76.6)	540 (29.9)	827 (45.8)	120 (6.6)	114 (6.3)	1,807 (100.0)
	m-44	217	59	116	16	20	275
	町村	(78.9)	(21.5)	(42.2)	(5.8)	(7.3)	(100.0)
	無回答	26	16	20	1	1	30
		(86.7)	(53.3)	(66.7)	(3.3)	(3.3)	(100.0)
	国	82 (65.6)	37 (29.6)	55 (44.0)	11 (8.8)	29 (23.2)	125 (100.0)
	 】都道府県、市町村、	375	(29.0)	211	28	43	477
	地方独立行政法人、公立大学法人	(78.6)	(18.4)	(44.2)	(5.9)	(9.0)	(100.0)
	公的医療機関	162	26	75	9	24	199
	公司[公汉][成民]	(81.4)	(13.1)	(37.7)	(4.5)	(12.1)	(100.0)
	社会保険関係団体	35	25	33	1	9	55
		(63.6) 1,108	(45.5) 499	(60.0) 675	(1.8)	(16.4) 25	(100.0) 1,410
設置主体	医療法人・個人	(78.6)	(35.4)	(47.9)	(7.8)	(1.8)	(100.0)
	2414-4-1	46	14	27	1	6	61
	学校法人	(75.4)	(23.0)	(44.3)	(1.6)	(9.8)	(100.0)
	│ │ 公益社団法人、公益財団法人	79	27	43	4	4	94
		(84.0)	(28.7)	(45.7)	(4.3)	(4.3)	(100.0)
	その他	165 (76.7)	61 (28.4)	93 (43.3)	6 (2.8)	18   (8.4)	215 (100.0)
		11	7	9	0	2	15
	無回答	(73.3)	(46.7)	(60.0)	(0.0)	(13.3)	(100.0)
	99 床以下	508	227	336	55	29	680
	00 M & 1	(74.7)	(33.4)	(49.4)	(8.1)	(4.3)	(100.0)
	100~199 床	680 (81.0)	242 (28.8)	379 (45.1)	50 (6.0)	36 (4.3)	840 (100.0)
		304	100	159	21	25	381
	200~299 床	(79.8)	(26.2)	(41.7)	(5.5)	(6.6)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	199	73	118	11	23	251
你到州外致	200 239 lX	(79.3)	(29.1)	(47.0)	(4.4)	(9.2)	(100.0)
	400~499 床	105	35	66	3	18	(100.0)
		(75.0) 143	(25.0) 60	(47.1) 92	(2.1)	(12.9) 21	(100.0) 190
	500 床以上	(75.3)	(31.6)	(48.4)	(6.8)	(11.1)	(100.0)
	無回答	124	47	71	17	8	169
	<b>米四日</b>	(73.4)	(27.8)	(42.0)	(10.1)	(4.7)	(100.0)
	一般病床	1,368	493	797	103	126	1,736
		(78.8) 397	(28.4) 186	(45.9) 264	(5.9)	(7.3) 17	(100.0) 528
	療養病床	(75.2)	(35.2)	(50.0)	(7.2)	(3.2)	(100.0)
最も多い		216	73	115	18	11	279
病床の種別	作打印风	(77.4)	(26.2)	(41.2)	(6.5)	(3.9)	(100.0)
	その他	38	17	20	4	2	48
		(79.2) 44	(35.4) 15	(41.7) 25	(8.3)	(4.2)	(100.0)
	無回答	(73.3)	(25.0)	(41.7)	(11.7)	(6.7)	(100.0)
	<u> </u>	2,063	784	1,221	170	160	2,651
		(77.8)	(29.6)	(46.1)	(6.4)	(6.0)	(100.0)

### 5. 賃金の改定

### 1) 初任給の改定

2012 年 4 月以降の看護職員の初任給の改定について、「初任給はかえていない」と回答した病院は 85.9%、「初任給を上げた」 10.0%であった。一方、「初任給を下げた」 1.1%であった。

表Ⅲ-5-1) 初任給の改定

		初任給を 上げた	初任給は かえていない	初任給を 下げた	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	6	92	3	4	105
	村州区(未示 23 区)	(5.7)	(87.6)	(2.9)	(3.8)	(100.0)
	政令指定都市	41	378	6	9 (0.1)	(100.0)
		(9.4)	(87.1) 1,548	(1.4)	(2.1) 52	(100.0)
行政区分	市	(10.6)	(85.7)	(0.9)	(2.9)	(100.0)
	町村	25	233	5	12	275
	μ] <b>1</b> 1	(9.1)	(84.7)	(1.8)	(4.4)	(100.0)
	無回答	3	26	0	1 (2.2)	30
	1	(10.0)	(86.7)	(0.0)	(3.3)	(100.0)
	国	6 (4.8)	(88.8)	(1.6)	(4.8)	(100.0)
		18	427	14	18	477
	地方独立行政法人、公立大学法人	(3.8)	(89.5)	(2.9)	(3.8)	(100.0)
	公的医療機関	14	182	1	2	199
	四日巴水(风)人	(7.0)	(91.5)	(0.5)	(1.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	(2.6)	52 (04.5)	(0.0)	(1.0)	(100.0)
		(3.6)	(94.5) 1.167	(0.0)	(1.8)	(100.0) 1,410
設置主体	医療法人・個人	(13.3)	(82.8)	(0.6)	(3.3)	(100.0)
	学校法人	4	55	1	1	61
	子校法人	(6.6)	(90.2)	(1.6)	(1.6)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	11	81	1	1	94
		(11.7)	(86.2) 190	(1.1)	(1.1)	(100.0)
	その他	(10.7)	(88.4)	(0.5)	(0.5)	215 (100.0)
	for C for	0	12	1	2	15
	無回答 	(0.0)	(80.0)	(6.7)	(13.3)	(100.0)
	99 床以下	84	565	6	25	680
		(12.4)	(83.1)	(0.9)	(3.7)	(100.0)
	100~199 床	(9.9)	726 (86.4)	8 (1.0)	(2.7)	840 (100.0)
		42	325	(1.0)	8	381
	200~299 床	(11.0)	(85.3)	(1.6)	(2.1)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	17	223	5	6	251
体到州外双	200 - 299 W	(6.8)	(88.8)	(2.0)	(2.4)	(100.0)
	400~499 床	(7.1)	(01.4)	(0.0)	(1.4)	(100.0)
		(7.1)	(91.4) 167	(0.0)	(1.4)	(100.0)
	500 床以上	(7.9)	(87.9)	(2.1)	(2.1)	(100.0)
	無同饮	15	143	1	10	169
	無回答 	(8.9)	(84.6)	(0.6)	(5.9)	(100.0)
	一般病床	168	1,502	22	44	1,736
		(9.7)	(86.5) 440	(1.3)	(2.5) 19	(100.0) 528
	療養病床	(12.1)	(83.3)	(0.9)	(3.6)	(100.0)
最も多い	جو خي بليا چون	22	246	2	9	279
病床の種別	精神病床	(7.9)	(88.2)	(0.7)	(3.2)	(100.0)
	その他	4	43	0	1	48
	C 10	(8.3)	(89.6)	(0.0)	(2.1)	(100.0)
	無回答	(133)	46 (76.7)	(1.7)	5 (9.3)	(100.0)
	A =1	(13.3)	(76.7) 2,277	(1.7)	(8.3)	(100.0) 2,651
	合計	(10.0)	(85.9)	(1.1)	(2.9)	(100.0)

### 2) 昇給幅の改定

2012年4月以降の看護職員の賃金の昇給幅の改定について、複数回答でみると、「看護職員の昇給幅はかえていない」が63.9%で最も多く、「すべての看護職員の昇給幅を上げた」12.1%、「一部の看護職員の昇給幅を上げた」9.4%であった。一方、「すべての看護職員の昇給幅を下げた」2.6%、「一部の看護職員の昇給幅を下げた」5.6%であった。

表Ⅲ-5-2) 賃金の昇給幅の改定(複数回答)

		すべての 看護職員 の昇給幅 を上げた	一部の看 護職員の 昇給幅を 上げた	すべての 看護職員 の昇給幅 を下げた	一部の看 護職員の 昇給幅を 下げた	看護職員 の昇給幅 はかえて いない	その他	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	7 (6.7)	7 (6.7)	(0.0)	(9.5)	73 (69.5)	7 (6.7)	3 (2.9)	105 (100.0)
		58	35	9	20	291	14	13	434
<b>红地区</b> 人		(13.4)	(8.1)	(2.1) 48	(4.6)	(67.1) 1,125	(3.2)	(3.0)	(100.0) 1,807
行政区分	市	(12.9)	(9.8)	(2.7)	(5.5)	(62.3)	(4.7)	(3.9)	(100.0)
	町村	20 (7.3)	27 (9.8)	12 (4.4)	15 (5.5)	184 (66.9)	9 (3.3)	14 (5.1)	275 (100.0)
		3	(9.8)	0	(5.5)	21	0	1	30
		(10.0)	(6.7)	(0.0)	(13.3)	(70.0)	(0.0)	(3.3)	(100.0)
	国	(0.8)	(4.8)	(3.2)	33 (26.4)	73 (58.4)	6 (4.8)	(3.2)	125 (100.0)
	都道府県、市町村、	12	23	26	36	355	8	25	477
	地方独立行政法人、公立大学法人	(2.5)	(4.8)	(5.5)	(7.5)	(74.4) 160	(1.7)	(5.2) 5	(100.0) 199
	公的医療機関	(3.5)	(4.5)	(1.0)	(4.5)	(80.4)	(3.5)	(2.5)	(100.0)
	社会保険関係団体	2	3	0	5	45	1	0	55
		(3.6)	(5.5) 180	(0.0)	(9.1)	(81.8) 783	(1.8)	(0.0) 50	(100.0) 1,410
設置主体	医療法人・個人	(18.7)	(12.8)	(2.1)	(3.8)	(55.5)	(5.7)	(3.5)	(100.0)
	学校法人	5 (8.2)	(1.6)	(0.0)	(4.9)	48 (78.7)	(3.3)	(3.3)	61 (100.0)
		11	6	3	1	66	5	4	94
	公量社団法人、公量財団法人 	(11.7)	(6.4)	(3.2)	(1.1)	(70.2)	(5.3)	(4.3)	(100.0)
	その他	18 (8.4)	(9.3)	(1.9)	(3.3)	156 (72.6)	5 (2.3)	(3.7)	215 (100.0)
	無回答	2	0	1	0	8	1	3	15
		(13.3)	(0.0)	(6.7)	(0.0)	(53.3) 379	(6.7)	(20.0)	(100.0) 680
	99 床以下	(16.5)	(12.2)	(2.6)	(5.0)	(55.7)	(5.6)	(4.1)	(100.0)
	100~199 床	114	96	22	37	516	35	39	840
		(13.6)	(11.4)	(2.6)	(4.4)	(61.4) 261	(4.2)	(4.6) 13	(100.0)
	200~299 床	(9.2)	(7.9)	(3.4)	(5.5)	(68.5)	(3.4)	(3.4)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	21 (8.4)	(5.6)	10 (4.0)	(9.6)	174 (69.3)	(3.2)	6 (2.4)	251 (100.0)
	400 - 400 F	9	5	1	16	104	3	3	140
	400~499 床	(6.4)	(3.6)	(0.7)	(11.4)	(74.3)	(2.1)	(2.1)	(100.0)
	500 床以上	(3.7)	(3.7)	(2.1)	(5.3)	151 (79.5)	7 (3.7)	6 (3.2)	190 (100.0)
	無回答	24	13	1	6	109	11	6	169
		(14.2) 179	(7.7)	(0.6)	(3.6)	(64.5) 1,166	(6.5)	(3.6)	(100.0) 1,736
	一般病床	(10.3)	(8.1)	(2.2)	(6.4)	(67.2)	(3.6)	(3.8)	(100.0)
	療養病床	92	70	14	18	294	37	15	528
最も多い		(17.4)	(13.3)	(2.7)	(3.4)	(55.7) 173	(7.0)	(2.8)	(100.0) 279
病床の種別	精神病床	(12.9)	(9.3)	(4.3)	(3.9)	(62.0)	(5.0)	(3.9)	(100.0)
	その他	8 (16.7)	(8.3)	(6.3)	(6.3)	28 (58.3)	1 (2.1)	2 (4.2)	48 (100.0)
	<b>年同</b> 饮	7	(8.3)	(0.3)	5	33	0	7	60
	無回答 	(11.7)	(11.7)	(3.3)	(8.3)	(55.0)	(0.0)	(11.7)	(100.0)
	合計	322 (12.1)	248 (9.4)	69 (2.6)	148 (5.6)	1,694 (63.9)	115 (4.3)	101 (3.8)	2,651 (100.0)

### 3)「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が賃金の改定に与えた影響

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(2012 年 3 月 1 日施行)が賃金の改定に与えた影響の有無は、「影響があった」と回答した病院は41.9%であり、一方、「影響がなかった」30.9%であった。

表Ⅲ-5-3) 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」が賃金の改定に与えた影響

		影響が あった	影響が なかった	どちらとも いえない	わから ない	無回答	合計
	国	31 (83.8)	(2.7)	2 (5.4)	2 (5.4)	(2.7)	37 (100.0)
	都道府県、市町村、	42	9	7	4	0	62
	地方独立行政法人、公立大学法人	(67.7)	(14.5)	(11.3)	(6.5)	(0.0)	(100.0)
	公的医療機関	5	3	2	0	1	11
	公的医療機関	(45.5)	(27.3)	(18.2)	(0.0)	(9.1)	(100.0)
	社会保険関係団体	4	1	0	0	0	5
	位去 床灰 民 床 凹 体	(80.0)	(20.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	3	47	21	11	1	83
<b>双直工</b> 体	区凉丛八 個八	(3.6)	(56.6)	(25.3)	(13.3)	(1.2)	(100.0)
	学校法人	2	1	0	0	0	3
	于汉丛八	(66.7)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	│ │ 公益社団法人、公益財団法人	0	1	1	2	0	4
	<b>五血自己為八、五血剂已為八</b>	(0.0)	(25.0)	(25.0)	(50.0)	(0.0)	(100.0)
	その他	3	4	4	0	0	11
	C 07   E	(27.3)	(36.4)	(36.4)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	無回答	1	0	0	0	0	1
	, M L L	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	15	19	9	9	0	52
	00 M(X)	(28.8)	(36.5)	(17.3)	(17.3)	(0.0)	(100.0)
	100~199 床	15	24	13	6	1	59
	100 100 pp	(25.4)	(40.7)	(22.0)	(10.2)	(1.7)	(100.0)
	200~299 床	15	9	7	3	0	34
	200 200 %	(44.1)	(26.5)	(20.6)	(8.8)	(0.0)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	20	10	4	0	0	34
15.2571 3111 554		(58.8)	(29.4)	(11.8)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	400~499 床	13	1	1	0	2	17
	1 - 41	(76.5)	(5.9)	(5.9)	(0.0)	(11.8)	(100.0)
	500 床以上	10	3	0	1	0	14
		(71.4)	(21.4)	(0.0)	(7.1)	(0.0)	(100.0)
	無回答	3	1	3	0	0	7
		(42.9)	(14.3)	(42.9)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	合計	(41.0)	(20.0)	(17.1)	(9.9)	3 (1.4)	(100.0)
		(41.9)	(30.9)	(17.1)	(8.8)	(1.4)	(100.0)

### 6. 保健師・助産師の賃金処遇

### 1) 保健師の賃金処遇

保健師業務に従事している保健師の賃金処遇について、複数回答でみると、「看護師との差はつけていない」が34.9%と最も多く、次いで、「看護師と号俸に差をつけている」27.0%、「看護師と等級に差をつけている」16.1%、「保健師手当を支払っている」11.3%であった。

表Ⅲ-6-1) 保健師の賃金処遇(複数回答)

		看護師と 等級に差 をつけて いる	看護師と 号俸に差 をつけて いる	保健師手当を支払っている	その他	看護師と の差は つけて いない	無回答	合計
	国	(6.7)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(26.7)	5 (33.3)	15 (100.0)
	 】都道府県、市町村、	7	24	0.0)	6	34	12	80
	即追附床、印刷刊、   地方独立行政法人、公立大学法人	(8.8)	(30.0)	(0.0)	(7.5)	(42.5)	(15.0)	(100.0)
		14	35	2	3	41	4	98
	公的医療機関	(14.3)	(35.7)	(2.0)	(3.1)	(41.8)	(4.1)	(100.0)
		6	8	2	3	16	1	35
	社会保険関係団体	(17.1)	(22.9)	(5.7)	(8.6)	(45.7)	(2.9)	(100.0)
設置主体	医病法 1 /图 1	36	38	43	12	50	21	186
設直土14	医療法人・個人	(19.4)	(20.4)	(23.1)	(6.5)	(26.9)	(11.3)	(100.0)
	学校法人	1	8	1	0	4	2	16
	子仪法人	(6.3)	(50.0)	(6.3)	(0.0)	(25.0)	(12.5)	(100.0)
	│ │ 公益社団法人、公益財団法人	4	3	2	2	8	4	23
	<b>五血柱因从八、五血剂因从八</b>	(17.4)	(13.0)	(8.7)	(8.7)	(34.8)	(17.4)	(100.0)
	その他	14	20	9	1	24	4	66
	C 42 IE	(21.2)	(30.3)	(13.6)	(1.5)	(36.4)	(6.1)	(100.0)
	無回答	1	0	0	0	1	1	3
		(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(33.3)	(100.0)
	99 床以下	13	12	8	4	17	12	60
		(21.7)	(20.0)	(13.3)	(6.7)	(28.3)	(20.0)	(100.0)
	100~199 床	28	(25.0)	18	8	53	16	163
		(17.2)	(25.8)	(11.0)	(4.9)	(32.5)	(9.8)	(100.0)
	200~299 床	16 (15.8)	(31.7)	12 (11.9)	(5.0)	(36.6)	(7.9)	101 (100.0)
		(13.6)	24	(11.9)	(5.0)	(30.0)	(7.9)	72
稼動病床数	300~399 床	(12.5)	(33.3)	(12.5)	(2.8)	(34.7)	(8.3)	(100.0)
		7	7	3	2	18	4	41
	400~499 床	(17.1)	(17.1)	(7.3)	(4.9)	(43.9)	(9.8)	(100.0)
		5	16	2	3	24	5	54
	500 床以上	(9.3)	(29.6)	(3.7)	(5.6)	(44.4)	(9.3)	(100.0)
	4m (=) /dr	6	8	7	3	8	3	31
	無回答	(19.4)	(25.8)	(22.6)	(9.7)	(25.8)	(9.7)	(100.0)
	合計	84	141	59	27	182	54	522
		(16.1)	(27.0)	(11.3)	(5.2)	(34.9)	(10.3)	(100.0)

### 2) 助産師の賃金処遇

助産師業務に従事している助産師の賃金処遇について、複数回答でみると、「看護師と号俸に差をつけている」が36.7%と最も多く、次いで、「看護師との差はつけていない」24.1%、「助産師手当を支払っている」23.5%、「看護師と等級に差をつけている」16.6%であった。

表Ⅲ-6-2) 助産師の賃金処遇(複数回答)

		看護師と 等級に差 をつけて いる	看護師と 号俸に差 をつけて いる	助産師手当を支払っている	その他	看護師と の差は つけて いない	無回答	合計
	国	(8.3)	40 (66.7)	(3.3)	(3.3)	(10.0)	5 (8.3)	60 (100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	26 (11.5)	79 (34.8)	28 (12.3)	15 (6.6)	80 (35.2)	14 (6.2)	227 (100.0)
	公的医療機関	16 (14.2)	45 (39.8)	20 (17.7)	6 (5.3)	33 (29.2)	4 (3.5)	113 (100.0)
	社会保険関係団体	(14.3)	10 (35.7)	3 (10.7)	(14.3)	8 (28.6)	(3.6)	28 (100.0)
設置主体	医療法人·個人	28 (28.9)	28 (28.9)	43 (44.3)	4 (4.1)	13 (13.4)	12 (12.4)	97 (100.0)
	学校法人	7 (16.3)	16 (37.2)	16 (37.2)	2 (4.7)	6 (14.0)	2 (4.7)	43 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	6 (28.6)	6 (28.6)	13 (61.9)	(0.0)	1 (4.8)	1 (4.8)	21 (100.0)
	その他	14 (28.0)	11 (22.0)	25 (50.0)	(6.0)	8 (16.0)	2 (4.0)	50 (100.0)
	無回答	(25.0)	(25.0)	(25.0)	(0.0)	(0.0)	1 (25.0)	4 (100.0)
	99 床以下	11 (27.5)	(20.0)	12 (30.0)	(5.0)	9 (22.5)	6 (15.0)	40 (100.0)
	100~199 床	19 (21.8)	31 (35.6)	19 (21.8)	4 (4.6)	20 (23.0)	9 (10.3)	87 (100.0)
	200~299 床	19 (17.0)	43 (38.4)	27 (24.1)	9 (8.0)	30 (26.8)	6 (5.4)	112 (100.0)
稼動病床数	300~399 床	17 (14.2)	49 (40.8)	24 (20.0)	8 (6.7)	27 (22.5)	7 (5.8)	120 (100.0)
	400~499 床	14 (16.7)	23 (27.4)	21 (25.0)	(3.6)	29 (34.5)	2 (2.4)	84 (100.0)
	500 床以上	(12.7)	73 (44.2)	37 (22.4)	8 (4.8)	32 (19.4)	6 (3.6)	165 (100.0)
	無回答	6 (17.1)	9 (25.7)	(31.4)	(5.7)	8 (22.9)	6 (17.1)	35 (100.0)
	合計	107 (16.6)	236 (36.7)	151 (23.5)	36 (5.6)	155 (24.1)	42 (6.5)	643 (100.0)

### Ⅳ. 昇給・昇格の条件

### 1. 昇給

### 1) 年齢や勤続年数に基づく昇給の有無

年齢や勤続年数に基づく昇給の有無は、「ある」と回答した病院が 80.5%であり、一方、「ない」18.9%であった。

表IV-1-1) 年齢や勤続年数に基づく昇給の有無

		ある	ない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	86	19	0	105
	1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	(81.9) 351	(18.1)	(0.0)	(100.0) 434
	政令指定都市	(80.9)	(18.7)	(0.5)	(100.0)
行政区分	+	1,451	345	11	1,807
1] 以区方	市	(80.3)	(19.1)	(0.6)	(100.0)
	町村	224 (81.5)	50   (18.2)	1 (0.4)	275 (100.0)
		22	6	2	30
	無回答	(73.3)	(20.0)	(6.7)	(100.0)
	国	114	11	0	125
		(91.2) 458	(8.8)	(0.0)	(100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	(96.0)	(3.4)	(0.6)	477 (100.0)
		186	12	1	199
	公的医療機関	(93.5)	(6.0)	(0.5)	(100.0)
	社会保険関係団体	54	1	0	55
		(98.2) 986	(1.8) 413	(0.0)	(100.0) 1,410
設置主体	医療法人・個人	(69.9)	(29.3)	(0.8)	(100.0)
	<del>25+52+</del> 1	55	6	0	61
	学校法人	(90.2)	(9.8)	(0.0)	(100.0)
	│ │ 公益社団法人、公益財団法人	85	9	0	94
		(90.4)	(9.6)	(0.0)	(100.0)
	その他	185 (86.0)	30   (14.0)	0 (0.0)	215 (100.0)
	<b>毎日</b> な	11	3	1	15
	無回答 	(73.3)	(20.0)	(6.7)	(100.0)
	99 床以下	485	190	5	680
		(71.3) 670	(27.9) 165	(0.7)	(100.0) 840
	100~199 床	(79.8)	(19.6)	(0.6)	(100.0)
	000 000 rt	320	60	1	381
	200~299 床	(84.0)	(15.7)	(0.3)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	220	30	1	251
		(87.6) 126	(12.0) 14	(0.4)	(100.0)
	400~499 床	(90.0)	(10.0)	(0.0)	(100.0)
	500 床以上	177	13	0	190
	500 床员工	(93.2)	(6.8)	(0.0)	(100.0)
	無回答	136 (80.5)	29 (17.2)	4 (2.4)	(100.0)
	1	1,478	251	7	(100.0) 1,736
	一般病床	(85.1)	(14.5)	(0.4)	(100.0)
	療養病床	369	154	5	528
	100 DC 11.3 MJ	(69.9)	(29.2)	(0.9)	(100.0)
最も多い 病床の種別	精神病床	196 (70.3)	80   (28.7)	3 (1.1)	279 (100.0)
**3 #*!* *** (王ガ)		41	7	0	48
	その他	(85.4)	(14.6)	(0.0)	(100.0)
	無回答	50	9	1	60
	WH H	(83.3)	(15.0)	(1.7)	(100.0)
	合計	2,134 (80.5)	501 (18.9)	16 (0.6)	2,651 (100.0)

### 2) 年齢や勤続年数に基づく昇給停止

年齢や勤続年数に基づく昇給停止の有無は、「昇給停止がある」と回答した病院が 54.6% であり、一方、「昇給停止がない」 42.3%であった。

表Ⅳ-1-2) 年齢や勤続年数に基づく昇給停止の有無

		昇給停止が ある	昇給停止が ない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	50	32	4	86
		(58.1)	(37.2) 162	(4.7)	(100.0) 351
	政令指定都市	(51.3)	(46.2)	(2.6)	(100.0)
行政区分	市	810	599	42	1,451
		(55.8) 117	(41.3) 98	(2.9)	(100.0)
	町村	(52.2)	(43.8)	(4.0)	(100.0)
	無回答	9	12	1	22
	WD B	(40.9)	(54.5)	(4.5)	(100.0)
	国	(36.0)	70 (61.4)	(2.6)	114 (100.0)
		176	269	13	458
	地方独立行政法人、公立大学法人	(38.4)	(58.7)	(2.8)	(100.0)
	公的医療機関	90	95	(0.5)	186
		(48.4)	(51.1)	(0.5)	(100.0)
	社会保険関係団体	(74.1)	(24.1)	(1.9)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	627	322	37	986
改造工作	区派从八 四八	(63.6)	(32.7)	(3.8)	(100.0)
	学校法人	(36.4)	35 (63.6)	0 (0.0)	55 (100.0)
		52	26	7	85
その他無回答	公益社団法人、公益財団法人 ————————————————————————————————————	(61.2)	(30.6)	(8.2)	(100.0)
	その他	113	69	3 (1.0)	185
		(61.1)	(37.3)	(1.6)	(100.0) 11
	無回答	(63.6)	(36.4)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	302	159	24	485
	00 3/11/20 1	(62.3)	(32.8) 274	(4.9)	(100.0) 670
	100~199 床	(56.7)	(40.9)	(2.4)	(100.0)
	200~299 床	188	124	8	320
	200239 14	(58.8)	(38.8)	(2.5)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	104 (47.3)	109 (49.5)	7 (3.2)	220 (100.0)
		48	(49.5)	3	126
	400~499 床	(38.1)	(59.5)	(2.4)	(100.0)
	500 床以上	74	98	5	177
		(41.8)	(55.4) 64	(2.8)	(100.0)
	無回答	(51.5)	(47.1)	(1.5)	(100.0)
	一般病床	751	687	40	1,478
	NX NY IA	(50.8)	(46.5)	(2.7)	(100.0)
	療養病床	240 (65.0)	116 (31.4)	13 (3.5)	369 (100.0)
最も多い	₩\$ \$#\$ #\$	124	65	7	196
病床の種別	精神病床	(63.3)	(33.2)	(3.6)	(100.0)
	その他	22	17	2	41
		(53.7)	(41.5) 18	(4.9)	(100.0) 50
	無回答	(58.0)	(36.0)	(6.0)	(100.0)
	合計	1,166	903	65	2,134
	H PI	(54.6)	(42.3)	(3.0)	(100.0)

### 3) 昇給停止となる年齢

昇給停止があり、かつ、昇給が停止される年齢に関する設問の回答に不備がない病院を対象として、昇給停止となる年齢をみると、平均は 55.8 歳であった。「 $55\sim60$  歳未満」と回答した病院が 55.4%で最も多く、次いで、「60 歳以上」 29.2%、「 $50\sim55$  歳未満」 9.6% であった。

表IV-1-3) 昇給停止となる年齢

		40 歳 未満	40~45 歳未満	45~50 歳未満	50~55 歳未満	55~60 歳未満	60 歳 以上	合計	平均 (歳)
	特別区(東京 23 区)	(0.0)	0 (0.0)	4 (9.5)	3 (7.1)	25 (59.5)	10 (23.8)	42 (100.0)	55.5
	政令指定都市	(0.0)	2 (1.3)	(7.0)	11 (7.0)	79 (50.3)	54 (34.4)	157 (100.0)	55.9
行政区分	市	(0.3)	10 (1.4)	(3.3)	66 (9.1)	409 (56.4)	214 (29.5)	725	55.9
	町村	(0.0)	(1.0)	3 (2.9)	19 (18.1)	60 (57.1)	22 (21.0)	105	55.1
	無回答	(0.0)	0 (0.0)	(25.0)	1 (12.5)	(25.0)	3 (37.5)	8 (100.0)	53.9
	国	(0.0)	(0.0)	(0.0)	1 (2.9)	34 (97.1)	(0.0)	35 (100.0)	55.7
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	(0.0)	(0.0)	(0.0)	9 (6.1)	133 (89.9)	6 (4.1)	148 (100.0)	55.3
	公的医療機関	(0.0)	0 (0.0)	1 (1.2)	1 (1.2)	76 (88.4)	8 (9.3)	86 (100.0)	56.1
	社会保険関係団体	0 (0.0)	(3.0)	22 (66.7)	0 (0.0)	10 (30.3)	0 (0.0)	33 (100.0)	48.3
設置主体	医療法人·個人	(0.4)	10 (1.8)	14 (2.5)	71 (12.7)	224 (40.1)	238 (42.6)	559 (100.0)	56.3
	学校法人	(0.0)	0 (0.0)	1 (5.0)	2 (10.0)	13 (65.0)	4 (20.0)	20 (100.0)	55.8
-	公益社団法人、公益財団法人	(0.0)	1 (2.0)	3 (5.9)	4 (7.8)	31 (60.8)	12 (23.5)	51 (100.0)	55.4
	その他	(0.0)	1 (1.0)	3 (3.1)	11 (11.2)	50 (51.0)	33 (33.7)	98 (100.0)	56.2
	無回答	(0.0)	0 (0.0)	(0.0)	1 (14.3)	4 (57.1)	2 (28.6)	7 (100.0)	56.6
	99 床以下	(0.4)	3 (1.1)	(3.0)	30 (11.3)	130 (48.9)	94 (35.3)	266 (100.0)	56.0
	100~199 床	(0.3)	4 (1.2)	12 (3.6)	38 (11.3)	182 (54.0)	100 (29.7)	337 (100.0)	55.7
	200~299 床	0 (0.0)	4 (2.3)	11 (6.4)	12 (6.9)	95 (54.9)	51 (29.5)	173 (100.0)	55.6
稼動病床数	300~399 床	0 (0.0)	(1.1)	5 (5.3)	8 (8.4)	63 (66.3)	18 (18.9)	95 (100.0)	55.5
	400~499 床	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (7.3)	4 (9.8)	28 (68.3)	6 (14.6)	41 (100.0)	55.2
	500 床以上	(0.0)	0 (0.0)	3 (4.8)	4 (6.3)	44 (69.8)	12 (19.0)	63 (100.0)	55.8
	無回答	0 (0.0)	1 (1.6)	(3.2)	4 (6.5)	33 (53.2)	22 (35.5)	62 (100.0)	56.4
	一般病床	(0.3)	9 (1.4)	36 (5.4)	68 (10.3)	412 (62.1)	136 (20.5)	663 (100.0)	55.2
	療養病床	(0.0)	3 (1.4)	5 (2.3)	21 (9.7)	86 (39.6)	102 (47.0)	217 (100.0)	56.8
最も多い 病床の種別	精神病床	(0.0)	1 (0.9)	2 (1.7)	4 (3.5)	55 (47.8)	53 (46.1)	115 (100.0)	57.3
	その他	(0.0)	0 (0.0)	(0.0)	2 (12.5)	7 (43.8)	7 (43.8)	16 (100.0)	57.0
	無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	(3.8)	5 (19.2)	15 (57.7)	5 (19.2)	26 (100.0)	54.9
	合計	(0.2)	13 (1.3)	44 (4.2)	100 (9.6)	575 (55.4)	303 (29.2)	1,037 (100.0)	55.8

### 4) 非管理職の看護職員に対する査定に基づいた昇給の有無

非管理職の看護職員に対する査定に基づいた昇給の有無は、「ある」と回答した病院が 38.6%であり、一方、「ない」 57.9%であった。

表Ⅳ-1-4) 非管理職の看護職員に対する査定に基づいた昇給

		ある	ない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	44	59	2	105
		(41.9) 186	(56.2) 239	(1.9)	(100.0) 434
	政令指定都市	(42.9)	(55.1)	(2.1)	(100.0)
行政区分	市	693	1,049	65	1,807
		(38.4) 85	(58.1) 179	(3.6)	(100.0) 275
	町村	(30.9)	(65.1)	(4.0)	(100.0)
	無回答	15	10	5	30
	W = 1	(50.0)	(33.3)	(16.7)	(100.0)
	国	100 (80.0)	23 (18.4)	2 (1.6)	125 (100.0)
		162	294	21	477
	地方独立行政法人、公立大学法人	(34.0)	(61.6)	(4.4)	(100.0)
	公的医療機関	45	145	9	199
		(22.6)	(72.9) 21	(4.5)	(100.0)
	社会保険関係団体	(58.2)	(38.2)	(3.6)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	543	819	48	1,410
改造工作	区派从八 四八	(38.5)	(58.1)	(3.4)	(100.0)
	学校法人	18 (29.5)	41 (67.2)	(3.3)	61 (100.0)
	0.441534.1.0.461534.1	33	58	3	94
	公益社団法人、公益財団法人	(35.1)	(61.7)	(3.2)	(100.0)
	その他	84	128	3	215
	3 7 12	(39.1)	(59.5) 7	(1.4)	(100.0) 15
	無回答	(40.0)	(46.7)	(13.3)	(100.0)
	99 床以下	230	418	32	680
	99 从以下	(33.8)	(61.5)	(4.7)	(100.0)
	100~199 床	317 (37.7)	501 (59.6)	(2.6)	840 (100.0)
		146	227	(2.0)	381
	200~299 床	(38.3)	(59.6)	(2.1)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	112	133	6	251
135-2017-1015-32	000 000 pK	(44.6)	(53.0)	(2.4)	(100.0)
	400~499 床	60 (42.9)	77 (55.0)	3 (2.1)	140 (100.0)
	FOO FT IN IA	97	88	5	190
	500 床以上	(51.1)	(46.3)	(2.6)	(100.0)
	無回答	61	92	16	169
		(36.1) 688	(54.4) 985	(9.5)	(100.0) 1,736
	一般病床	(39.6)	(56.7)	(3.6)	(100.0)
	療養病床	208	301	19	528
	冰皮的体	(39.4)	(57.0)	(3.6)	(100.0)
最も多い 病床の種別	精神病床	85 (30.5)	188 (67.4)	6 (2.2)	279 (100.0)
いいというとり土りり	7.00	20	26	2	48
	その他	(41.7)	(54.2)	(4.2)	(100.0)
	無回答	22	36	2	60
		(36.7)	(60.0)	(3.3)	(100.0)
	合計	1,023 (38.6)	1,536 (57.9)	92 (3.5)	2,651 (100.0)

2. 昇格の条件

昇格の条件について、複数回答でみると、「能力評価」74.8%、「上司の推薦」73.1%が7割超で多く、次いで、「ポストの空き」52.5%、「看護職 としての経験年数」45.0%、「勤続年数」31.8%などであった。

表IV-2 昇格の条件(複数回答)

		能力評価	昇格試験	上司の推薦	研修受講	ポストの 空き	看護職と しての 経験年数	他部署・ 施設での 経験有無	年齡	勤続年数	その他	無回答	石
	林門區/東京の西)	73	32	9/	31	28	62	14	14	39	8	2	105
	特別区(果块 23 区)	(69.5)	(30.5)	(72.4)	(29.5)	(55.2)	(29.0)	(13.3)	(13.3)	(37.1)	(7.6)	(1.9)	(100.0)
	节令市市	340	22	317	75	247	181	47	19	133	25	6	434
	以 宁 捐 压 卻 巾	(78.3)	(12.7)	(73.0)	(17.3)	(26.9)	(41.7)	(10.8)	(14.1)	(30.6)	(5.8)	(2.1)	(100.0)
人位背以	#	1,368	217	1,319	424	926	817	215	263	292	138	27	1,807
11.以下,	₽	(75.7)	(12.0)	(73.0)	(23.5)	(51.2)	(45.2)	(11.9)	(14.6)	(31.3)	(7.6)	(1.5)	(100.0)
	‡ }	179	35	207	65	149	118	33	26	92	15	-	275
	[₩ [H	(65.1)	(12.7)	(75.3)	(23.6)	(54.2)	(42.9)	(12.0)	(20.4)	(34.5)	(2.5)	(0.4)	(100.0)
	自	22	2	19	9	13	14	3	3	10	1	2	30
	無回告	(73.3)	(16.7)	(63.3)	(20.0)	(43.3)	(46.7)	(10.0)	(10.0)	(33.3)	(3.3)	(6.7)	(100.0)
	H	87	96	80	24	9/	9/	17	15	39	3	2	125
	<u> 11</u>	(9.69)	(76.8)	(64.0)	(43.2)	(8.09)	(80.8)	(13.6)	(12.0)	(31.2)	(5.4)	(1.6)	(100.0)
	都道府県、市町村、	335	<i>L</i> 9	321	86	258	248	32	121	229	36	3	477
	地方独立行政法人、公立大学法人	(70.2)	(14.0)	(67.3)	(20.5)	(54.1)	(52.0)	(6.7)	(25.4)	(48.0)	(7.5)	(0.0)	(100.0)
	八的医海桃間	138	38	166	80	110	87	23	26	63	16	2	199
	还的医掠做男	(69.3)	(19.1)	(83.4)	(40.2)	(55.3)	(43.7)	(11.6)	(13.1)	(31.7)	(8.0)	(1.0)	(100.0)
	, 十 今 四 保 間 な 田 は の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に る に る に る に る に る に る に る に る に る に る に に る に る に 。 に る に に に に に に に に に に に に に	46	6	44	22	32	35	16	8	15	7	3	22
	九五禾突汚ボ의주	(83.6)	(16.4)	(80.0)	(40.0)	(58.2)	(63.6)	(29.1)	(14.5)	(27.3)	(12.7)	(2.2)	(100.0)
计量计	医毒汁 一田一	1,071	69	1,027	249	708	216	180	171	382	102	27	1,410
以固土净	医原法人 個人	(76.0)	(4.2)	(72.8)	(17.7)	(50.2)	(40.9)	(12.8)	(12.1)	(27.3)	(7.2)	(1.9)	(100.0)
	- T	23	23	51	21	29	33	9	12	24	2	0	19
	ナベばへ	(86.9)	(37.7)	(83.6)	(34.4)	(47.5)	(54.1)	(8.8)	(19.7)	(39.3)	(3.3)	(0.0)	(100.0)
	- # 田 本 # 4 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1 # 1	75	20	73	18	09	46	=	13	29	4	_	94
	な単れ回済く、な前を回済く	(79.8)	(21.3)	(77.7)	(19.1)	(63.8)	(48.9)	(11.7)	(13.8)	(30.9)	(4.3)	(1.1)	(100.0)
	h 9	167	87	165	22	112	82	24	31	22	16	1	215
	和LC0 2	(77.7)	(13.0)	(76.7)	(26.5)	(52.1)	(39.5)	(11.2)	(14.4)	(25.6)	(7.4)	(0.5)	(100.0)
	# 原 教	10	4	Ξ	2	∞	9	3	0	က	-	2	15
	中国集	(66.7)	(26.7)	(73.3)	(13.3)	(53.3)	(40.0)	(20.0)	(0.0)	(20.0)	(6.7)	(13.3)	(100.0)
	# <b>~</b>	1,982	344	1,938	109	1,393	1,192	312	397	842	187	41	2,651
	Π	(74.8)	(13.0)	(73.1)	(22.7)	(52.5)	(45.0)	(11.8)	(15.0)	(31.8)	(7.1)	(1.5)	(100.0)

100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   100~199   10			能力評価	昇格試験	上司の推薦	研修受講	ポストの 空き	看護職と しての 経験年数	他部署・ 施設での 経験有無	年齡	勤続年数	その他	無回答	合計
500~100 床         (7.04)         (4.3)         (66.0)         (15.1)         (47.6)         (38.6)         (11.6)         (13.1)         (31.6)         (7.8)         (7.8)         (7.9)         (10.0~100 床         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (1		¥ 1 00	479	50	449	103	324	508	19	88	215	23	16	089
100~199 床         629         71         654         193         465         362         100         112         248         64         8           200~299 床         300         47         (32)         (554)         (473)         (133)         (295)         (160)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (176)         (17		39 KK	(70.4)	(4.3)	(66.0)	(15.1)	(47.6)	(39.6)	(11.6)	(13.1)	(31.6)	(7.8)	(2.4)	(100.0)
200~299 床         (74.9)         (8.5)         (77.9)         (23.0)         (55.4)         (43.1)         (11.9)         (13.2)         (29.5)         (70.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.		五 000+	629	7.1	654	193	465	362	100	112	248	64	8	840
200~299 床         300         47         285         98         203         182         53         60         116         21         5         60         116         21         5         60         116         21         5         60         113         (123)         (157)         (304)         (553)         (478)         (123)         (177)         (304)         (553)         (478)         (139)         (177)         (304)         (553)         (478)         (139)         (177)         (304)         (553)         (478)         (139)         (147)         (304)         (553)         (478)         (139)         (147)         (304)         (553)         (478)         (478)         (478)         (479)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)         (470)<		₩ 661 ~001	(74.9)	(8.5)	(77.9)	(23.0)	(55.4)	(43.1)	(11.9)	(13.3)	(29.5)	(7.6)	(1.0)	(100.0)
400~399 床         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78.7)         (78		# 000 ~ 000	300	47	285	86	203	182	53	09	116	21	2	381
500~389 床         187         69         191         76         148         123         29         37         79         17         3           400~389 床         110         45         (745)         (725)         (761)         (303)         (590)         (490)         (116)         (147)         (315)         (688)         (12)         (78           400~499 床         (786)         (321)         (736)         (323)         (514)         (521)         (64)         (116)         (117)         (118)         (688)         (100)         (386)         (537)         (21)         (71)         (784)         (321)         (784)         (321)         (784)         (379)         (568)         (100)         (237)         (389)         (53)         (21)         (71)         (784)         (379)         (518)         (100)         (237)         (389)         (53)         (21)         (21)         (21)         (21)         (21)         (21)         (21)         (21)         (21)         (21)         (21)         (21)         (21)         (21)         (221)         (21)         (221)         (221)         (221)         (221)         (221)         (221)         (221)         (221)         (221) <th></th> <td>₩ 667 - 007</td> <td>(78.7)</td> <td>(12.3)</td> <td>(74.8)</td> <td>(25.7)</td> <td>(53.3)</td> <td>(47.8)</td> <td>(13.9)</td> <td>(15.7)</td> <td>(30.4)</td> <td>(2.2)</td> <td>(1.3)</td> <td>(100.0)</td>		₩ 667 - 007	(78.7)	(12.3)	(74.8)	(25.7)	(53.3)	(47.8)	(13.9)	(15.7)	(30.4)	(2.2)	(1.3)	(100.0)
Jana 1988 (74.5)         (74.5)         (76.1)         (30.3)         (59.0)         (49.0)         (11.6)         (14.7)         (31.5)         (68.9)         (12.7)         (14.7)         (31.5)         (68.9)         (12.7)         (14.7)         (31.5)         (68.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)         (12.7)<	李士山神寺	# 000°	187	69	191	9/	148	123	29	37	79	17	က	251
400~499 床         110         45         103         46         72         73         9         19         54         8         3           500 床以上         (786)         (321)         (736)         (229)         (51.4)         (521)         (64)         (136)         (386)         (57)         (21)         (7           500 床以上         (160)         (347)         (744)         (344)         (190         (237)         (374)         (374)         (744)         (744)         (136)         (27)         (37)         (57)         (7           無回本         (69.2)         (11.2)         (69.2)         (11.2)         (69.2)         (12.4)         (42.0)         (44.4)         (13.6)         (30.7)         (30.1)         (4.4         (3.6)         (30.0)         (30.0)         (30.0)         (30.0)         (30.0)         (30.0)         (30.0)         (30.0)         (30.0)         (30.0)         (4.6)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44)         (4.44) <th>体到加压数</th> <td>₩ 885 ~005</td> <td>(74.5)</td> <td>(27.5)</td> <td>(76.1)</td> <td>(30.3)</td> <td>(59.0)</td> <td>(49.0)</td> <td>(11.6)</td> <td>(14.7)</td> <td>(31.5)</td> <td>(6.8)</td> <td>(1.2)</td> <td>(100.0)</td>	体到加压数	₩ 885 ~005	(74.5)	(27.5)	(76.1)	(30.3)	(59.0)	(49.0)	(11.6)	(14.7)	(31.5)	(6.8)	(1.2)	(100.0)
中の一十35 計画         (78.6)         (32.1)         (73.6)         (52.9)         (51.4)         (52.1)         (6.4)         (13.6)         (38.6)         (5.7)         (2.1)         (13.6)         (38.6)         (5.7)         (2.1)         (13.6)         (54.2)         (52.9)         (51.4)         (52.1)         (64.2)         (13.6)         (13.6)         (57.9)         (57.9)         (58.8)         (10.0)         (23.7)         (38.9)         (5.3)         (0.5)         (1.2)         (6.8)         (1.2)         (57.9)         (57.8)         (10.0)         (23.7)         (38.9)         (5.3)         (0.5)         (1.2)         (1.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)         (2.2)		中 1000	110	45	103	46	72	73	6	19	54	8	3	140
無回答         160         64         149         64         110         108         19         45         74         71         10         11         160         64         149         64         110         108         19         45         74         70         71         70         71         70         71         70         71         70         71         70         71         70         71         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70         70		400∼488 Ѭ	(78.6)	(32.1)	(73.6)	(32.9)	(51.4)	(52.1)	(6.4)	(13.6)	(38.6)	(5.7)	(2.1)	(100.0)
無回答         (84.2)         (33.7)         (78.4)         (33.7)         (78.4)         (33.7)         (57.9)         (56.8)         (10.0)         (23.7)         (38.9)         (5.3)         (0.5)         (11.7)         (11.7)         (11.7)         (11.7)         (11.7)         (11.2)         (57.8)         (11.2)         (63.3)         (12.4)         (42.0)         (44.4)         (13.6)         (20.7)         (33.1)         (8.3)         (1.2)         (1.2)         (63.2)         (12.4)         (42.0)         (44.4)         (13.6)         (20.7)         (33.1)         (8.3)         (10.0)         (13.1)         (8.3)         (10.2)         (30.1)         (4.2)         (4.2)         (4.4)         (13.6)         (20.7)         (33.1)         (8.3)         (30.1)         (4.2)         (4.4)         (11.0)         (15.3)         (30.1)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0)         (10.0) <t< th=""><th></th><td>1 1 1 1 009</td><td>160</td><td>99</td><td>149</td><td>9</td><td>110</td><td>108</td><td>19</td><td>45</td><td>74</td><td>10</td><td>1</td><td>190</td></t<>		1 1 1 1 009	160	99	149	9	110	108	19	45	74	10	1	190
無回答         (69.2)         (11.2)         (63.3)         (12.4)         (42.0)         (44.4)         (13.6)         (20.7)         (33.1)         (8.3)         (30.0)         (44.4)         (13.6)         (20.7)         (33.1)         (8.3)         (30.0)         (44.4)         (13.6)         (20.7)         (33.1)         (8.3)         (30.0)         (44.4)         (13.6)         (20.7)         (33.1)         (8.3)         (30.0)         (44.4)         (13.6)         (20.7)         (33.1)         (8.3)         (12.4)         (44.4)         (13.6)         (20.7)         (33.1)         (8.3)         (12.4)         (44.4)         (13.6)         (20.7)         (33.1)         (33.1)         (33.1)         (43.2)         (41.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)         (44.4)		300 米ダ十	(84.2)	(33.7)	(78.4)	(33.7)	(57.9)	(56.8)	(10.0)	(23.7)	(38.9)	(5.3)	(0.5)	(100.0)
機動         本地目         (69.2)         (11.2)         (63.3)         (12.4)         (42.0)         (44.4)         (13.6)         (20.7)         (33.1)         (33.1)         (3.0)         (3.1)         (3.1)         (3.1)         (3.2)         (3.1)         (3.2)         (3.1)         (3.1)         (3.1)         (3.1)         (3.1)         (3.1)         (3.1)         (3.1)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)         (3.2)		—————————————————————————————————————	117	19	107	21	71	75	23	35	26	14	2	169
地病床         1,310         289         1,291         441         910         806         191         265         582         121         27         7           股病養病         (75.5)         (16.6)         (74.4)         (25.4)         (46.4)         (11.0)         (15.3)         (33.5)         (7.0)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.0)         (1.6)         (1.0)         (1.6)         (1.0)         (1.6)         (1.0)         (1.6)         (1.0)         (1.6)         (1.0)         (1.6)         (1.0)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)         (1.10)			(69.2)	(11.2)	(63.3)	(12.4)	(42.0)	(44.4)	(13.6)	(20.7)	(33.1)	(8.3)	(3.0)	(100.0)
機養病         (75.5)         (16.6)         (74.4)         (25.4)         (46.4)         (11.0)         (15.3)         (33.5)         (7.0)         (16.6)           療養病         (73.5)         (3.4)         (68.9)         (16.3)         (48.3)         (41.9)         (11.0)         (15.3)         (30.1)         (16.7)         (16.7)           精神病         (73.5)         (3.4)         (68.9)         (16.3)         (48.3)         (41.9)         (12.9)         (30.1)         (6.4)         (15.5)           精神病         (73.1)         (8.2)         (70.3)         (15.4)         (61.3)         (40.9)         (12.5)         (17.6)         (28.3)         (7.9)         (1.1)           表の性         (73.1)         (8.2)         (70.3)         (15.4)         (61.3)         (40.9)         (12.5)         (17.6)         (28.3)         (7.9)         (1.1)           表の性         (73.1)         (8.2)         (70.3)         (15.4)         (61.3)         (40.9)         (12.5)         (17.6)         (28.3)         (7.9)         (1.1)           表の性         (75.0)         (75.0)         (35.4)         (36.3)         (41.7)         (16.7)         (6.0)         (10.7)         (10.0)         (20.0) <th< th=""><th></th><td></td><td>1,310</td><td>289</td><td>1,291</td><td>1441</td><td>910</td><td>908</td><td>191</td><td>265</td><td>582</td><td>121</td><td>27</td><td>1,736</td></th<>			1,310	289	1,291	1441	910	908	191	265	582	121	27	1,736
療養病         388         18         364         86         255         221         75         68         159         34         8           精神病         (73.5)         (3.4)         (68.9)         (16.3)         (48.3)         (41.9)         (14.2)         (12.9)         (30.1)         (6.4)         (1.5)           精神病         (73.1)         (8.2)         (70.3)         (15.4)         (61.3)         (40.9)         (12.5)         (17.6)         (28.3)         (7.9)         (1.1)           その他         (73.1)         (8.2)         (70.3)         (15.4)         (61.3)         (40.9)         (12.5)         (17.6)         (28.3)         (7.9)         (1.1)           その他         (73.1)         (8.2)         (15.4)         (61.3)         (40.9)         (12.5)         (17.6)         (28.3)         (7.9)         (1.1)           その他         (75.0)         (10.4)         (87.5)         (35.4)         (61.3)         (41.7)         (16.7)         (6.0)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)		11X 21X 1X	(75.5)	(16.6)	(74.4)	(25.4)	(52.4)	(46.4)	(11.0)	(15.3)	(33.5)	(7.0)	(1.6)	(100.0)
精神病康         (73.5)         (3.4)         (68.9)         (16.3)         (48.3)         (41.9)         (14.2)         (12.9)         (30.1)         (6.4)         (1.5)           精神病康         (73.1)         (8.2)         (70.3)         (15.4)         (15.4)         (61.3)         (40.9)         (12.5)         (17.6)         (28.3)         (7.9)         (1.1)         (1.5)         (17.6)         (28.3)         (7.9)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1)         (1.1) <th></th> <td></td> <td>388</td> <td>18</td> <td>364</td> <td>98</td> <td>255</td> <td>221</td> <td>75</td> <td>89</td> <td>159</td> <td>34</td> <td>80</td> <td>528</td>			388	18	364	98	255	221	75	89	159	34	80	528
精神病         表の他         22         43         171         114         35         49         79         22         3         3         3         4         70         3         4         171         4         35         49         79         22         3         3         3         3         4         70         3         4         171         (15.7)         (12.5)         (17.6)         (17.6)         (17.6)         (17.6)         (17.6)         (17.6)         (17.6)         (17.6)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7)         (18.7) <t< th=""><th></th><td><b>原</b> 安</td><td>(73.5)</td><td>(3.4)</td><td>(68.9)</td><td>(16.3)</td><td>(48.3)</td><td>(41.9)</td><td>(14.2)</td><td>(12.9)</td><td>(30.1)</td><td>(6.4)</td><td>(1.5)</td><td>(100.0)</td></t<>		<b>原</b> 安	(73.5)	(3.4)	(68.9)	(16.3)	(48.3)	(41.9)	(14.2)	(12.9)	(30.1)	(6.4)	(1.5)	(100.0)
	最も多い	—————————————————————————————————————	204	23	196	43	171	114	32	49	79	22	က	279
36         5         42         17         28         20         8         3         8         4         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0 <th>病床の種別</th> <td>4F 1472 14</td> <td>(73.1)</td> <td>(8.2)</td> <td>(70.3)</td> <td>(15.4)</td> <td>(61.3)</td> <td>(40.9)</td> <td>(12.5)</td> <td>(17.6)</td> <td>(28.3)</td> <td>(7.9)</td> <td>(1.1)</td> <td>(100.0)</td>	病床の種別	4F 1472 14	(73.1)	(8.2)	(70.3)	(15.4)	(61.3)	(40.9)	(12.5)	(17.6)	(28.3)	(7.9)	(1.1)	(100.0)
(75.0)         (10.4)         (87.5)         (35.4)         (58.3)         (41.7)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (6.3)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)			36	2	42	17	28	20	80	က	∞	4	0	48
44         9         45         14         29         31         3         12         14         6         3         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12         12		되. (2. 2.	(75.0)	(10.4)	(87.5)	(35.4)	(58.3)	(41.7)	(16.7)	(6.3)	(16.7)	(8.3)	(0.0)	(100.0)
(73.3)         (15.0)         (75.0)         (23.3)         (48.3)         (51.7)         (5.0)         (20.0)         (23.3)         (10.0)         (5.0)         (6.0)         (20.0)         (23.3)         (10.0)         (5.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)         (6.0)		1 数	44	6	45	14	29	31	က	12	14	9	က	09
1,982     344     1,938     601     1,393     1,192     312     397     842     187     41       (74.8)     (13.0)     (73.1)     (22.7)     (52.5)     (45.0)     (11.8)     (15.0)     (31.8)     (7.1)     (1.5)			(73.3)	(15.0)	(75.0)	(23.3)	(48.3)	(51.7)	(2.0)	(20.0)	(23.3)	(10.0)	(2.0)	(100.0)
(74.8)     (13.0)     (73.1)     (22.7)     (52.5)     (45.0)     (11.8)     (15.0)     (31.8)     (7.1)     (1.5)		‡<	1,982	344	1,938	109	1,393	1,192	312	397	842	187	41	2,651
		<u>п</u>	(74.8)	(13.0)	(73.1)	(22.7)	(52.5)	(42.0)	(11.8)	(15.0)	(31.8)	(7.1)	(1.5)	(100.0)

### V. 画与

### 1. 賞与の査定基準

個人別の賞与の査定基準について、複数回答でみると、「出怠勤」と回答した病院が 66.2%で最も多く、次いで、「人事考課」37.3%、「能力評価」 36.6%、「病院の経営」27.3%などであった。

表 V-1 賞与の査定基準(複数回答)

		出怠勤	能力評価	目標管理 の達成度	委員会 活動	研究活 動·学会 発表	夜勤回数	病院の 経営	人事考課	その他	査定なし	無回答	合計
	(四) (四) (四)	72	46	58	13	13	5	31	48	10	12	0	105
	特別 <b>△</b> (果玩 23 ♠)	(9.89)	(46.7)	(27.6)	(12.4)	(12.4)	(4.8)	(29.5)	(45.7)	(9.5)	(11.4)	(0.0)	(100.0)
	<b>身</b> 令标记数十	288	168	105	42	41	26	118	186	25	22	4	434
	<b>以</b> 节相 走	(66.4)	(38.7)	(24.2)	(9.7)	(9.4)	(0.9)	(27.2)	(42.9)	(5.8)	(12.7)	(0.0)	(100.0)
计可以	-	1,212	899	366	175	187	127	511	662	78	268	17	1,807
17. 交 区 万	di di	(67.1)	(37.0)	(20.3)	(9.7)	(10.3)	(7.0)	(28.3)	(36.6)	(4.3)	(14.8)	(0.9)	(100.0)
	‡ <b>.</b>	163	74	34	16	16	6	54	78	15	62	3	275
	∏. √I	(29.3)	(50.9)	(12.4)	(5.8)	(5.8)	(3.3)	(19.6)	(28.4)	(5.5)	(22.5)	(1.1)	(100.0)
	# # # #	20	12	6	2	2	0	10	15	-	S	-	30
		(66.7)	(40.0)	(30.0)	(6.7)	(6.7)	(0.0)	(33.3)	(50.0)	(3.3)	(16.7)	(3.3)	(100.0)
	H	78	91	88	22	22	0	15	37	9	6	0	125
	1	(62.4)	(72.8)	(70.4)	(17.6)	(17.6)	(0.0)	(12.0)	(29.6)	(4.8)	(7.2)	(0.0)	(100.0)
	一大部十分。 一大克贝尔麦叶辛 丰富年 三切张军	273	93	52	17	19	က	18	107	31	121	က	477
	<b>むほが 宗、中町で、売り 独立 11 政が入、女 エクチが入</b>	(57.2)	(19.5)	(11.5)	(3.6)	(4.0)	(0.6)	(3.8)	(22.4)	(6.5)	(25.4)	(0.6)	(100.0)
		116	15	10	4	4	0	37	29	10	09	-	199
	五时运炼城民	(28.3)	(7.5)	(5.0)	(2.0)	(2.0)	(0.0)	(18.6)	(14.6)	(5.0)	(30.2)	(0.5)	(100.0)
	4.今. P. P. B.	36	24	24	9	7	0	14	23	2	12	-	22
	化式环模制深凹体	(65.5)	(43.6)	(43.6)	(10.9)	(12.7)	(0.0)	(25.5)	(41.8)	(3.6)	(21.8)	(1.8)	(100.0)
<b>記署主体</b>	五一年 一一年 一一年 一	995	630	293	178	181	142	249	647	63	133	16	1,410
	区原法へ、回く	(20.0)	(44.7)	(20.8)	(12.6)	(12.8)	(10.1)	(38.9)	(42.9)	(4.5)	(9.4)	(1.1)	(100.0)
	小块块	48	17	6	-	2	-	80	25	4	7	0	19
	ナベムハ	(78.7)	(27.9)	(14.8)	(1.6)	(3.3)	(1.6)	(13.1)	(41.0)	(6.6)	(11.5)	(0.0)	(100.0)
	人	52	24	18	9	8	2	25	35	9	22	-	94
	は自己はん、は自己とはん	(22.3)	(22.5)	(19.1)	(6.4)	(8.5)	(2.1)	(50.6)	(37.2)	(6.4)	(23.4)	(1.1)	(100.0)
	<b>から</b>	146	70	42	13	15	17	22	9/	7	36	2	215
	担合い	(6.7.9)	(32.6)	(19.5)	(0.9)	(7.0)	(7.9)	(25.6)	(35.3)	(3.3)	(16.7)	(0.0)	(100.0)
	# D X	Ξ	7	4	-	-	2	က	10	0	2	-	15
	₩ <b>□</b> □	(73.3)	(46.7)	(26.7)	(6.7)	(6.7)	(13.3)	(20.0)	(66.7)	(0.0)	(13.3)	(6.7)	(100.0)
	<b>= 4</b>	1,755	971	543	248	528	167	724	686	129	405	52	2,651
		(66.2)	(36.6)	(20.5)	(9.4)	(9.8)	(6.3)	(27.3)	(37.3)	(4.9)	(15.2)	(6.0)	(100.0)

		出怠勤	能力評価	目標管理 の達成度	委員会 活動	研究活 動·学会 発表	夜勤回数	病院の 経営	人事考課	その他	査定なし	無回答	合計
	上 2 2 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	430	288	122	69	69	45	228	248	43	111	13	089
		(63.2)	(42.4)	(17.9)	(10.1)	(10.1)	(6.2)	(33.5)	(36.5)	(6.3)	(16.3)	(1.9)	(100.0)
	# do	569	308	170	88	92	70	265	336	31	119	2	840
	₩ 661 ~ 001	(67.7)	(36.7)	(20.2)	(10.6)	(11.3)	(8.3)	(31.5)	(40.0)	(3.7)	(14.2)	(0.6)	(100.0)
	# 000°	261	124	82	31	34	30	81	154	15	54	2	381
	Z00~Z99 IX	(68.5)	(32.5)	(21.5)	(8.1)	(8.9)	(7.9)	(21.3)	(40.4)	(3.9)	(14.2)	(0.5)	(100.0)
秦七·少·赤·公	11 000	168	6/	48	15	19	10	22	98	16	36	0	251
体割拘床数	300 ~ 388 ₩	(66.9)	(31.5)	(19.1)	(6.0)	(7.6)	(4.0)	(22.7)	(34.3)	(6.4)	(14.3)	(0.0)	(100.0)
	11000	94	47	40	6	6	4	26	41	4	22	0	140
	400∼499 IX	(67.1)	(33.6)	(28.6)	(6.4)	(6.4)	(2.9)	(18.6)	(29.3)	(2.9)	(15.7)	(0.0)	(100.0)
	1 1 1 0 0 0 0	140	70	53	23	19	_	25	72	12	28	0	190
	上文字 000	(73.7)	(36.8)	(27.9)	(12.1)	(10.0)	(0.5)	(13.2)	(37.9)	(6.3)	(14.7)	(0.0)	(100.0)
	1	93	22	28	12	14	10	42	52	80	32	5	169
		(22.0)	(32.5)	(16.6)	(7.1)	(8.3)	(2.9)	(24.9)	(30.8)	(4.7)	(18.9)	(3.0)	(100.0)
	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	1,158	611	372	191	165	68	435	625	88	267	17	1,736
	小 M M M M M M M M M M M M M M M M M M M	(66.7)	(35.2)	(21.4)	(9.3)	(6.5)	(5.1)	(25.1)	(36.0)	(5.1)	(15.4)	(1.0)	(100.0)
		357	233	94	26	53	48	189	230	19	11	9	528
	京枣内小	(67.6)	(44.1)	(17.8)	(10.6)	(10.0)	(9.1)	(35.8)	(43.6)	(3.6)	(13.4)	(1.1)	(100.0)
最も多い	- 本本本	180	88	22	22	31	25	72	94	14	47	-	279
病床の種別	↑月 ↑中 7内 J.木	(64.5)	(31.5)	(19.7)	(7.9)	(11.1)	(9.0)	(25.8)	(33.7)	(5.0)	(16.8)	(0.4)	(100.0)
	h H	27	19	13	4	4	3	15	19	4	9	0	48
	到100-2	(26.3)	(39.6)	(27.1)	(8.3)	(8.3)	(6.3)	(31.3)	(39.6)	(8.3)	(12.5)	(0.0)	(100.0)
		33	20	6	S	9	2	13	21	4	Ξ	-	09
		(22.0)	(33.3)	(15.0)	(8.3)	(10.0)	(3.3)	(21.7)	(35.0)	(6.7)	(18.3)	(1.7)	(100.0)
	수타	1,755	971	543	248	259	167	724	686	129	402	25	2,651
	Ξ	(66.2)	(36.6)	(20.5)	(9.4)	(8.8)	(6.3)	(27.3)	(37.3)	(4.9)	(15.2)	(0.9)	(100.0)

### 2. 賞与の算定基準の改定

2012年度の賞与の算定基準(月数等)の改定は、「前年度より上げた」と回答した病院が11.4%であり、一方、「改定していない」72.5%、「前年度より下げた」12.6%であった。

表V-2 2012年度の賞与の算定基準の改定

		前年度より上げた	前年度より 下げた	改定して いない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	17	(10.5)	76 (70.4)	1 (1.0)	105
		(16.2)	(10.5) 45	(72.4) 332	(1.0)	(100.0) 434
	政令指定都市 	(10.6)	(10.4)	(76.5)	(2.5)	(100.0)
行政区分	市	214	232	1,293	68	1,807
ПЩЕЛ	17	(11.8)	(12.8)	(71.6)	(3.8)	(100.0)
	町村	(6.9)	42 (15.3)	200 (72.7)	14 (5.1)	275 (100.0)
		5	(13.3)	21	(3.1)	30
	無回答 	(16.7)	(10.0)	(70.0)	(3.3)	(100.0)
	国	6	16	101	2	125
	_	(4.8)	(12.8)	(80.8)	(1.6)	(100.0)
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	(1.3)	80 (16.8)	367 (76.9)	24 (5.0)	477 (100.0)
	2万强至自政丛八、五五八千丛八	16	23	154	(5.0)	199
	公的医療機関	(8.0)	(11.6)	(77.4)	(3.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	12	10	32	1	55
	1. 工 不 次 因	(21.8)	(18.2)	(58.2)	(1.8)	(100.0)
設置主体	   医療法人・個人	211	152	994	53	1,410
		(15.0)	(10.8)	(70.5) 43	(3.8)	(100.0) 61
	学校法人	(13.1)	(14.8)	(70.5)	(1.6)	(100.0)
		11	9	73	1	94
	公益社団法人、公益財団法人	(11.7)	(9.6)	(77.7)	(1.1)	(100.0)
	その他	30	33	146	6	215
	(4)	(14.0)	(15.3)	(67.9)	(2.8)	(100.0)
	無回答	(6.7)	1 (6.7)	12 (80.0)	(6.7)	15 (100.0)
		93	93	468	26	680
	99 床以下	(13.7)	(13.7)	(68.8)	(3.8)	(100.0)
	100~199 床	105	110	592	33	840
	100 133 //	(12.5)	(13.1)	(70.5)	(3.9)	(100.0)
	200~299 床	30	44	296	11	381
		(7.9)	(11.5) 27	(77.7) 187	(2.9)	(100.0) 251
稼動病床数	300~399 床	(11.2)	(10.8)	(74.5)	(3.6)	(100.0)
	400400 F	14	12	110	4	140
	400~499 床	(10.0)	(8.6)	(78.6)	(2.9)	(100.0)
	500 床以上	11	26	151	2	190
		(5.8)	(13.7)	(79.5) 118	(1.1)	(100.0)
	無回答	(11.8)	21 (12.4)	(69.8)	(5.9)	169 (100.0)
	一条中	193	232	1,260	51	1,736
	一般病床 	(11.1)	(13.4)	(72.6)	(2.9)	(100.0)
	療養病床	67 (12.7)	55 (10.4)	378 (71.6)	28 (5.3)	528 (100.0)
最も多い 病床の種別	精神病床	30 (10.8)	38 (13.6)	201 (72.0)	10 (3.6)	279 (100.0)
がいた ひノ作里 かり	その他	5	6	35	2	48
	COLE	(10.4)	(12.5)	(72.9)	(4.2)	(100.0)
	無回答	(10.0)	(3.3)	48 (80.0)	4 (6.7)	60 (100.0)
	合計	301	333	1,922	95	2,651
	H H1	(11.4)	(12.6)	(72.5)	(3.6)	(100.0)

### 3. 賞与額の決定に参考としている情報

賞与額の決定に参考としている情報について、複数回答でみると、「病院の収支・経営 状況」と回答した病院が55.5%と最も多く、次いで、「人事院勧告」25.3%、「地方公務 員の賞与月数」15.6%などであった。

表V-3 賞与額の決定に参考としている情報(複数回答)

		人事院 勧告	地方公 務員与 月数	地域 相場	学会の 資料	病院の 収支・経 営状況	その他	特に参 考として いるもの はない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	20 (19.0)	7 (6.7)	17 (16.2)	(0.0)	70 (66.7)	17 (16.2)	6 (5.7)	(1.0)	105 (100.0)
	政令指定都市	94 (21.7)	58 (13.4)	51 (11.8)	(0.2)	240 (55.3)	47 (10.8)	46 (10.6)	7 (1.6)	434 (100.0)
行政区分	市	452 (25.0)	265 (14.7)	251 (13.9)	5 (0.3)	1,035 (57.3)	176 (9.7)	151 (8.4)	39 (2.2)	1,807 (100.0)
	町村	98 (35.6)	81 (29.5)	32 (11.6)	0 (0.0)	109 (39.6)	23 (8.4)	18 (6.5)	5 (1.8)	275 (100.0)
	無回答	6 (20.0)	2 (6.7)	7 (23.3)	0.0)	16 (53.3)	(6.7)	(6.7)	1 (3.3)	30 (100.0)
	国 国	113 (90.4)	(0.7)	0 (0.0)	(0.0)	21 (16.8)	14 (11.2)	(1.6)	0 (0.0)	125
	   都道府県、市町村、地方独立行   政法人、公立大学法人	308	298	6	0	28	21	3	8	477
	公的医療機関	94	(62.5)	(1.3)	(0.0)	(5.9)	27	(0.6)	(1.7)	(100.0)
	社会保険関係団体	(47.2)	(17.6)	(5.0)	(0.0)	32	(13.6)	(3.5)	(1.5)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	(43.6)	(0.0)	(5.5) 296	(0.0)	(58.2) 1,065	(14.5)	(7.3) 175	(0.0)	(100.0) 1,410
WE TH.	学校法人	(3.4)	(2.3)	(21.0)	(0.4)	(75.5)	(9.4)	(12.4)	(2.2)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(41.0)	(9.8) 16	(8.2)	(0.0)	(55.7)	(13.1)	(9.8)	(1.6)	(100.0)
		(11.7)	(17.0) 22	(7.4) 29	(0.0)	(63.8) 131	(14.9)	(9.6) 15	(1.1)	(100.0) 215
	その他	(18.6)	(10.2)	(13.5)	(0.0)	(60.9)	(17.7)	(7.0)	(3.3)	(100.0)
	無回答	(46.7)	(20.0)	(13.3)	(0.0)	(46.7)	(13.3)	(13.3)	(13.3)	(100.0)
	99 床以下	(16.2)	(15.7)	(19.0)	(0.3)	(58.2)	(10.3)	(9.3)	(2.4)	(100.0)
	100~199 床	152 (18.1)	107 (12.7)	(15.6)	(0.1)	(65.1)	75 (8.9)	(8.9)	(1.5)	(100.0)
	200~299 床	112 (29.4)	59 (15.5)	42 (11.0)	(0.3)	211 (55.4)	38 (10.0)	(8.1)	(1.8)	381 (100.0)
稼動病床数	300~399 床	93 (37.1)	43 (17.1)	17 (6.8)	(0.8)	123 (49.0)	31 (12.4)	17 (6.8)	6 (2.4)	251 (100.0)
	400~499 床	63 (45.0)	20 (14.3)	10 (7.1)	0 (0.0)	53 (37.9)	19 (13.6)	10 (7.1)	(0.0)	140 (100.0)
	500 床以上	107 (56.3)	47 (24.7)	8 (4.2)	0 (0.0)	63 (33.2)	17 (8.9)	4 (2.1)	3 (1.6)	190 (100.0)
	無回答	33 (19.5)	30 (17.8)	21 (12.4)	0 (0.0)	77 (45.6)	15 (8.9)	23 (13.6)	8 (4.7)	169 (100.0)
	一般病床	578 (33.3)	346 (19.9)	196 (11.3)	(0.2)	870 (50.1)	170 (9.8)	97 (5.6)	30 (1.7)	1,736 (100.0)
	療養病床	34 (6.4)	26 (4.9)	104 (19.7)	(0.2)	377 (71.4)	59 (11.2)	65 (12.3)	12 (2.3)	528 (100.0)
最も多い 病床の種別	精神病床	34	29	47	2	167	28	45	7	279
かく 「大学」	その他	(12.2)	(10.4)	(16.8)	(0.7)	(59.9)	(10.0)	(16.1)	(2.5)	(100.0)
	無回答	(25.0)	(12.5)	(12.5)	(0.0)	(54.2)	(6.3)	(12.5)	(4.2)	(100.0)
	合計	(20.0) 670 (25.3)	(10.0) 413 (15.6)	(8.3) 358 (13.5)	(0.0) 6 (0.2)	(50.0) 1,470 (55.5)	(8.3) 265 (10.0)	(16.7) 223 (8.4)	(3.3) 53 (2.0)	(100.0) 2,651 (100.0)

### VI. 中途採用後の賃金処遇

### 1. 既卒の看護師を中途採用(経験者採用)する場合の賃金処遇

### 1)経験年数に対する評価

既卒の看護師を中途採用(経験者採用)する場合の賃金処遇について、経験年数に対する評価は、「看護師の経験年数をすべて評価する」と回答した病院が46.0%、「看護師の経験年数を一部評価する」48.6%であった。

表VI-1-1) 経験年数に対する評価

		看護師の 経験年数を すべて	看護師の 経験年数を 一部	看護師の 経験年数を まったく	その他	無回答	合計
		評価する	評価する	評価しない。			105
	特別区(東京 23 区)	46 (43.8)	51 (48.6)	(1.9)	3 (2.9)	(2.9)	105 (100.0)
	71 A 15 de des des de	187	223	10	8	6	434
	政令指定都市	(43.1)	(51.4)	(2.3)	(1.8)	(1.4)	(100.0)
行政区分	市	827	881	33	33	33	1,807
门政區力	112	(45.8)	(48.8)	(1.8)	(1.8)	(1.8)	(100.0)
	町村	146 (53.1)	(43.3)	5 (1.8)	4 (1.5)	(0.4)	275 (100.0)
		13	15	(1.8)	(1.5)	(0.4)	30
	無回答	(43.3)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(6.7)	(100.0)
	国	110	12	2	1	0	125
		(88.0)	(9.6)	(1.6)	(8.0)	(0.0)	(100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	312	149	0	6	10	477
	地方独立11 政法人、公立人子法人	(65.4) 76	(31.2)	(0.0)	(1.3)	(2.1)	(100.0)
	公的医療機関	(38.2)	(56.8)	(1.0)	(3.5)	(0.5)	(100.0)
	<b>社人// INSERTS DIT</b>	25	28	0	1	1	55
	社会保険関係団体	(45.5)	(50.9)	(0.0)	(1.8)	(1.8)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	523	786	45	27	29	1,410
WE-TH.		(37.1)	(55.7)	(3.2)	(1.9)	(2.1)	(100.0)
-	学校法人	34 (55.7)	25 (41.0)	(0.0)	(3.3)	(0.0)	61 (100.0)
		46	44	(0.0)	2	(0.0)	94
	公益社団法人、公益財団法人	(48.9)	(46.8)	(1.1)	(2.1)	(1.1)	(100.0)
	その他	85	126	0	2	2	215
	C 07 IE	(39.5)	(58.6)	(0.0)	(0.9)	(0.9)	(100.0)
	無回答	8 (50.0)	6 (40.0)	0	0	1 (0.7)	15
		(53.3) 293	(40.0)	(0.0)	(0.0)	(6.7) 20	(100.0)
	99 床以下	(43.1)	(49.3)	(2.9)	(1.8)	(2.9)	(100.0)
	100~199 床	374	435	14	9	8	840
	100~199 床	(44.5)	(51.8)	(1.7)	(1.1)	(1.0)	(100.0)
	200~299 床	171	192	6	6	6	381
		(44.9)	(50.4)	(1.6)	(1.6)	(1.6)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	124 (49.4)	(47.0)	(1.2)	5 (2.0)	(0.4)	251 (100.0)
	+	79	53	3	3	2	140
	400~499 床	(56.4)	(37.9)	(2.1)	(2.1)	(1.4)	(100.0)
	500 床以上	114	71	1	2	2	190
		(60.0)	(37.4)	(0.5)	(1.1)	(1.1)	(100.0)
	無回答	64 (37.9)	(50.3)	(1.8)	11 (6.5)	6 (3.6)	169 (100.0)
		874	785	14	30	33	1,736
	一般病床	(50.3)	(45.2)	(0.8)	(1.7)	(1.9)	(100.0)
	療養病床	206	291	17	6	8	528
	小区内内	(39.0)	(55.1)	(3.2)	(1.1)	(1.5)	(100.0)
最も多い 病床の種別	精神病床	(21.5)	165	16	(2.0)	2	279
パルヘン作生が		(31.5)	(59.1)	(5.7)	(2.9)	(0.7)	(100.0) 48
	その他	(52.1)	(41.7)	(2.1)	(2.1)	(2.1)	(100.0)
	無同效	26	28	2	3	1	60
	無回答	(43.3)	(46.7)	(3.3)	(5.0)	(1.7)	(100.0)
	合計	1,219	1,289	(1.0)	48 (1.9)	45 (1.7)	2,651
		(46.0)	(48.6)	(1.9)	(1.8)	(1.7)	(100.0)

### 2) 採用後の再評価

中途採用(経験者採用)について、賃金処遇の採用後の再評価は、「一定の時期をおいて、再評価を行っている」と回答した病院が21.9%、「再評価は行っていない」74.8%であった。

表VI-1-2) 採用後の再評価

		一定の時期 をおいて、 再評価を 行っている	再評価は 行って いない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	21	80	4	105
		(20.0)	(76.2) 331	(3.8)	(100.0) 434
	政令指定都市	(21.4)	(76.3)	(2.3)	(100.0)
行政区分	市	404	1,336	67	1,807
门政匹力	1,5	(22.4)	(73.9)	(3.7)	(100.0)
	町村	56 (20.4)	214 (77.8)	5 (1.8)	275 (100.0)
		7	22	1	30
	無回答	(23.3)	(73.3)	(3.3)	(100.0)
	国	13	109	3	125
		(10.4)	(87.2)	(2.4)	(100.0)
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	(9.9)	411 (86.2)	19 (4.0)	477 (100.0)
		22	173	4.0)	199
	公的医療機関	(11.1)	(86.9)	(2.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	10	43	2	55
	14 大阪国际団体	(18.2)	(78.2)	(3.6)	(100.0)
設置主体	医療法人•個人	418	938	54	1,410
		(29.6)	(66.5) 53	(3.8)	(100.0)
	学校法人	(13.1)	(86.9)	(0.0)	(100.0)
		17	77	0	94
	公益社団法人、公益財団法人	(18.1)	(81.9)	(0.0)	(100.0)
	その他	45	166	4	215
	CONE	(20.9)	(77.2)	(1.9)	(100.0)
	無回答	(6.7)	(96.7)	(6.7)	(100.0)
	1	(6.7)	(86.7) 455	(6.7)	(100.0)
	99 床以下	(28.8)	(66.9)	(4.3)	(100.0)
	100 - 100 F	180	637	23	840
	100~199 床	(21.4)	(75.8)	(2.7)	(100.0)
	200~299 床	67	304	10	381
	255 255 %	(17.6)	(79.8)	(2.6)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	(14.7)	205 (81.7)	9 (3.6)	251 (100.0)
		25	114	1	140
	400~499 床	(17.9)	(81.4)	(0.7)	(100.0)
	500 床以上	23	164	3	190
	300 #105.2	(12.1)	(86.3)	(1.6)	(100.0)
	無回答	53 (31.4)	104 (61.5)	12 (7.1)	169 (100.0)
	机床床	333	1,344	59	1,736
	一般病床	(19.2)	(77.4)	(3.4)	(100.0)
	療養病床	(31.1)	350 (66.3)	14 (2.7)	528 (100.0)
最も多い		56	215	8	279
病床の種別		(20.1)	(77.1) 31	(2.9)	(100.0) 48
	その他	(27.1)	(64.6)	(8.3)	(100.0)
	無回答	(25.0)	43 (71.7)	(3.3)	60 (100.0)
	스타	581	1,983	87	2,651
	合計	(21.9)	(74.8)	(3.3)	(100.0)

### 3) 経験年数以外の査定基準

経験年数以外の査定基準について、複数回答でみると、「以前の勤務先で経験した役割・職位」と回答した病院が34.1%で最も多く、次いで、「取得している資格」29.0%、「以前の勤務先の病院種別(機能)」24.6%、「ブランクの長さ」23.8%などであった。

表VI-1-3) 経験年数以外の査定基準(複数回答)

		以前の 勤務先 の規模	以前の 勤務先 の病院 種別 (機能)	以前の 勤務経 した 割・ ・ 位	ブランク の長さ	これま でに勤 務した 施設数	取得し ている 資格	以前の 勤務先 での給 与額	その他	なし	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	16 (15.2)	30 (28.6)	38 (36.2)	38 (36.2)	11 (10.5)	31 (29.5)	24 (22.9)	10 (9.5)	30 (28.6)	(2.9)	105 (100.0)
	政令指定都市	68	102	150	95	22	120	78	39	146	14	434
4- TL		(15.7)	(23.5) 461	(34.6) 620	(21.9) 438	(5.1)	(27.6) 540	(18.0)	(9.0) 163	(33.6)	(3.2)	(100.0) 1,807
行政 区分	市	(17.8)	(25.5)	(34.3)	(24.2)	(5.8)	(29.9)	(20.7)	(9.0)	(27.3)	(4.4)	(100.0)
	町村	42	51	85	55	11	72	53	22	96	11	275
		(15.3)	(18.5)	(30.9)	(20.0)	(4.0)	(26.2)	(19.3)	(8.0)	(34.9)	(4.0)	(100.0)
	無回答	(16.7)	(23.3)	(33.3)	(20.0)	(10.0)	(20.0)	(16.7)	(3.3)	(26.7)	(10.0)	(100.0)
	国	6 (4.8)	9 (7.2)	12 (9.6)	16 (12.8)	8 (6.4)	21 (16.8)	(1.6)	13 (10.4)	75 (60.0)	10 (8.0)	125 (100.0)
		52	60	68	55	11	72	15	55	243	36	477
	行政法人、公立大学法人	(10.9)	(12.6)	(14.3)	(11.5)	(2.3)	(15.1)	(3.1)	(11.5)	(50.9)	(7.5)	(100.0)
	公的医療機関	73 (36.7)	56 (28.1)	35 (17.6)	28 (14.1)	7 (3.5)	26 (13.1)	(5.5)	15 (7.5)	79 (39.7)	(1.5)	199 (100.0)
	社会保険関係団体	29	22	16	15	3	10	4	4	12	2	55
-n cm	<b>社会体院国际国体</b>	(52.7)	(40.0)	(29.1)	(27.3)	(5.5)	(18.2)	(7.3)	(7.3)	(21.8)	(3.6)	(100.0)
設置 主体	医療法人·個人	215 (15.2)	411 (29.1)	645 (45.7)	436 (30.9)	99 (7.0)	543 (38.5)	443 (31.4)	116 (8.2)	234 (16.6)	(2.9)	1,410 (100.0)
	学校法人	20	15	20	13	6	13	2	5	26	1	61
		(32.8)	(24.6)	(32.8)	(21.3) 18	(9.8)	(21.3)	(3.3)	(8.2)	(42.6) 40	(1.6)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法 人	(11.7)	(25.5)	(24.5)	(19.1)	(3.2)	(17.0)	(21.3)	(10.6)	(42.6)	(4.3)	(100.0)
	その他	38	47	76	45	12	61	34	17	62	13	215
		(17.7)	(21.9)	(35.3)	(20.9)	(5.6)	(28.4)	(15.8)	(7.9)	(28.8)	(6.0)	(100.0)
	無回答	(53.3)	(46.7)	(53.3)	(40.0)	(20.0)	(46.7)	(20.0)	(0.0)	(13.3)	(6.7)	(100.0)
	99 床以下	87	172	282	199	49	230	207	64	145	23	680
		(12.8) 128	(25.3) 221	(41.5) 314	(29.3) 215	(7.2)	(33.8)	(30.4)	(9.4) 61	(21.3)	(3.4)	(100.0) 840
	100~199 床	(15.2)	(26.3)	(37.4)	(25.6)	(5.1)	(32.6)	(23.0)	(7.3)	(27.7)	(4.3)	(100.0)
	200~299 床	73 (19.2)	89 (23.4)	126 (33.1)	87 (22.8)	(6.0)	107 (28.1)	56 (14.7)	35 (9.2)	120 (31.5)	17 (4.5)	381 (100.0)
稼動		56	55	61	46	12	51	31	28	95	(4.3)	251
稼動 病床数	300~399 床	(22.3)	(21.9)	(24.3)	(18.3)	(4.8)	(20.3)	(12.4)	(11.2)	(37.8)	(3.2)	(100.0)
	400~499 床	35 (25.0)	33 (23.6)	27 (19.3)	19 (13.6)	5 (3.6)	25 (17.9)	(5.0)	16 (11.4)	59 (42.1)	(4.3)	140 (100.0)
	500 床以上	45	40	36	27	6	35	3	14	80	7	190
	500 休以上	(23.7)	(21.1)	(18.9)	(14.2)	(3.2)	(18.4)	(1.6)	(7.4)	(42.1)	(3.7)	(100.0)
	無回答	28 (16.6)	41 (24.3)	57 (33.7)	39 (23.1)	14 (8.3)	47 (27.8)	37 (21.9)	17 (10.1)	(24.3)	(8.3)	169 (100.0)
	一般病床	342	423	514	383	90	450	283	148	576	78	1,736
	100 W 1010	(19.7) 78	(24.4) 148	(29.6) 241	(22.1) 177	(5.2)	(25.9) 195	(16.3) 155	(8.5) 48	(33.2)	(4.5) 16	(100.0) 528
最も	療養病床	(14.8)	(28.0)	(45.6)	(33.5)	(7.6)	(36.9)	(29.4)	(9.1)	(17.2)	(3.0)	(100.0)
多い病床の	精神病床	12	54	105	45	15	90	72	25	79	14	279
種別	7 - 11	(4.3)	(19.4) 12	(37.6)	(16.1) 14	(5.4)	(32.3)	(25.8)	(9.0)	(28.3)	(5.0)	(100.0) 48
	その他	(12.5)	(25.0)	(39.6)	(29.2)	(8.3)	(39.6)	(20.8)	(12.5)	(20.8)	(4.2)	(100.0)
	無回答	14 (23.3)	14 (23.3)	24 (40.0)	13 (21.7)	(5.0)	15 (25.0)	14 (23.3)	8 (13.3)	17 (28.3)	(1.7)	60 (100.0)
	스타	452	651	903	632	152	769	534	235	773	111	2,651
	合計	(17.1)	(24.6)	(34.1)	(23.8)	(5.7)	(29.0)	(20.1)	(8.9)	(29.2)	(4.2)	(100.0)

### 2. 看護師免許を取得した准看護師を看護師として中途採用(経験者採用)する場合の評価

### 1) 他施設における准看護師経験年数に対する評価

他施設で准看護師として就業後、看護師として中途採用(経験者採用)する場合の経験年数に対する評価は、「准看護師の経験年数をすべて評価する」と回答した病院が25.4%、「准看護師の経験年数を一部評価する」49.1%、「准看護師の経験年数を評価しない」16.2%であった。

表VI-2-1) 看護師免許を取得した准看護師を看護師として中途採用する場合の、他施設における 准看護師経験年数に対する評価

	<u>准</u> 有護師経験年剱に対する評	准看護師の 経験年数を すべて 評価する	准看護師の 経験年数を 一部評価 する	准看護師の 経験年数を 評価しない	その他	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	18 (17.1)	55 (52.4)	23 (21.9)	5 (4.8)	4 (3.8)	105 (100.0)
	政令指定都市	94	197	88	38	17	434
		(21.7) 461	(45.4) 907	(20.3) 282	(8.8) 82	(3.9) 75	(100.0) 1,807
行政区分	市	(25.5)	(50.2)	(15.6)	(4.5)	(4.2)	(100.0)
	町村	95	126	32	12	10	275
		(34.5)	(45.8) 16	(11.6)	(4.4)	(3.6)	(100.0)
	無回答	(20.0)	(53.3)	(13.3)	(0.0)	(13.3)	(100.0)
	国	61	43	13	4	4	125
		(48.8)	(34.4)	(10.4) 75	(3.2)	(3.2)	(100.0)
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	(29.4)	189 (39.6)	(15.7)	(7.3)	(8.0)	477 (100.0)
	A. 的 医 诱 幽 眼	47	91	42	10	9	199
	│ 公的医療機関 │────────────────────────────	(23.6)	(45.7)	(21.1)	(5.0)	(4.5)	(100.0)
	社会保険関係団体	(22.6)	(24.5)	18	(1.0)	(7.2)	(100.0)
		(23.6)	(34.5)	(32.7) 196	(1.8)	(7.3)	(100.0) 1,410
設置主体	医療法人・個人	(24.0)	(55.0)	(13.9)	(4.3)	(2.8)	(100.0)
	学校法人	13	15	26	3	4	61
	子以為八	(21.3)	(24.6)	(42.6)	(4.9)	(6.6)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(22.3)	51 (54.3)	14   (14.9)	5   (5.3)	(3.2)	94 (100.0)
	7.0.114	39	109	41	19	7	215
	その他	(18.1)	(50.7)	(19.1)	(8.8)	(3.3)	(100.0)
	無回答	(6.7)	(F2.2)	(06.7)	(0.0)	(12.2)	(100.0)
		(6.7)	(53.3)	(26.7)	(0.0)	(13.3)	(100.0) 680
	99 床以下	(29.7)	(49.6)	(10.3)	(5.1)	(5.3)	(100.0)
	100~199 床	196	436	143	40	25	840
	100 100 %	(23.3)	(51.9)	(17.0)	(4.8)	(3.0)	(100.0)
	200~299 床	91 (23.9)	193 (50.7)	68 (17.8)	18   (4.7)	11 (2.9)	381 (100.0)
稼動病床数	300~399 床	50	134	49	10	8	251
<b>修</b>	300~399 床	(19.9)	(53.4)	(19.5)	(4.0)	(3.2)	(100.0)
	400~499 床	33 (23.6)	62 (44.3)	32   (22.9)	8   (5.7)	5 (3.6)	140 (100.0)
		52	71	43	12	12	190
	500 床以上	(27.4)	(37.4)	(22.6)	(6.3)	(6.3)	(100.0)
	無回答	50	68	24	14	13	169
	l .	(29.6) 449	(40.2) 816	(14.2)	(8.3)	(7.7)	(100.0) 1,736
	一般病床	(25.9)	(47.0)	(16.8)	(5.5)	(4.8)	(100.0)
	療養病床	141	285	68	21	13	528
	7水·民"的体	(26.7)	(54.0)	(12.9)	(4.0)	(2.5)	(100.0)
最も多い 病床の種別	精神病床	57 (20.4)	141 (50.5)	55 (19.7)	18 (6.5)	8 (2.9)	279 (100.0)
1016(1-5)(±7)	7.0/1	10	25	8	1	4	48
	その他	(20.8)	(52.1)	(16.7)	(2.1)	(8.3)	(100.0)
	無回答	17 (28.3)	34 (56.7)	6 (10.0)	1 (1.7)	(3.3)	60 (100.0)
	<u> </u>	674	1,301	429	137	110	2,651
	ПП	(25.4)	(49.1)	(16.2)	(5.2)	(4.1)	(100.0)

### 2) 自施設における准看護師経験年数に対する評価

自施設で准看護師として就業後、看護師として採用する場合の経験年数に対する評価は、「准看護師の経験年数をすべて評価する」と回答した病院が37.3%、「准看護師の経験年数を一部評価する」38.9%、「准看護師の経験年数を評価しない」9.1%であった。

表VI-2-2) 看護師免許を取得した准看護師を看護師として採用する場合の、自施設における 准看護師経験年数に対する評価

	<b>准看護師経験年数に対する評価</b>	准看護師の 経験年数を すべて評価 する	准看護師の 経験年数を 一部評価 する	准看護師の 経験年数を 評価しない	その他	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	34 (32.4)	39 (37.1)	(7.6)	11 (10.5)	13 (12.4)	105 (100.0)
	政令指定都市	151	159	43	48	33	434
	20 17 Table 40 10	(34.8)	(36.6)	(9.9)	(11.1)	(7.6) 108	(100.0) 1,807
行政区分	市	(37.7)	(40.0)	(9.1)	(7.2)	(6.0)	(100.0)
	町村	114 (41.5)	100 (36.4)	(8.4)	17 (6.2)	21 (7.6)	275 (100.0)
		9	12	3	2	4	30
		(30.0)	(40.0)	(10.0)	(6.7)	(13.3)	(100.0) 125
	国	(46.4)	(24.0)	(5.6)	(9.6)	(14.4)	(100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	177	(20.6)	36	(12.4)	(12.4)	(100.0)
		(37.1)	(29.6)	(7.5) 19	(13.4) 21	(12.4) 14	(100.0) 199
	公的医療機関	(36.2)	(36.7)	(9.5)	(10.6)	(7.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	18 (32.7)	15 (27.3)	(20.0)	3 (5.5)	8   (14.5)	55 (100.0)
設置主体	医療法人・個人	533	636	123	68	50	1,410
		(37.8)	(45.1) 16	(8.7)	(4.8)	(3.5)	(100.0) 61
	学校法人	(31.1)	(26.2)	(21.3)	(13.1)	(8.2)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(36.2)	(38.3)	(7.4)	8 (8.5)	9 (9.6)	94 (100.0)
	その他	76	79	22	24	14	215
		(35.3)	(36.7)	(10.2)	(11.2)	(6.5)	(100.0) 15
	無回答	(20.0)	(40.0)	(20.0)	(6.7)	(13.3)	(100.0)
	99 床以下	280 (41.2)	259 (38.1)	(6.2)	47 (6.9)	52 (7.6)	680 (100.0)
	100~199 床	308	359	78	54	41	840
	100 100 %	(36.7)	(42.7)	(9.3)	(6.4)	(4.9) 16	(100.0) 381
	200~299 床	(39.1)	(37.5)	(10.2)	(8.9)	(4.2)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	73 (29.1)	111 (44.2)	25 (10.0)	24 (9.6)	18 (7.2)	251 (100.0)
	400 400 F	48	50	16	12	14	140
	400~499 床	(34.3)	(35.7)	(11.4)	(8.6)	(10.0)	(100.0)
	500 床以上	68 (35.8)	50 (26.3)	21 (11.1)	29 (15.3)	22 (11.6)	190 (100.0)
	無回答	64	60	20	9	16	169
	60.4	(37.9)	(35.5)	(11.8) 163	(5.3) 154	(9.5) 138	(100.0) 1,736
	一般病床	(35.7)	(38.1)	(9.4)	(8.9)	(7.9)	(100.0)
	療養病床	224 (42.4)	221 (41.9)	(7.6)	26 (4.9)	17 (3.2)	528 (100.0)
最も多い 病床の種別	精神病床	103 (36.9)	104 (37.3)	34 (12.2)	25 (9.0)	13 (4.7)	279 (100.0)
	その他	24 (50.0)	14 (29.2)	(2.1)	3 (6.3)	6 (12.5)	48 (100.0)
	無回答	20 (33.3)	(51.7)	(5.0)	(1.7)	5 (8.3)	60 (100.0)
	合計	990 (37.3)	1,032 (38.9)	241 (9.1)	209 (7.9)	179 (6.8)	2,651 (100.0)

### 3) 自施設で准看護師であった時点の賃金水準の保証

自施設で准看護師として就業しながら、看護師免許を取得した者を看護師として採用する場合、准看護師であった時点の賃金水準の保証は、「保証される」と回答した病院が81.0%であり、一方、「保証されない」7.9%であった。

表VI-2-3) 看護師免許を取得した准看護師を看護師として採用する場合の、自施設で准看護師であった時点の賃金水準の保証

	点の負型が牛の水皿		1		
		保証される	保証されない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	73	12	20	105
		(69.5) 342	(11.4)	(19.0)	(100.0) 434
	政令指定都市	(78.8)	(7.1)	(14.1)	(100.0)
		1.486	141	180	1.807
行政区分	市	(82.2)	(7.8)	(10.0)	(100.0)
	Dr ++	224	21	30	275
	町村	(81.5)	(7.6)	(10.9)	(100.0)
	   無回答	21	4	5	30
	****	(70.0)	(13.3)	(16.7)	(100.0)
	国	81	19	25	125
		(64.8)	(15.2)	(20.0)	(100.0)
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	318	71	(10.4)	477
	地方独立行政法人、公立人子法人	(66.7)	(14.9)	(18.4)	(100.0)
	公的医療機関	161	13	(12.6)	(100.0)
		(80.9)	(6.5)	(12.6)	(100.0) 55
	社会保険関係団体	(69.1)	(9.1)	(21.8)	(100.0)
		1,239	77	94	1,410
設置主体	医療法人・個人	(87.9)	(5.5)	(6.7)	(100.0)
	WILL	48	4	9	61
	学校法人	(78.7)	(6.6)	(14.8)	(100.0)
	^*************************************	72	9	13	94
	公益社団法人、公益財団法人	(76.6)	(9.6)	(13.8)	(100.0)
	その他	178	11	26	215
	(0)尼	(82.8)	(5.1)	(12.1)	(100.0)
	   無回答	11	0	4	15
	ж <b>п</b> п	(73.3)	(0.0)	(26.7)	(100.0)
	99 床以下	558	40	82	680
		(82.1)	(5.9)	(12.1)	(100.0)
	100~199 床	716	54 (6.4)	70 (0.2)	(100.0)
		(85.2)	(6.4)	(8.3)	(100.0)
	200~299 床	(82.4)	(8.9)	(8.7)	(100.0)
		195	29	27	251
稼動病床数	300~399 床	(77.7)	(11.6)	(10.8)	(100.0)
	400 400 FT	99	19	22	140
	400~499 床	(70.7)	(13.6)	(15.7)	(100.0)
	500 E !! -	133	20	37	190
	500 床以上	(70.0)	(10.5)	(19.5)	(100.0)
	無回答	131	13	25	169
		(77.5)	(7.7)	(14.8)	(100.0)
	合計	2,146	209	296	2,651
		(81.0)	(7.9)	(11.2)	(100.0)

### 3. 保健師・助産師免許を取得した看護師を中途採用(経験者採用)する場合の評価

### 1) 看護師を保健師として中途採用する場合の経験年数に対する評価

他施設で看護師として就業後、保健師免許を取得した者を保健師として中途採用する場合、経験年数に対する評価は、「看護師の経験年数をすべて評価する」と回答した病院が34.7%、「看護師の経験年数を一部評価する」38.9%、「看護師の経験年数を評価しない」1.9%であった。

表 VI-3-1) 他施設における看護師を保健師として中途採用する場合の経験年数に対する評価

		看護師の 経験年数を すべて 評価する	看護師の 経験年数を 一部 評価する	看護師の 経験年数を 評価しない	その他	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	9	8	1	1	3	22
	1937年(3838 = 5 = 7)	(40.9)	(36.4)	(4.5)	(4.5)	(13.6)	(100.0)
	政令指定都市	20	38	1 (1.1)	(10.4)	19	(100.0)
		(22.5)	(42.7) 135	(1.1)	(12.4)	(21.3)	(100.0) 357
行政区分	市	(37.8)	(37.8)	(2.0)	(5.0)	(17.4)	(100.0)
		16	18	1	2	12	49
	町村	(32.7)	(36.7)	(2.0)	(4.1)	(24.5)	(100.0)
		1	4	0	0	0	5
	無回答	(20.0)	(80.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
		9	0	0	0	6	15
	国	(60.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(40.0)	(100.0)
	都道府県、市町村、	35	23	1	5	16	80
	地方独立行政法人、公立大学法人	(43.8)	(28.8)	(1.3)	(6.3)	(20.0)	(100.0)
	公的医療機関	36	45	3	6	8	98
		(36.7)	(45.9)	(3.1)	(6.1)	(8.2)	(100.0)
	社会保険関係団体	15	15	0	0	(14.0)	(100.0)
		(42.9) 51	(42.9)	(0.0)	(0.0)	(14.3)	(100.0) 186
設置主体	医療法人•個人	(27.4)	(38.7)	(2.7)	(9.1)	(22.0)	(100.0)
		7	6	0	1	2	16
	学校法人	(43.8)	(37.5)	(0.0)	(6.3)	(12.5)	(100.0)
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	10	6	0	2	5	23
	公益社団法人、公益財団法人	(43.5)	(26.1)	(0.0)	(8.7)	(21.7)	(100.0)
	その他	17	35	1	1	12	66
	その他	(25.8)	(53.0)	(1.5)	(1.5)	(18.2)	(100.0)
	無回答	1	1	0	0	1	3
	<b>派</b> 囚日	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(100.0)
	99 床以下	11	27	1	5	16	60
		(18.3)	(45.0)	(1.7)	(8.3)	(26.7)	(100.0)
	100~199 床	(24.4)	(20.0)	(1.0)	7 (4.2)	(10.6)	(100.0)
		(34.4)	(39.9)	(1.8)	(4.3)	(19.6) 20	(100.0) 101
	200~299 床	(29.7)	(37.6)	(5.0)	(7.9)	(19.8)	(100.0)
		29	27	0.07	5	11	72
稼動病床数	300~399 床	(40.3)	(37.5)	(0.0)	(6.9)	(15.3)	(100.0)
	400 400 F	23	11	0	3	4	41
	400~499 床	(56.1)	(26.8)	(0.0)	(7.3)	(9.8)	(100.0)
	500 床以上	22	24	0	2	6	54
	500 M A T	(40.7)	(44.4)	(0.0)	(3.7)	(11.1)	(100.0)
	無回答	10	11	1	2	7	31
	WE E	(32.3)	(35.5)	(3.2)	(6.5)	(22.6)	(100.0)
	合計	(24.7)	(20.0)	(1.0)	32	96 (19.4)	(100.0)
		(34.7)	(38.9)	(1.9)	(6.1)	(18.4)	(100.0)

### 2) 看護師を助産師として中途採用する場合の経験年数に対する評価

他施設で看護師として就業後、助産師免許を取得した者を助産師として中途採用する場合、経験年数に対する評価は、「看護師の経験年数をすべて評価する」と回答した病院が 49.1%、「看護師の経験年数を一部評価する」 30.8%、「看護師の経験年数を評価しない」 2.3%であった。

表 VI-3-2) 他施設における看護師を助産師として中途採用する場合の経験年数に対する評価

		看護師の 経験年数を すべて 評価する	看護師の 経験年数を 一部 評価する	看護師の 経験年数を 評価しない	その他	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	14	13	1 (0.1)	1 (0.1)	3	32
		(43.8)	(40.6)	(3.1)	(3.1)	(9.4)	(100.0) 118
	政令指定都市	(40.7)	(33.9)	(2.5)	(6.8)	(16.1)	(100.0)
		233	131	10	20	52	446
行政区分	市	(52.2)	(29.4)	(2.2)	(4.5)	(11.7)	(100.0)
	町村	17	11	1	1	9	39
	шJ 71)	(43.6)	(28.2)	(2.6)	(2.6)	(23.1)	(100.0)
	無回答	4	3	0	0	1	8
		(50.0)	(37.5)	(0.0)	(0.0)	(12.5)	(100.0)
	国	(75.0)	(10.0)	(0.0)	0 (0.0)	9 (15.0)	60 (100.0)
	 】都道府県、市町村、	120	51	(0.0)	(0.0)	(15.0)	227
	地方独立行政法人、公立大学法人	(52.9)	(22.5)	(2.2)	(4.8)	(17.6)	(100.0)
	1) 46 TE CE 144 BB	51	51	1	3	7	113
	公的医療機関	(45.1)	(45.1)	(0.9)	(2.7)	(6.2)	(100.0)
	社会保険関係団体	14	10	0	2	2	28
	在	(50.0)	(35.7)	(0.0)	(7.1)	(7.1)	(100.0)
設置主体	│ │ 医療法人・個人	27	38	7	7	18	97
		(27.8)	(39.2)	(7.2)	(7.2)	(18.6)	(100.0)
	学校法人	26 (60.5)	(23.3)	(0.0)	5 (11.6)	(4.7)	43 (100.0)
		12	(23.3)	(0.0)	(11.0)	(4.7)	21
	公益社団法人、公益財団法人	(57.1)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(9.5)	(100.0)
	7.04	20	23	2	2	3	50
	その他	(40.0)	(46.0)	(4.0)	(4.0)	(6.0)	(100.0)
	無回答	1	2	0	0	1	4
	無回告	(25.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(25.0)	(100.0)
	99 床以下	10	13	2	2	13	40
	30 %(3)(1	(25.0)	(32.5)	(5.0)	(5.0)	(32.5)	(100.0)
	100~199 床	(50.0)	(07.6)	(2.4)	1	(17.0)	(100.0)
		(50.6)	(27.6)	(3.4)	(1.1)	(17.2)	(100.0) 112
	200~299 床	(43.8)	(30.4)	(1.8)	(7.1)	(17.0)	(100.0)
14 <del>1</del> 1 4 4 4 14		63	42	2	4	9	120
稼動病床数	300~399 床	(52.5)	(35.0)	(1.7)	(3.3)	(7.5)	(100.0)
	400~499 床	43	28	3	4	6	84
	400.~499 床	(51.2)	(33.3)	(3.6)	(4.8)	(7.1)	(100.0)
	500 床以上	95	49	1	9	11	165
		(57.6)	(29.7)	(0.6)	(5.5)	(6.7)	(100.0)
	無回答	12	8 (00.0)	2	2	(01.4)	35
		(34.3)	(22.9) 198	(5.7)	(5.7)	(31.4)	(100.0)
	合計	316 (49.1)	(30.8)	(2.3)	30 (4.7)	(13.1)	643 (100.0)

### M. 初任総

# 1. 看護3年課程卒の新卒看護師の初任給

看護3年課程卒の新卒看護師の初任給は、平均19万6,368円で、「18~19万円未満」と回答した病院が26.8%で最も多く、次いで、「19~20 万円未満」20.4%、「20~21万円未満」15.8%であった。

表呱-1 看護3年課程卒の新卒看護師の初任給

		15 万田 米謝	15~16 出出	16~17 田田 紙	17~18 日出	18~19 日本 日本	19~20 日代	20~21 万田	21~22 万田 米湖	22~23 万田 米謝	23~24 万田 米湖	24~25 万円 米謝	25 万円 以上	第回	<b>≒</b>	計 弘 (王
	4.207.	0	0	2	-	17	17	18	12	12	2	3	7	11	105	000 460
	特別医(果兄 23 区)	(0.0)	(0.0)	(1.9)	(1.0)	(16.2)	(16.2)	(17.1)	(11.4)	(11.4)	(4.8)	(5.9)	(8.9)	(10.5)	(100.0)	209,468
	4个大小社	-	3	13	30	106	94	63	41	30	12	3	8	30	434	107 664
	政治相定的中	(0.2)	(0.7)	(3.0)	(6.9)	(24.4)	(21.7)	(14.5)	(6.4)	(6.9)	(2.8)	(0.7)	(1.8)	(6.9)	(100.0)	197,004
7.位指以	#	7	30	34	111	467	379	312	152	19	43	14	21	176	1,807	10000
<b>计</b> 域内分	E	(0.4)	(1.7)	(1.9)	(6.1)	(25.8)	(21.0)	(17.3)	(8.4)	(3.4)	(2.4)	(0.8)	(1.2)	(6.7)	(100.0)	60,661
	† †	3	9	3	22	114	44	21	19	6	4	3	2	25	275	100
		(1.1)	(2.2)	(1.1)	(8.0)	(41.5)	(16.0)	(7.6)	(6.9)	(3.3)	(1.5)	(1.1)	(0.7)	(9.1)	(100.0)	191,995
	ţ	0	0	-	0	7	80	4	2	2	0	-	0	5	30	000
		(0.0)	(0.0)	(3.3)	(0.0)	(23.3)	(26.7)	(13.3)	(6.7)	(6.7)	(0.0)	(3.3)	0.0	(16.7)	(100.0)	197,968
	<u> </u>	0	0	0	2	113	3	0	-	-	0	0	-	4	125	0,00
	Ħ.	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.6)	(90.4)	(2.4)	(0.0)	(0.8)	(0.8)	(0.0)	(0.0)	(0.8)	(3.2)	(100.0)	189,312
	都道府県、市町村、地方独立	-	5	6	13	210	80	72	32	14	5	0	2	34	477	000
	行政法人、公立大学法人	(0.2)	(1.0)	(1.9)	(2.7)	(44.0)	(16.8)	(15.1)	(6.7)	(5.9)	(1.0)	(0.0)	(0.4)	(7.1)	(100.0)	194,303
	11年末日 11年11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日 11日	1	2	1	15	39	93	20	11	9	3	1	3	4	199	7
	公的医療機関	(0.5)	(1.0)	(0.5)	(7.5)	(19.6)	(46.7)	(10.1)	(5.5)	(3.0)	(1.5)	(0.5)	(1.5)	(2.0)	(100.0)	196,867
	4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	0	0	0	0	14	23	4	7	2	0	1	1	0	22	000
	红天朱陂河涂四4	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(25.5)	(41.8)	(7.3)	(12.7)	(9.1)	(0.0)	(1.8)	(1.8)	(0.0)	(100.0)	200,593
计十里元	不够,一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	7	29	36	116	252	250	247	138	65	49	16	24	181	1,410	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
双直土体		(0.5)	(2.1)	(5.6)	(8.2)	(17.9)	(17.7)	(17.5)	(8.6)	(4.6)	(3.5)	(1.1)	(1.7)	(12.8)	(100.0)	190,/43
	- * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	0	0	0	0	13	15	16	11	2	0	0	-	3	19	000
	  -  -  -	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(21.3)	(24.6)	(26.2)	(18.0)	(3.3)	(0.0)	(0.0)	(1.6)	(4.9)	(100.0)	267,102
	-	1	0	1	3	23	27	15	3	10	2	2	0	7	94	10000
	な単れ国法人、な前と国法人	(1.1)	(0.0)	(1.1)	(3.2)	(24.5)	(28.7)	(16.0)	(3.2)	(10.6)	(2.1)	(2.1)	0.0	(7.4)	(100.0)	196,233
	± 9 4	1	3	9	15	42	49	42	22	11	4	3	9	11	215	000
	よりで	(0.5)	(1.4)	(2.8)	(7.0)	(19.5)	(22.8)	(19.5)	(10.2)	(5.1)	(1.9)	(1.4)	(2.8)	(5.1)	(100.0)	198,032
	即	0	0	0	0	2	2	2	1	0	1	1	0	3	15	710100
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(13.3)	(13.3)	(6.7)	(0.0)	(6.7)	(6.7)	0.0	(20.0)	(100.0)	201,917
	华	11	39	53	164	711	542	418	226	114	64	24	38	247	2,651	196.368
	ī	(0.4)	(1.5)	(2.0)	(6.2)	(26.8)	(20.4)	(15.8)	(8.5)	(4.3)	(2.4)	(0.9)	(1.4)	(6.3)	(100.0)	>>>>>

但	989	$\overline{}$	0	) 190,113	_	) 1 90,000	1 100 202		_	1 90,402	_	) 1 99,550	,	) 193,033	9 107 400			) 193,707	_	) 194,039		1 96,650	_	) 194,700		196,368
		(100.0)	840	(100.0)	381	(100.0)	251	(100.0)	140	(100.0)	190	(100.0)	169	(100.0)	1,736	(100.0)	528	(100.0)	279	(100.0)	48	(100.0)	09	(100.0)	2,651	(1000)
無回答	66	(14.6)	74	(8.8)	24	(6.3)	6	(3.6)	7	(2.0)	3	(1.6)	31	(18.3)	111	(6.4)	85	(16.1)	35	(12.5)	80	(16.7)	80	(13.3)	247	(6.3)
25 万円 以上	17	(2.4)	7	(0.8)	5	(1.4)	2	(2.0)	0	0.0	3	(1.6)	1	(0.6)	24	(1.3)	8	(1.6)	5	(1.9)	_	(2.1)	0	0.0	38	(14)
24~25 万田	10	(1.5)	7	(0.8)	2	(1.3)	-	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.6)	12	(0.0)	2	(0.9)	4	(1.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	24	(6 0)
23~24 万田 米	16	(2.4)	23	(2.7)	13	(3.4)	2	(2.0)	-	(0.7)	2	(1.1)	4	(2.4)	33	(1.9)	22	(4.2)	7	(2.5)	0	(0.0)	2	(3.3)	64	(24)
22~23 万田 米	23	(3.4)	32	(3.8)	13	(3.4)	18	(7.2)	12	(8.6)	11	(2.8)	2	(3.0)	83	(4.8)	13	(2.5)	13	(4.7)	4	(8.3)	-	(1.7)	114	(4.3)
21~22 万田 米	51	(7.5)	74	(8.8)	30	(7.9)	20	(8.0)	6	(6.4)	23	(12.1)	19	(11.2)	152	(8.8)	42	(8.0)	21	(7.5)	2	(10.4)	9	(10.0)	226	(8.5)
20~21 万田	92	(13.5)	151	(18.0)	29	(17.6)	44	(17.5)	13	(6.3)	36	(18.9)	15	(8.9)	308	(17.7)	89	(12.9)	31	(11.1)	S	(10.4)	9	(10.0)	418	(158)
19~20 万田米	106	(15.6)	179	(21.3)	82	(21.5)	62	(24.7)	43	(30.7)	49	(25.8)	21	(12.4)	382	(22.0)	93	(17.6)	45	(16.1)	80	(16.7)	14	(23.3)	545	(20.4)
18~19 正版	168	(24.7)	208	(24.8)	107	(28.1)	79	(31.5)	48	(34.3)	54	(28.4)	47	(27.8)	203	(29.0)	105	(19.9)	74	(26.5)	=	(52.9)	18	(30.0)	711	(26.8)
17~18 五七米	54	(7.9)	28	(6.9)	22	(5.8)	7	(2.8)	က	(2.1)	5	(5.6)	15	(8.9)	78	(4.5)	49	(6.3)	28	(10.0)	2	(10.4)	4	(6.7)	164	(6.2)
16~17 万田 紙	20	(5.9)	16	(1.9)	4	(1.0)	1	(0.4)	2	(1.4)	3	(1.6)	7	(4.1)	32	(1.8)	15	(2.8)	2	(1.8)	0	(0.0)	-	(1.7)	23	(5.0)
15~16 万石 田 紙	16	(2.4)	6	(1.1)	8	(2.1)	0	(0.0)	2	(1.4)	1	(0.5)	3	(1.8)	12	(0.7)	17	(3.2)	10	(3.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	39	(1.5)
15 万円 米湖	8	(1.2)	2	(0.2)	1	(0.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(0.2)	9	(1.1)	_	(0.4)	_	(2.1)	0	(0.0)	11	(0.4)
		99 末以 7	# 000	₩ 661 ~ 001	# 000 ~ 000	₩ 667~007	投票标件券 200~200 中		400	₩ 664 - 004	1 記量 003	300 天文子 1	1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	無旧告	1 H	<b>小文781</b> 人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>原</b> 读	最も多い	の種別(相中物体)	A A	型 Co 2	—————————————————————————————————————		144	======================================

調査票上では、『手取り額』や、所得税、保険、年金等を控除する前の『総支給額』ではなく、給与明細の『基本給』に記載されている額を回答するように指示した。基本給以外に 能力給等が設定されている場合、その金額は上記の集計結果には反映されないため、注意が必要である。 \*

## 2. 看護系大学卒の新卒看護師の初任給

看護系大学卒の新卒看護師の初任給は、平均 20 万 3,262 円で、「19~20 万円未満」と回答した病院が 21.9%で最も多く、次いで、「20~21 万 日未満」20.7%、「21~22 万円未満」11.1%であった。

表M-2 看護系大学卒の新卒看護師の初任給

中(田)	010100	761,017	303 606	203,003	370 000	207,370	0	5 9,66		201,730	700	198,733	10000	202,974	700 800	204,207	012 500	7/0'/07	007 000	202,793	670 006	203,072	004 600	204,328	7.77	204,474	000	203,000	203,262
恒	105	(100.0)	434	(100.0)	1,807	(100.0)	275	(100.0)	30	(100.0)	125	(100.0)	477	(100.0)	199	(100.0)	55	(100.0)	1,410	(100.0)	19	(100.0)	94	(100.0)	215	(100.0)	15	(100.0)	2,651 (100.0)
無回答	27	(25.7)	2/	(16.8)	418	(23.1)	62	(22.5)	10	(33.3)	9	(4.8)	44	(9.2)	6	(4.5)	2	(3.6)	480	(34.0)	ε	(4.9)	14	(14.9)	27	(12.6)	5	(33.3)	590 (22.3)
25 万円 以上	8	(7.7)	8	(1.8)	22	(1.1)	2	(0.8)	1	(3.3)	-	(0.8)	2	(0.4)	4	(2.0)	-	(1.8)	25	(1.8)	1	(1.6)	1	(1.1)	9	(2.8)	0	0.0	41 (1.6)
24~25 万円 未満	2	(4.8)	4	(0.0)	21	(1.2)	4	(1.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.0)	2	(1.0)	2	(3.6)	20	(1.4)	0	(0.0)	2	(2.1)	က	(1.4)	0	(0.0)	34 (1.3)
23~24 万円 未満	2	(4.8)	15	(3.5)	46	(2.5)	5	(1.8)	0	(0.0)	-	(0.8)	9	(1.3)	9	(3.0)	3	(5.5)	45	(3.2)	2	(3.3)	3	(3.2)	4	(1.9)	-	(6.7)	71 (2.7)
22~23 万円 未満	8	(7.6)	39	(0.0)	98	(5.4)	13	(4.7)	1	(3.3)	0	(0.0)	34	(7.1)	7	(3.5)	5	(9.1)	75	(2.3)	11	(18.0)	6	(9.6)	17	(7.9)	-	(6.7)	159 (6.0)
21~22 万円 未端	18	(17.1)	28	(13.4)	199	(11.0)	17	(6.2)	1	(3.3)	0	(0.0)	49	(10.3)	21	(10.6)	5	(9.1)	156	(11.1)	13	(21.3)	6	(9.6)	39	(18.1)	_	(6.7)	293 (11.1)
20~21 万円 未端	10	(6.5)	78	(18.0)	397	(22.0)	28	(21.1)	7	(23.3)	8	(6.4)	140	(29.4)	93	(46.7)	19	(34.5)	210	(14.9)	19	(31.1)	23	(24.5)	35	(16.3)	က	(20.0)	550 (20.7)
19~20 万円 未満	21	(20.0)	98	(19.8)	390	(21.6)	75	(27.3)	8	(26.7)	106	(84.8)	148	(31.0)	41	(20.6)	14	(25.5)	187	(13.3)	6	(14.8)	19	(20.2)	54	(25.1)	2	(13.3)	580 (21.9)
18~19 万円	2	(1.9)	45	(10.4)	144	(8.0)	24	(8.7)	1	(3.3)	3	(2.4)	34	(7.1)	11	(2.5)	4	(7.3)	130	(8.5)	3	(4.9)	12	(12.8)	17	(7.9)	2	(13.3)	216 (8.1)
17~18 万円 未謝	0	(0.0)	19	(4.4)	39	(2.2)	10	(3.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	11	(2.3)	3	(1.5)	0	(0.0)	47	(3.3)	0	(0.0)	1	(1.1)	9	(2.8)	0	(0.0)	68 (2.6)
16~17万 円 未満	1	(1.0)	2	(1.2)	22	(1.2)	က	(1.1)	1	(3.3)	0	(0.0)	3	(0.6)	2	(1.0)	0	(0.0)	21	(1.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	9	(2.8)	0	(0.0)	32 (1.2)
15~16 万円 未謝	0	(0.0)	3	(0.7)	80	(0.4)	-	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	Ξ	(0.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	12 (0.5)
15 万円 未ऑ	0	(0.0)	-	(0.2)	က	(0.2)	-	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(0.2)	0	(0.0)	1	(1.1)	-	(0.5)	0	(0.0)	(0.2)
	ć	特別內(東京 23 內)	早令市	以 7 指 4 即 巾	# 		‡ -	<del>[</del>	Į.	中国集	Œ	<u> 11</u>	都道府県、市町村、地方独立	行政法人、公立大学法人	公公万下高楼目	な的医療機関	女会保险間を囲体			エチ   対核がく。固く	北北	ナベゴヘ	- ** 日本本 ** 一 ** 日本本 ** 一 ** 日本本 ** 一 ** 日本本 ** 一 ** 日本本 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	なまれらばく、なまめらばく	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	到60.2	—————————————————————————————————————	中国業	슘計
					2 拉 以	11 交 2 2													机工器计	以圖其									

中 (田)	200 204	202,384	000	201,928	202 550	203,339	206 504	200,304	007 000	203,738	7 7 7 7 7 7	200,434	000	200,932	204 461	104,407	200 61 6	200,002	100 000	190,000	070	204,070	200 21 4	200,314	000 000	203,202
合計	089	(100.0)	840	(100.0)	381	(100.0)	251	(100.0)	140	(100.0)	190	(100.0)	169	(100.0)	1,736	(100.0)	278	(100.0)	279	(100.0)	48	(100.0)	09	(100.0)	2,651	(100.0)
無回答	240	(35.3)	195	(23.2)	64	(16.8)	15	(0.9)	11	(7.9)	7	(3.7)	28	(34.3)	263	(15.1)	203	(38.4)	91	(32.6)	16	(33.3)	17	(28.3)	290	(22.3)
25 万円 以上	17	(2.5)	7	(0.8)	9	(1.6)	7	(2.8)	0	0.0	3	(1.6)	-	(0.6)	28	(1.6)	8	(1.6)	4	(1.5)	-	(2.1)	0	0.0	41	(1.6)
24~25 万円 未満	10	(1.5)	=	(1.3)	7	(1.8)	-	(0.4)	0	(0.0)	-	(0.5)	4	(2.4)	56	(1.5)	7	(1.3)	-	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	34	(1.3)
23~24 万円 未満	14	(2.1)	19	(2.3)	12	(3.1)	11	(4.4)	9	(4.3)	7	(3.7)	2	(1.2)	46	(2.8)	14	(2.7)	9	(2.2)	2	(4.2)	0	(0.0)	71	(2.7)
22~23 万円 未満	24	(3.5)	41	(4.9)	25	(9.9)	23	(9.5)	14	(10.0)	20	(10.5)	12	(7.1)	119	(6.9)	21	(4.0)	16	(5.7)	2	(4.2)	-	(1.7)	159	(0.9)
21~22 万円 未満	62	(9.1)	98	(11.7)	46	(12.1)	31	(12.4)	10	(7.1)	36	(18.9)	10	(2.9)	214	(12.3)	45	(8.5)	24	(8.6)	3	(6.3)	7	(11.7)	293	(11.1)
20~21 万円 未満	106	(15.6)	176	(21.0)	88	(23.1)	29	(26.7)	40	(28.6)	47	(24.7)	26	(15.4)	420	(24.2)	71	(13.4)	37	(13.3)	80	(16.7)	14	(23.3)	220	(20.7)
19~20 万円 未満	114	(16.8)	178	(21.2)	79	(20.7)	9/	(30.3)	20	(35.7)	53	(27.9)	30	(17.8)	433	(24.9)	75	(14.2)	45	(16.1)	12	(25.0)	15	(25.0)	280	(21.9)
18~19 万田 米瑞	99	(8.2)	79	(9.4)	32	(8.4)	17	(8.9)	9	(4.3)	Ξ	(2.8)	15	(8.9)	126	(7.3)	20	(6.5)	33	(11.8)	က	(6.3)	4	(6.7)	216	(8.1)
17~18 万田 未瑞	19	(5.8)	22	(5.6)	12	(3.1)	2	(0.8)	1	(0.7)	2	(5.6)	7	(4.1)	37	(2.1)	18	(3.4)	Ξ	(3.9)	-	(2.1)	1	(1.7)	89	(5.6)
16~17 万円 米湖	6	(1.3)	Ξ	(1.3)	2	(1.3)	1	(0.4)	2	(1.4)	0	(0.0)	4	(2.4)	19	(1.1)	7	(1.3)	S	(1.8)	0	(0.0)	-	(1.7)	32	(1.2)
15~16 万円 未選	7	(1.0)	-	(0.1)	4	(1.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	9	(1.1)	5	(1.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	12	(0.5)
15 万円 未満	2	(0.3)	2	(0.2)	1	(0.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	3	(9.0)	-	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.2)
	H 200	39 K K L	1	₩ 661~001	1 0000	₩ 667~007		¥1 885 ~ 005	1000	400~488 J <del>X</del>	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	200	Į Į	中国集	1	MX 1141 IA	· 本 中 十	京城初乐	**************************************		¥ ( )	ബ.ഗ 2	# 回			 
							4年世十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	体割拘床数											最も多い	病床の種別						

調査票上では、『手取り額』や、所得税、保険、年金等を控除する前の『総支給額』ではなく、給与明細の『基本給』に記載されている額を回答するように指示した。基本給以外に 能力給等が設定されている場合、その金額は上記の集計結果には反映されないため、注意が必要である。 **※** 

# 3. 看護系大学大学院卒の新卒看護師の初任給

看護系大学大学院卒の新卒看護師の初任給は、平均 20 万 7,464 円で、「20~21 万円未満」と回答した病院が 12.2%で最も多く、次いで、「21~ 22 万円未満」9.3%、「19~20 万円未満」6.7%であった。

表呱-3 看護系大学大学院卒の新卒看護師の初任給

											-				-	
		15 万円 未満	15~16 万円 未満	16~17 万円 未満	17~18 万円 未満	18~19 万田 米	19~20 万田 米	20~21 万円 未満	21~22 万円 未満	22~23 万円 未満	23~24 万円 未満	24~25 万円 未満	25 万円 以上	無回答	台	中 (田)
	本門(1) (事力 2) (2)	0	0	1	0	1	8	10	6	7	4	3	9	26	105	010.670
	特別內(果果 23 內)	(0.0)	(0.0)	(1.0)	(0.0)	(1.0)	(7.6)	(6.5)	(8.6)	(6.7)	(3.8)	(5.9)	(2.8)	(53.3)	(100.0)	219,073
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	-	2	8	28	27	54	39	25	6	2	10	226	434	0.00
	欧宁指定都市	(0.0)	(0.2)	(0.5)	(1.8)	(6.5)	(6.2)	(12.4)	(0.6)	(2.8)	(2.1)	(1.2)	(2.4)	(52.1)	(100.0)	068,102
1. 图片	+	3	က	13	22	99	124	223	170	81	43	10	18	1,031	1,807	7000
<b>有</b> 較 区	E	(0.2)	(0.2)	(0.7)	(1.2)	(3.7)	(6.9)	(12.3)	(9.4)	(4.5)	(5.4)	(9.0)	(1.0)	(57.1)	(100.0)	206,764
	++	0	1	2	9	10	16	33	28	16	2	3	2	153	275	006 410
	H →	(0.0)	(0.4)	(0.7)	(2.2)	(3.6)	(2.8)	(12.0)	(10.2)	(2.8)	(1.8)	(1.1)	(0.7)	(22.6)	(100.0)	200,410
	自 自	0	0	-	0	-	2	3	-	-	-	0	-	19	30	000
		(0.0)	(0.0)	(3.3)	(0.0)	(3.3)	(6.7)	(10.0)	(3.3)	(3.3)	(3.3)	(0.0)	(3.3)	(63.3)	(100.0)	200,773
	H	0	0	0	0	1	14	43	23	0	1	0	1	42	125	100 100
	Ħ	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.8)	(11.2)	(34.4)	(18.4)	(0.0)	(0.8)	(0.0)	(0.8)	(33.6)	(100.0)	182,102
	都道府県、市町村、地方独立	0	0	-	3	10	Ξ	99	61	43	14	2	4	262	477	0
	行政法人、公立大学法人	(0.0)	(0.0)	(0.2)	(0.6)	(2.1)	(2.3)	(13.8)	(12.8)	(0.6)	(5.9)	(0.4)	(0.8)	(24.9)	(100.0)	212,940
	1、44万年株間	0	0	-	1	4	18	45	29	9	2	2	2	98	199	000
	な的医療機関	(0.0)	(0.0)	(0.5)	(0.5)	(2.0)	(0.0)	(22.6)	(14.6)	(3.0)	(2.5)	(1.0)	(1.0)	(43.2)	(100.0)	208,002
	*************************************	0	0	0	0	2	4	12	4	3	0	2	2	56	22	010.060
	化五苯炔溴ボ凹冲	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(3.6)	(7.3)	(21.8)	(7.3)	(2.5)	(0.0)	(3.6)	(3.6)	(47.3)	(100.0)	212,009
计十里式	医露注 1. 每 1	2	2	13	28	73	100	113	6	47	35	12	20	865	1,410	770 100
<b>改</b> ■ 土 1本	医療法人"個人	(0.1)	(0.4)	(0.9)	(2.0)	(5.2)	(7.1)	(8.0)	(6.9)	(3.3)	(2.5)	(0.9)	(1.4)	(61.3)	(100.0)	204,277
	- : :	0	0	0	0	-	2	12	11	11	1	-	-	21	19	, t
	子校选人	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.6)	(3.3)	(19.7)	(18.0)	(18.0)	(1.6)	(1.6)	(1.6)	(34.4)	(100.0)	7.13,350
	- *** - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** * - *** *	0	0	0	0	2	7	10	7	9	-	-	2	22	94	1
	なまれるがく、なまを国がく	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.3)	(7.4)	(10.6)	(7.4)	(6.4)	(1.1)	(1.1)	(2.2)	(58.5)	(100.0)	209,744
	h 分	-	0	4	4	6	20	22	14	12	2	-	2	118	212	100 700
	게LC 2.	(0.5)	(0.0)	(1.9)	(1.9)	(4.2)	(8.3)	(10.2)	(6.5)	(2.6)	(2.3)	(0.5)	(2.3)	(24.9)	(100.0)	507,024
	1	0	0	0	0	-	-	0	-	2	0	0	0	10	15	000
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(6.7)	(6.7)	(0.0)	(6.7)	(13.3)	(0.0)	(0.0)	0.0	(66.7)	(100.0)	209,200
	合計	£ 6	5	19	36	106	177	323	247	130	62	21	37	1,485	2,651	207,464
		]. 9	(N.Z.)	(2.0)	(4:1)	(4.O)	(0.7)	(7.7)	(8.6)	(A.9)	(2.3)	(O.8)	(C. )	(0.00)	(0.00)	

(田) (田)	905 606	203,606	192 700	204,701	000 500	207,833	000	209,639	000	208,729	014 610	214,012	000	200,219	10000	209,914	000 000	200,030	770 606	202,011	706 706	707,707	000	199,783	191 700	+0+,707
中	089	(100.0)	840	(100.0)	381	(100.0)	251	(100.0)	140	(100.0)	190	(100.0)	169	(100.0)	1,736	(100.0)	528	(100.0)	279	(100.0)	48	(100.0)	09	(100.0)	2,651	(100.0)
無回答	440	(64.7)	499	(59.4)	207	(54.3)	124	(49.4)	22	(39.3)	54	(28.4)	106	(62.7)	606	(52.4)	344	(65.2)	162	(58.1)	33	(88.8)	37	(61.7)	1,485	(26.0)
25 万円 以上	12	(1.7)	7	(0.7)	2	(1.3)	2	(2.0)	0	0.0	2	(2.6)	3	(1.8)	27	(1.5)	9	(1.2)	3	(1.1)	1	(2.1)	0	0.0	37	(1.5)
24~25 万円 未謝	3	(0.4)	6	(1.1)	4	(1.0)	1	(0.4)	0	(0.0)	2	(1.1)	2	(1.2)	18	(1.0)	-	(0.2)	2	(0.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	21	(0.8)
23~24 万田 米	13	(1.9)	12	(1.4)	13	(3.4)	6	(3.6)	4	(5.9)	7	(3.7)	4	(2.4)	44	(2.5)	6	(1.7)	80	(5.9)	1	(2.1)	0	(0.0)	62	(2.3)
22~23 万円 米謝	23	(3.4)	30	(3.6)	19	(2.0)	15	(0.0)	8	(5.7)	28	(14.7)	7	(4.1)	103	(2.9)	14	(2.7)	12	(4.3)	1	(2.1)	0	(0.0)	130	(4.9)
21~22 万田 米謝	49	(7.2)	69	(7.7)	33	(8.7)	23	(9.2)	29	(20.7)	38	(20.0)	10	(2.9)	189	(10.9)	29	(5.5)	23	(8.2)	0	(0.0)	9	(10.0)	247	(6.3)
20~21 万田 米浦	20	(7.4)	6	(11.5)	49	(12.9)	45	(17.9)	28	(20.0)	40	(21.1)	14	(8.3)	249	(14.3)	42	(8.0)	20	(7.2)	4	(8.3)	8	(13.3)	323	(12.2)
19~20 万田 米瑞	40	(2.9)	62	(7.4)	27	(7.1)	18	(7.2)	10	(7.1)	11	(2.8)	6	(5.3)	119	(6.9)	35	(9.9)	12	(4.3)	9	(12.5)	2	(8.3)	177	(6.7)
18~19 日本 田瀬	31	(4.6)	41	(4.9)	12	(3.1)	6	(3.6)	4	(5.9)	3	(1.6)	9	(3.6)	99	(3.2)	25	(4.7)	21	(7.5)	2	(4.2)	2	(3.3)	106	(4.0)
17~18 日本 田瀬	10	(1.5)	8	(1.0)	8	(2.1)	2	(0.8)	1	(0.7)	2	(1.1)	2	(3.0)	15	(0.0)	12	(2.3)	80	(5.9)	0	(0.0)	1	(1.7)	36	(1.4)
16~17 万田 米	2	(0.7)	7	(0.8)	3	(0.8)	0	(0.0)	1	(0.7)	0	(0.0)	3	(1.8)	9	(0.3)	9	(1.1)	9	(2.2)	0	(0.0)	1	(1.7)	19	(0.7)
15~16 冶田 米	3	(0.4)	-	(0.1)	-	(0.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	က	(0.0)	2	(0.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.2)
15 万田米斯	1	(0.1)	2	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(0.1)	2	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(0.1)
	H 22 4	99 <b>不</b> 以 ト	11000	₩ 661 ~001	11 000	₩ 887~007		3X 300∼339 IX	11000	400∼489 I <del>X</del>	1 11 11 000	300	T V	無凹骨	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	™X 7M IA	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<b>原 设 炉 M</b>	本本本		4 4	ての心	i V	無回告	수각	п
							# ## ## ## ## ##	体到加风数											最も多い	病床の種						

調査票上では、『手取り額』や、所得税、保険、年金等を控除する前の『総支給額』ではなく、給与明細の『基本給』に記載されている額を回答するように指示した。基本給以外に 能力給等が設定されている場合、その金額は上記の集計結果には反映されないため、注意が必要である。 \*

### Ⅲ. 基本給月額

### 1. 副院長相当職の基本給月額

副院長相当職の基本給月額の平均は、専任の副院長相当職が 65 万 5,071 円、看護部 長兼任の副院長相当職が平均 52 万 6,212 円であった。

表Ѿ-1 副院長相当職の基本給月額

	40 万円 未満	40~50 万 円未満	50~60 万 円未満	60~70 万 円未満	70~80 万 円未満	80~90 万 円未満	90~100 万 円未満	100 万円 以上	合計	平均 (円)
副院長相当職	8	7	14	7	4	5	5	6	56	655.071
(専任)	(14.3)	(12.5)	(25.0)	(12.5)	(7.1)	(8.9)	(8.9)	(10.7)	(100.0)	000,071
副院長相当職	22	110	36	16	10	4	2	9	209	526.212
(看護部長兼任)	(10.5)	(52.6)	(17.2)	(7.7)	(4.8)	(1.9)	(1.0)	(4.3)	(100.0)	520,212

## 2. 看護部長相当職の基本給月額

看護部長相当職(専任)のうち、病院内で基本給が最も高い看護部長相当職(専任)の基本給月額は、平均 42 万 7,573 円(平均年齢 56.7 歳) で、「40~45 万円未満」と回答した病院が 26.5%で最も多く、次いで、「35~40 万円未満」20.1%、「30~35 万円未満」11.6%、「45~50 万円未満」 11.6%であった。

表価-2 看護部長相当職(専任)の基本給月額

<u>〔</u> 態	24	26.7	35	56.7	73	26.7	54	56.0	35	57.7	43	56.8	22	56.4	91	56.3	21	56.7	51	56.8	14	57.3	25	57.1	47	56.3	62	57.8	73	56.7
平均額(円)平均年齢(歳	496,424	5(	449,935	56	420,973	2(	405,954	56	457,635	2.	421,643	56	428,722	2(	430,391	2(	528,821	56	419,25	56	491,014	2.	411,525	2.	442,747	56	425,462	2.	427,573	56
恒	99	(100.0)	303	(100.0)	1,256	(100.0)	168	(100.0)	20	(100.0)	86	(100.0)	325	(100.0)	191	(100.0)	42	(100.0)	919	(100.0)	29	(100.0)	<b>L9</b>	(100.0)	159	(100.0)	13	(100.0)	1,813	(100.0)
無回答	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
100 万 円以上	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
95~ 100 万 円未溺	-	(1.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(2.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(0.1)
90~95 万田 未謝	0	(0.0)	2	(0.7)	-	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.3)	0	(0.0)	3	(0.2)
85~90 万田 未謝	-	(1.5)	0	(0.0)	က	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(0.2)
80~85 万田 米湖	-	(1.5)	2	(1.7)	80	(9.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(9.0)	0	(0.0)	10	(1.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(1.9)	0	(0.0)	14	(0.8)
75~80 8万円 米浦	3	(4.5)	4	(1.3)	Ξ	(0.9)	2	(1.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	15	(1.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(3.1)	0	(0.0)	20	(1.1)
70~75 万元 五元 五元 五元 五元 五元 五元 二元 五元 二元 五元 二元 三元	2	(3.0)	3	(1.0)	15	(1.2)	0	(0.0)	1	(2.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	17	(1.8)	-	(3.4)	1	(1.5)	2	(1.3)	0	(0.0)	21	(1.2)
65~70 万円 米謝	-	(1.5)	6	(3.0)	24	(1.9)	4	(2.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(4.8)	28	(3.0)	0	(0.0)	4	(0.9)	3	(1.9)	1	(7.7)	38	(2.1)
60~65 万円 米湖	9	(1.6)	21	(6.9)	28	(2.2)	2	(1.2)	2	(10.0)	0	(0.0)	2	(9.0)	-	(9.0)	1	(2.4)	43	(4.7)	4	(13.8)	1	(1.5)	9	(3.8)	1	(7.7)	29	(3.3)
55~60 万円 未謝	2	(7.6)	20	(9.9)	47	(3.7)	3	(1.8)	1	(2.0)	0	(0.0)	-	(0.3)	2	(3.1)	14	(33.3)	47	(2.1)	-	(3.4)	2	(3.0)	9	(3.8)	0	(0.0)	9/	(4.2)
50~55 万田 米	8	(12.1)	23	(7.6)	88	(7.1)	7	(4.2)	1	(2.0)	2	(2.0)	10	(3.1)	10	(6.2)	10	(23.8)	71	(7.7)	7	(24.1)	7	(10.4)	10	(6.3)	1	(7.7)	128	(7.1)
45~50 万円 未満	10	(15.2)	43	(14.2)	142	(11.3)	14	(8.3)	2	(10.0)	22	(22.4)	63	(19.4)	25	(15.5)	3	(7.1)	71	(7.7)	80	(27.6)	2	(7.5)	14	(8.8)	0	(0.0)	211	(11.6)
40~45 万円 未謝	=	(16.7)	28	(19.1)	353	(28.1)	52	(31.0)	7	(35.0)	44	(44.9)	185	(6.95)	72	(44.7)	6	(21.4)	128	(13.9)	2	(6.9)	6	(13.4)	29	(18.2)	3	(23.1)	481	(26.5)
35~40 万円 未謝	7	(10.6)	22	(18.8)	252	(20.1)	44	(26.2)	2	(25.0)	30	(30.6)	26	(17.2)	41	(25.5)	2	(4.8)	162	(17.6)	2	(17.2)	17	(25.4)	48	(30.2)	4	(30.8)	365	(20.1)
30~35 万田 米湖	4	(6.1)	31	(10.2)	150	(11.9)	25	(14.9)	1	(5.0)	0	(0.0)	4	(1.2)	2	(3.1)	0	(0.0)	163	(17.7)	-	(3.4)	15	(22.4)	21	(13.2)	2	(15.4)	211	(11.6)
25~30 (万円 米湖	2	(7.6)	24	(7.9)	66	(7.9)	6	(5.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	က	(6.0)	-	(0.6)	0	(0.0)	121	(13.2)	0	(0.0)	4	(0.9)	7	(4.4)	1	(7.7)	137	(7.6)
20~25 公元 法 米	-	(1.5)	3	(1.0)	34	(2.7)	9	(3.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(0.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	38	(4.1)	0	(0.0)	2	(3.0)	3	(1.9)	0	(0.0)	44	(2.4)
20 万円 米湖	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
	ć	特別 <b>占</b> (果坊 23 <b>占</b> )	好 今 市 市	吸巾相左都巾		E	##	ш₩	Į Į	無回告	H	Ŧ	都道府県、市町村、地方独立	行政法人、公立大学法人	日本十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	公旳医漿俄選	计合同吟唱尔田什	七云沐烬闰济凶体	医療注言用		######################################	子校法人	公益社団法人、公益財団法	<b>~</b>	\$ e	その心	# 2	中国集	\$\dapprox \frac{1}{2}	ПвІ
					行政区分														5. 第十件	四日子										

100万     無回答     合計     平均額(用)       円以上     中均     平均存齢(歳       0     0     378     410 929	95~ 100 万 紙米田	90~95 万田 米瀬	85~90 万田 米謝	80~85 万田 雅	75~80 万田 平田	70~75 万田 米	65~70 万五 雅	60~65 万田 雅	55~60 田内 田様	50~55 万田 米	45~50 万田 新田 33	40~45 万田 米	35~40 万田 無		30~35 万田 米		25~30 万田 米湖
(0.0) (100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.3)	(0.8)	(0.3)	(1.1)	6 (1.6)	(4.5)	16 (4.2)	(6.9)	32 (8.5)	(20.1)	(21.4)	65 (17.2)	(10.8)	(2.4)	(0.0)
0 0 639 420,175	0	1	2	3	6	6	18	19	27	40	22	152	136	82	89	18	
(0.0) (0.0) (100.0) 56.9	(0.0)	(0.2)	(0.3)	(0.5)	(1.4)	(1.4)	(2.8)	(3.0)	(4.2)	(6.3)	(8.6)	(23.8)	(21.3)	(12.8)	(10.6)	(2.8)	
0 0 290 423,288	0	0	-	-	7	0	5	7	6	17	32	88	29	33	13	6	
(0.0) (0.0) (100.0) 56.7	(0.0)	(0.0)	(0.3)	(0.3)	(2.4)	(0.0)	(1.7)	(2.4)	(3.1)	(2.9)	(11.0)	(30.7)	(23.1)	(11.4)	(4.5)	(3.1)	
0 0 200 461,852	0	-	0	9	-	4	2	7	6	19	28	29	34	Ξ	7	_	
(0.0) (0.0) (100.0) 56.9	(0.0)	(0.5)	(0.0)	(3.0)	(0.5)	(2.0)	(2.5)	(3.5)	(4.5)	(6.6)	(14.0)	(33.5)	(17.0)	(2.5)	(3.5)	(0.5)	
0 0 108 450,181	0	0	0	-	2	-	2	2	7	7	23	35	19	9	2	-	
(0.0) (0.0) (100.0) 56.5	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.9)	(1.9)	(0.9)	(1.9)	(1.9)	(6.5)	(6.5)	(21.3)	(32.4)	(17.6)	(2.6)	(1.9)	(0.0)	
0 0 110 468,845	1	1	0	0	0	ε	0	2	4	12	30	38	10	4	2	0	
(0.0) (0.0) (100.0) 57.3	(0.9)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.7)	(0.0)	(4.5)	(3.6)	(10.9)	(27.3)	(34.5)	(9.1)	(3.6)	(1.8)	(0.0)	
0 0 88 409,701	0	0	0	0	0	0	2	2	4	7	=	24	18	10	4	9	
(0.0) (0.0) (100.0) 56.7	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.3)	(2.3)	(4.5)	(8.0)	(12.5)	(27.3)	(20.5)	(11.4)	(4.5)	(8.8)	
0 0 1,209 438,345	-	3	-	6	13	13	22	37	29	88	170	362	259	6	61	14	
(0.0) (0.0) (100.0) 56.5	(0.1)	(0.2)	(0.1)	(0.7)	(1.1)	(1.1)	(1.8)	(3.1)	(4.9)	(7.3)	(14.1)	(59.9)	(21.4)	(8.0)	(2.0)	(1.2)	
0 0 335 413,372	0	0	3	2	2	3	10	16	6	26	24	28	99	26	45	12	
(0.0) (0.0) (100.0) 56.6	(0.0)	(0.0)	(0.9)	(9.0)	(1.5)	(6.0)	(3.0)	(4.8)	(2.7)	(7.8)	(7.2)	(17.3)	(19.7)	(16.7)	(13.4)	(3.6)	
0 0 202 397,214	0	0	0	2	2	2	က	2	7	Ξ	12	43	53	46	23	14	
(0.0) (0.0) (100.0) 56.9	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.0)	(1.0)	(2.5)	(1.5)	(2.5)	(3.5)	(5.4)	(2.9)	(21.3)	(14.4)	(22.8)	(11.4)	(6.9)	
0 0 27 382,574	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	6	2	2	2	2	
(0.0) (0.0) (100.0) 57.9	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(7.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(7.4)	(33.3)	(18.5)	(7.4)	(18.5)	(7.4)	
0 0 40 404,600	0	0	0	-	0	0	-	-	-	က	က	6	9	10	က	2	
(0.0) (0.0) (100.0) 58.7	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.5)	(0.0)	(0.0)	(2.5)	(2.5)	(2.5)	(7.5)	(7.5)	(22.5)	(15.0)	(25.0)	(7.5)	(2.0)	
0	-	3	4	14	20	21	38	29	92	128	211	481	365	211	137	44	-
(0.0) (0.0) (100.0)	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.8)	(1.1)	(1.2)	(2.1)	(3.3)	(4.2)	(7.1)	(11.6)	(56.5)	(20.1)	(11.6)	(2.6)	(5.4)	

調査票上では、『手取り額』や、所得税、保険、年金等を控除する前の『総支給額』ではなく、給与明細の『基本給』に記載されている額を回答するように指示した。基本給以外に能力給等 が設定されている場合、その金額は上記の集計結果には反映されないため、注意が必要である。 \*

# 3. 副看護部長相当職の基本給月額

病院内で基本給が最も高い副看護部長相当職の基本給月額は、平均 40万 5,373円(平均年齢 54.1歳)で、「35~40万円未満」と回答した病院 が30.0%で最も多く、次いで、「40~45万円未満」29.8%、「45~50万円未満」12.2%であった。

表呱-3 副看護部長相当職の基本給月額

		20 万円 米謝	20~25 万米	25~30 公 米 田 州	30~35 公子35 公子35 公子35 公子35 公子35 公子35 公子35 公子	35~40 4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	40~45 万田 米	45~50 56 万田 米新	50~55 51 形米	55~60 61 米	09~09 E 版米	65~70 71 形米	70~07 五元 五元	75~80 80 万万万里	80~85 万田 米瀬	85~90 96 7日 7日 1日	90~95 万丑 100 米湖 田米	〉尺振	100 万 期	型 一 一	福	平均額(円) 平均年齡(歳)
	本門区(事力 20 区)	0	0	3	0	6	11	9	3	1	1	4	1	0	0	1	0	0	0	0	40	469,725
	特別色(果块 23 色)	(0.0)	(0.0)	(7.5)	(0.0)	(22.5)	(27.5)	(15.0)	(7.5)	(2.5)	(2.5)	(10.0)	(2.5)	(0.0)	(0.0)	(2.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.1
	ት ት ት	0	2	17	18	28	20	39	20	4	2	1	-	0	0	1	0	0	0	0	219	416,012
	<b>以</b> 宁相	(0.0)	(2.3)	(7.8)	(8.2)	(26.5)	(22.8)	(17.8)	(9.1)	(1.8)	(2.3)	(0.5)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.9
行政区分	+	0	15	62	84	238	256	87	30	7	12	2	3	2	0	0	0	0	0	0	798	400,354
	£	(0.0)	(1.9)	(7.8)	(10.5)	(29.8)	(32.1)	(10.9)	(3.8)	(0.9)	(1.5)	(0.3)	(0.4)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.2
	† +	0	3	က	89	36	56	80	-	2	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	88	393,778
	叫个	(0.0)	(3.4)	(3.4)	(9.1)	(40.9)	(29.5)	(9.1)	(1.1)	(2.3)	(0.0)	(0.0)	(1.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.5
	Į Į	0	1	0	0	9	-	-	-	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	416,418
	<b>第</b> 回令	(0.0)	(9.1)	(0.0)	(0.0)	(54.5)	(9.1)	(9.1)	(9.1)	(0.0)	(9.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	50.5
	Œ	0	0	0	1	9/	27	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	113	401,188
	Ħ	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.9)	(67.3)	(23.9)	(8.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.4
	都道府県、市町村、地方独立	0	0	1	2	9/	177	45	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	308	420,393
	行政法人、公立大学法人	(0.0)	(0.0)	(0.3)	(0.6)	(24.7)	(57.5)	(14.6)	(1.9)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	55.4
	1、4、4、1年 1年 1	0	0	2	2	61	47	18	9	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	410,529
	公的达排械展	(0.0)	(0.0)	(1.4)	(3.6)	(43.6)	(33.6)	(12.9)	(4.3)	(0.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	55.2
	なる と	0	0	0	0	-	16	=	2	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	32	460,238
	<b>仁云环</b> 阅图:常凹'体	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(3.1)	(20.0)	(34.4)	(6.3)	(0.0)	(3.1)	(3.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.7
記署士 休	医腹注:個	0	19	73	78	79	33	19	22	6	15	7	4	_	0	_	0	0	0	0	355	375,914
<b>€</b> H		(0.0)	(5.4)	(50.6)	(22.0)	(22.3)	(8.3)	(5.4)	(6.2)	(2.5)	(4.2)	(0.6)	(1.1)	(0.3)	(0.0)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.1
	######################################	0	0	0	0	2	12	91	6	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	43	465,405
	十枚対入	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(11.6)	(27.9)	(37.2)	(50.9)	(0.0)	(0.0)	(2.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	55.6
	1 共国	0	2	9	80	15	7	9	-	_	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	48	386,938
	なまれらばく、なまちらばく	(0.0)	(4.2)	(12.5)	(16.7)	(31.3)	(14.6)	(12.5)	(2.1)	(2.1)	(2.1)	(2.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.7
	\$ <del>\</del>	0	2	က	15	31	22	17	∞	2	2	2	-	<del>-</del>	0	-	0	0	0	0	107	424,252
	元 (2) 元	(0.0)	(1.9)	(5.8)	(14.0)	(29.0)	(20.6)	(15.9)	(7.5)	(1.9)	(1.9)	(1.9)	(0.9)	(0.9)	(0.0)	(6.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.4
	- 単	0	-	0	_	က	က	0	-	0	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	10	416,500
		(0.0)	(10.0)	(0.0)	(10.0)	(30.0)	(30.0)	(0.0)	(10.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(10.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.0
	中計	0.0)	24 (2.1)	85 (7.4)	110 (9.5)	347 (30.0)	344 (29.8)	141 (12.2)	55 (4.8)	14 (1.2)	19 (1.6)	7 (0.0)	6 (0.5)	(0.2)	0.0)	2 (0.2)	0.0)	0.0)	0.0)	0(0:0)	1,156	405,373
				1	1		-										4	1		1		

平均額(円) 平均年齢(歳)	395,777	53.4	382,774	53.6	398,745	53.8	415,941	54.4	413,462	53.7	445,530	56.3	403,466	53.7	412,827	54.3	390,742	53.1	365,437	53.7	352,962	53.8	381,367	52.5	405,373 54.1	基本給以外に能力
恒	94	(100.0)	305	(100.0)	232	(100.0)	190	(100.0)	115	(100.0)	162	(100.0)	28	(100.0)	920	(100.0)	68	(100.0)	104	(100.0)	13	(100.0)	30	(100.0)	1,156 (100.0)	1
第回格	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	示した。
100 万 円以上	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	ように指示
95~ 100 万 円未瑞	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	42
90~95 万円 未満	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	額を回答、
85~90 万円 未満	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(9.0)	0	(0.0)	2	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	(0.2)	2012
80~85 万円 未満	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	に記載されている
75~80 万円 未満	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.0)	-	(1.7)	2	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2 (0.2)	
70~75 万日 未謝	2	(2.1)	1	(0.3)	0	(0.0)	2	(1.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(1.7)	2	(0.5)	1	(1.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	6 (0.5)	『基本給』
65~70 万田 未謝	0	(0.0)	1	(0.3)	1	(0.4)	2	(1.1)	0	(0.0)	3	(1.9)	0	(0.0)	2	(0.5)	1	(1.1)	-	(1.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	7 (0.6)	給与明細の
60~65 万円 未満	1	(1.1)	9	(2.0)	9	(2.6)	9	(3.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	12	(1.3)	2	(5.6)	-	(1.0)	0	(0.0)	1	(3.3)	19 (1.6)	(、給与
55~60 万円 未満	2	(2.1)	2	(1.6)	1	(0.4)	2	(1.1)	1	(0.9)	3	(1.9)	0	(0.0)	11	(1.2)	1	(1.1)	2	(1.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	14 (1.2)	ではなく
50~55 万円 未満	4	(4.3)	8	(2.6)	6	(3.9)	7	(3.7)	2	(4.3)	17	(10.5)	5	(8.6)	44	(4.8)	9	(6.7)	4	(3.8)	0	(0.0)	1	(3.3)	55 (4.8)	総支給額』
45~50 万円 未満	8	(8.5)	23	(7.5)	27	(11.6)	24	(12.6)	18	(15.7)	34	(21.0)	7	(12.1)	121	(13.2)	9	(6.7)	6	(8.7)	1	(7.7)	4	(13.3)	141 (12.2)	
40~45 万円 未満	24	(25.5)	73	(23.9)	69	(29.7)	09	(31.6)	31	(27.0)	71	(43.8)	16	(27.6)	306	(33.3)	15	(16.9)	15	(14.4)	0	(0.0)	8	(26.7)	344 (29.8)	する前の
35~40 万円 未満	28	(29.8)	66	(32.5)	89	(29.3)	22	(30.0)	51	(44.3)	30	(18.5)	14	(24.1)	286	(31.1)	21	(23.6)	28	(26.9)	7	(53.8)	2	(16.7)	347	
30~35万田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	13	(13.8)	40	(13.1)	23	(6.6)	19	(10.0)	9	(5.2)	2	(1.2)	7	(12.1)	72	(7.8)	14	(15.7)	17	(16.3)	2	(15.4)	2	(16.7)	110 (9.5)	年金等を控除
25~30 万田 米	11	(11.7)	38	(12.5)	20	(8.6)	6	(4.7)	3	(5.6)	0	(0.0)	4	(6.9)	46	(2.0)	14	(15.7)	19	(18.3)	3	(23.1)	3	(10.0)	85 (7.4)	=1
20~25 万田 米謝	-	(1.1)	11	(3.6)	7	(3.0)	2	(1.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(5.2)	8	(0.9)	2	(2.6)	80	(7.7)	0	(0.0)	3	(10.0)	24 (2.1)	所得税、
20 万円 未満	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	Q'
	<u> </u>	7 Z E E E E	# co t - c c c t	₩ 88 1~001	11000	×1 262 ~007		300 ~399 IX	t-	₹100~100	日 日 日 日	300 FX	自	無回串	1 1 1	不为为一	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	原政內外		種別 相神物体	\$ 0 k	も 日 日 日	ţ	無回串	中計	調査票上では、『手取り額』
							# #	体判ก床致											最も多(	病床の種別						*

調査票上では、『手取り額』や、所得税、保険、年金等を控除する前の『総支給額』ではなく、給与明細の『基本給』に記載されている額を回答するように指示した。基本給以外に能力 給等が設定されている場合、その金額は上記の集計結果には反映されないため、注意が必要である。

## 4. 看護師長相当職の基本給月額

病院内で基本給が最も高い看護師長相当職の基本給月額は、平均37万949円(平均年齢54.0歳)で、「35~40万円未満」と回答した病院が29.6% で最も多く、次いで、「40~45万円未満」21.1%、「30~35万円未満」17.1%であった。

表111-4 看護師長相当職の基本給月額

		20 万円 未満	20~25 万円 未選	25~30 万丑 未謝	30~35 3 3万円 米浦	35~40 4 万円 米謝	40~45 4 万円 未満	45~50 5 万円 未満	50~55 5 5 7 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4	55~60 6 万円 未満	60~65 6 万円 未満	65~70 7	70~75 77 万円 未満	75~80 88 万円 未満	80~85 85 万円 7 未満 ラ	85~90 90 万円 下端	90~95 万円 末端 F	95~ 100万 円未満	100万円以上	無回答	140	平均額(円) 平均年齢(歳)
	本門 20 00 10 V 出版 20 00 10 V	0	2	4	8	17	10	17	10	0	3	-	0	0	0	0	0	0	0	0	75	416,653
		(0.0)	(6.7)	(5.3)	(10.7)	(22.7)	(13.3)	(22.7)	(13.3)	(0.0)	(4.0)	(1.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.2
	子 小 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七 七	-	16	26	63	88	9/	36	15	9	2	-	0	0	0	0	0	0	0	0	360	375,493
]	吸力相先制用	(0.3)	(4.4)	(15.6)	(17.5)	(24.4)	(21.1)	(10.0)	(4.2)	(1.7)	(0.0)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.9
作 β Φ⟨	+	6	09	214	255	410	314	101	45	17	9	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1,433	368,129
K K	E	(0.6)	(4.2)	(14.9)	(17.8)	(58.6)	(21.9)	(7.0)	(3.1)	(1.2)	(0.4)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.9
	###	2	12	22	33	102	43	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	223	363,843
	m) #J	(0.9)	(5.4)	(6.6)	(14.8)	(45.7)	(19.3)	(2.2)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.4
	1 数	0	1	3	3	8	4	-	2	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	394,404
		(0.0)	(4.2)	(12.5)	(12.5)	(33.3)	(16.7)	(4.2)	(8.3)	(4.2)	(4.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.6
	E	0	0	0	2	9/	27	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	119	400,538
	TI.	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(1.7)	(63.9)	(22.7)	(10.9)	(0.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	57.2
	都道府県、市町村、地方独立	0	1	2	6	170	202	33	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	423	407,189
	行政法人、公立大学法人	(0.0)	(0.2)	(0.5)	(2.1)	(40.2)	(47.8)	(7.8)	(1.2)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	55.7
	2、4、4、16、16、16、16、16、16、16、16、16、16、16、16、16、	0	0	က	Ξ	82	26	21	4	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178	401,298
	公的区景做美	(0.0)	(0.0)	(1.7)	(6.2)	(46.1)	(31.5)	(11.8)	(2.2)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	55.6
	44个 12 8 11 6 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	0	0	0	0	2	31	01	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	431,421
	1. 五 不 段 景 示 凹 个	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(10.4)	(64.6)	(20.8)	(4.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	55.7
設置	医腐汁上细	12	98	274	276	181	75	46	43	19	7	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1,020	337,703
十		(1.2)	(8.3)	(56.9)	(27.1)	(17.7)	(7.4)	(4.5)	(4.2)	(1.9)	(0.7)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.4
	- - - - - - - -	0	0	0	2	6	14	81	4	_	ဗ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	453,169
	十枚対入	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(3.9)	(17.6)	(27.5)	(35.3)	(7.8)	(0.0)	(2.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	57.5
	一	0	-	80	24	27	Ξ	4	က	-	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	367,865
	が単れ国が入、が非党国が入	(0.0)	(1.3)	(10.0)	(30.0)	(33.8)	(13.8)	(2.0)	(3.8)	(1.3)	(1.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.7
	* 64	0	9	12	34	7.1	59	14	11	3	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	182	383,808
	<b>到100.7</b> .	(0.0)	(3.3)	(9.9)	(18.7)	(39.0)	(15.9)	(7.7)	(0.9)	(1.6)	(0.5)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.8
	<b>地</b>	0	-	0	4	4	2	_	-	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	14	404,500
		(0.0)	(7.1)	(0.0)	(58.6)	(28.6)	(14.3)	(7.1)	(7.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(7.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.1
	부수	12	64	588			447	1 60	74	56	12	2	2	0	0	0	0	0	0	0	2,115	370,949
		(9.0)	(4.4)	(14.1)	(17.1)	(58.6)	(21.1)	(9.7)	(3.5)	(1.2)	(9.0)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.0

平均額(円) 平均年齢(歳)	349,537	52.5	356,252	53.2	374,280	54.6	400,416	55.3	403,970	56.3	426,317	57.3	364,351	53.1	386,562	54.2	330,631	52.9	343,258	54.4	352,371	53.7	353,600	53.9	370,949	54.0	八外に能
合計	479	(100.0)	685	(100.0)	320	(100.0)	223	(100.0)	127	(100.0)	167	(100.0)	114	(100.0)	1,446	(100.0)	380	(100.0)	213	(100.0)	31	(100.0)	45	(100.0)	2,115	(100.0)	基本給以外に能
無回答	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	トした。
100万 円以上	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0		うに指示
95~ 100 万 円未満	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0.0	するよ
90~95 万田 米謝	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	を回答
85~90 万田 米	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	されている額
80~85 万田 米浦	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	散されて
75~80 万田 米浦	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	9	』に記載
70~75 万田 米浦	1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.1)	『基本給
65~70 万円 未謝	1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	-	(0.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2		与明細の [
60~65 万日 米謝	1	(0.2)	80	(1.2)	0	(0.0)	-	(0.4)	0	(0.0)	2	(1.2)	0	(0.0)	11	(0.8)	-	(0.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	12	(0.6)	. 給与明
55~60 万田 米浦	9	(1.3)	7	(1.0)	4	(1.3)	9	(2.7)	0	(0.0)	2	(1.2)	-	(0.9)	17	(1.2)	4	(1.1)	4	(1.9)	-	(3.2)	0	(0.0)	56	(1.2)	ではなく、
50~55 万円 米謝	17	(3.5)	19	(5.8)	8	(2.5)	8	(3.6)	9	(4.7)	7	(4.2)	6	(7.9)	22	(3.8)	15	(3.9)	3	(1.4)	0	(0.0)	1	(2.2)	74	(C)	
45~50 万円 米謝	56	(5.4)	31	(4.5)	20	(6.3)	26	(11.7)	19	(15.0)	33	(19.8)	2	(4.4)	133	(9.2)	6	(2.4)	12	(2.6)	က	(6.7)	3	(6.7)	160	(7.6)	『総支給額』
40~45 万田 未謝	23	(11.1)	110	(16.1)	78	(24.4)	63	(28.3)	39	(30.7)	78	(46.7)	26	(22.8)	367	(25.4)	38	(10.0)	28	(13.1)	2	(6.5)	12	(26.7)	447	3	る前の
35~40 万田 米謝	135	(28.2)	201	(29.3)	109	(34.1)	73	(32.7)	46	(36.2)	40	(24.0)	21	(18.4)	484	(33.5)	69	(18.2)	22	(25.8)	10	(32.3)	7	(15.6)	625	(59.6)	年金等を控除す
30~35 万田 米浦	100	(20.9)	144	(21.0)	51	(15.9)	26	(11.7)	13	(10.2)	3	(1.8)	25	(21.9)	212	(14.7)	92	(25.0)	41	(19.2)	2	(16.1)	6	(20.0)	362	(17.1)	F 金等を
25~30 万円 未謝	102	(21.3)	116	(16.9)	42	(13.1)	17	(7.6)	2	(1.6)	2	(1.2)	18	(15.8)	129	(8.9)	104	(27.4)	20	(23.5)	6	(29.0)	7	(15.6)	588		保険、年
20~25 万円 未謝	31	(6.5)	44	(6.4)	7	(2.2)	-	(0.4)	2	(1.6)	0	(0.0)	6	(7.9)	34	(2.4)	36	(6.5)	17	(8.0)	-	(3.2)	9	(13.3)	94	(4.4)	所得税、1
20 万円 未満	9	(1.3)	2	(0.7)	1	(0.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.1)	80	(2.1)	3	(1.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	12	(0.6	Q,
	¥ 11 40 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	39 A V V	± 00 ±	¥ 88 ~ 00 l	11 000	¥1867~007		\$3 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 × 300 ×	400 400 400	¥00499 ¥	# 90 E	500 年以上	無回然		1	MX 1内 1小		京安內不			\$ 6 8	102	無回然		4	ā a	調査票上では、『手取り額』
							4. 计												最も多い	病床の種別							<b>警</b>

力給等が設定されている場合、その金額は上記の集計結果には反映されないため、注意が必要である。

## 5. 副看護師長相当職の基本給月額

病院内で基本給が最も高い副看護師長相当職の基本給月額は、平均 35万882円(平均年齢 51.3歳)で、「35~40万円未満」と回答した病院が 39.5%で最も多く、次いで、「40~45万円未満」17.2%、「30~35万円未満」16.5%であった。

表価-5 副看護師長相当職の基本給月額

		20 万田 米謝	20~25年末	25~30 万田 米	30~35 出出 無無	35~40 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	40~45 万田 米	45~50 万田 米	50~55 日期米	55~60 万田米	60~65 6 万田 米	55~70 7 万 五 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	70~75 7 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	8 五元 米 新工統	80~85 8 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	85~90 9 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	90~95 万田米	95~100 7 照米田	100万円以上	即	4	平均額(円)平均年齢(歳)
	# # #	0	3	-	9	6	4	4	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	380,034
	特別 <b>区</b> (果好 23 区)	(0.0)	(10.3)	(3.4)	(20.7)	(31.0)	(13.8)	(13.8)	(3.4)	(3.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	48.5
	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	1	16	39	22	47	31	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	163	341,229
	ᄦᅲᆌᄹᆒᄞ	(0.6)	(8.6)	(23.9)	(13.5)	(28.8)	(19.0)	(3.1)	(1.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	50.2
作政区分		3	25	8	108	274	115	14	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	652	352,632
		(0.5)	(8.0)	(12.4)	(16.6)	(42.0)	(17.6)	(2.1)	(0.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	51.6
	##	-	2	15	17	45	13	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	100	348,997
	HJ 47	(1.0)	(2.0)	(15.0)	(17.0)	(45.0)	(13.0)	(5.0)	(2.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.2
	# D	0	2	-	4	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	328,460
	無回合	(0.0)	(20.0)	(10.0)	(40.0)	(20.0)	(10.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	47.9
	Ξ	0	0	1	15	80	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	372,632
	Ŧ	(0.0)	(0.0)	(6.0)	(14.2)	(75.5)	(9.9)	(5.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.7
	都道府県、市町村、地方独立	0	0	3	13	148	6	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	272	392,948
	行政法人、公立大学法人	(0.0)	(0.0)	(1.1)	(4.8)	(54.4)	(35.7)	(3.3)	(0.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.2
	1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	0	0	2	22	62	18	2	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107	375,168
	公的运掠做美	(0.0)	(0.0)	(1.9)	(50.6)	(57.9)	(16.8)	(1.9)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.8
	<b>社今</b> 居 珍間 怎 田 体	0	0	0	-	21	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	383,567
	<b>九云环</b> 网络河ボ 山体	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(3.7)	(77.8)	(18.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.0
記署士 休	医腹注 7. 图 1	4	99	113	69	31	13	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	306	295,293
X H F		(1.3)	(51.6)	(36.9)	(22.5)	(10.1)	(4.2)	(5.0)	(1.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	47.3
	1. 1. 1.	0	-	0	2	∞	10	က	_	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	409,346
	ナベダク	(0.0)	(3.8)	(0.0)	(7.7)	(30.8)	(38.5)	(11.5)	(3.8)	(3.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.5
	公益社団法人、	0	2	6	6	7	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	315,441
	公益財団法人	(0.0)	(14.7)	(56.5)	(26.5)	(50.6)	(11.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	49.7
	h 分	-	4	6	25	18	6	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	345,729
	到LC0.2-	(1.4)	(2.7)	(12.9)	(35.7)	(25.7)	(12.9)	(5.9)	(5.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	49.7
	# 回 数	0	2	0	-	2	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	322,167
		(0.0)	(33.3)	(0.0)	(16.7)	(33.3)	(16.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.0
	<b>수</b> 라	2	78	-		377	164	22	10	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	924	350,882
	ā ū	(0.2)	_	(14.4)	(16.5)	(39.5)	(17.2)	(5.6)	(1.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	51.3

平均額(円) 平均年齢(歳)	328,424	48.7	327,724	49.9	352,140	51.6	365,948	52.0	373,493	52.7	396,041	55.7	363,391	51.6	362,469	51.8	300,223	48.6	321,073	50.6	323,263	48.6	345,842	52.3	350,882 51.3	基本給以外に能
合計	152	(100.0)	269	(100.0)	163	(100.0)	128	(100.0)	82	(100.0)	111	(100.0)	46	(100.0)	728	(100.0)	106	(100.0)	82	(100.0)	19	(100.0)	19	(100.0)	954 (100.0)	1
無回絡	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0(0:0)	示した。
100 万 円以上	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	70
95~ 100 万 日未新	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	答するよ
90~95 万田 米浦	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	額を回名
85~90 日祖	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	2112
80~85 万田 米	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0(0:0)	記載され、
75~80 万田 米	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	22
70~75 万五 米	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	『基本給』
65~70 万田 米	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	与明細の
60~65 日本	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	、給与
55~60 万田 米	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.9)	0	(0.0)	1	(0.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	(0.1)	ではなく
50~55 万円 米浦	3	(2.0)	2	(0.7)	1	(0.6)	-	(0.8)	0	(0.0)	1	(0.9)	2	(4.3)	8	(1.1)	1	(0.9)	-	(1.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	10 (1.0)	_
45~50 万円 未ऑ	4	(2.6)	3	(1.1)	4	(2.5)	2	(1.6)	3	(3.5)	9	(5.4)	3	(6.5)	19	(2.6)	3	(2.8)	2	(2.4)	-	(5.3)	0	(0.0)	25 (2.6)	· ※
40~45 万田 米謝	19	(12.5)	25	(9.3)	29	(17.8)	22	(17.2)	22	(25.9)	37	(33.3)	10	(21.7)	147	(20.2)	9	(5.7)	80	(8.8)	0	(0.0)	3	(15.8)	164 (17.2)	する前の
35~40 万田 米謝	41	(27.0)	88	(33.1)	99	(40.5)	67	(52.3)	42	(49.4)	26	(50.5)	16	(34.8)	320	(44.0)	18	(17.0)	22	(26.8)	80	(42.1)	6	(47.4)	377 (39.5)	
30~35 万田 米	28	(18.4)	22	(21.2)	29	(17.8)	19	(14.8)	6	(10.6)	6	(8.1)	9	(13.0)	123	(16.9)	16	(15.1)	14	(17.1)	-	(5.3)	3	(15.8)	157 (16.5)	年金等を控除
25~30 万田 米	35	(23.0)	51	(19.0)	24	(14.7)	14	(10.9)	8	(9.4)	1	(0.9)	4	(8.7)	19	(10.9)	33	(31.1)	18	(22.0)	9	(31.6)	1	(5.3)	137 (14.4)	7
20~25 万円 未新	21	(13.8)	39	(14.5)	10	(6.1)	က	(2.3)	1	(1.2)	0	(0.0)	4	(8.7)	58	(4.0)	26	(24.5)	17	(20.7)	က	(15.8)	3	(15.8)	78 (8.2)	所得税、
20 万円 未満	1	(0.7)	3	(1.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(2.2)	2	(0.3)	3	(2.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	5 (0.5)	
	H	33 <b>F</b> U L	# 000 F	¥1 66 1 ~ 00 1	# 000	¥1 867~007		300~399   A	# 007:-007	400~433 14	1 2 2 2	300 体攻上	# 1	第四章	1 1	— 加文/内 J不	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	原域內外			и Э	元(0.2	用	和回業	<b>₩</b>	調査票上では、『手取り額』や、
							\$ #	体乳껴坏数											最も多い	病床の						*

力給等が設定されている場合、その金額は上記の集計結果には反映されないため、注意が必要である。

## 6. 主任相当職の基本給月額

病院内で基本給が最も高い主任相当職の基本給月額は、平均32万7,143円(平均年齢50.1歳)で、「35~40万円未満」と回答した病院が26.4% で最も多く、次いで、「25~30 万円未満」25.2%、「30~35 万円未満」21.0%であった。

表111-6 主任相当職の基本給月額

					ļ	ļ		-	ļ	ļ		-	-	ŀ			}	-	-	-		Ī
		20 万田 米浦	20~25 万丑 米谢	25~30 万田 米	30~35 公 沿田 米	35~40 万田 新田	40~45 万田 米	45~50 万田 米	50~55 日	55~60 6 日	60~65 6 万田米	65~70 70 万田 米	70~75 万田米	75~80 8 万元	80~85 8 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	85~90 8 日	90~95 万田 新瀬	95~100 万里里	100万円以上	即	4	平均額(円)平均年齢(歳)
	1	-	2	17	11	13	10	2	3	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	351,864
	特別区(果界 23 区)	(1.5)	(7.6)	(25.8)	(16.7)	(19.7)	(15.2)	(7.6)	(4.5)	(1.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	48.7
	5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5. 5	3	34	80	29	22	39	7	4	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	284	327,531
	<b>欧</b>	(1.1)	(12.0)	(28.2)	(20.8)	(20.1)	(13.7)	(2.5)	(1.4)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	49.0
行政区分	<del>  </del>	18	146	311	253	307	135	19	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,197	324,344
	E	(1.5)	(12.2)	(26.0)	(21.1)	(25.6)	(11.3)	(1.6)	(0.5)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	50.2
	#	2	13	30	38	78	12	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180	335,634
	m] 4~)	(2.8)	(7.2)	(16.7)	(21.1)	(43.3)	(6.7)	(1.1)	(1.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	51.6
	1	0	3	2	2	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	331,561
	無凹合	(0.0)	(16.7)	(11.1)	(27.8)	(33.3)	(11.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	50.3
	H	0	0	1	2	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	370,857
	Ħ.	(0.0)	(0.0)	(7.1)	(35.7)	(14.3)	(42.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	51.9
	都道府県、市町村、地方独立	0	1	9	25	219	101	6	3	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	365	386,625
	行政法人、公立大学法人	(0.0)	(0.3)	(1.6)	(8.8)	(0.09)	(27.7)	(2.5)	(0.8)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.5
	一人なり、事、考問	0	-	က	31	19	30	က	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	129	372,845
	公的医療機関	(0.0)	(0.8)	(2.3)	(24.0)	(47.3)	(23.3)	(2.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.6
	大田 公田 必 古 今 六	0	0	2	က	19	9	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	377,839
	1. 云 体 映 溪 市 山 体	(0.0)	(0.0)	(6.5)	(6.7)	(61.3)	(19.4)	(3.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.0
5. 第十十		25	184	372	208	9/	27	12	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	912	290,206
E H	る原本へ「国へ	(2.7)	(20.2)	(40.8)	(52.8)	(8.3)	(3.0)	(1.3)	(0.7)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	48.0
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	0	0	80	21	12	9	က	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	397,416
	ナヤベあく	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(16.0)	(42.0)	(24.0)	(12.0)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.7
	公益社団法人、	0	3	21	24	12	9	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	325,137
	公益財団法人	(0.0)	(4.5)	(31.3)	(35.8)	(17.9)	(0.0)	(1.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	49.0
	16	2	=	34	29	47	80	_	က	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166	329,394
	別(2.2	(1.2)	(9.9)	(20.5)	(32.5)	(28.3)	(4.8)	(9.0)	(1.8)	(9.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	49.0
		0	-	-	က	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Ξ	340,091
		(0.0)	(9.1)	(9.1)	(27.3)	(36.4)	(18.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	50.8
	7	27	201	440	366	461	198	33	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,745	327,143
_		(1.5)	(11.5)	(25.2)	(21.0)	(56.4)	(11.3)	(6.1)	(6.0)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	50.1

		20万円米潮	20~25 万田 米湖	0	10		10	45~50 5 万田 米謝	50~55 5 万田米	55~60 6 万田 米謝	10				10	_			#	和		平均額(円) 平均年齡(歲)
	¥ 1 ± 00	13	71	141	81	91	28	7	4	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	437	308,101
	39 床以 1	(3.0)	(16.2)	(32.3)	(18.5)	(20.8)	(6.4)	(1.6)	(0.9)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	48.3
	100	11	98	161	144	147	32	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	589	313,378
	₩ 661 ~ 001	(1.9)	(14.6)	(27.3)	(24.4)	(25.0)	(5.4)	(0.8)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	00.00	49.1
	# 000	-	22	64	09	61	38	4	2	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	253	332,959
	¥1 667~007	(0.4)	(8.7)	(25.3)	(23.7)	(24.1)	(15.0)	(1.6)	(0.8)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	50.7
* 世世世	11000	0	6	32	40	22	33	4	2	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	178	352,980
<b>*</b> 割/内/大数	¥1 665 ~ 005	(0.0)	(2.1)	(18.0)	(22.5)	(32.0)	(18.5)	(2.2)	(1.1)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.1
	H 000	0	2	15	14	34	18	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	354,564
	400~488 1	(0.0)	(2.4)	(17.9)	(16.7)	(40.5)	(21.4)	(1.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	51.7
	1 1 1	0	0	2	12	43	40	8	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112	394,487
	200	(0.0)	(0.0)	(4.5)	(10.7)	(38.4)	(35.7)	(7.1)	(2.7)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.9
	1	2	11	22	15	28	6	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	92	332,703
	# 1	(2.2)	(12.0)	(23.9)	(16.3)	(30.4)	(8.8)	(4.3)	(1.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	50.9
	H H H	4	87	242	255	393	168	56	13	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,191	342,924
	— 加文/内/不	(0.3)	(7.3)	(20.3)	(21.4)	(33.0)	(14.1)	(2.2)	(1.1)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	50.6
	—————————————————————————————————————	18	72	129	67	30	9	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	326	282,187
	派域的外	(2.2)	(22.1)	(39.6)	(50.6)	(8.5)	(1.8)	(1.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	48.3
最も多い	世	4	27	52	33	23	17	2	_	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160	307,870
<b>寿床の種別</b>	^  \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	(2.5)	(16.9)	(32.5)	(20.6)	(14.4)	(10.6)	(1.3)	(9.0)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	49.6
	464	0	7	80	4	9	2	_	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	311,483
	到LC0.2_	(0.0)	(24.1)	(27.6)	(13.8)	(20.7)	(6.9)	(3.4)	(3.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	49.4
	40000000000000000000000000000000000000	-	80	6	7	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	311,692
	10 11 11	(2.6)	(20.5)	(23.1)	(17.9)	(23.1)	(12.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	49.3
	中二	27 (1.5)	201 (11.5)	440 (25.2)	366 (21.0)	461 (26.4)	198 (11.3)	33 (1.9)	15 (0.9)	4 (0.2)	0.0)	0.0)	0.0)	0.0)	0.0)	0.0)	0.0)	0.0)	0.0)	0.0)	1,745	327,143 50.1
※ 調査:	調査票上では、『手取り額』や、		所得税、	保險、	年金等を控除	と控除す	る前の	『総支約	支給額』で	ではなく	、給与明	与明細の『	『基本給』	2) [	記載されて	ている額	を回答	するよう	うに指示	12	基本給以	基本給以外に能

力給等が設定されている場合、その金額は上記の集計結果には反映されないため、注意が必要である。

## 7. 専門職の基本給月額

病院内で基本給が最も高い専門職(管理職でなく、専門看護師、認定看護師等の専門性を活かした業務役割)の基本給月額は、平均32万5,692 円 (平均年齢 43.9 歳) で、「30~35 万円未満」と回答した病院が 30.5%で最も多く、次いで、「35~40 万円未満」25.0%、「25~30 万円未満」23.8% であった。

表価-7 専門職の基本給月額

																														_
平均額(円) 平均年齢(歳)	362,480	44.3	334,521	43.1	321,111	44.0	312,375	45.2	369,967	44.8	334,596	44.5	351,254	44.9	333,667	43.9	358,376	47.1	283,128	42.3	368,750	45.4	319,662	43.3	316,780	43.0	310,857	43.0	325,692	43.9
合計	25	(100.0)	120	(100.0)	397	(100.0)	32	(100.0)	9	(100.0)	25	(100.0)	146	(100.0)	06	(100.0)	53	(100.0)	149	(100.0)	28	(100.0)	29	(100.0)	20	(100.0)	7	(100.0)	280	(100.0)
無回答	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
100 万 円以上	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
95~ 100 万 円未満	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
90~95 万円 未消	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
85~90 万円 未満	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
80~85 万田 未謝	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
75~80 万田 未謝	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
70~75 万円 未謝	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
65~70 万円 未満	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
60~65 万円 未満	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
55~60 万円 未満	0	(0.0)	1	(0.8)	1	(0.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(0.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(2.0)	0	(0.0)	2	(0.3)
50~55 万円 未満	0	(0.0)	1	(8.0)	1	(0.3)	0	(0.0)	1	(16.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(3.6)	0	(0.0)	1	(2.0)	-	(14.3)	3	(0.5)
45~50 万円 米浦	3	(12.0)	8	(2.5)	4	(1.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.4)	8	(3.3)	1	(3.4)	-	(0.7)	2	(7.1)	0	(0.0)	1	(2.0)	0	(0.0)	10	(1.7)
40~45 万円 未満	2	(20.0)	16	(13.3)	20	(5.0)	l .	(3.1)	0	(0.0)	3	(2.8)	16	(11.0)	7	(7.8)	9	(17.2)	4	(2.7)	3	(10.7)	4	(13.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	42	(7.2)
35~40 万円 未満	9	(24.0)	31	(25.8)	66	(24.9)	9	(18.8)	3	(50.0)	14	(56.9)	62	(42.5)	23	(25.6)	10	(34.5)	12	(8.1)	10	(35.7)	4	(13.8)	6	(18.0)	-	(14.3)	145	(25.0)
30~35 万円 未消	7	(28.0)	24	(20.0)	132	(33.2)	13	(40.6)	1	(16.7)	56	(20.0)	46	(31.5)	33	(36.7)	10	(34.5)	27	(18.1)	6	(32.1)	11	(37.9)	15	(30.0)	0	(0.0)	177	(30.5)
25~30 万円 未満	3	(12.0)	31	(25.8)	6	(24.4)	7	(21.9)	0	(0.0)	6	(17.3)	17	(11.6)	20	(22.2)	2	(6.9)	59	(39.6)	3	(10.7)	7	(24.1)	18	(36.0)	3	(42.9)	138	(23.8)
20~25 万円 未消	1	(4.0)	13	(10.8)	41	(10.3)	5	(15.6)	1	(16.7)	0	(0.0)	3	(2.1)	4	(4.4)	1	(3.4)	43	(28.9)	0	(0.0)	ი	(10.3)	5	(10.0)	2	(28.6)	61	(10.5)
20 万円 未満	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.3)
	(四)区(里)区(	(5 5 米米) 四位十	牙令	吸引指压制币		EL .	##	[₩]	<b>新</b>	中国推	Н	<u> 11</u>	都道府県、市町村、地方独立	行政法人,公立大学法人	おがある。	公的运掠微浅	<b>计</b> 合归於間次四件	化去床烧制床凹体			- ## ##	チベオヘ	公益社団法人、	公益財団法人	± 9.4	その地	—————————————————————————————————————	是回#	수 다	<u> </u>
					行政区分														記署士 休	X H H										

平均額(円) 平均年齢(歳)	296,950	43.9	300,630	43.0	326,072	43.4	320,883	42.5	339,168	44.5	369,550	46.8	317,964	44.4	328,536	43.9	272,962	44.1	330,038	43.3	223,000	43.0	320,250	44.8	325,692 43.9	基本給以外に能
华	40	(100.0)	117	(100.0)	120	(100.0)	113	(100.0)	9/	(100.0)	98	(100.0)	28	(100.0)	217	(100.0)	21	(100.0)	56	(100.0)	4	(100.0)	12	(100.0)	580 (100.0)	
無回答	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	示した。
100 万 円以上	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	こうに指示
95~ 100 万 円未満	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	答するよ
90~95 万田 米	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	額を回4
85~90 万田 米謝	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	2112
80~85 万田 米	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	記載され、
75~80 万田 米	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	22
70~75 万田 米	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	『基本給
65~70 万田 米	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0.0)	与明細の
60~65 万田 米	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0(0:0)	、給与
55~60 万田 米謝	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.2)	0	(0.0)	-	(3.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	(0.3)	ではなく
50~55 万田 米謝	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(0.9)	0	(0.0)	1	(1.2)	1	(3.6)	2	(0.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(8.3)	(0.5)	給額』
45~50 万円 未満	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.7)	0	(0.0)	1	(1.3)	7	(8.1)	0	(0.0)	10	(1.9)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	10 (1.7)	) [総支給額
40~45 万田 未謝	3	(7.5)	4	(3.4)	9	(2.0)	5	(4.4)	6	(11.8)	13	(15.1)	2	(7.1)	38	(7.4)	-	(4.8)	ဗ	(11.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	42 (7.2)	する前の
35~40 万田 未謝	8	(20.0)	23	(19.7)	56	(21.7)	28	(24.8)	22	(28.9)	33	(38.4)	2	(17.9)	137	(26.5)	-	(4.8)	4	(15.4)	0	(0.0)	3	(25.0)	145 (25.0)	
30~35 万田 米湖	7	(17.5)	59	(24.8)	41	(34.2)	39	(34.5)	26	(34.2)	26	(30.2)	6	(32.1)	160	(30.9)	4	(19.0)	10	(38.5)	0	(0.0)	3	(25.0)	177 (30.5)	年金等を控除
25~30 万田 米難	13	(32.5)	35	(29.9)	34	(28.3)	31	(27.4)	13	(17.1)	9	(7.0)	9	(21.4)	124	(24.0)	9	(28.6)	4	(15.4)	-	(25.0)	3	(25.0)	138 (23.8)	
20~25 万田 米謝	7	(17.5)	26	(22.2)	6	(7.5)	6	(8.0)	2	(9.9)	0	(0.0)	2	(17.9)	44	(8.5)	6	(42.9)	4	(15.4)	2	(50.0)	2	(16.7)	61 (10.5)	所得税、
20 万円 未満	2	(5.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(25.0)	0	(0.0)	(0.3)	\$
	H 22 t	99 床以 h	1000	₩ 661~001	11 0000	₩ 867~007		S00~339 压	11 000	400∼439 I <del>X</del>	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	300 体攻上	* 1	無回命	1	— 加×加 A	成業部件	原设的体	いながら		£ 6 A	型0.2	即		<b>↓</b> □	調査票上では、『手取り額』
							4 4 1	体割拘斥数											最も多い	病床の						*

調査票上では、『手取り額』や、所得税、保険、年金等を控除する前の『総支給額』ではなく、給与明細の『基本給』に記載されている額を回答するように指示した。基本給以外に能 力給等が設定されている場合、その金額は上記の集計結果には反映されないため、注意が必要である。

# 8. スタッフ (非管理職) の基本給月額

で、「30~35万円未満」と回答した 病院内で基本給が最も高いスタッフ(非管理職)の基本給月額は、平均32万3,298円(平均年齢53.0歳) 病院が 26.2%で最も多く、次いで、「35~40 万円未満」 25.4%、「25~30 万円未満」 24.7%であった。

表111-8 スタッフ(非管理職)の基本給月額

							l	l			l	ŀ					-				-	
		20 万田米	20~25 为丑 米谢	25~30 万田 米謝	30~35 出海 新田	35~40 人	40~45 万田 新田	45~50 万田 米	50~55 万五米	55~60 万元 米	60~65 日报	65~70 70 71	70~75 万田田 米瀬	75~80 8 日	80~85 五紀 無紙	85~90 万田 米	90~95 万田 米	95~ 100 分 形米田	100万円以上	用回	福	平均額(円)平均年齢(歳)
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	-	4	7	17	22	6	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	351,375
	特別区(果界 23 区)	(1.6)	(6.3)	(10.9)	(56.6)	(34.4)	(14.1)	(3.1)	(3.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.0
	ት ት	3	40	84	92	9/	35	3	2	1	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	337	324,883
计	欧节指走都巾	(0.9)	(11.9)	(24.9)	(27.3)	(22.6)	(10.4)	(0.9)	(0.6)	(0.3)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.7
公公	#	13	191	342	332	323	110	22	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,306	321,243
	E	(1.0)	(12.3)	(26.2)	(25.4)	(24.7)	(8.4)	(1.7)	(0.2)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.1
	- 本 - <u>- </u>	7	21	37	54	62	12	2	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	196	324,569
	m) fr)	(3.6)	(10.7)	(18.9)	(27.6)	(31.6)	(6.1)	(1.0)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.8
	1	0	1	2	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	328,224
	中口推	(0.0)	(4.8)	(23.8)	(42.9)	(23.8)	(4.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.9
	H	0	0	0	82	15	4	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	107	347,967
	Ħ	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(16.6)	(14.0)	(3.7)	(2.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	57.2
	都道府県、市町村、地方独立	0	9	39	73	172	78	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	374	363,538
	行政法人、公立大学法人	(0.0)	(1.6)	(10.4)	(19.5)	(46.0)	(20.9)	(1.3)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.4
	一番、地のアン	-	2	80	27	91	32	က	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	164	371,024
	公的医療機関	(0.6)	(1.2)	(4.9)	(16.5)	(55.5)	(19.5)	(1.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	55.1
	4 今 6 路 間 6 田 4	0	0	0	8	28	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	366,589
	1. 五环换制形凹体	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(21.1)	(73.7)	(5.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	55.1
設置		21	198	380	224	91	23	9	2	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	949	289,510
土	区域法人, 画人	(2.2)	(50.9)	(40.0)	(53.6)	(9.6)	(5.4)	(9.0)	(0.5)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.1
	· ***	0	-	0	13	18	12	9	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	51	382,696
	ナヤメガト	(0.0)	(2.0)	(0.0)	(25.5)	(35.3)	(23.5)	(11.8)	(2.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.7
	公益社団法人、	-	7	18	30	10	4	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	315,946
	公益財団法人	(1.4)	(6.6)	(25.4)	(42.3)	(14.1)	(2.6)	(1.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.7
	49 49	-	10	28	44	29	11	2	0	1	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	157	338,707
	되다. 2-	(0.6)	(6.4)	(17.8)	(28.0)	(37.6)	(7.0)	(1.3)	(0.0)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.3
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	က	2	က	4	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	321,462
	如耳集	(0.0)	(23.1)	(15.4)	(23.1)	(30.8)	(7.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.3
	‡ 4	24	227	475	504	488	167	59	7	2	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,924	323,298
	E D	(1.2)	(11.8)	(24.7)	(26.2)	(25.4)	(8.7)	(1.5)	(0.4)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.0

		20 万円 未ऑ	20~25 万円 未満	25~30 万円 未謝	30~35 万丑 米谢	35~40 万田 未謝	40~45 万田 未	45~50 50 万円 万円 未満	50~55 亿	55~60 6 万円 米湖	60~65 6 万田 米瀬	65~70 7 万円 未満	70~75 70~75 75 74 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75	75~80 8 万二 3	80~85 8 万田 米瀬	85~90 9 万田 米瀬	90~95 万田 1	95~100万円	100 万 円以上	無回答	福	平均額(円) 平均年齢(歳)
	# 11 do	13	94	148	106	72	52	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	466	299,455
	39 IA V. I.	(2.8)	(20.2)	(31.8)	(22.7)	(15.5)	(5.4)	(1.1)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	50.3
	11	4	68	193	152	137	28	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	609	310,823
	100∼199 I <del>X</del>	(0.7)	(14.6)	(31.7)	(25.0)	(22.5)	(4.6)	(0.7)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.1
	# 000,~000	က	16	65	92	78	25	က	-	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	284	330,382
	VI 667007	(1.1)	(2.6)	(22.9)	(32.4)	(27.5)	(8.8)	(1.1)	(0.4)	(0.0)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.7
稼動	# 000, → 000	0	12	32	52	65	31	4	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	197	346,912
病床数	300 ~ 388 X	(0.0)	(6.1)	(16.2)	(26.4)	(33.0)	(15.7)	(2.0)	(0.0)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.6
	₩ 000	0	4	13	39	40	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	353,095
	W1 664004	(0.0)	(3.5)	(11.4)	(34.2)	(35.1)	(11.4)	(4.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.6
	1 200	0	0	8	34	70	38	4	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	155	374,077
	300 承以上	(0.0)	(0.0)	(5.2)	(21.9)	(45.2)	(24.5)	(5.6)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	55.5
	# 回 炎	4	12	16	29	97	7	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	66	331,134
	加豆排	(4.0)	(12.1)	(16.2)	(29.3)	(26.3)	(7.1)	(4.0)	(0.0)	(1.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.3
	计	7	6	566	329	408	139	23	7	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,307	336,342
	사 전 전 조년	(0.5)	(7.4)	(20.4)	(27.5)	(31.2)	(10.6)	(1.8)	(0.5)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.9
	排作	16	06	138	80	31	9	2	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	364	282,190
	东域路外	(4.4)	(24.7)	(37.9)	(22.0)	(8.5)	(1.6)	(0.5)	(0.0)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.5
最も多い	计计计算	-	26	22	48	34	17	က	0	0	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	185	315,459
病床の種別	4月147月14	(0.5)	(14.1)	(29.7)	(25.9)	(18.4)	(6.5)	(1.6)	(0.0)	(0.0)	(0.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	54.5
	10000000000000000000000000000000000000	0	9	7	œ	2	2	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59	311,138
	ての元	(0.0)	(20.7)	(24.1)	(27.6)	(17.2)	(6.9)	(3.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	52.9
	# 阿 校	0	8	6	6	10	က	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	316,026
	10 11 11	(0.0)	(20.5)	(23.1)	(23.1)	(25.6)	(7.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.3
	华	24	227	475	504	488	167	59	7	2	- :	0	0 ;	0 ;	0	0	0	0	0	0	1,924	323,298
	ī I	(1.2)	(11.8)	(24.7)	(26.2)	(25.4)	(8.7)	(1.5)	(0.4)	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	53.0

調査票上では、『手取り額』や、所得税、保険、年金等を控除する前の『総支給額』ではなく、給与明細の『基本給』に記載されている額を回答するように指示した。基本給以外に能 力給等が設定されている場合、その金額は上記の集計結果には反映されないため、注意が必要である。 \*

### 以. 夜勤手当

### 1. 夜勤手当額

夜勤手当額については、調査票上では、22 時から 5 時までの深夜時間帯の割増賃金を 除いた、手当の「定額部分のみ」を記入するように指示した。

### 1) 三交代制準夜勤の手当額

三交代制準夜勤および深夜勤の手当額いずれにも回答に不備がない施設を対象とした。 三交代制準夜勤の手当額は平均 3,812 円で、「2,000~3,000 円未満」が 29.6%で最も多 く、次いで、「3,000~4,000 円未満」 26.2%、「4,000~5,000 円未満」 15.9%であった。 【p.83、表IX-1-1)参照】

### 2) 三交代制深夜勤の手当額

三交代制準夜勤および深夜勤の手当額いずれにも回答に不備がない施設を対象とした。三交代制深夜勤の手当額は平均 4,635 円で、「 $3,000\sim4,000$  円未満」が 40.3%で最も多く、次いで、「 $5,000\sim6,000$  円未満」 13.8%、「 $4,000\sim5,000$  円未満」 11.8%であった。【p.84、表IX-1-2)参照】

### 3) 二交代制夜勤の手当額

二交代制夜勤の手当額は平均 10,119 円で、「6,000~8,000 円未満」が 22.9%で最も多く、次いで、「10,000~12,000 円未満」 21.4%、「12,000~14,000 円未満」 19.7%であった。【p.85、表X-1-3)参照】

表X-1-1) 三交代制 準夜勤の手当額

		手当なし			3000~4000	4000~2000	5000~6000	0002~0009		0006~0008	9000~10000	10000日	[	-	라 전
		(0円)	未満	田未谢	田木浦	田未谢	田米湖	田未選	田木湖	田米湖		以上	乗 回 事	中	(H)
	特別区(東京23区)	(3.8)	(3.8)	2 (7.7)	8 (30.8)	6 (23.1)	(19.2)	(7.7)	(3.8)	0	0 0	0 0	0 0)	(100.0)	4,014
	防令指它都市	9	5	28		28		12	4	ဗ	-	-	0	199	3 996
	及言语人是言	(3.0)	(2.5)	(14.1)	9	(14.1)	(19	(0.9)	(2.0)	(1.5)	(0.5)	(0.5)	(0.0)	(100.0)	5
行政区分	<del>L</del>	22	14	260	195	132	(12.2)	(5.2)	22	12	3 (0.4)	(0.2)	0 0	802	3,803
	11	2	7	52		15		(3.2)	(5)	6.1.	0	0	0	116	
	<b>断</b> 杯	(1.7)	(6.0)	(44.8)	(19	(12.9)	(6.9	(4.3)	(2.6)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	3,445
	無回答	0	0	0	4 (99.9)	3 (250)	4 (99.9)	1 (9.9)	0	0	0	0	0	12 (100.0)	4,467
		0.0)	(0.0)	(0.0)		(20.0)		(6.9)	0.0)	(0.0)	(0.0)	0.0)	(0.0)	109	
	H	(0.0)	(0.0)	(28.4)	69)	(6.0)	(6.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	3,091
	都道府県、市町村、地方独立	2 (0.6)	8	217	92	29	8	(0.6)	2 (0.6)	0	0	0	0	363	3,155
		(0.0)	6.5.7	30		17		(6.9)	(6.5)	(6.5)	(6:5)	(6.5)	(6.5)	96	
	公的医療機関	(4.2)	(6.3)	(31.3)	(32	(17.7)	(5.2	(3.1)	(0:0)	(0:0)	(0.0)	(0:0)	(0:0)	(100.0)	3,314
	<b>计</b> 合促除間 <b>愿</b> 団体	0	0	2		4	က	0	-	0	0	0	0	21	0000
	仁为不谈别济凶不	(0.0)	(0.0)	(6.5)	(52.4)	(19.0)	(14.3)	(0.0)	(4.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	3,930
設置主体	医療法人·個人	23	5 5	29		87	102	41	22	13	e (	e (	0	364	4,651
<u>:</u>     		(6.3)	(1.4)	(8.0)	3.6)	(23.9)	(28.0)	(11.3)	(0.9)	(3.6)	(0.8)	(0.8)	(0.0)	(100.0)	1
	学校法人	0.0)	(6.7)	(36.7)	(26.7)	(23.3)	(6.7)	000	000	000	0.0)	(0'0)	(0.0)	(100.0)	3,320
	- ** ** * * * * * * * * * * * * * * * *	-	-	5	23	=		3	0	2	-	0	0	56	1001
	公益任団法人、公益財団法人	(1.8)	(1.8)	(8.9)	(41	(19.6)	(16.1	(5,4	(0.0)	(3.6)	(1.8)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	4,207
	+96	- 3	5	17		26		9 3	5	- 3	0	0	0	109	4.184
	!	(0.9)	(4.6)	(19.6)	(20.2)	(23.9)	(20.2)	(9.2)	(4.6)	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	
	無回答	0.0)	(0:0)	0.0)	(14.3)	(28.6)	(14.3)	(42.9)	0.0)	0.0)	(0.0)	00:0)	(0:0)	(100.0)	5,150
	99 床以下	8	9	23		50		14	8	3		0	0	177	3.966
		(4.5)	(3.4)	(29.9)	(13	(16.4)	(1)	(7.9)	(4.5)	(1.7)	(9.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	
	100~199 床	14	(1.2)	90	(15.8)	(19.4)	99	20	(2.4)	(9.1)	6 9	(0.6)	0 (0	330	4,073
	1	2	4	54		30		1	7	2	0	1	0	197	
	Z00~Z99 I <del>X</del>	(1.0)	(2.0)	(27.4)	(32	(15.2)	Ξ	(2.6)	(3.6)	(1.0)	(0.0)	(0.5)	(0.0)	(100.0)	3,836
按制席床券	300~399 床	4	-	42		24		6	2	-	0	0	0	154	3.656
XX \VI EVI FA &I.		(5.6)	(0.6)	(27.3)	38	(15.6)	(7.8)	(2.8)	(1.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	5
	400~499 床	0 6	2 (0.0)	30	44	10	4 6	0 6	2 2	- ;	0 6	0 6	0 6	93	3,425
		(0.0)	(7.2)	(92.3)		(10.6)			(2:2)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	133	
	500 床以上	(0.7)	(0.9)	(35.8)	(34	(14.2)		<u> </u>	(0:0)	(0.0)	(0.0)	(0:0)	(0:0)	(100.0)	3,329
	1 1 1	2	2	25		8		9	3	2	0	0	0	70	0
		(5.9)	(2.9)	(35.7)		(11.4)	(11.4)	(8.6)	(4.3)		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	3,913
	수타	31	27	342		184		(5.4)	30	16	4 (0.3)	3	0 0	1,155	3,812
		()	(5:4)	(2:03)		(2)		(1.0)	(5:3)		(0.0)	(2:2)	(0:0)	(0:00-1)	

4,969 3,912 4,435 4,609 5,517 3,586 5,966 3,990 4,912 5,736 4,913 5,052 4,696 4,635 5,007 3,607 5,382 3,929 4,061 4,250 4,557 4,091 部 26 (100.0) 199 (100.0) 802 (100.0) 116 12 109 109 (100.0) 363 363 (100.0) 96 (100.0) 364 (100.0) 30 (100.0) 56 (100.0) 109 (100.0) 177 (100.0) 330 (100.0) 197 (100.0) 154 (100.0) 93 (100.0) 134 (100.0) 70 (100.0) 1,155 (100.0) (100.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) (0.0) 0 0.0) 0 0:0 (0.0) (0.0) (0.0) 無回答 (3.8) 9 (4.5) 13 (1.6) 0.0) 0.0) 0 (0.0) 0 (0.0) 3 (2.8) 0.0) 0.0) 3 (1.5) 3 (1.9) 24 (2.1) 21 (5.8) (2.8) (0.0)(0.0) 10000日以上 9000~10000 田米那 (0.0) 2 (1.0) 16 (2.0) 0.0) (1.0) 0.0) (2.0) 2 (1.3) 0.0) (1.6) 0.0) (0.0) 0.0) 2 (3.6) 6 (1.8) 0.0) (6.0) 8000~3000 5 (4.3) 10 (5.6) 21 (6.4) 5 (2.5) 4 (2.6) 0.0) 0.0) 0 0.0) 2 3.6) 5 6 6.6) 0.0) 46 (4.0) (4.8) (7.7) 11 (5.5) 28 (3.5) (0.7) 3 (5.4) 14 (12.8) 2 (28.6) 16 (9.0) 39 (11.8) 15 (7.6) 2 (7.7) 17 (8.5) 63 (7.9) 2 (16.7) 3 (0.8) 2 (2.1) 2 (1.5) (4.8) 61 (16.8) (4.5)(0.0) (3.3) 26 (14.7) 46 (13.9) 19 (9.6) 10 (6.5) 3 8 (6.9) 0.0) 6 (4.5) 26 26 (13.1) 77 (9.6) (0.9) 10 (2.8) 2 2 (2.1) (4.8) 76 (20.9) 7 (12.5) 20 (18.3) 28(28.6) 9(12.9) 8 (8.6) (0.0) 17 (4.7) 5(16.7) 23 54 (16.4) 20 (10.2) 24 15.6) 19 (14.2) 24 (12.1) 116 (14.5) (4.8) 68 (18.7) 12 (21.4) 29 (26.6) 11 15.7) 159 (0.0)26 14.3) (19.0) 32 (8.8) (11.5) 26 (13.1) 95 (11.8) (8.3) 5 (4.6) 42 (11.6) 16 (16.7) (23.3) 12 (21.4) 17 (15.6) 19 27 27 (8.2) 32 (16.2) 18 (11.7) 11.8) 22 (16.4) 136 (11.8) 11 (9.5) (10.0) 3 (25.0) 103 (94.5) 263 (72.5) 29 (30.2) (61.9) 19 (5.2) 13 (43.3) 16 (28.6) 52 (29.4) 105 105 (31.8) 80 (40.6) 74 (48.1) 57 (61.3) 73 (54.5) 25 (35.7) (30.8) 68 (34.2) 326 (40.6) 61 (52.6) 9 (8.3) (14.3) 0 (0.0) 22 (6.1) 13 (13.5) (3.8) 6 (3.0) 43 (5.4) 0.0) 0.0) 0.0) 6 (6.5) 3 (4.3) 6 (5.2) (0.0) (13.3) 10 (5.6) 6 (1.8) 15 (7.6) 8 8 (6.0) 7 (6.4) 56 (4.8) 0.0) 0.0) 0(0.0) 0.0) 1.E (3.1) (0.3) (1.8) (1.0) 12 (1.0) 4 (0.5) (0.0) (0.0)3 (2.8) (9.0) 3(2.2) 2 (2.9) 2000 来新 0.0) 0.0) 0.0) 4 (4.2) (1.8) (6.0) 0.0) 2 (7.1) (0.0) 24 (6.6) (4.5) 15 (4.5) 1.0 (5.6) 0.0) (3.5) 21 (2.6) (0.3) 手当なし (0円) 公益社団法人、公益財団法人 都道府県、市町村、地方独立 行政法人、公立大学法人 特別区(東京23区) 社会保険関係団体 医療法人·個人 公的医療機関 政令指定都: 100~199 床 200~299 床 300~399 床 400~499 床 500 床以上 99 床以下 学校法人 無回絡 無回絡 無回絡 その他 甲柱 空背 H 稼動病床数 行政区分 設置主体

表X-1-2) 三交代制

深夜勤の手当額

8,614 10,119 9,014 7,040 6,935 11,614 10,346 11,620 10,720 7,807 9,917 11,917 10,086 10,876 7,253 9,642 10,857 9,007 9,821 松田 (100.0) 302 (100.0) 1,265 (100.0) 197 21 (100.0) 80 (100.0) 270 (100.0) 113 31 (100.0) 1,108 (100.0) (100.0) 135 (100.0) 10 (100.0) 501 (100.0) 605 (100.0) 261 (100.0) 167 (100.0) 87 (100.0) 137 (100.0) 107(100.0) 1,865 (100.0) (100.0) (0.0) (0:0) 0.0) 0.0) 0:0) (0.0) (0.0) (0.0) (0.0) (0.0) (0.0) (0.0) (0.0) (0.0) (0.0) (0.0)無回答 0.0) 19 (1.7) (0.7) 13 (1.0) 20 (0.0) (0.0) (0.0) (0.0) (10.0)20000 円 以上 0.0 19 (1.8) 18000~20000 五米湖 0.0 0.0 0.0 (1.6) (0.8) 0.0 (1.1) (2.3) 11 (0.9) (1.0) 0.0 0.0 0.0 (0.9)(0.7) (1.5) 16000~1800018 五米部 (0.7) 0 0.0 16 (3.2) 16 (2.7) (5.1) 4 (1.4) 29 (2.3) 4 (2.0) 2 (2.0) 0.0 43 (2.3) 0.0 183 (16.5) 12000~14000|14000~16000| 田未謝 田未謝 (20.1) 42 (13.9) 131 (10.3) 68 (13.6) 79 (13.1) 33 (12.7) (10.0) (2.2) (7.1) (6.7) (9.2)(14.3) 3 (9.7) 305 (27.5) 18 (22.6) 66 (21.9) 245 (19.4) 34 14 (19.8) 29 (21.5) (20.0) 117 (23.4) 150 (24.8) 367 (19.1)(2.1) (1.3) 16 (6.0) 19 (16.8) 8000~10000 10000~12000 田未謝 田未謝 (10.1) 54 (17.8) 303 (24.0) 29 (9.7) 140 (23.1) 21 (29.5) 32 (23.8) 125 (25.0) 54 (20.6) 34 399 (21.4) (8.5) (30.0) (9.1) 62 (12.4) 14 (17.6) 40 (13.3) 171 (13.5) (5.0) 31 (11.4) 19 (16.8) (19.4) 148 (13.4) (8.4) 24 (17.7) 254 (13.6) (9.6) 10.0) (86.3) 179 (66.3) 38 (33.7) (61.3) (61.3) 65 (5.9) 8000~8000 無米田 (13.8) 70 (23.2) 277 (21.9) 69 (13.8) 97 (16.1) 65 (24.9) 54 (32.4) 41 (47.1) 71 (51.8) 64 (32.5) (20.0)0.0 17 (1.5) (1.3) 11 (3.6) 45 (3.6) 4000~6000 田米郎 (1.3) 17 (6.3) 10 (8.8) (2.8) 13 (9.7) 0 14 (2.8) 20 (3.3) (3.7) 2000~4000 田米湖 (1.3) 11 (4.0) 0.0 (1.8) (1.5)26 (1.4) (4.0) (6.2)0.0 (3.0)(5.9) 0.1 0.0 0.0 1 (0.7) 0.0 (1.3) 2 (0.7) 4 (0.3) (0.3) (0.4) 0.0 2000 田 米湖 0.0 2 (2.5) 5 (1.9) 10 (8.8) 0.0 3 (1.0) 20 (1.6) 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 5(1.0) .3 8 (1.5) 3.4) 27 手当なし (0円) 公益社団法人、公益財団法人 都道府県、市町村、地方独立 行政法人、公立大学法人 特別区(東京 23 区) 社会保険関係団の 医療法人・個人 公的医療機関 政令指定都市 200~299 床 300~399 床 400~499 床 500 床以上 99 床以下 100~199 その街 無回ਅ 無回ਅ 华 H 稼動病床数 設置主体 作政区分

表IX-1-3) 二交代制夜勤の手当額

### 4) オンコールの手当額

オンコールの手当額 (待機のみの場合) は平均 1,702 円で、「2,000~2,500 円未満」が 22.2%で最も多く、次いで、「1,000~1,500 円未満」20.2% であり、「手当なし」は16.7%であった。

表IX-1-4) オンコールの手当額

		手当なし (0円)	至 002	200~ 1000 田 米浦	1000~1500 田米	1500~ 2000 田 米謝	2000~ 2500 円 未満	2500~ 3000 円 未満	3000~ 3500 円 未満	3500~ 4000 円 米謝	4000~ 4500 円 米謝	4500~ 5000 円 米謝	5000 円 以上	無回答	中丰	計 起 (E
	林門區/東京 20 區/	2	0	2	3	1	2	2	4	-	0	0	0	0	23	
	特別內(果分 23 內)	(21.7)	(0.0)	(8.7)	(13.0)	(4.3)	(21.7)	(8.7)	(17.4)	(4.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	1,50,1
	子 人 十 十	23	-	8	16	10	25	6	6	2	3	2	9	0	117	7
	吸节相走都币	(19.7)	(0.9)	(8.8)	(13.7)	(8.5)	(21.4)	(7.7)	(7.7)	(4.3)	(2.6)	(1.7)	(5.1)	(0.0)	(100.0)	1,790
(人) 中川	+	9/	4	27	107	51	115	39	32	7	9	5	24	0	496	1 71 4
11 交 12 7.	E	(15.3)	(0.8)	(5.4)	(21.6)	(10.3)	(23.2)	(7.9)	(7.1)	(1.4)	(1.2)	(1.0)	(4.8)	(0.0)	(100.0)	4 / , 1
	+++	13	2	3	15	9	10	2	9	0	1	1	0	0	62	1 405
	ш∕т	(21.0)	(3.2)	(4.8)	(24.2)	(6.7)	(16.1)	(8.1)	(6.7)	(0.0)	(1.6)	(1.6)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	1,423
	\$ D	0	0	0	1	0	-	2	0	0	0	0	0	0	4	0
	第四合	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(25.0)	(0.0)	(25.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	2,100
	Œ	12	0	0	0	2	31	11	2	0	0	0	0	0	28	7
	Ŧ	(20.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(3.4)	(53.4)	(19.0)	(3.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	1,79
	都道府県、市町村、地方独立	38	3	11	32	18	38	21	8	4	4	2	10	0	189	107
	行政法人、公立大学法人	(20.1)	(1.6)	(2.8)	(16.9)	(6.5)	(20.1)	(11.1)	(4.2)	(2.1)	(2.1)	(1.1)	(5.3)	(0.0)	(100.0)	1,/0/
	がある。一般は	10	-	4	16	5	10	8	∞	4	-	-	-	0	69	327 1
	公的运掠做判	(14.5)	(1.4)	(2.8)	(23.2)	(7.2)	(14.5)	(11.6)	(11.6)	(2.8)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(0.0)	(100.0)	1,700
	4.今后於 <b>間</b> 次日午	2	0	3	3	2	2	4	7	4	0	0	0	0	22	000
	ᄾᆚᅎᄀᅏᅋᇰᆁᆥᆚᆥ	(9.1)	(0.0)	(13.6)	(13.6)	(9.1)	(9.1)	(18.2)	(9.1)	(18.2)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	1,990
计十十十二	一世 一	45	2	17	20	25	53	10	23	0	5	-	14	0	245	7
战国土体	医療法人・ 個人	(18.4)	(0.8)	(6.9)	(20.4)	(10.2)	(21.6)	(4.1)	(9.4)	(0.0)	(2.0)	(0.4)	(2.7)	(0.0)	(100.0)	1,012
	- ## ##	0	0	2	10	2	5	_	0	0	0	3	0	0	23	100
	ナベム	(0.0)	(0.0)	(8.7)	(43.5)	(8.7)	(21.7)	(4.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(13.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	1,00,1
		2	0	-	18	4	6	-	9	0	0	0	2	0	42	1 700
	ム目などがん、ひ目とらんく	(4.8)	(0.0)	(2.4)	(42.9)	(6.5)	(21.4)	(2.4)	(11.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(4.8)	(0.0)	(100.0)	1,730
	7 × ×	80	_	2	=	10	7	_	9	-	0	-	က	0	51	250
	引いると	(15.7)	(2.0)	(3.9)	(21.6)	(19.6)	(13.7)	(2.0)	(11.8)	(2.0)	(0.0)	(2.0)	(2.9)	(0.0)	(100.0)	1,730
	# 回 秋	0	0	0	2	0	-	0	0	0	0	0	0	0	3	1 407
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(66.7)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	1,44.1
	<b>4</b>	117	7	40	142	89	156	22	54	13	10	80	30	0	702	1 700
		(16.7)	(1.0)	(2.7)	(20.2)	(6.7)	(22.2)	(8.1)	(7.7)	(1.9)	(1.4)	(1.1)	(4.3)	(0.0)	(100.0)	1,702

		手当なし (0円)	200 田米	200~ 1000 田 米浦	1000~ 1500 円 未満	1500~ 2000 円 米湖	2000~ 2500 円 未満	2500~ 3000 田 米潮	3000~3500 田 ※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※ 3000 田 ※※※※ ※※※※ ※※※※ ※※※ ※※  ※※※  ※※  ※※  ※	3500~ 4000 田 米謝	4000~ 4500 円 米潮	4500~ 5000 円 未謝	5000円以上	無回答	11	計 (王)
	<u> </u>	20	-	3	15	8	6	7	13	0	-	0	4	0	81	7
	39 <b>吊</b> 以下	(24.7)	(1.2)	(3.7)	(18.5)	(6.6)	(11.1)	(8.6)	(16.0)	(0.0)	(1.2)	(0.0)	(4.9)	(0.0)	(100.0)	710,1
	五 1	41	3	19	45	25	39	14	6	0	1	1	9	0	203	1 201
	₩ 661~001	(20.2)	(1.5)	(9.4)	(22.2)	(12.3)	(19.2)	(6.9)	(4.4)	(0.0)	(0.5)	(0.5)	(3.0)	(0.0)	(100.0)	1,381
	世 000	17	0	4	28	6	35	10	11	2	4	-1	2	0	129	1 06.4
	₩ 667~007	(13.2)	(0.0)	(3.1)	(21.7)	(7.0)	(27.1)	(7.8)	(8.5)	(3.9)	(3.1)	(0.8)	(3.9)	(0.0)	(100.0)	1,004
* 七世 · 本 · 在	11000	7	2	5	23	14	27	Ξ	7	2	4	0	7	0	112	040
体乳껴床数	300~339 <del> </del> X	(6.3)	(1.8)	(4.5)	(20.5)	(12.5)	(24.1)	(8.8)	(6.3)	(4.5)	(3.6)	(0.0)	(6.3)	(0.0)	(100.0)	2,042
	1000	6	0	4	13	2	22	7	9	2	0	0	2	0	67	1770
	400~499 压	(13.4)	(0.0)	(0.0)	(19.4)	(3.0)	(32.8)	(10.4)	(0.0)	(3.0)	(0.0)	(0.0)	(3.0)	(0.0)	(100.0)	1,79
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	15	0	3	14	6	16	9	7	1	0	2	3	0	79	100
	300 承女士	(19.0)	(0.0)	(3.8)	(17.7)	(11.4)	(20.3)	(7.6)	(8.9)	(1.3)	(0.0)	(6.3)	(3.8)	(0.0)	(100.0)	1,627
	# 個 数	∞	-	2	4	-	∞	2	-	0	0	-	က	0	31	1 640
		(25.8)	(3.2)	(6.5)	(12.9)	(3.2)	(25.8)	(6.5)	(3.2)	(0.0)	(0.0)	(3.2)	(9.7)	(0.0)	(100.0)	1,042
		81	4	32	131	09	139	23	48	13	6	8	27	0	909	1 700
	mx i网 i木	(13.4)	(0.7)	(5.3)	(21.7)	(6.6)	(23.0)	(8.8)	(7.9)	(2.1)	(1.5)	(1.3)	(4.5)	(0.0)	(100.0)	1,793
	· · · ·	19	_	4	5	4	6	0	2	0	0	0	2	0	46	1 007
	<b>京</b>	(41.3)	(2.2)	(8.7)	(10.9)	(8.7)	(19.6)	(0.0)	(4.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(4.3)	(0.0)	(100.0)	1,00,1
最も多い	—————————————————————————————————————	15	0	4	က	2	4	2	4	0	-	0	-	0	36	1 167
病床の種別	4月 147 124	(41.7)	(0.0)	(11.1)	(8.3)	(2.6)	(11.1)	(2.6)	(11.1)	(0.0)	(2.8)	(0.0)	(2.8)	(0.0)	(100.0)	1,107
	h h	0	-	0	0	-	-	0	0	0	0	0	0	0	3	1 200
	到6.2	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	000,1
	# 回 教	2	-	0	က	-	က	2	0	0	0	0	0	0	12	1 262
		(16.7)	(8.3)	(0.0)	(25.0)	(8.3)	(25.0)	(16.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	000,1
	\$\delta \tau \tau \tau \tau \tau \tau \tau \t	117	7	40	142	89	126	22	24	13	10	8	30	0	702	1 700
		(16.7)	(1.0)	(5.7)	(20.2)	(9.7)	(22.2)	(8.1)	(7.7)	(1.9)	(1.4)	(1.1)	(4.3)	(0.0)	(100.0)	1,/02

5) 当直の手当額

スタッフ (非管理職) の当直の手当額は平均 7,321 円で、「6,000~8,000 円未満」が 24.3%で最も多く、次いで、「4,000~6,000 円未満」 23.5% であり、「手当なし」は12.4%であった。

表IX-1-5) 当直の手当額

平均 (円)	7007	1,88,1	0.00	0,940	7005	c00'/	2002	3,880	1010	8,407	0000	3,029	2 2 2 2	0,000	0000	0,000	7 150	7,132	0 610	0,019	7 660	7,000	0.057	8,937	1967	7,304	0973	3,700	7 201	1,321
슘計	21	(100.0)	98	(100.0)	448	(100.0)	77	(100.0)	3	(100.0)	32	(100.0)	199	(100.0)	9/	(100.0)	20	(100.0)	219	(100.0)	14	(100.0)	21	(100.0)	46	(100.0)	S	(100.0)	635	(100.0)
無回答	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
20000 円 以上	0	(0.0)	-	(1.2)	4	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.0)	0	(0.0)	2	(6.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.8)
18000~ 20000 円 未満	0	(0.0)	0	(0.0)	5	(1.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(0.5)	-	(1.3)	0	(0.0)	က	(1.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.8)
16000~ 18000 円 未満	0	(0.0)	2	(2.3)	9	(1.3)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(1.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	4	(1.8)	0	(0.0)	2	(6.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	8	(1.3)
14000~ 16000 円 未遂	4	(19.0)	7	(8.1)	29	(6.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	7	(3.5)	-	(1.3)	0	(0.0)	30	(13.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(4.3)	0	(0.0)	40	(6.3)
12000~ 14000 円 未満	1	(4.8)	3	(3.5)	37	(8.3)	0	(0.0)	1	(33.3)	0	(0.0)	5	(2.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	31	(14.2)	0	(0.0)	1	(4.8)	5	(10.9)	0	(0.0)	42	(9.9)
10000~ 12000 円 未諸	2	(6.6)	6	(10.5)	46	(10.3)	4	(2.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	8	(4.0)	9	(7.9)	2	(10.0)	38	(17.4)	2	(14.3)	2	(6.5)	3	(6.5)	0	(0.0)	61	(9.6)
8000~ 10000 円 未満	2	(6.6)	10	(11.6)	22	(12.3)	10	(13.0)	1	(33.3)	0	(0.0)	16	(8.0)	15	(19.7)	4	(20.0)	25	(11.4)	4	(58.6)	4	(19.0)	6	(19.6)	-	(20.0)	78	(12.3)
8000 円 米湖	8	(38.1)	23	(26.7)	102	(52.8)	21	(27.3)	0	(0.0)		(5.9)	72	(36.2)	14	(18.4)	10	(20.0)	28	(12.8)	7	(20.0)	5	(23.8)	16	(34.8)	_	(20.0)	154	(24.3)
4000~ 6000 円 未消	0	(0.0)	Ξ	(12.8)	104	(23.2)	33	(42.9)	1	(33.3)	18	(51.4)	72	(36.2)	28	(36.8)	3	(15.0)	17	(7.8)	0	(0.0)	2	(6.5)	9	(13.0)	က	(00.0)	149	(23.5)
4000 円 米湖	0	(0.0)	2	(2.3)	8	(1.8)	4	(2.5)	0	(0.0)	ļ	(5.9)	4	(2.0)	4	(2.3)	1	(2.0)	က	(1.4)	-	(7.1)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	14	(2.2)
手当なし (0円)	4	(19.0)	18	(20.9)	52	(11.6)	5	(6.5)	0	(0.0)	15	(42.9)	11	(5.5)	7	(9.2)	0	(0.0)	38	(17.4)	0	(0.0)	3	(14.3)	5	(10.9)	0	(0.0)	19	(12.4)
	4.1000年	特別內(果功 Z3 內)	子 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	以 宁 捐 庆 卽 巾		E E	++	[ <del>↓</del> ]	Į.	無凹合	H	Ħ	都道府県、市町村、地方独立	行政法人、公立大学法人	2、55 医 機間	公司內方原後	なる 日 吟 目 な 日 な	<b>仁污</b> '朱谀'男'''		工体 医原法人 個人	- ;; ;;	ナベぶへ	- * 6 * * * * * * * * * * * * * * * * *	公前に国法人、公前と国法人	¥ 9 4	型 の と	# 原 教	無凹帘	1=4	ద래
					1 1	11.及 <b>区</b> 2													北米 半代											

(田)	97 76	.0) (0.	220	.0) (0.	106	.0) (0.	71 7.006	.0) (0.	48 6014	.0) 6,014	61	.0) (0.	32	.0) (0.	512 7 525	(0.	67 679	.0) 0,791	39 509	0) 3,080	4	.0) 9,130	13	.0) 0,130	635	.0) (0.
但		(100.0)	2.	(100.0)	7	(100.0)		(100.0)	,	(100.0)		(100.0)		(100.0)	2	(100.0)		(100.0)		(100.0)		(100.0)		(100.0)	9	(100.0)
第回	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
20000 用以上	0	(0.0)	2	(0.9)	1	(0.9)	1	(1.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(3.1)	5	(1.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.8)
18000~20000	0	(0.0)	-	(0.5)	2	(1.9)	1	(1.4)	0	(0.0)	1	(1.6)	0	(0.0)	5	(1.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(0.8)
16000~ 18000 田米浦	4	(4.1)	1	(0.5)	0	(0.0)	2	(2.8)	0	(0.0)	1	(1.6)	0	(0.0)	8	(1.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	8	(1.3)
14000~ 16000 田米浦	10	(10.3)	12	(2.5)	8	(7.5)	9	(8.5)	2	(4.2)	-	(1.6)	_	(3.1)	53	(2.7)	7	(10.4)	2	(2.1)	-	(25.0)	-	(7.7)	40	(6.3)
12000~ 14000 田米謝	4	(4.1)	19	(8.6)	2	(4.7)	3	(4.2)	2	(4.2)	3	(4.9)	9	(18.8)	36	(7.0)	5	(7.5)	-	(2.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	42	(9.9)
10000~ 12000 田米謝	7	(7.2)	26	(11.8)	8	(7.5)	6	(12.7)	2	(4.2)	9	(8.8)	က	(9.4)	47	(8.5)	6	(13.4)	0	(0.0)	0	(0.0)	5	(38.5)	19	(9.6)
8000~ 10000 超米斯	8	(8.2)	33	(15.0)	18	(17.0)	8	(11.3)	4	(8.3)	4	(9.9)	က	(9.4)	89	(13.3)	2	(7.5)	4	(10.3)	1	(25.0)	0	(0.0)	78	(12.3)
~0009 上 0008	19	(19.6)	28	(26.4)	56	(24.5)	13	(18.3)	13	(27.1)	16	(26.2)	6	(28.1)	130	(52.4)	14	(50.9)	80	(20.5)	1	(25.0)	-	(7.7)	154	(24.3)
4000~ 6000 円 未満	26	(26.8)	41	(18.6)	28	(26.4)	21	(59.6)	15	(31.3)	14	(23.0)	4	(12.5)	120	(23.4)	11	(16.4)	12	(30.8)	1	(25.0)	S	(38.5)	149	(23.5)
4000 田 州 州 州	4	(4.1)	2	(0.9)	1	(0.9)	2	(2.8)	3	(6.3)	2	(3.3)	0	(0.0)	13	(5.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	_	(7.7)	14	(2.2)
手 なし (0円)	15	(15.5)	25	(11.4)	6	(8.5)	2	(7.0)	7	(14.6)	13	(21.3)	S	(15.6)	21	(10.0)	16	(23.9)	12	(30.8)	0	(0.0)	0	(0.0)	19	(12.4)
	<u> </u>	99 <b>자</b> 자	11	₩ 881~001	11 0000	Z00~299 IA		数 300~399 1米	1000	400~499 压	1	200 医发生	自	中国業		102 103 LA	# # U	<b>掠变</b> / 内体		別취색物杯	h 分	元のJ型	1 电回			
							* 七世 # 44	体到加不											最も多い	病床の種、						

### 6) 主任相当職の管理当直の手当額

主任相当職の管理当直の手当額は平均 7,738 円で、「6,000~8,000 円未満」は 17.9% が最も多く、次いで、「4,000~6,000 円未満」15.4%であり、「手当なし」は 19.0%であった。【p.91、表IX-1-6)】

### 7) 副看護師長相当職の管理当直の手当額

副看護師長相当職の管理当直の手当額は平均 7,375 円で、「6,000~8,000 円未満」が 18.7%と最も多く、次いで、「4,000~6,000 円未満」16.6%であり、「手当なし」は 20.5%であった。【p.92、表IX-1-7)】

### 8) 看護師長相当職の管理当直の手当額

看護師長相当職の管理当直の手当額は平均 8,632 円で、「 $4,000\sim6,000$  円未満」が 20.8%と最も多く、次いで、「 $6,000\sim8,000$  円未満」18.9%であり、「手当なし」は 10.9%であった。【p.93、表IX-1-8)】

8,106 7,776 6,140 2,947 7,172 7,920 8,225 6,376 8,568 099'9 6,168 7,933 7,738 10,350 6,206 8,858 8,824 8,434 8,124 8,384 9,889 計 茲田 79 (100.0) 42 (100.0) (100.0) 30 (100.0) 58 (100.0) (100.0) 201 (100.0) 10 (100.0) 18 (100.0) 44 (100.0) 381 (100.0) 141 (100.0) 47 (100.0) (100.0) 59 (100.0) 107 (100.0) (100.0) 26 (100.0) 526 (100.0) (100.0)(100.0)华 0.0 0.0) 0.0 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 無回答 (3.0) 0 (0.0) 0.0) 8 (2.1) 0.0) 0.0) 2 (1.4) 13 (2.5) 20000 円 以上 2 (1.9) (0.0) (1.7) (4.2)(1.3) (2.1) (3.8) 0.0 0.0) 3 (1.5) 0.0) 3 (0.8) 0.0) (1.2) (6.0) 4 (0.8) 18000~ 20000 円 米謝 3 (3.8) 0.0) 0.0) (3.5) 10 (6:1) 16000~ 18000 円 米新 2 (1.2) 2 (5.6) 0.0) (2.3)0.0) 0.0) (0.0) 30 (14.9) 14000~ 16000 円 未謝 37 (9.7) (10.2) 48 (9.1) (10.5)(9.1) (3.8) (3.4) 1 (5.9) 33 (16.4) 5 (6.3) 6 (4.3) 0.0) 0.0) 12000~ 14000 円 米謝 39 (10.2) (15.4) 4 (8.4) 48 (9.1) (5.0) 10 (12.7) (8.6) 0 (0.0) 31 (15.4) 39 (10.2) 0 (0.0) 8 (5.7) (9.0) (14 (13.1) 53 (10.1) (11.9) (14.5) 10000~12000 円米浦 (3.8) (20.0) 12 (15.2) 43 (11.3) 0 (0.0) 14 (9.9) 14 (24.1) 7 7 7 (41.2) 15 (7.5) (8.5) 5 (19.2) 8000~ 100001 米 6 (10.2) 18 (10.8) 15 (14.0) (14.5)68 (17.8) 20(05) 5 (27.8) 12 (25.5) 16 (8.0) 94 (17.9) 2 (6.7) 41 (29.1) 38 (22.8) 19 (17.8) (15.4) (15.0)(15.5)5 (8.5) (13.2) (19.1) ~0009 出 0008 (24.1) 0 (0.0) 9 (4.5) 1 (10.0) 60 (15.7) 12 (28.6) 14 (46.7) 37 (26.2) 2 (50.0) (13.6) 15 (9.0) 18 (16.8) 16 (21.1) (25.0) 12 (25.5) (3.8) 4000~ 6000 田 新新 2 (2.5) 0.0) 0.0) 0.0) 2 (1.0) (2.1) (10.0) 0.0) (6.9)(5.9)(4.5)4000 田 米謝 (2.4)(0.9) (5.6) (2.1) (3.8) 19 (13.5) 0.0) 14 (46.7) (15.5) 0 (0.0) 49 (24.4) 0 5 (25.0) 17 (21.5) 69 (18.1) 21 (35.6) 33 (19.8) 13 (12.1) (7.9) (26.9)100 (19.0) 主任相当職の管理当直の手当額 公益社団法人、公益財団法人 都道府県、市町村、地方独立 行政法人、公立大学法人 特別区(東京23区) 社会保険関係団体 医療法人·個人 政令指定都市 公的医療機関 200~299 床 100~199 床 300~399 床 400~499 床 500 床以上 99 床以下 学校法人 無回答 その街 無回物 無回絡 甲柱 华 Æ H 表X-1-6) 稼動病床数 作政区分 設置主体

91

7,375 7,375 7,469 3,714 8,770 6,788 5,670 8,218 8,200 096'9 7,906 17,500 7,464 7,020 7,637 10,020 6,137 9,480 5,153 8,382 5,999 7,331 お 田 368 (100.0) 140 (100.0) 43 (100.0) 60 (100.0) 13 (100.0) 168 (100.0) 15 (100.0) 25 (100.0) 103 (100.0) 47 (100.0) 59 (100.0) 26 (100.0) 40 (100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0) 507 (100.0) 4 (100.0)142 (100.0)0.0) (0.0) (0.0) (0.0) (0.0) 0.0) 0.0) 0 (0.0) 0 (0.0) 0.0) 0.0) 0.0) ° (0:0 (0.0) (0.0) (0.0) (0.0) (0.0) 0.0 無回納 0.0) 0.0) 0.0) 0 (0.0) 3 (1.8) 0.0) 0.0) 20000 円以上 7 (1.9) 2 (8.0) (7.7) (20.0)10 (2.0) (3.8) (0.0) 0.1 (2.1) (3.4) (0.0) (2.1) (3.8) 20000 田未謝 0 (0.0) 0 (0.0) 0.0) 0 (0.0) (0.0) 0 (0.0) 5 (3.0) 0.0) 0.0) (1.0) (1.0) 0.0) 0.0 (1.4 2 (1.3) (0.0) (0.0) (3.8)14000~ 16000~ 16000 日未満 18000 日未満 0.0) 3 (3.8) 6 (1.6) 0.0) 6 (3.6) 0.0) 2 (2.5) 0.0) 2 (1.4) 1 (1.7) 0 (0.0) 1 (2.4) 0 (0.0) (3.9) 4.3) (0.0) (0.0) 10(2:0) (5.0) (0.7) 0 (0.0) 24 (14.3) 0.0) 3 (7.3) 0.0) 2 (40.0) 1.7) 3 (12.0) 1 (50.0) 9 (11.4) 2 (7.7) 10 (7.1) 13 (9.2) (10.7) (8.5) 32 (8.7) (1.7) 12000~14000 田米湖 0.0) 0.0) 0.0) 0 (0.0) 8 (19.5) 0.0) 27 (16.1) 12 (11.7) 10 (12.7) 35 (9.5) 7(5.0) (1.7) (7.7) (9.8) 12 (8.5) (6.4) (3.8) (5.1)12000 田米湖 3 (7.5) 0.0) 0.0) 4 (9.8) 0.00 13 (9.2) 0.0) 24 (14.3) 4 (16.0) 12 (11.7) 31 (8.4) (10.1) 0.0 3 (5.1) (3.8) 0 (0.0) 15 (10.7) 14 (23.3) 8000~10000 田未謝 3 (23.1) 10 (6.0) 6 (40.0) 3 (12.0) 37 (10.1) 3 (7.3) 0 (0.0) (17.5) (20.0)3 (2.9) 17 (12.0) 9 (8.7) 5(10.6) (15.3)(15.4) 54 (10.7) (8.9) 6000~8000 10 (25 0) 44 (31.4) 12 (20.0) 5 (38.5) 12 (7.1) 3 (20.0) 6 (24.0) 0.00 33 (23.2) (6.3) 14 (17.9) 69 (18.8) 6 (11.8) 10 (12.7) 10 (21.3) 9 (15.3) (56.9) 95 (18.7) Ξ (26.8)20 (19.4) (20.0)9 (11.5) 25 (58.1) 37 (26.4) 13 (21.7) 3 (1.8) 3 (7.3) 0.0) 14 (9.9) 63 (17.1) 11 (27.5) (7.7) (4.0) (11.8) 20(19.4) 11 (23.4) 12 (20.3) 2 (7.7) 4000~6000 (20.0)(24.1) 海米田 0.0) 15 2 (4.9) 0.00 0.0) (0.0) (6.7) 0.0 11 (3.0) (7.7) 4.3 (7.7) (2.5)(4.0) (0.0) (0.7) (5.1) 4000 円 米湖 (10.2) 0 (0.0) 3 (12.0) 72 (19.6) 8 (20.0) 0.0) 6 (14.6) 0.0) (37.5) 18 (23.1) 14 (32.6) 16 (11.4) 10 (16.7) (7.7) 54 (32.1) 6 (7.6) 9 (19.1) 14 (23.7) 23 (45.1) 33 (23.2) 13 (12.6) 104 (20.5) 手当なし (0円) 公益社団法人、公益財団法人 都道府県、市町村、地方独立 行政法人、公立大学法人 特別区(東京 23 区) 社会保険関係団体 医療法人 個人 政令指定都市 公的医療機関 200~299 床 100~199 床 300~399 床 400~499 床 500 床以上 99 床以下 学校法人 無回物 その街 無回狏 無回% 甲杜 华 H 七 镓動病床数 行政区分 設置主体

副看護師長相当職の管理当直の手当額

表队-1-7)

8,753 8,487 10,160 13,400 9,419 9,059 7,798 8,682 9,638 7,428 5,166 7,994 7,321 7,385 11,287 9,688 8,869 8,894 7,796 8,351 事 包 218 (100.0) 82 (100.0) 32 (100.0) 134 (100.0) 26 (100.0) 38 (100.0) 65 (100.0) 80 (100.0) 27 (100.0) 257 (100.0) 70 (100.0) 801 (100.0) 59 82 (100.0) 104 (100.0) 37 (100.0) (100.0)(100.0)(100.0)(100.0)(100.0)0.0) 0.0) 0.0) (0.0) 0.0) 0.0) 0.0) (0.0) 0.00 (0.0) 0.0 (0.0) (0.0) (0.0) (0.0) 0.0 (0.0) 0.0) 無回答 0.0) 3 (4.6) 2 2 (25.0) 0.0) 5 5 (2.3) 0.0) 5 (13.2) 20000 円以上 22 (3.9) 15 (5.8) 0.0) 32 (4.0) 1.7 (3.7) (2.9) (4.6) (5.9) (1.2) 1 (1.7) 0 (0.0) 0.0) 2 (0.9) 0.0) 0 (0.0) 0.0 18000~20000 0.0) 0.00 5 (2.5) (1.2) 12 (1.5) (2.9) 2 (1.5) (2.7) (9.0) 海米田 16000~18000 4 (3.0) (1.7) 0 (0.0) 7 (3.2) 0.0) 0.0) 1.5) (5.6) (2.9)2 (2.4) 0.0) 18 (2.2) (2.5) (3.4) (0.1 海米田 0.0) 40 (10.0) 20 (10.2) 5 (13.5) 53 (9.3) 0.0) 12 (5.5) (9.8) (9.4) 12 (9.0) 49 (8.6) (1.7) 0.0) 10 (4.6) 3 (3.7) (2.6) 12 (18.5) (3.7) 37 (14.4) 0.0 14 (10.2) 65 (8.1) 13 17 (9.8) 4 (4.9) 8 (7.7) (10.8) 0.0) 8 (9.8) 2 (6.3) 17 (12.7) 59 (10.4) 5 (8.5) 0 (0.0) (1.3) 13 (6.0) 0 (0.0) 42 (16.3) 4 (15.4) 6 (7.3) 8 (7.7) (10.8) (10.0) 22 (12.6) 19 (13.9) 5 (13.5) 83 (10.4) (8.1) 8 (30.8) 4 (10.5) 6 (9.2) 0 (0.0) 5 (15.6) 19 (14.2) 60 (10.5) 10 (16.9) 14.3 (0.0) 25 (11.5) 18 (22.0) 14 (51.9) 20 (7.8) 24 (12.2) 22 (12.6) 15 (10.9) 9 (11.0) 14 (13.5) 6 (16.2) 95 (11.9) (7.1) 6 (7.5) 70 (32.1) 112 (19.7) 10 (16.9) 20 (24.4) 9.8) 30 (17.2) 45 (22.8) 18 (22.0) 22 (21.2) 24 (17.5) (16.2)151 (18.9) 21 (23.1)4000~6000 円 18 (22.0) 2 (7.4) 2 (5.3) 19 (14.2) 122 (21.4) 18 (30.5) 3 (42.9) (76.3) 57 (26.1) 12 (4.7) 5 (19.2) (15.6)(10.8) 36 (26.3) 27 (32.9) 167 (20.8) (12.2)45 (25.9)(5.4) 2 (0.9) 0.0) 2 (7.4) 6 (4.5) 14 (2.5) 0 0) (5.0)(15.4)(8.1) 000 3.7) 22 (2.7) (0.0)(4.9)(4.6) 4000 円 米湖 (1.5) (5.9) (6.7) 看護師長相当職の管理当直の手当額 0.0) 0 (0.0) 51 (19.8) 5 (7.7) 0 (0.0) 10 (5.7) 5 (15.6) 14 (10.4) 60 (10.5) 8 (13.6) 8 (10.0) 15 (6.9) (8.5) 0.0) (5.6) 5 (6.1) 9 (8.7) 22 (31.4) 33 (16.8) 87 (10.9) 手当なし (0円) 公益社団法人、公益財団法人 都道府県、市町村、地方独立 行政法人、公立大学法人 特別区(東京 23 区) 社会保険関係団体 医療法人 個人 公的医療機関 政令指定都市 400~499 床 100~199 床 200~299 床 300~399 床 500 床以上 99 床以下 学校法人 無回% その街 無回狏 無回絡 甲柱 空 七 表以-1-8) 稼動病床数 行政区分 設置主体

### 2. 夜勤手当の支払い方法

夜勤手当の支払い方法について、夜勤の深夜時間帯の割増賃金の支払いを含めた状況をみると、「手当の定額部分に加えて、個人別の基礎額から算出した深夜の割増賃金を支払っている」と回答した病院が42.3%、「深夜の割増賃金を含めて、定額の夜勤手当のみを支払っている」42.3%、「手当の定額部分に加えて、定額の深夜の割増賃金を支払っている」3.9%、「夜勤手当に定額部分はなく、深夜の割増賃金のみを支払っている」3.1%であった。

表区-2 夜勤手当の支払い方法

		手当の定額 部分に加入別 の基礎出し 変変の支 で変変を支 ででいる	手当の定 額部分に定 額の深で 額割 金を支払っ でいる	深ででは 深ででは ででは でででする でである でである でである でである でである でである でである でのの でのの でのの でのの でのの でのの でのの での	を 変 変 変 変 変 変 変 の 金 の の の の の の の の の の の の の	その他	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	47	2	24	0	10	0	83
		(56.6) 150	(2.4)	(28.9) 160	(0.0)	(12.0)	(0.0)	(100.0)
	政令指定都市	(41.1)	(5.8)	(43.8)	(1.9)	(7.4)	(0.0)	(100.0)
行政区分	市	615	50	652	52	128	0	1,497
112227		(41.1)	(3.3)	(43.6)	(3.5)	(8.6)	(0.0)	(100.0)
	町村	109 (46.2)	11 (4.7)	89 (37.7)	(3.0)	(8.5)	(0.0)	236 (100.0)
		12	1	8	2	2	0.07	25
	無回答	(48.0)	(4.0)	(32.0)	(8.0)	(8.0)	(0.0)	(100.0)
	国	95	7	9	2	7	0	120
		(79.2)	(5.8)	(7.5)	(1.7)	(5.8)	(0.0)	(100.0)
	都道府県、市町村、  地方独立行政法人、公立大学法人	343 (80.0)	22 (5.1)	41 (9.6)	12 (2.8)	11 (2.6)	(0.0)	429 (100.0)
		84	(3.1)	33	11	11	0.0)	143
	公的医療機関	(58.7)	(2.8)	(23.1)	(7.7)	(7.7)	(0.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	37	3	1	0	0	0	41
	在	(90.2)	(7.3)	(2.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	190	35	741	35	140	0	1,141
		(16.7)	(3.1)	(64.9)	(3.1)	(12.3)	(0.0)	(100.0)
	学校法人	(86.8)	(3.8)	(5.7)	(1.9)	(1.9)	(0.0)	(100.0)
	0.************************************	46	3	34	1	4	0	88
	公益社団法人、公益財団法人	(52.3)	(3.4)	(38.6)	(1.1)	(4.5)	(0.0)	(100.0)
	その他	86	9	66	6	12	0	179
		(48.0)	(5.0)	(36.9)	(3.4)	(6.7)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(50.0)	(0.0)	(41.7)	(0.0)	(8.3)	(0.0)	12 (100.0)
	00 00 00	151	28	295	12	58	0	544
	99 床以下	(27.8)	(5.1)	(54.2)	(2.2)	(10.7)	(0.0)	(100.0)
	100~199 床	246	19	348	21	64	0	698
	100 100 81	(35.2)	(2.7)	(49.9)	(3.0)	(9.2)	(0.0)	(100.0)
	200~299 床	154 (46.8)	14 (4.3)	129 (39.2)	(4.0)	19 (5.8)	(0.0)	329 (100.0)
		122	7	64	11	16	0.07	220
稼動病床数	300~399 床	(55.5)	(3.2)	(29.1)	(5.0)	(7.3)	(0.0)	(100.0)
	400~499 床	76	1	32	4	4	0	117
	100 AU N	(65.0)	(0.9)	(27.4)	(3.4)	(3.4)	(0.0)	(100.0)
	500 床以上	128 (75.3)	8 (4.7)	22 (12.9)	(2.4)	8 (4.7)	(0.0)	170 (100.0)
		56	(4.7)	43	(2.4)	18	(0.0)	128
	無回答	(43.8)	(6.3)	(33.6)	(2.3)	(14.1)	(0.0)	(100.0)
	승計	933	85	933	68	187	0	2,206
	H #1	(42.3)	(3.9)	(42.3)	(3.1)	(8.5)	(0.0)	(100.0)

### 3. 夜勤が一定回数を超えた場合の夜勤の手当増額や加算制度などの有無

夜勤が一定回数を超えた場合の夜勤の手当増額や加算制度などの有無は、「ある」と 回答した病院が 12.1%であり、一方、「ない」85.2%であった。

表以-3 夜勤が一定回数を超えた場合の夜勤の手当増額や加算制度などの有無

		ある	ない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	16 (15.2)	84 (80.0)	5 (4.8)	105 (100.0)
	政令指定都市	66 (15.2)	359 (82.7)	9 (2.1)	434 (100.0)
行政区分	市	211 (11.7)	1,543 (85.4)	53 (2.9)	1,807 (100.0)
	町村	18 (6.5)	252 (91.6)	5 (1.8)	275 (100.0)
	無回答	9 (30.0)	20 (66.7)	(3.3)	30 (100.0)
	国	(0.0)	122 (97.6)	3 (2.4)	125 (100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	39 (8.2)	427 (89.5)	(2.3)	477 (100.0)
	公的医療機関	31 (15.6)	166 (83.4)	(1.0)	199 (100.0)
	社会保険関係団体	35 (63.6)	16 (29.1)	(7.3)	55 (100.0)
設置主体	医療法人·個人	148 (10.5)	1,221 (86.6)	41 (2.9)	1,410 (100.0)
	学校法人	12 (19.7)	47 (77.0)	(3.3)	61 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	13 (13.8)	78 (83.0)	(3.2)	94 (100.0)
	その他	38 (17.7)	171 (79.5)	6 (2.8)	215 (100.0)
	無回答	(26.7)	10 (66.7)	(6.7)	15 (100.0)
	99 床以下	57 (8.4)	608 (89.4)	15 (2.2)	680 (100.0)
	100~199 床	100	716 (85.2)	24 (2.9)	840 (100.0)
	200~299 床	59 (15.5)	312 (81.9)	10 (2.6)	381 (100.0)
稼動病床数	300~399 床	32	212 (84.5)	7	251
	400~499 床	(12.7)	116	(2.8)	(100.0)
	500 床以上	(14.3)	(82.9) 156	(2.9)	(100.0)
	無回答	(16.8)	(82.1)	(1.1)	(100.0)
	合計	(11.8)	(81.7) 2,258 (95.2)	(6.5) 73	(100.0) 2,651 (100.0)
		(12.1)	(85.2)	(2.8)	(100.0)

### 4. 「ずれ勤務」で22時までの勤務に支給される手当の有無

遅番・遅出等の「ずれ勤務」で22時までの時間帯に勤務した場合に支給される手当の有無は、「ある」と回答した病院が23.4%であり、一方、「ない」70.8%であった。

表以-4「ずれ勤務」で22時までの勤務に支給される手当の有無

		ある	ない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	19 (18.1)	76 (72.4)	10 (9.5)	105 (100.0)
	政令指定都市	106 (24.4)	305 (70.3)	23 (5.3)	434 (100.0)
行政区分	市	442 (24.5)	1,265 (70.0)	100 (5.5)	1,807
	町村	48 (17.5)	211 (76.7)	16 (5.8)	275 (100.0)
	無回答	(20.0)	(70.0)	(10.0)	30 (100.0)
	国	7 (5.6)	112 (89.6)	6 (4.8)	125 (100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	36 (7.5)	413 (86.6)	28 (5.9)	477 (100.0)
	公的医療機関	59 (29.6)	134 (67.3)	6 (3.0)	199 (100.0)
	社会保険関係団体	8 (14.5)	44 (80.0)	(5.5)	55 (100.0)
設置主体	医療法人・個人	404 (28.7)	919 (65.2)	87 (6.2)	1,410 (100.0)
	学校法人	(18.0)	47 (77.0)	3 (4.9)	61 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	23 (24.5)	66 (70.2)	5 (5.3)	94 (100.0)
	その他	69 (32.1)	134 (62.3)	12 (5.6)	215 (100.0)
	無回答	(26.7)	9 (60.0)	(13.3)	15 (100.0)
	99 床以下	160 (23.5)	480 (70.6)	40 (5.9)	680 (100.0)
	100~199 床	213 (25.4)	577 (68.7)	50 (6.0)	840 (100.0)
	200~299 床	92 (24.1)	265 (69.6)	(6.3)	381 (100.0)
稼動病床数	300~399 床	59 (23.5)	184	8 (3.2)	251 (100.0)
	400~499 床	23 (16.4)	106 (75.7)	(7.9)	140 (100.0)
	500 床以上	37 (19.5)	149 (78.4)	4 (2.1)	190 (100.0)
	無回答	37 (21.9)	117 (69.2)	15 (8.9)	169
	<u>l</u> 合計	621 (23.4)	1,878 (70.8)	152 (5.7)	2,651 (100.0)

### 5. 夜勤専従者の処遇

### 1) 夜勤専従者に対する特別な手当の有無

夜勤専従者がいて、かつ、手当の有無および夜勤時間の上限の変更に関する設問に回答した病院について、夜勤専従者に対する特別な手当の有無は、「ある」と回答した病院が16.5%であり、一方、「ない」83.5%であった。

表区-5-1) 夜勤専従者に対する特別な手当の有無

		ある	ない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	14 (20.3)	55 (79.7)	0 (0.0)	69 (100.0)
	TL A 45.0 40.0	23	157	0.07	180
	政令指定都市	(12.8)	(87.2)	(0.0)	(100.0)
行政区分	市	108	518	0	626
		(17.3)	(82.7) 65	(0.0)	(100.0) 78
	町村	(16.7)	(83.3)	(0.0)	(100.0)
	無回答	1	7	0	8
	無固百	(12.5)	(87.5)	(0.0)	(100.0)
	国	(20.0)	16 (80.0)	0 (0.0)	20 (100.0)
	 都道府県、市町村、	(20.0)	103	(0.0)	112
	地方独立行政法人、公立大学法人	(8.0)	(92.0)	(0.0)	(100.0)
	公的医療機関	4	66	0	70
	四日巴派 成闪	(5.7)	(94.3)	(0.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	6 (22.2)	21 (77.8)	0 (0.0)	27 (100.0)
=== == //-		103	485	0.07	588
設置主体	医療法人・個人	(17.5)	(82.5)	(0.0)	(100.0)
	   学校法人	5	20	0	25
		(20.0)	(80.0) 29	(0.0)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(17.1)	(82.9)	(0.0)	(100.0)
	その他	22	60	0	82
	- 7 07 個	(26.8)	(73.2)	(0.0)	(100.0)
	無回答	0	(100.0)	(0.0)	(100.0)
	_	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	(18.8)	(81.2)	(0.0)	(100.0)
	100~199 床	55	252	0	307
	100 100 pk	(17.9)	(82.1)	(0.0)	(100.0)
	200~299 床	19 (13.8)	119 (86.2)	0 (0.0)	138 (100.0)
***************************************	+	8	81	0.07	89
稼動病床数	300~399 床	(9.0)	(91.0)	(0.0)	(100.0)
	400~499 床	5 (10.2)	44 (89.8)	0 (0.0)	49 (100.0)
	500 床以上	19 (22.9)	64 (77.1)	0 (0.0)	83 (100.0)
	無回答	8 (14.3)	48 (85.7)	0 (0.0)	56 (100.0)
	<u></u>	159	802	0.07	961
	合計	(16.5)	(83.5)	(0.0)	(100.0)

### 2) 1 か月あたりの夜勤時間の上限 144 時間以上への変更の有無

前問と同様の病院について、2012 年 4 月以降に、1 か月あたりの夜勤時間の上限 144 時間以上への変更の有無は、「上限を上げた」と回答した病院が 16.0%であり、一方、「上限を上げていない」 84.0%であった。

表以-5-2) 1 か月あたりの夜勤時間の上限 144 時間以上への変更の有無

		上限を上げた	上限を上げていない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	12 (17.4)	57 (82.6)	(0.0)	69 (100.0)
	政令指定都市	34 (18.9)	146 (81.1)	(0.0)	180 (100.0)
行政区分	市	101 (16.1)	525 (83.9)	(0.0)	626 (100.0)
	町村	(9.0)	71 (91.0)	(0.0)	78 (100.0)
	無回答	(0.0)	8 (100.0)	0 (0.0)	8 (100.0)
	国	(10.0)	18 (90.0)	(0.0)	20 (100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	5 (4.5)	107 (95.5)	(0.0)	112 (100.0)
	公的医療機関	8 (11.4)	62 (88.6)	(0.0)	70 (100.0)
	社会保険関係団体	(3.7)	26 (96.3)	(0.0)	(100.0)
設置主体	医療法人·個人	117 (19.9)	471 (80.1)	(0.0)	588 (100.0)
	学校法人	5 (20.0)	20 (80.0)	(0.0)	25 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(8.6)	32 (91.4)	(0.0)	35 (100.0)
	その他	12 (14.6)	70 (85.4)	(0.0)	82 (100.0)
	無回答	(50.0)	(50.0)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	49 (20.5)	190 (79.5)	(0.0)	239 (100.0)
	100~199 床	53 (17.3)	254 (82.7)	(0.0)	307
	200~299 床	23 (16.7)	115 (83.3)	(0.0)	138
稼動病床数	300~399 床	11 (12.4)	78 (87.6)	0 (0.0)	89 (100.0)
	400~499 床	5 (10.2)	(89.8)	0 (0.0)	49 (100.0)
	500 床以上	8 (9.6)	75 (90.4)	0 (0.0)	83 (100.0)
	無回答	(8.9)	(90.4) 51 (91.1)	(0.0)	56 (100.0)
	<u>l</u> 合計	154 (16.0)	807 (84.0)	(0.0) (0.0)	961 (100.0)

### 3) 夜勤時間の上限の変更に伴う夜勤専従者の賃金

2012 年 4 月以降に 1 か月あたりの夜勤時間の上限を 144 時間以上へ上げた病院について、夜勤専従者の賃金は、「賃金を上げた」と回答した病院が 14.9%であり、一方、「賃金を上げなかった」 83.8%であった。

表以-5-3) 夜勤時間の上限の変更に伴う夜勤専従者の賃金の変化

		賃金を 上げた	賃金を 上げなかった	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	2 (16.7)	10 (83.3)	0 (0.0)	12 (100.0)
	政令指定都市	(2.9)	33 (97.1)	0 (0.0)	34 (100.0)
行政区分	市	18 (17.8)	81 (80.2)	(2.0)	101 (100.0)
	町村	(28.6)	5 (71.4)	0 (0.0)	7 (100.0)
	無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	国	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	(0.0)	5 (100.0)	0 (0.0)	5 (100.0)
	公的医療機関	1 (12.5)	7 (87.5)	0 (0.0)	8 (100.0)
	社会保険関係団体	(100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
設置主体	医療法人•個人	18 (15.4)	97 (82.9)	(1.7)	117 (100.0)
	学校法人	(0.0)	5 (100.0)	(0.0)	5 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(33.3)	(66.7)	(0.0)	3 (100.0)
	その他	(16.7)	10 (83.3)	(0.0)	12 (100.0)
	無回答	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	9 (18.4)	40 (81.6)	0 (0.0)	49 (100.0)
	100~199 床	9 (17.0)	42 (79.2)	(3.8)	53 (100.0)
	200~299 床	1 (4.3)	22 (95.7)	(0.0)	23 (100.0)
稼動病床数	300~399 床	(0.0)	11 (100.0)	(0.0)	(100.0)
	400~499 床	(20.0)	4 (80.0)	(0.0)	5 (100.0)
	500 床以上	(12.5)	(87.5)	(0.0)	8 (100.0)
	無回答	(40.0)	3 (60.0)	0 (0.0)	5 (100.0)
	<u></u> 合計	23 (14.9)	129 (83.8)	(1.3)	154 (100.0)

### X. 専門看護師・認定看護師の賃金処遇

### 1. 専門看護師の賃金処遇

### 1) 専門看護師の基本給の評価

専門看護師の基本給の評価方法、および手当に関する設問に回答した病院について、専門看護師の基本給の評価は、「賃金表では特別な評価をしていない」と回答した病院が79.1%と多く、「スタッフより上位の職位(主任や看護師長等)の賃金表で評価をしている」5.5%、「非管理職のスタッフと同じ賃金表で号俸を上げる評価をしている」4.4%、「非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上げる評価をしている」3.9%であった。

表X-1-1) 専門看護師の基本給の評価

	専門有護師の基本桁の評価	非管理職	非管理職		スタッフよ り上位の			
		のスタッフ と同じで 金表を上げ る評価をし ている	のスタッフ と同まで をを上げ る評価を ている	賃金表で は特別な 評価をし ていない	職位(主護) ので記している。 でしている。	その他	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	(7.3)	(0.0)	32 (78.0)	(9.8)	(4.9)	0 (0.0)	41 (100.0)
	<b>エムドウ加ナ</b>	5	7	102	12	12	0.0)	138
	政令指定都市	(3.6)	(5.1)	(73.9)	(8.7)	(8.7)	(0.0)	(100.0)
行政区分	市	16	19	331	19	26	0	411
		(3.9)	(4.6)	(80.5)	(4.6)	(6.3)	(0.0)	(100.0)
	町村	(0.0)	(5.1)	(82.1)	(0.0)	(12.8)	(0.0)	(100.0)
	無同次	1	0	9	0	1	0	11
	無回答	(9.1)	(0.0)	(81.8)	(0.0)	(9.1)	(0.0)	(100.0)
	国	2	3	63	0	4	0	72
	*************************************	(2.8)	(4.2)	(87.5) 152	(0.0)	(5.6)	(0.0)	(100.0) 173
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	(2.9)	(3.5)	(87.9)	(3.5)	(2.3)	(0.0)	(100.0)
	公的医療機関	0	2	75	1	4	0.07	82
		(0.0)	(2.4)	(91.5)	(1.2)	(4.9)	(0.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	1	1	13	2	2	0	19
		(5.3)	(5.3)	(68.4)	(10.5)	(10.5)	(0.0)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	12	10	96	15	(15.2)	0	(100.0)
	学校法人	(7.6)	(6.4)	(61.1)	(9.6)	(15.3)	(0.0)	(100.0) 45
		(2.2)	(0.0)	(80.0)	(11.1)	(6.7)	(0.0)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	2	2	19	2	3	0	28
		(7.1)	(7.1)	(67.9)	(7.1)	(10.7)	(0.0)	(100.0)
	その他	2	4	45	4	2	0	57
		(3.5)	(7.0)	(78.9)	(7.0)	(3.5)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
		3	6	26	5	5	0.07	45
	99 床以下	(6.7)	(13.3)	(57.8)	(11.1)	(11.1)	(0.0)	(100.0)
	100~199 床	4	4	91	6	11	0	116
	100 100 1	(3.4)	(3.4)	(78.4)	(5.2)	(9.5)	(0.0)	(100.0)
	200~299 床	(2.9)	(2.9)	83 (81.4)	9 (8.8)	(3.9)	0 (0.0)	102 (100.0)
稼動病床数	300~399 床	(2.9)	(2.9)	98	(0.0)	(3.9)	0.0)	114
		(4.4)	(3.5)	(86.0)	(1.8)	(4.4)	(0.0)	(100.0)
	400~499 床	4	1	59	3	6	0	73
	400 - 400 W	(5.5)	(1.4)	(80.8)	(4.1)	(8.2)	(0.0)	(100.0)
	500 床以上	5 (2.2)	(5.0)	124	8 (5.0)	7 (4.0)	0	152
		(3.3)	(5.3)	(81.6) 25	(5.3)	(4.6)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(2.6)	(5.3)	(65.8)	(5.3)	(21.1)	(0.0)	(100.0)
	A =1	25	28	506	35	46	0	640
	合計	(3.9)	(4.4)	(79.1)	(5.5)	(7.2)	(0.0)	(100.0)

### 2) 専門看護師手当の有無

専門看護師の基本給の評価、および手当に関する設問に回答した病院について、専門看護師手当の有無は、「ある」と回答した病院が23.4%であり、一方、「ない」76.6%であった。

表X-1-2) 専門看護師手当の有無

		ある	ない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	8 (19.5)	33 (80.5)	(0.0)	41 (100.0)
	政令指定都市	40	98	0	138
行政区分	市	(29.0) 90	(71.0) 321	(0.0)	(100.0) 411
11以巨刀	111	(21.9)	(78.1)	(0.0)	(100.0)
	町村	(17.9)	32 (82.1)	(0.0)	39 (100.0)
	無回答	5 (45.5)	6 (54.5)	0 (0.0)	11 (100.0)
	国	45 (CO.E.)	(27.5)	0	72
	 】都道府県、市町村、	(62.5) 26	(37.5)	(0.0)	(100.0) 173
	地方独立行政法人、公立大学法人	(15.0)	(85.0)	(0.0)	(100.0)
	公的医療機関	7 (8.5)	75 (91.5)	(0.0)	82 (100.0)
	社会保険関係団体医療法人・個人	2	17	0.07	19
		(10.5)	(89.5)	(0.0)	(100.0)
設置主体		41 (26.1)	116 (73.9)	(0.0)	157 (100.0)
	学校法人 公益社団法人、公益財団法人 その他	5	40	0	45
		(11.1)	(88.9)	(0.0)	(100.0) 28
		(17.9)	(82.1)	(0.0)	(100.0)
		17	40	0	57
	無回答	(29.8)	(70.2)	(0.0)	(100.0)
		(28.6)	(71.4)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	(21.1)	31 (68.9)	(0.0)	45 (100.0)
		(31.1)	97	0.0)	116
	100~199 床	(16.4)	(83.6)	(0.0)	(100.0)
	200~299 床	25 (24.5)	77 (75.5)	(0.0)	102 (100.0)
<b>稼動病床数</b>	300~399 床 400~499 床	30	84	0	114
(茶·到) 7内 JA 交X		(26.3)	(73.7) 53	(0.0)	(100.0) 73
		(27.4)	(72.6)	(0.0)	(100.0)
	500 床以上	35 (23.0)	117 (77.0)	0 (0.0)	152 (100.0)
	無回答	7 (18.4)	31 (81.6)	(0.0)	38 (100.0)
	<u>-</u> 合計	150 (23.4)	490 (76.6)	0 (0.0)	640 (100.0)

### 3) 専門看護師の従事の程度による手当支給制限の有無

専門看護師手当があると回答した病院について、専門看護師として業務に従事する程度によって、手当を支給しない、または支給額に制限が「ある」と回答した病院が 28.0% であり、一方、「ない」 68.0%であった。また、専門看護師手当の平均は 12,926 円であった。

表 X-1-3) 従事の程度による手当支給制限の有無

		ある	ない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	(50.0)	4 (50.0)	(0.0)	(100.0)
	政令指定都市	11 (27.5)	27 (67.5)	2	(100.0)
行政区分	市	22	66	(5.0)	(100.0)
		(24.4)	(73.3)	(2.2)	(100.0)
	無回答	(42.9)	(42.9)	(14.3)	(100.0)
	<b>E</b>	(40.0)	(40.0)	(20.0)	(100.0)
		(31.1)	(66.7)	(2.2)	(100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	9 (34.6)	16 (61.5)	(3.8)	26 (100.0)
	公的医療機関	(0.0)	7 (100.0)	0 (0.0)	7 (100.0)
	社会保険関係団体	(0.0)	2 (100.0)	(0.0)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	10 (24.4)	29 (70.7)	2 (4.9)	41 (100.0)
	学校法人	(20.0)	3 (60.0)	(20.0)	5 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(40.0)	3 (60.0)	(0.0)	5 (100.0)
	その他	5 (29.4)	11 (64.7)	(5.9)	17 (100.0)
	無回答	(50.0)	(50.0)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	2	10	2	14
	99 床以下	(14.3)	(71.4)	(14.3)	(100.0)
	100~199 床	(21.1)	14 (73.7)	(5.3)	19 (100.0)
	200~299 床	9 (36.0)	15 (60.0)	(4.0)	25 (100.0)
稼動病床数	300~399 床	5 (16.7)	25 (83.3)	0 (0.0)	30 (100.0)
	400~499 床	(35.0)	12 (60.0)	(5.0)	20 (100.0)
	500 床以上	14 (40.0)	20 (57.1)	(2.9)	35 (100.0)
	無回答	1 (14.3)	(85.7)	0 (0.0)	(100.0)
	<u>l</u> 合計	(14.3) 42 (28.0)	102 (68.0)	6 (4.0)	150 (100.0)

### 2. 認定看護師の賃金処遇

### 1) 認定看護師の基本給の評価

認定看護師の基本給の評価方法、および手当に関する設問に回答した病院について、認定看護師の基本給の評価は、「賃金表では特別な評価をしていない」と回答した病院が76.8%と最も多く、その他は、「スタッフより上位の職位(主任や看護師長等)の賃金表で評価をしている」は7.8%、「非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上げる評価をしている」5.4%、「非管理職のスタッフと同じ賃金表で号俸を上げる評価をしている」4.3%であった。

表X-2-1) 認定看護師の基本給の評価

		非管理職のスタック と同じで表表上で を表上げる評価をしている	非のと金を評して と金を評して とを は を で と を で と で と で と で と で で に で で い る で で い る で で い な ご か い か い か い か い か い か い か い か い か い か	賃金表で は特別な 評価をし ていない	スタ上位(看等) サンガル は位(看等) はの主護) まをる は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでしている。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これでいる。 は、これで、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	その他	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	4 (2.2)	1	45	7	1	0 (0.0)	58
		(6.9)	(1.7)	(77.6) 160	(12.1)	(1.7)	(0.0)	(100.0) 207
	政令指定都市	(5.3)	(4.8)	(77.3)	(9.2)	(3.4)	(0.0)	(100.0)
行政区分	市	41	32	575	56	48	0	752
112027	112	(5.5)	(4.3)	(76.5)	(7.4)	(6.4)	(0.0)	(100.0)
	町村	(4.0)	5 (6.7)	58 (77.3)	(4.0)	6 (8.0)	(0.0)	75 (100.0)
		1	0.77	13	1	1	0.07	16
	無回答	(6.3)	(0.0)	(81.3)	(6.3)	(6.3)	(0.0)	(100.0)
	国	3	4	90	1	3	0	101
		(3.0)	(4.0)	(89.1)	(1.0)	(3.0)	(0.0)	(100.0)
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	9 (2.1)	17 (5.0)	250	12	6 (2.0)	(0.0)	(100.0)
	地方独立行政法人、公立人子法人	(3.1)	(5.8)	(85.0) 120	(4.1)	(2.0)	(0.0)	(100.0) 148
	公的医療機関	(2.0)	(5.4)	(81.1)	(6.1)	(5.4)	(0.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	5	1	35	2	2	0	45
		(11.1)	(2.2)	(77.8)	(4.4)	(4.4)	(0.0)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	30	10	197	48	30	0	315
WEZH.		(9.5)	(3.2)	(62.5)	(15.2)	(9.5)	(0.0)	(100.0)
	学校法人	(0.0)	(2.0)	(90.0)	(0.0)	(8.0)	(0.0)	50 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(0.0)	(2.0)	35	(0.0)	(6.0)	0.0)	46
		(13.0)	(2.2)	(76.1)	(4.3)	(4.3)	(0.0)	(100.0)
	その他	4	6	74	11	8	0	103
		(3.9)	(5.8)	(71.8)	(10.7)	(7.8)	(0.0)	(100.0)
	無回答	0 (2.2)	0	5	1 (40.7)	0	0 (2.2)	6
		(0.0)	(0.0)	(83.3)	(16.7)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	(11.2)	(5.1)	(64.3)	(12.2)	(7.1)	(0.0)	(100.0)
	100~199 床	15	11	185	24	19	0	254
		(5.9)	(4.3)	(72.8)	(9.4)	(7.5)	(0.0)	(100.0)
	200~299 床	12	8	153	22	13	0	208
稼動病床数	300~399 床	(5.8)	(3.8)	(73.6)	(10.6)	(6.3)	(0.0)	(100.0)
		(3.7)	9 (4.7)	159 (83.2)	8 (4.2)	8 (4.2)	(0.0)	191 (100.0)
	400~499 床	8	4	95	7	5	0	119
	400433 床	(6.7)	(3.4)	(79.8)	(5.9)	(4.2)	(0.0)	(100.0)
	500 床以上	5	8	158	5	5	0	181
	200 WIS XX ==	(2.8)	(4.4)	(87.3)	(2.8)	(2.8)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(3.5)	(5.3)	38 (66.7)	(14.0)	(10.5)	(0.0)	57 (100.0)
	1	60	48	851	86	63	0.0)	1,108
	合計	(5.4)	(4.3)	(76.8)	(7.8)	(5.7)	(0.0)	(100.0)

#### 2) 認定看護師手当の有無

認定看護師の基本給の評価、および手当に関する設問に回答した病院について、認定看護師の手当の有無は、「ある」と回答した病院が30.1%であり、一方、「ない」69.9%であった。

表 X-2-2) 認定看護師手当の有無

		ある	ない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	13	45	0	58
		(22.4) 70	(77.6) 137	(0.0)	(100.0) 207
	政令指定都市	(33.8)	(66.2)	(0.0)	(100.0)
   行政区分	市	228	524	0	752
		(30.3)	(69.7) 58	(0.0)	(100.0) 75
	町村	(22.7)	(77.3)	(0.0)	(100.0)
	無回答	6	10	0	16
		(37.5)	(62.5)	(0.0)	(100.0)
	国	71 (70.3)	30 (29.7)	(0.0)	101 (100.0)
	都道府県、市町村、	47	247	0	294
	地方独立行政法人、公立大学法人	(16.0)	(84.0)	(0.0)	(100.0)
	公的医療機関	20	128	0	148
	社会保険関係団体	(13.5) 12	(86.5)	(0.0)	(100.0) 45
		(26.7)	(73.3)	(0.0)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人学校法人	132	183	0	315
改造工作		(41.9)	(58.1)	(0.0)	(100.0)
		6 (12.0)	44 (88.0)	(0.0)	50 (100.0)
	0.************************************	16	30	0.07	46
	公益社団法人、公益財団法人	(34.8)	(65.2)	(0.0)	(100.0)
	その他	28	75 (70.0)	0 (0.0)	103
		(27.2)	(72.8) 4	(0.0)	(100.0)
	無回答	(33.3)	(66.7)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	31	67	0	98
	00 M 20 1	(31.6)	(68.4)	(0.0)	(100.0)
	100~199 床	64 (25.2)	190 (74.8)	(0.0)	254 (100.0)
	000 - 000 F	71	137	0	208
	200~299 床	(34.1)	(65.9)	(0.0)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	64	127	0 (0.0)	191
		(33.5)	(66.5) 81	(0.0)	(100.0)
	400~499 床	(31.9)	(68.1)	(0.0)	(100.0)
	500 床以上	48	133	0	181
		(26.5)	(73.5)	(0.0)	(100.0)
	無回答	18 (31.6)	39 (68.4)	(0.0)	57 (100.0)
		334	774	0	1,108
	合計	(30.1)	(69.9)	(0.0)	(100.0)

#### 3) 認定看護師の従事の程度による手当の支給制限の有無

認定看護師手当があると回答した病院について、認定看護師として業務に従事する程度によって、手当を支給しない、または支給額に制限が「ある」と回答した病院が26.0%であり、一方、「ない」72.2%であった。また、認定看護師手当の平均は11,006円であった。

表 X-2-3) 従事の程度による手当支給制限の有無

		ある	ない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	8 (61.5)	5 (38.5)	(0.0)	13 (100.0)
	政令指定都市	18	50	2	70
行政区分	+	(25.7)	(71.4) 171	(2.9)	(100.0) 228
1]以区方	市	(23.7)	(75.0)	(1.3)	(100.0)
	町村	(23.5)	13 (76.5)	0 (0.0)	17 (100.0)
	無回答	(50.0)	(33.3)	1 (16.7)	6 (100.0)
	国	(21.0)	48 (67.6)	(1.4)	71 (100.0)
	 都道府県、市町村、	(31.0)	(67.6)	(1.4)	47
	地方独立行政法人、公立大学法人	(25.5)	(72.3)	(2.1)	(100.0)
	公的医療機関	(30.0)	14 (70.0)	(0.0)	20 (100.0)
	社会保険関係団体	2	10	0	12
		(16.7)	(83.3) 99	(0.0)	(100.0) 132
設置主体	医療法人・個人	(22.7)	(75.0)	(2.3)	(100.0)
	学校法人	(16.7)	5 (83.3)	(0.0)	6 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	5 (31.3)	11 (68.8)	(0.0)	16 (100.0)
	その他	9 (32.1)	18 (64.3)	(3.6)	28 (100.0)
	無回答	0 (0.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	(100.0)
	99 床以下	7 (00.0)	(77.4)	0	(100.0)
	100 100 🛱	(22.6)	(77.4)	(0.0)	(100.0)
	100~199 床	(15.6)	(82.8)	(1.6)	(100.0)
	200~299 床	15 (21.1)	53 (74.6)	3 (4.2)	71 (100.0)
稼動病床数	300~399 床	16 (25.0)	48 (75.0)	(0.0)	64 (100.0)
	400~499 床	17	20	1	38
	500 床以上	(44.7)	(52.6)	(2.6)	(100.0)
	無回答	(35.4)	(64.6)	(0.0)	(100.0)
	<u> </u> 合計	(27.8) 87 (26.0)	(66.7) 241 (72.2)	(5.6) 6 (1.8)	(100.0) 334 (100.0)

# XI. 役職者の賃金処遇

#### 1. 看護部長相当職の賃金処遇

#### 1) 看護部長相当職の賃金制度

看護部長相当職の賃金制度は、「年俸制である」と回答した病院が22.4%であり、一方、「年俸制ではない」69.3%であった。

表 X I -1-1) 看護部長相当職の賃金制度

		年俸制である	年俸制ではない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	36 (34.3)	58 (55.2)	11 (10.5)	105 (100.0)
		116	296	22	434
	以节拍走御印	(26.7)	(68.2)	(5.1)	(100.0)
行政区分	市	391 (21.6)	1,281 (70.9)	135 (7.5)	1,807 (100.0)
		42	183	50	275
	町村	(15.3)	(66.5)	(18.2)	(100.0)
	無回答	8	19	3	30
	無回告	(26.7)	(63.3)	(10.0)	(100.0)
	国	2	120	3	125
		(1.6)	(96.0)	(2.4)	(100.0)
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	20 (4.2)	410	47 (9.9)	(100.0)
	地方独立门政丛八、公立八十丛八	(4.2)	(86.0) 181	(9.9)	(100.0) 199
	公的医療機関	(4.5)	(91.0)	(4.5)	(100.0)
	社会保険関係団体	8	47	0	55
		(14.5)	(85.5)	(0.0)	(100.0)
<b>凯里主从</b>	医療法人·個人	485	790	135	1,410
設置主体		(34.4)	(56.0)	(9.6)	(100.0)
	学校法人	0	51	10	61
	子校法人	(0.0)	(83.6)	(16.4)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	22	69	3	94
		(23.4)	(73.4) 159	(3.2)	(100.0) 215
	その他	(20.0)	(74.0)	(6.0)	(100.0)
		(20.0)	10	(0.0)	15
	無回答	(26.7)	(66.7)	(6.7)	(100.0)
	00 5 11 7	194	349	137	680
	99 床以下	(28.5)	(51.3)	(20.1)	(100.0)
	100~199 床	231	582	27	840
	100 100 %	(27.5)	(69.3)	(3.2)	(100.0)
	200~299 床	66	306	9	381
	2.1	(17.3)	(80.3)	(2.4)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	46 (18.3)	202 (80.5)	(1.2)	251 (100.0)
	400~499 床	13	125	2	140
	100 TOO IA	(9.3)	(89.3)	(1.4)	(100.0)
	500 床以上	14 (7.4)	169 (88.9)	(3.7)	190 (100.0)
		29	104	36	169
	無回答	(17.2)	(61.5)	(21.3)	(100.0)
	<del></del>	593	1,837	221	2,651
		(22.4)	(69.3)	(8.3)	(100.0)

#### 2) 看護部長相当職の管理職手当の有無

看護部長相当職の管理職手当の有無は、「ある」と回答した病院が 79.1%であり、一方、「ない」12.2%であった。

表 X I -1-2) 看護部長相当職の管理職手当の有無

		ある	ない	無回答	合計
	国	121 (96.8)	(0.8)	3 (2.4)	125 (100.0)
		419	14	44	477
	地方独立行政法人、公立大学法人	(87.8)	(2.9)	(9.2)	(100.0)
	八的医康機則	183	8	8	199
	公的医療機関	(92.0)	(4.0)	(4.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	26	29	0	55
	[ 社会体膜関係団体	(47.3)	(52.7)	(0.0)	(100.0)
設置主体	   医療法人·個人	1,040	224	146	1,410
改旦工件	医療法人 "他人	(73.8)	(15.9)	(10.4)	(100.0)
	学校法人	51	0	10	61
	子权法人	(83.6)	(0.0)	(16.4)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	81	10	3	94
	五血柱因从八、五血剂因从八	(86.2)	(10.6)	(3.2)	(100.0)
	その他	168	32	15	215
		(78.1)	(14.9)	(7.0)	(100.0)
	   無回答	9	5	1	15
	,	(60.0)	(33.3)	(6.7)	(100.0)
	99 床以下	438	97	145	680
	00 %(1)	(64.4)	(14.3)	(21.3)	(100.0)
	100~199 床	698	117	25	840
		(83.1)	(13.9)	(3.0)	(100.0)
	200~299 床	331	40	10	381
		(86.9)	(10.5)	(2.6)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	218	27	6	251
		(86.9)	(10.8)	(2.4)	(100.0)
	400~499 床	(90.7)	(7.9)	(1.4)	(100.0)
		170	(7.9)	(1.4)	190
	500 床以上	(89.5)	(6.3)	(4.2)	(100.0)
		116	19	34	169
	無回答	(68.6)	(11.2)	(20.1)	(100.0)
	<u>-</u> - 合計	2,098	323	230	2,651
		(79.1)	(12.2)	(8.7)	(100.0)

#### 3) 看護部長相当職の管理職手当の算定方法

看護部長相当職の管理職手当があると回答した病院について、管理職手当の算定方法は、「定額(等級等によらず一律)」と回答した病院が56.9%で最も多く、次いで、「定額(等級等によって異なる)」27.3%、「基本給等の定率」14.4%であった。なお、定額の場合(等級等によらず一律)看護部長の管理職手当額の平均は、81,307円であった。

表 X I -1-3) 看護部長相当職の管理職手当の算定方法

		基本給等の 定率	定額 (等級等によっ て異なる)	定額 (等級等に よらず一律)	無回答	合計
	国	22	65	34	0	121
	1	(18.2)	(53.7)	(28.1)	(0.0)	(100.0)
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	101	167	146	5 (1.0)	419
	地方独立行政法人、公立人子法人	(24.1)	(39.9)	(34.8)	(1.2)	(100.0)
	公的医療機関	94 (51.4)	22	(20.0)	(0.0)	183
		1	(12.0)	(36.6)		(100.0)
	社会保険関係団体	(3.8)	(46.2)	(46.2)	(3.8)	(100.0)
		(3.8)	246	740	(3.8)	1.040
設置主体	医療法人•個人	(3.4)	(23.7)	(71.2)	(1.8)	(100.0)
		(3.4)	(23.7)	34	(1.8)	51
	学校法人	(15.7)	(13.7)	(66.7)	(3.9)	(100.0)
		14	15	51	(3.9)	81
	公益社団法人、公益財団法人	(17.3)	(18.5)	(63.0)	(1.2)	(100.0)
	その他	26	36	103	3	168
		(15.5)	(21.4)	(61.3)	(1.8)	(100.0)
	無回答	1	2	6	0	9
		(11.1)	(22.2)	(66.7)	(0.0)	(100.0)
	00 C N T	57	124	246	11	438
	99 床以下	(13.0)	(28.3)	(56.2)	(2.5)	(100.0)
	100~199 床	70	171	448	9	698
	100~199 床	(10.0)	(24.5)	(64.2)	(1.3)	(100.0)
	200~299 床	49	87	192	3	331
	200~299 床	(14.8)	(26.3)	(58.0)	(0.9)	(100.0)
稼動病床数	300~399 床	41	60	113	4	218
体划内外效	2002399 IX	(18.8)	(27.5)	(51.8)	(1.8)	(100.0)
	400~499 床	30	44	52	1	127
	400 400 M	(23.6)	(34.6)	(40.9)	(0.8)	(100.0)
	500 床以上	38	61	70	1	170
	000 M X T	(22.4)	(35.9)	(41.2)	(0.6)	(100.0)
	無回答	17	25	72	2	116
	W. H. H	(14.7)	(21.6)	(62.1)	(1.7)	(100.0)
	合計	302	572	1,193	31	2,098
		(14.4)	(27.3)	(56.9)	(1.5)	(100.0)

#### 2. 副看護部長相当職の賃金処遇

#### 1) 副看護部長相当職の賃金制度

副看護部長相当職の賃金制度は、「年俸制である」と回答した病院が 6.2%であり、一方、「年俸制ではない」 53.9%であった。

表 X I -2-1) 副看護部長相当職の賃金制度

		年俸制で ある	年俸制ではない	無回答	合計
	国	(0.0)	120 (96.0)	5 (4.0)	125 (100.0)
	 】都道府県、市町村、	7	358	112	477
	地方独立行政法人、公立大学法人	(1.5)	(75.1)	(23.5)	(100.0)
	0.46 CT CT 196 EB	4	164	31	199
	公的医療機関	(2.0)	(82.4)	(15.6)	(100.0)
	社会保険関係団体	2	45	8	55
	位 云 休 陕 闰 徐 凶 体	(3.6)	(81.8)	(14.5)	(100.0)
設置主体	   医療法人・個人	130	501	779	1,410
改旦土14	医療法人•個人	(9.2)	(35.5)	(55.2)	(100.0)
	学校法人	1	49	11	61
		(1.6)	(80.3)	(18.0)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	6	58	30	94
	<b>五血柱因从八、五血剂因从八</b>	(6.4)	(61.7)	(31.9)	(100.0)
	その他	14	125	76	215
		(6.5)	(58.1)	(35.3)	(100.0)
	無回答	0	9	6	15
	MB 6	(0.0)	(60.0)	(40.0)	(100.0)
	99 床以下	38	187	455	680
	00 M(5)( 1	(5.6)	(27.5)	(66.9)	(100.0)
	100~199 床	63	400	377	840
	100 100 pk	(7.5)	(47.6)	(44.9)	(100.0)
	200~299 床	19	275	87	381
	200 200 px	(5.0)	(72.2)	(22.8)	(100.0)
<b>稼動病床数</b>	300~399 床	21	198	32	251
13/30/19/19/	000 000 p/c	(8.4)	(78.9)	(12.7)	(100.0)
	400~499 床	7	117	16	140
		(5.0)	(83.6)	(11.4)	(100.0)
	500 床以上	6	176	8	190
		(3.2)	(92.6)	(4.2)	(100.0)
	無回答	10	76	83	169
	WH H	(5.9)	(45.0)	(49.1)	(100.0)
	合計	164	1,429	1,058	2,651
		(6.2)	(53.9)	(39.9)	(100.0)

#### 2) 副看護部長相当職の管理職手当の有無

副看護部長相当職の管理職手当の有無は、「ある」と回答した病院が51.1%であり、一方、「ない」10.1%であった。

表 X I -2-2) 副看護部長相当職の管理職手当の有無

		ある	ない	無回答	合計
	国	102	17	6	125
	****	(81.6)	(13.6) 80	(4.8)	(100.0) 477
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	(59.7)	(16.8)	(23.5)	(100.0)
		156	14	(23.5)	199
	公的医療機関	(78.4)	(7.0)	(14.6)	(100.0)
		24	23	8	55
	社会保険関係団体	(43.6)	(41.8)	(14.5)	(100.0)
=0 000 -> /-		543	106	761	1,410
設置主体	医療法人・個人	(38.5)	(7.5)	(54.0)	(100.0)
	学校法人	50	2	9	61
	子仪法人	(82.0)	(3.3)	(14.8)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	64	5	25	94
		(68.1)	(5.3)	(26.6)	(100.0)
	その他	122	19	74	215
		(56.7)	(8.8)	(34.4)	(100.0)
	無回答	9	1	5	15
		(60.0)	(6.7)	(33.3)	(100.0)
	99 床以下	161	67	452	680
	00 M(10)( )	(23.7)	(9.9)	(66.5)	(100.0)
	100~199 床	405	73	362	840
		(48.2)	(8.7)	(43.1)	(100.0)
	200~299 床	256	40	85	381
		(67.2) 193	(10.5) 28	(22.3)	(100.0) 251
稼動病床数	300~399 床	(76.9)	(11.2)	(12.0)	(100.0)
		(76.9)	15	(12.0)	140
	400~499 床	(79.3)	(10.7)	(10.0)	(100.0)
		154	29	7	190
	500 床以上	(81.1)	(15.3)	(3.7)	(100.0)
	ATT CO AND	75	15	79	169
	無回答	(44.4)	(8.9)	(46.7)	(100.0)
	合計	1,355	267	1,029	2,651
	日前	(51.1)	(10.1)	(38.8)	(100.0)

#### 3) 副看護部長相当職の管理職手当の算定方法

副看護部長相当職の管理職手当があると回答した病院について、管理職手当の算定方法は、「定額 (等級等によらず一律)」と回答した病院が 56.4%で最も多く、次いで、「定額 (等級等によって異なる)」26.3%、「基本給等の定率」16.0%であった。なお、定額の場合 (等級等によらず一律) 副看護部長の管理職手当額の平均は、60,856 円であった。

表 X I -2-3) 副看護部長相当職の管理職手当の算定方法

		基本給等の 定率	定額 (等級等によ って異なる)	定額 (等級等に よらず一律)	無回答	合計
	国	16	42	43	1	102
		(15.7)	(41.2)	(42.2)	(1.0)	(100.0)
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	63	112	108	2	285
	地方独立行政法人、公立人子法人	(22.1)	(39.3)	(37.9)	(0.7)	(100.0)
	公的医療機関	80	17 (10.9)	59 (37.8)	(0.0)	156
		(51.3)	(10.9)	(37.8)	(0.0)	(100.0) 24
	社会保険関係団体	(12.5)	(37.5)	(50.0)	(0.0)	(100.0)
		21	134	377	11	543
設置主体	医療法人・個人	(3.9)	(24.7)	(69.4)	(2.0)	(100.0)
	With the I	8	6	35	1	50
	学校法人	(16.0)	(12.0)	(70.0)	(2.0)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	11	12	41	0	64
	公量社团法人、公量期团法人	(17.2)	(18.8)	(64.1)	(0.0)	(100.0)
	その他	14	22	83	3	122
		(11.5)	(18.0)	(68.0)	(2.5)	(100.0)
	無回答	1	2	6	0	9
	MB 6	(11.1)	(22.2)	(66.7)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	19	51	86	5	161
		(11.8)	(31.7)	(53.4)	(3.1)	(100.0)
	100~199 床	43	97	259	6	405
		(10.6)	(24.0)	(64.0)	(1.5)	(100.0)
	200~299 床	45	63	147	1 (2.4)	256
		(17.6)	(24.6) 46	(57.4)	(0.4)	(100.0) 193
稼動病床数	300~399 床	(19.2)	(23.8)	(55.4)	(1.6)	(100.0)
		28	32	50	(1.0)	111
	400~499 床	(25.2)	(28.8)	(45.0)	(0.9)	(100.0)
		35	50	67	2	154
	500 床以上	(22.7)	(32.5)	(43.5)	(1.3)	(100.0)
	4m (=) /dr	10	17	48	0	75
	無回答	(13.3)	(22.7)	(64.0)	(0.0)	(100.0)
	合計	217	356	764	18	1,355
	П PI	(16.0)	(26.3)	(56.4)	(1.3)	(100.0)

#### 3. 看護師長相当職の賃金処遇

#### 1) 看護師長相当職の賃金制度

看護師長相当職の賃金制度は、「年俸制である」と回答した病院が 8.0%であり、一方、「年俸制ではない」87.8%であった。

表 X I -3-1) 看護師長相当職の賃金制度

		年俸制で ある	年俸制ではない	無回答	合計
	国	(1.6)	123 (98.4)	(0.0)	125 (100.0)
		16	445	16	477
	地方独立行政法人、公立大学法人	(3.4)	(93.3)	(3.4)	(100.0)
	八九万病機用	4	191	4	199
	公的医療機関	(2.0)	(96.0)	(2.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	0	54	1	55
	位云床陕舆保凹体	(0.0)	(98.2)	(1.8)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	163	1,170	77	1,410
改旦工件	医療法人•個人	(11.6)	(83.0)	(5.5)	(100.0)
	学校法人	0	59	2	61
	于汉丛八	(0.0)	(96.7)	(3.3)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	9	83	2	94
		(9.6)	(88.3)	(2.1)	(100.0)
	その他	17	188	10	215
		(7.9)	(87.4)	(4.7)	(100.0)
	無回答	0	14	1	15
	, M. D. L.	(0.0)	(93.3)	(6.7)	(100.0)
	99 床以下	98	520	62	680
	00 M(SX )	(14.4)	(76.5)	(9.1)	(100.0)
	100~199 床	68	748	24	840
	100 100 %[1	(8.1)	(89.0)	(2.9)	(100.0)
	200~299 床	19	358	4	381
	200 200 %[1	(5.0)	(94.0)	(1.0)	(100.0)
<b>稼動病床数</b>	300~399 床	10	238	3	251
13.24371717132	000 000 #11	(4.0)	(94.8)	(1.2)	(100.0)
	400~499 床	5	132	3	140
		(3.6)	(94.3)	(2.1)	(100.0)
	500 床以上	3	184	3	190
		(1.6)	(96.8)	(1.6)	(100.0)
	無回答	8	147	14	169
	···	(4.7)	(87.0)	(8.3)	(100.0)
	合計	211	2,327	113	2,651
		(8.0)	(87.8)	(4.3)	(100.0)

#### 2) 看護師長相当職の管理職手当の有無

看護師長相当職の管理職手当の有無は、「ある」と回答した病院が79.7%であり、一方、「ない」16.4%であった。

表 X I -3-2) 看護師長相当職の管理職手当の有無

		ある	ない	無回答	合計
	国	90 (72.0)	(20.0)	0 (0.0)	125 (100.0)
		238	(28.0) 224	(0.0)	477
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	(49.9)	(47.0)	(3.1)	(100.0)
		173	23	3	199
	公的医療機関	(86.9)	(11.6)	(1.5)	(100.0)
		27	27	1	55
	社会保険関係団体	(49.1)	(49.1)	(1.8)	(100.0)
設置主体	医病汁 1 - /田 1	1,250	88	72	1,410
改旦土14	医療法人・個人	(88.7)	(6.2)	(5.1)	(100.0)
	学校法人	58	1	2	61
	于汉丛八	(95.1)	(1.6)	(3.3)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	87	5	2	94
		(92.6)	(5.3)	(2.1)	(100.0)
	その他 無回答	178	30	7	215
		(82.8)	(14.0)	(3.3)	(100.0)
		11	3	1	15
		(73.3)	(20.0)	(6.7)	(100.0)
	99 床以下	519	100	61	680
		(76.3)	(14.7)	(9.0)	(100.0)
	100~199 床	713 (84.9)	106 (12.6)	21 (2.5)	(100.0)
		310	(12.6)	(2.5)	(100.0)
	200~299 床	(81.4)	(17.6)	(1.0)	(100.0)
		211	39	1	251
稼動病床数	300~399 床	(84.1)	(15.5)	(0.4)	(100.0)
		109	29	2	140
	400~499 床	(77.9)	(20.7)	(1.4)	(100.0)
		121	68	1	190
	500 床以上	(63.7)	(35.8)	(0.5)	(100.0)
	4m G 1/2	129	27	13	169
	無回答	(76.3)	(16.0)	(7.7)	(100.0)
	合計	2,112	436	103	2,651
	нн	(79.7)	(16.4)	(3.9)	(100.0)

#### 3) 看護師長相当職の管理職手当の算定方法

看護師長相当職の管理職手当があると回答した病院について、管理職手当の算定方法は、「定額(等級等によらず一律)」と回答した病院が63.4%で最も多く、次いで、「定額(等級等によって異なる)」22.9%、「基本給等の定率」12.2%であった。なお、定額の場合(等級等によらず一律)看護師長相当職の管理職手当額の平均は、45,439円であった。

表 X I -3-3) 看護師長相当職の管理職手当の算定方法

		基本給等の 定率	定額 (等級等によ って異なる)	定額 (等級等に よらず一律)	無回答	合計
	国	15 (16.7)	34 (37.8)	41 (45.6)	(0.0)	90 (100.0)
		61	67	107	3	238
	地方独立行政法人、公立大学法人	(25.6)	(28.2)	(45.0)	(1.3)	(100.0)
	<b>公的医療機</b> 則	82	25	66	0	173
	公的医療機関	(47.4)	(14.5)	(38.2)	(0.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	4	6	17	0	27
	1	(14.8)	(22.2)	(63.0)	(0.0)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	49	301	880	20	1,250
改直工件	△凉△八 □八	(3.9)	(24.1)	(70.4)	(1.6)	(100.0)
	学校法人	7	10	39	2	58
	TAIAN	(12.1)	(17.2)	(67.2)	(3.4)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	12	14	60	1	87
		(13.8)	(16.1)	(69.0)	(1.1)	(100.0)
		26	26	121	5	178
	無回答	(14.6)	(14.6)	(68.0)	(2.8)	(100.0)
		_	1 (9.1)	-	(0.0)	11 (100.0)
	1	(18.2)	135	(72.7)	(0.0)	519
	99 床以下	(10.4)	(26.0)	(62.0)	(1.5)	(100.0)
		59	153	490	11	713
	100~199 床	(8.3)	(21.5)	(68.7)	(1.5)	(100.0)
		33	67	209	1	310
	200~299 床	(10.6)	(21.6)	(67.4)	(0.3)	(100.0)
		35	42	131	3	211
稼動病床数	300~399 床	(16.6)	(19.9)	(62.1)	(1.4)	(100.0)
	400 400 🖶	22	29	55	3	109
	400~499 床	(20.2)	(26.6)	(50.5)	(2.8)	(100.0)
	FOO FT IN L	35	33	52	1	121
	500 床以上	(28.9)	(27.3)	(43.0)	(0.8)	(100.0)
	無回答	20	25	80	4	129
	無凹台	(15.5)	(19.4)	(62.0)	(3.1)	(100.0)
	合計	258	484	1,339	31	2,112
	нп	(12.2)	(22.9)	(63.4)	(1.5)	(100.0)

#### 4. 副看護師長相当職の賃金処遇

#### 1) 副看護師長相当職の賃金制度

副看護師長相当職の賃金制度は、「年俸制である」と回答した病院が 1.6%であり、一方、「年俸制ではない」 58.7%であった。

表 X I -4-1) 副看護師長相当職の賃金制度

		年俸制である	年俸制ではない	無回答	合計
	国	0	117	8	125
	1-14-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	(0.0)	(93.6)	(6.4)	(100.0)
	制 都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	9 (1.9)	342 (71.7)	126 (26.4)	477 (100.0)
		2	152	45	199
	公的医療機関	(1.0)	(76.4)	(22.6)	(100.0)
		0	44	11	55
	社会保険関係団体	(0.0)	(80.0)	(20.0)	(100.0)
=n. co -> /_	医療法人·個人	26	673	711	1,410
設置主体		(1.8)	(47.7)	(50.4)	(100.0)
	学校法人	0	35	26	61
	子仪法人	(0.0)	(57.4)	(42.6)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	0	70	24	94
		(0.0)	(74.5)	(25.5)	(100.0)
	その他	5	119	91	215
		(2.3)	(55.3)	(42.3)	(100.0)
	無回答	0	5	10	15
	- MO E	(0.0)	(33.3)	(66.7)	(100.0)
	99 床以下	20	282	378	680
	00 M(X)	(2.9)	(41.5)	(55.6)	(100.0)
	100~199 床	12	487	341	840
	100 100 pp	(1.4)	(58.0)	(40.6)	(100.0)
	200~299 床	4	265	112	381
		(1.0)	(69.6)	(29.4)	(100.0)
<b>稼動病床数</b>	300~399 床	1	187	63	251
		(0.4)	(74.5)	(25.1)	(100.0)
	400~499 床	2	105	33	140
		(1.4)	(75.0)	(23.6)	(100.0)
	500 床以上	1 (0.5)	(70.0)	(20.5)	(100.0)
		(0.5)	(78.9) 81	(20.5)	(100.0) 169
	無回答	(1.2)	(47.9)	(50.9)	(100.0)
	A = 1	42	1,557	1.052	2,651
	合計	(1.6)	(58.7)	(39.7)	(100.0)

#### 2) 副看護師長相当職の管理職手当の有無

副看護師長相当職の管理職手当の有無は、「ある」と回答した病院が 39.6%であり、一方、「ない」 21.1%であった。

表 X I -4-2) 副看護師長相当職の管理職手当の有無

		ある	ない	無回答	合計
	国	5	112	8	125
		(4.0)	(89.6)	(6.4)	(100.0)
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	70 (14.7)	281 (58.9)	126 (26.4)	477 (100.0)
		122	32	45	199
	公的医療機関	(61.3)	(16.1)	(22.6)	(100.0)
		15	29	11	55
	社会保険関係団体	(27.3)	(52.7)	(20.0)	(100.0)
=n == >- /-		643	63	704	1,410
設置主体	医療法人・個人	(45.6)	(4.5)	(49.9)	(100.0)
	3241+2+ I	30	4	27	61
	学校法人	(49.2)	(6.6)	(44.3)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人 その他 無回答	62	10	22	94
		(66.0)	(10.6)	(23.4)	(100.0)
		101	26	88	215
		(47.0)	(12.1)	(40.9)	(100.0)
		2	3	10	15
	無国百	(13.3)	(20.0)	(66.7)	(100.0)
	99 床以下	216	89	375	680
	99 休安 [-	(31.8)	(13.1)	(55.1)	(100.0)
	100~199 床	374	128	338	840
	100 100 %	(44.5)	(15.2)	(40.2)	(100.0)
	200~299 床	175	96	110	381
	200 200 pk	(45.9)	(25.2)	(28.9)	(100.0)
<b>稼動病床数</b>	300~399 床	113	75	63	251
13/30/19/19/	000 000 pk	(45.0)	(29.9)	(25.1)	(100.0)
	400~499 床	53	53	34	140
	100 100 MK	(37.9)	(37.9)	(24.3)	(100.0)
	500 床以上	65	87	38	190
		(34.2)	(45.8)	(20.0)	(100.0)
	無回答	54	32	83	169
	<u> </u>	(32.0)	(18.9)	(49.1)	(100.0)
	合計	1,050	560	1,041	2,651
	* * * * * *	(39.6)	(21.1)	(39.3)	(100.0)

#### 3) 副看護師長相当職の管理職手当の算定方法

副看護師長相当職の管理職手当があると回答した病院について、管理職手当の算定方法は、「定額(等級等によらず一律)」と回答した病院が67.0%で最も多く、次いで、「定額(等級等によって異なる)」20.0%、「基本給等の定率」11.3%であった。なお、定額の場合(等級等によらず一律)副看護師長相当職の管理職手当額の平均は、26,159円であった。

表 X I -4-3) 副看護師長相当職の管理職手当の算定方法

		基本給等の 定率	定額 (等級等によっ て異なる)	定額 (等級等に よらず一律)	無回答	合計
	国	(40.0)	(60.0)	0 (0.0)	(0.0)	(100.0)
		(40.0)	(60.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0) 70
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	(25.7)	(28.6)	(45.7)	(0.0)	(100.0)
		57	(28.0)	48	(0.0)	122
	公的医療機関	(46.7)	(12.3)	(39.3)	(1.6)	(100.0)
		2	2	11	(1.0)	15
	社会保険関係団体	(13.3)	(13.3)	(73.3)	(0.0)	(100.0)
		19	142	469	13	643
設置主体	医療法人・個人	(3.0)	(22.1)	(72.9)	(2.0)	(100.0)
	7741+7+ I	1	3	26	0	30
	学校法人	(3.3)	(10.0)	(86.7)	(0.0)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	7	12	43	0	62
	公益社団法人、公益財団法人 	(11.3)	(19.4)	(69.4)	(0.0)	(100.0)
	その他	13	13	73	2	101
		(12.9)	(12.9)	(72.3)	(2.0)	(100.0)
	無回答	0	0	2	0	2
	жи п	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	21	49	146	0	216
		(9.7)	(22.7)	(67.6)	(0.0)	(100.0)
	100~199 床	25	76	268	5	374
		(6.7)	(20.3)	(71.7)	(1.3)	(100.0)
	200~299 床	(0.0)	33	121	7 (4.0)	175
		(8.0)	(18.9)	(69.1)	(4.0)	(100.0) 113
稼動病床数	300~399 床	(15.0)	(16.8)	(63.7)	(4.4)	(100.0)
		11	15	27	(4.4)	53
	400~499 床	(20.8)	(28.3)	(50.9)	(0.0)	(100.0)
		25	9	31	0.07	65
	500 床以上	(38.5)	(13.8)	(47.7)	(0.0)	(100.0)
	for C feb	6	9	39	0	54
	無回答	(11.1)	(16.7)	(72.2)	(0.0)	(100.0)
	<u> </u>	119	210	704	17	1,050
		(11.3)	(20.0)	(67.0)	(1.6)	(100.0)

### XII. 有料職業紹介事業者の利用

#### 1. 有料職業紹介事業者の利用の有無

有料職業紹介事業者の利用の有無は、「利用している」と回答した病院が 41.8%であり、一方、「利用していない」 53.1%であった。

表 X Ⅱ -1 有料職業紹介事業者の利用の有無

		利用して いる	利用して いない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	67	34	4	105
ı	特別色(米尔 23 色)	(63.8)	(32.4)	(3.8)	(100.0)
İ	政令指定都市	221	192	21	(100.0)
İ		(50.9) 727	(44.2) 985	(4.8) 95	(100.0) 1,807
行政区分	市	(40.2)	(54.5)	(5.3)	(100.0)
ı	町村	82	181	12	275
ı	m) fr)	(29.8)	(65.8)	(4.4)	(100.0)
	無回答	10	17	3	30
	1	(33.3)	(56.7)	(10.0)	(100.0)
	国	(24.8)	(75.2)	(0.0)	(100.0)
		68	386	23	477
	地方独立行政法人、公立大学法人	(14.3)	(80.9)	(4.8)	(100.0)
İ	公的医療機関	59	130	10	199
	公司 经济 成丙	(29.6)	(65.3)	(5.0)	(100.0)
ı	社会保険関係団体	(45.5)	(50.0)	(2.6)	(100.0)
İ		762	(50.9) 568	(3.6)	(100.0) 1,410
設置主体	医療法人•個人	(54.0)	(40.3)	(5.7)	(100.0)
İ	3241+2+ I	8	50	3	61
İ	学校法人	(13.1)	(82.0)	(4.9)	(100.0)
İ	公益社団法人、公益財団法人	42	48	4	94
İ		(44.7)	(51.1)	(4.3)	(100.0)
İ	その他	106	98	11	215
İ		(49.3)	(45.6)	(5.1)	(100.0)
İ	無回答	(40.0)	(46.7)	(13.3)	(100.0)
	00 5 11 5	293	349	38	680
İ	99 床以下	(43.1)	(51.3)	(5.6)	(100.0)
İ	100~199 床	406	388	46	840
İ		(48.3)	(46.2)	(5.5)	(100.0)
İ	200~299 床	169 (44.4)	198 (52.0)	(3.7)	381 (100.0)
		92	148	11	251
稼動病床数	300~399 床	(36.7)	(59.0)	(4.4)	(100.0)
	400~499 床	46	92	2	140
	400499 📉	(32.9)	(65.7)	(1.4)	(100.0)
	500 床以上	37	149	4	190
İ		(19.5) 64	(78.4) 85	(2.1)	(100.0) 169
	無回答	(37.9)	(50.3)	(11.8)	(100.0)
	40.4.4	739	926	71	1,736
	一般病床	(42.6)	(53.3)	(4.1)	(100.0)
ı	療養病床	249	252	27	528
	/// 及/PJ//\	(47.2)	(47.7)	(5.1)	(100.0)
最も多い 病床の種別	精神病床	(24.4)	186	(0.0)	(100.0)
ッタルヘン作生のリ		(24.4)	(66.7) 18	(9.0)	(100.0)
	その他	(50.0)	(37.5)	(12.5)	(100.0)
	4m (a) %	27	27	6	60
	無回答	(45.0)	(4E O)	(10.0)	(100.0)
	****	(45.0)	(45.0)	(10.0)	(100.0)

#### 2. 看護師1人あたりの紹介手数料

有料職業紹介事業者を利用している病院について、看護師 1 人あたりの紹介手数料(斡旋料)を、定率の場合の被紹介者の年間賃金総額に対する割合でみると、「 $10\sim15\%$ 未満」 5.5%、「 $15\sim20\%$ 未満」13.4%、「 $20\sim25\%$ 未満」77.7%、「 $25\sim30\%$ 未満」1.2%、「30%以上」2.1%であった。

表 X II-2 看護師 1 人あたりの紹介手数料(定率の場合の被紹介者の年間賃金総額に対する割合)

		10~15% 未満	15~20% 未満	20~25% 未満	25~30% 未満	30%以上	無回答	合計	平均 (%)
	特別区(東京 23 区)	6 (11.1)	17 (31.5)	28 (51.9)	(1.9)	(3.7)	(0.0)	54 (100.0)	17.9
	政令指定都市	15 (7.4)	43 (21.2)	142 (70.0)	(0.0)	3 (1.5)	0 (0.0)	203 (100.0)	18.4
行政区分	市	29 (4.6)	66 (10.4)	516 (81.4)	10 (1.6)	13 (2.1)	0 (0.0)	634 (100.0)	19.3
	町村	4 (5.4)	4 (5.4)	63 (85.1)	(1.4)	2 (2.7)	0 (0.0)	74 (100.0)	19.7
	無回答	(0.0)	(11.1)	8 (88.9)	0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (100.0)	19.4
	国	(0.0)	(3.6)	26 (92.9)	(3.6)	(0.0)	(0.0)	28 (100.0)	20.0
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	4 (7.1)	8 (14.3)	42 (75.0)	(3.6)	0 (0.0)	0 (0.0)	56 (100.0)	18.8
	公的医療機関	2 (4.0)	4 (8.0)	43 (86.0)	(0.0)	(2.0)	0 (0.0)	50 (100.0)	19.7
	社会保険関係団体	(9.1)	4 (18.2)	16 (72.7)	(0.0)	(0.0)	0 (0.0)	22 (100.0)	18.2
設置主体	医療法人•個人	40 (6.0)	91 (13.5)	518 (77.1)	7 (1.0)	16 (2.4)	0 (0.0)	672 (100.0)	19.1
	学校法人	(0.0)	0 (0.0)	(80.0)	0 (0.0)	(20.0)	0 (0.0)	5 (100.0)	22.0
	公益社団法人、公益財団法人	(2.5)	9 (22.5)	29 (72.5)	(2.5)	0 (0.0)	(0.0)	40 (100.0)	18.8
	その他	4 (4.1)	13 (13.4)	77 (79.4)	1 (1.0)	2 (2.1)	(0.0)	97 (100.0)	19.3
	無回答	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	4 (100.0)	16.3
	99 床以下	15 (5.9)	28 (11.1)	193 (76.3)	7 (2.8)	10 (4.0)	0 (0.0)	253 (100.0)	19.4
	100~199 床	20 (5.6)	54 (15.0)	279 (77.5)	(0.6)	5 (1.4)	0 (0.0)	360 (100.0)	18.9
	200~299 床	7 (4.6)	23 (15.1)	118 (77.6)	(0.7)	3 (2.0)	0 (0.0)	152 (100.0)	19.2
稼動病床数	300~399 床	5 (6.2)	14 (17.3)	61 (75.3)	1 (1.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	81 (100.0)	18.7
	400~499 床	4 (10.5)	5 (13.2)	29 (76.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	(0.0)	38 (100.0)	18.4
	500 床以上	(6.1)	3 (9.1)	28 (84.8)	0 (0.0)	0 (0.0)	(0.0)	33 (100.0)	18.9
	無回答	(1.8)	(7.0)	49 (86.0)	1 (1.8)	(3.5)	0 (0.0)	57 (100.0)	19.9
	<u> </u>	54 (5.5)	131 (13.4)	757 (77.7)	12 (1.2)	20 (2.1)	(0.0)	974 (100.0)	19.1

#### 3. 人材派遣事業者の利用の有無

人材派遣事業者の利用の有無は、「利用している」と回答した病院が 16.4%であり、一方、「利用していない」77.5%であった。

表 X Ⅱ -3 人材派遣事業者の利用の有無

		利用して いる	利用して いない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	28	72	5	105
	村別区(東京 23 区)	(26.7)	(68.6)	(4.8)	(100.0)
	政令指定都市	108	300	26	434
	× 17.11.2.11.17	(24.9)	(69.1)	(6.0)	(100.0)
行政区分	市	265	1,433	109	1,807
		(14.7) 29	(79.3) 227	(6.0) 19	(100.0) 275
	町村	(10.5)	(82.5)	(6.9)	(100.0)
		5	22	3	30
	無回答	(16.7)	(73.3)	(10.0)	(100.0)
		9	113	3	125
	国	(7.2)	(90.4)	(2.4)	(100.0)
	都道府県、市町村、	43	406	28	477
	地方独立行政法人、公立大学法人	(9.0)	(85.1)	(5.9)	(100.0)
	公的医療機関	19	172	8	199
		(9.5)	(86.4)	(4.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	12 (21.8)	40 (72.7)	(5.5)	55 (100.0)
		291	1,025	94	1,410
設置主体	医療法人・個人	(20.6)	(72.7)	(6.7)	(100.0)
	with	9	48	4	61
	学校法人	(14.8)	(78.7)	(6.6)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	14	73	7	94
		(14.9)	(77.7)	(7.4)	(100.0)
	その他	37	165	13	215
	(6) [6]	(17.2)	(76.7)	(6.0)	(100.0)
	無回答	1	12	2	15
		(6.7)	(80.0)	(13.3)	(100.0)
	99 床以下	(16.6)	524	(6.2)	680 (100.0)
		(16.6) 150	(77.1) 635	(6.3) 55	840
	100~199 床	(17.9)	(75.6)	(6.5)	(100.0)
		73	290	18	381
	200~299 床	(19.2)	(76.1)	(4.7)	(100.0)
拉勒库广业	200 - 200 년	42	196	13	251
稼動病床数	300~399 床	(16.7)	(78.1)	(5.2)	(100.0)
	400~499 床	16	119	5	140
	100 100 110	(11.4)	(85.0)	(3.6)	(100.0)
	500 床以上	15	170	5	190
		(7.9)	(89.5)	(2.6)	(100.0)
	無回答	26 (15.4)	120 (71.0)	23   (13.6)	169 (100.0)
		284	1,355	97	1,736
	一般病床	(16.4)	(78.1)	(5.6)	(100.0)
	<b>藤姜佳</b> 庄	97	401	30	528
	療養病床	(18.4)	(75.9)	(5.7)	(100.0)
最も多い	   精神病床	34	217	28	279
病床の種別	THITTIM	(12.2)	(77.8)	(10.0)	(100.0)
	その他	12	34	2	48
		(25.0)	(70.8)	(4.2)	(100.0)
	無回答	(12.2)	(70.2)	(0.2)	(100.0)
		(13.3) 435	(78.3) 2.054	(8.3)	(100.0) 2,651
	合計	(16.4)	(77.5)	(6.1)	(100.0)

#### 4. 人材派遣事業者の利用の内訳

人材派遣事業者を利用している病院について、人材派遣事業者の利用の内訳を複数回答でみると、「紹介予定派遣」59.8%、「産休・育休・介護休業の代替」42.3%であった。

表 X Ⅱ -4 人材派遣事業者の利用の内訳(複数回答)

		紹介予定 派遣	産休・育休 ・介護休業 の代替	その他	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	16 (57.1)	14 (50.0)	(7.1)	(0.0)	28 (100.0)
	政令指定都市	59 (54.6)	56 (51.9)	25 (23.1)	3 (2.8)	108 (100.0)
行政区分	市	163 (61.5)	105 (39.6)	59 (22.3)	7 (2.6)	265 (100.0)
	町村	18 (62.1)	8 (27.6)	9 (31.0)	0 (0.0)	29 (100.0)
	無回答	(80.0)	(20.0)	2 (40.0)	(0.0)	5 (100.0)
	国	4 (44.4)	4 (44.4)	(33.3)	0 (0.0)	9 (100.0)
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	11 (25.6)	26 (60.5)	18 (41.9)	(0.0)	43 (100.0)
	公的医療機関	8 (42.1)	11 (57.9)	4 (21.1)	(0.0)	19 (100.0)
	社会保険関係団体	6 (50.0)	5 (41.7)	(16.7)	(0.0)	12 (100.0)
設置主体	医療法人・個人	197 (67.7)	107 (36.8)	60 (20.6)	8 (2.7)	291 (100.0)
	学校法人	1 (11.1)	9 (100.0)	2 (22.2)	0 (0.0)	9 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	8 (57.1)	6 (42.9)	3 (21.4)	1 (7.1)	14 (100.0)
	その他	24 (64.9)	16 (43.2)	5 (13.5)	1 (2.7)	37 (100.0)
	無回答	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	99 床以下	75 (66.4)	32 (28.3)	26 (23.0)	3 (2.7)	113 (100.0)
	100~199 床	92 (61.3)	60 (40.0)	36 (24.0)	4 (2.7)	150 (100.0)
	200~299 床	43 (58.9)	38 (52.1)	16 (21.9)	(0.0)	73 (100.0)
稼動病床数	300~399 床	24 (57.1)	23 (54.8)	6 (14.3)	(2.4)	42 (100.0)
	400~499 床	7 (43.8)	11 (68.8)	5 (31.3)	(0.0)	16 (100.0)
	500 床以上	(13.3)	9 (60.0)	5 (33.3)	0 (0.0)	15 (100.0)
	無回答	17 (65.4)	11 (42.3)	3 (11.5)	(7.7)	26 (100.0)
	一般病床	152 (53.5)	135 (47.5)	63 (22.2)	6 (2.1)	284 (100.0)
	療養病床	79 (81.4)	30 (30.9)	14 (14.4)	(2.1)	97 (100.0)
最も多い 病床の種別	精神病床	(64.7)	13 (38.2)	8 (23.5)	1 (2.9)	34 (100.0)
	その他	(33.3)	5 (41.7)	(58.3)	(8.3)	12 (100.0)
	無回答	(37.5)	(12.5)	5 (62.5)	(0.0)	8 (100.0)
	合計	260 (59.8)	184 (42.3)	97 (22.3)	10 (2.3)	435 (100.0)

# 第2章 個人調査

# I. 回答者の属性

- 1. 回答者が勤務している病院の概要
- 1) 回答者が勤務している病院の所在地

回答者が勤務している病院の所在地は、「大阪府」6.5%、「東京都」6.2%、「北海道」5.6%、「福岡県」5.4%が多い。

表 I-1-1) 回答者が勤務している病院の所在地

	都道府県	政令指定都市· 特別区(東京 23 区)		都道府県	政令指定都市· 特別区(東京 23 区)
北海道	124 (5.6)	35 (7.6)	滋賀県	30 (1.4)	-
青森県	35 (1.6)	-	京都府	41 (1.9)	13 (2.8)
岩手県	25 (1.1)		大阪府	142 (6.5)	37 (8.1)
宮城県	46 (2.1)	18 (3.9)	兵庫県	108 (4.9)	20 (4.4)
秋田県	24 (1.1)		奈良県	31 (1.4)	-
山形県	24 (1.1)		和歌山県	11 (0.5)	-
福島県	43 (2.0)		鳥取県	8 (0.4)	-
茨城県	38 (1.7)		島根県	18 (0.8)	-
栃木県	35 (1.6)	-	岡山県	53 (2.4)	21 (4.6)
群馬県	39 (1.8)		広島県	59 (2.7)	21 (4.6)
埼玉県	84 (3.8)	12 (2.6)	山口県	43 (2.0)	-
千葉県	79 (3.6)	13 (2.8)	徳島県	9 (0.4)	-
東京都	137 (6.2)	96 (20.9)	香川県	25 (1.1)	-
神奈川県	116 (5.3)	52 (11.3)	愛媛県	17 (0.8)	-
新潟県	48 (2.2)	10 (2.2)	高知県	17 (0.8)	-
富山県	24 (1.1)	-	福岡県	119 (5.4)	36 (7.8)
石川県	38 (1.7)		佐賀県	18 (0.8)	-
福井県	19 (0.9)	-	長崎県	26 (1.2)	-
山梨県	18 (0.8)	-	熊本県	52 (2.4)	22 (4.8)
長野県	33 (1.5)	-	大分県	21 (1.0)	-
岐阜県	41 (1.9)	-	宮崎県	24 (1.1)	
静岡県	48 (2.2)	15 (3.3)	鹿児島県	35 (1.6)	-
愛知県	117 (5.3)	38 (8.3)	沖縄県	22 (1.0)	-
三重県	29 (1.3)		無回答	3 (0.1)	-
	(		合計	2,196 (100.0)	459 (100.0)

#### 2) 回答者が勤務している病院の行政区分

回答者が勤務している病院の行政区分は、「特別区 (東京 23 区)」4.4%、「政令指定都市」 16.5%、「市」71.0%、「町村」6.8%であった。

表 I-1-2) 回答者が勤務している病院の行政区分

特別区(東京 23 区)	96
村別区(東京 23 区)	(4.4)
政令指定都市	363
以 1 1 1 元 元 市 市	(16.5)
市	1,560
TIP	(71.0)
   町村	149
mj 173	(6.8)
無回答	28
**************************************	(1.3)
合計	2,196
	(100.0)

#### 3) 回答者が勤務している病院の設置主体

回答者が勤務している病院の設置主体は、「医療法人」30.2%、「都道府県・市町村・地 方独立行政法人・公立大学法人」23.6%が多く、次いで、「公的医療機関」14.1%、「国」 9.3%であった。

表 I-1-3) 回答者が勤務している病院の設置主体

国	204
	(9.3)
】 都道府県、市町村、地方独立行政法人、公立大学法人	518
即追州 宗、中国刊、地方独立门 政丛八、五立八子丛八	(23.6)
公的医療機関	310
A I J 区	(14.1)
   社会保険関係団体	93
11 人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人人	(4.2)
   医療法人	663
<b>区</b> 原丛八	(30.2)
個人	25
	(1.1)
学校法人	134
<b>子</b> 校丛入	(6.1)
公益社団法人、公益財団法人	108
<b>五重社団広人、五重射団広人</b>	(4.9)
その他	130
ての他	(5.9)
無回答	11
	(0.5)
스티	2,196
合計	(100.0)

#### 4) 回答者が勤務している病院の許可病床数

回答者が勤務している病院の許可病床数は、「99 床以下」6.6%、「 $100\sim199$  床」19.8%、「 $200\sim299$  床」15.8%、「 $300\sim399$  床」16.3%、「 $400\sim499$  床」11.6%、「500 床以上」28.2%であった。

表 I-1-4) 回答者が勤務している病院の許可病床数

99 床以下	144
99 床以下	(6.6)
100~199 床	434
100 199 14	(19.8)
200~299 床	348
	(15.8)
300~399 床	359
300 399 M	(16.3)
400~499 床	254
400 499 14	(11.6)
500 床以上	620
500 休以上	(28.2)
無回答	37
無凹音	(1.7)
스타	2,196
合計	(100.0)

#### 5) 病院で最も多い病床種

回答者が勤務している病院で最も多い病床種は、「一般病床」85.9%、「療養病床」8.6%、「精神病床」3.3%、「その他」1.9%であった。

表 [-1-5] 回答者が勤務している病院で最も多い病床種

一般病床	1,887
一放內床	(85.9)
   療養病床	189
<b>原食例外</b>	(8.6)
   精神病床	73
相中外外	(3.3)
その他	41
C 07 IE	(1.9)
無回答	6
無四百	(0.3)
合計	2,196
一直	(100.0)

#### 2. 回答者の属性

#### 1) 回答者の性別と年齢階級

回答者の性別は「女性」94.3%、「男性」5.5%、年齢は「20 歳代」20.8%、「30 歳代」30.5%、「40 歳代」28.6%、「50 歳代」18.6%であった。

表 I-2-1) 回答者の性別と年齢階級

	女性	男性	無回答	合計
20~24 歳	117	9	0	126
20~24 成	(92.9)	(7.1)	(0.0)	(100.0)
25~29 歳	322	21	0	343
23 29 脉	(93.9)	(6.1)	(0.0)	(100.0)
30~34 歳	280	32	0	312
30 34 版	(89.7)	(10.3)	(0.0)	(100.0)
35~39 歳	350	25	0	375
33 39 脉	(93.3)	(6.7)	(0.0)	(100.0)
40~44 歳	345	19	0	364
40* - 44 派处	(94.8)	(5.2)	(0.0)	(100.0)
45~49 歳	270	9	0	279
45 45 Mg.	(96.8)	(3.2)	(0.0)	(100.0)
50~54 歳	245	2	0	247
30 34 Mg.	(99.2)	(8.0)	(0.0)	(100.0)
55~59 歳	168	4	0	172
OU OU MAX	(97.7)	(2.3)	(0.0)	(100.0)
60 歳以上	25	1	0	26
00 月史 久工	(96.2)	(3.8)	(0.0)	(100.0)
無回答	1	1	6	8
min n	(12.5)	(12.5)	(75.0)	(100.0)
合計	2,123	123	6	2,252
口前	(94.3)	(5.5)	(0.3)	(100.0)

<sup>※「60</sup>歳以上」の区分に含まれる26名の回答者の年齢内訳は、60歳が25名、61歳が1名であった。

#### 2) 看護職としての通算経験年数、最初の勤務先の勤続年数、現在の勤務先での勤続年数

回答者の看護職としての通算経験年数の平均は15.7年(15年8か月)、最初の勤務先の勤続年数の平均は8.3年(8年4か月)、現在勤務先での勤続年数の平均は11.8年(11年10か月)であった。

表 I-2-2) 看護職としての通算経験年数、最初の勤務先の勤続年数、現在の勤務先での勤続年数

	看護職としての 通算経験年数	最初の勤務先の 勤続年数	現在勤務先の 勤続年数
1 年未満	53	107	142
1 千水峒	(2.4)	(4.9)	(6.5)
   1~3 年未満	131	473	329
1 0 千水凋	(6.0)	(21.5)	(15.0)
3~5 年未満	156	442	264
0 0 千水间	(7.1)	(20.1)	(12.0)
5~10 年未満	401	460	447
3 10 平水涧	(18.3)	(20.9)	(20.4)
10~15 年未満	334	178	255
10 10 平水岬	(15.2)	(8.1)	(11.6)
15~20 年未満	317	142	253
10 20 <del>-</del> - 7 (7) mj	(14.4)	(6.5)	(11.5)
20~25 年未満	246	77	169
20 20 1-21-21-31	(11.2)	(3.5)	(7.7)
25~30 年未満	209	68	132
20 00   1   1   1   1	(9.5)	(3.1)	(6.0)
30~35 年未満	164	62	104
	(7.5)	(2.8)	(4.7)
35 年以上	66	24	37
	(3.0)	(1.1)	(1.7)
無回答	119	163	64
	(5.4)	(7.4)	(2.9)
合計	2,196	2,196	2,196
	(100.0)	(100.0)	(100.0)
平均(年)	15.7 (15 年 8 か月)	8.3 (8 年 4 か月)	11.8 (11 年 10 か月)

#### 3) 看護職として就業していなかった期間、最も長く看護職として就業していなかった 期間、看護職以外の仕事に就業していた期間

回答者の看護職として就業していなかった期間の平均は3.2年(3年2か月)、そのうち最も長く看護職として就業していなかった期間の平均は2.9年(2年11か月)、また、看護職以外の仕事に就業していた期間の平均は0.7年(8か月)であった。なお、最も長く看護職として就業していなかった期間の開始年齢の平均は28.7歳であった。

表 I -2-3)-(1) 看護職として就業していなかった期間、最も長く看護職として就業していなかった期間、看護職以外の仕事に就業していた期間

, , ,	看護職として	最も長く看護職	看護職以外の
	就業していな	として就業して	仕事に就業して
	かった期間	いなかった期間	いた期間
3か月未満	52	57	450
3 か月 不 何	(8.2)	(9.0)	(70.8)
3~6 か月未満	54	60	16
3、0%、月水涮	(8.5)	(9.4)	(2.5)
6~9 か月未満	59	57	9
0~9 が月不何	(9.3)	(9.0)	(1.4)
9~12 か月未満	28	26	3
9~12 か月末洞	(4.4)	(4.1)	(0.5)
1.0年+洪	131	150	28
1~2 年未満	(20.6)	(23.6)	(4.4)
0.0年+洪	106	87	18
2~3 年未満	(16.7)	(13.7)	(2.8)
3~4 年未満	46	28	7
3~4 年末油	(7.2)	(4.4)	(1.1)
4~5 年未満	28	24	1
4~5 年末油	(4.4)	(3.8)	(0.2)
5~10 年未満	74	61	12
3~10 平木洞	(11.6)	(9.6)	(1.9)
10 年以上	58	48	13
10 平以工	(9.1)	(7.5)	(2.0)
無回答	0	38	79
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(0.0)	(6.0)	(12.4)
스=1	636	636	636
合計	(100.0)	(100.0)	(100.0)
平均(年)	3.2	2.9	0.7
十均(牛)	(3年2か月)	(2年11か月)	(8 か月)

表 [-2-3]-(2) 最も長く看護職として就業していなかった期間の開始年齢(歳)

24 歳以下	131
21/1962	(20.6)
25~29 歳	238
2323 成	(37.4)
30~34 歳	123
00 ° 0 + 1/100.	(19.3)
35~39 歳	59
3333 成	(9.3)
40~44 歳	14
	(2.2)
45~49 歳	12
45 - 49 派处	(1.9)
50 歳以上	6
50 成以工	(0.9)
無回答	53
**************************************	(8.3)
合計	636
	(100.0)
平均(歳)	28.7
一句(成)	20.7

#### 4) これまでに就業した施設数

回答者のこれまでに就業した施設数は、「1 施設目」43.4%、「2 施設目」23.5%、「3 施設目」15.8%であった。

表 I-2-4) これまでに就業した施設数

		1 施設目	2 施設目	3 施設目	4 施設 目	5 施設 目	6 施設 目	7 施設 目	8 施設目	9 施設目	10 施設 目以上	合計
	20~24 歳	114 (92.7)	9 (7.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	123 (100.0)
	25~29 歳	223	80	22	8	3	0	0	0	0	0	336
	30~34 歳	(66.4)	(23.8)	(6.5) 47	(2.4) 18	(0.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
		(44.2) 131	(31.0) 95	(15.5) 72	(5.9)	(1.3)	(0.7)	(1.0)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(100.0) 361
	35~39 歳	(36.3)	(26.3) 94	(19.9) 67	(10.0) 35	(4.4)	(1.4)	(8.0)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
年齢	40~44 歳	(33.4)	(26.6)	(19.0)	(9.9)	(6.5)	(1.7)	(2.3)	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
階級	45~49 歳	80 (29.2)	58 (21.2)	57 (20.8)	30 (10.9)	18 (6.6)	12 (4.4)	(3.6)	4 (1.5)	(0.4)	(1.1)	274 (100.0)
	50~54 歳	84 (34.6)	41 (16.9)	45 (18.5)	31 (12.8)	18 (7.4)	(2.5)	(2.9)	(0.4)	(1.2)	(2.1)	243 (100.0)
	55~59 歳	58 (34.1)	39 (22.9)	32 (18.8)	15 (8.8)	10 (5.9)	7 (4.1)	(2.4)	(2.4)	(0.0)	(0.6)	170 (100.0)
	60 歳以上	7 (26.9)	7 (26.9)	(15.4)	(11.5)	(15.4)	(0.0)	(3.8)	(0.0)		(0.0)	26 (100.0)
	無回答	4	0	0	2	0	1	0	0	0	0	(100.0)
	99 床以下	(57.1)	(0.0)	(0.0)	(28.6)	(0.0)	(14.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	144
	100~199 床	(18.1) 114	(27.8) 109	(25.0) 91	(12.5) 51	(3.5)	(7.6) 13	(2.1)	(0.7)	(0.7)	(1.4)	(100.0) 434
		(26.3) 127	(25.1) 87	(21.0) 65	(11.8)	(7.4) 24	(3.0)	(3.0)	(1.2)	(0.2)	(0.7)	(100.0)
許可	200~299 床	(36.5) 162	(25.0) 93	(18.7) 51	(9.8) 27	(6.9) 12	(1.1)	(1.7)	(0.0)	(0.0)	(0.3)	(100.0) 359
病床数	300~399 床	(45.1)	(25.9)	(14.2)	(7.5)	(3.3)	(8.0)	(1.7)	(0.6)	(0.6)	(0.3)	(100.0)
	400~499 床	125 (49.2)	65 (25.6)	31 (12.2)	(9.1)	(1.6)	(0.8)	(0.8)	(0.0)	(0.0)	(0.8)	254 (100.0)
	500 床以上	378 (61.0)	117 (18.9)	68 (11.0)	(3.5)	18 (2.9)	6 (1.0)	(0.8)	5 (0.8)	(0.0)	(0.0)	620 (100.0)
	無回答	21 (56.8)	6 (16.2)	4 (10.8)	(8.1)	(2.7)	(0.0)	(2.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	37 (100.0)
	一般病床	885 (46.9)	437 (23.2)	283 (15.0)	142 (7.5)	69 (3.7)	29 (1.5)	23 (1.2)	(0.4)	(0.1)	(0.3)	1,887
	療養病床	40	45 (23.8)	41	23 (12.2)	18	7	8 (4.2)	4	(0.0)	(1.6)	189
最も多い。	精神病床	(21.2)	22	(21.7)	5	(9.5)	(3.7)	2	(2.1)	1	1	73
病床の 種別	その他	(27.4)	(30.1)	(17.8) 8	(6.8)	(8.2)	(2.7)	(2.7)	(1.4)	(1.4)	(1.4)	(100.0) 41
		(17.1)	(26.8)	(19.5) 1	(17.1)	(7.3)	(2.4)	(7.3)	(0.0)	(2.4)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(16.7) 49	(33.3)	(16.7)	(16.7) 0	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	1 年未満	(92.5) 111	(5.7)	(1.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	1~3 年未満	(84.7)	(9.9)	(3.8)	(1.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	3~5 年未満	107 (68.6)	43 (27.6)	5 (3.2)	(0.6)	(0.0)	0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	156 (100.0)
	5~10 年未満	194 (48.4)	110 (27.4)	59 (14.7)	23 (5.7)	9 (2.2)	4 (1.0)		0.0)	(0.0)	(0.0)	401 (100.0)
	10~15 年未満	102 (30.5)	101 (30.2)	67 (20.1)	36 (10.8)	12 (3.6)	7 (2.1)	7 (2.1)	(0.3)	(0.0)	(0.3)	334 (100.0)
通算 経験	15~20 年未満	101 (31.9)	77 (24.3)	61 (19.2)	43 (13.6)	19 (6.0)	6 (1.9)	6	(0.9)		(0.0)	317 (100.0)
年月	20~25 年未満	65	59	59	21	21	6	12	2	0	1	246
	25~30 年未満	(26.4)	(24.0)	(24.0)	(8.5) 19	(8.5)	(2.4)	(4.9)	(0.8)	(0.0)	(0.4)	(100.0)
		(32.1)	(23.0)	(18.2) 25	(9.1) 17	(6.2) 11	(3.3)	(2.4)	(2.4)	(1.0)	(1.9)	(100.0) 164
	30~35 年未満	(39.0) 21	(20.7) 11	(15.2) 14	(10.4) 8	(6.7) 6	(3.0)	(1.8)	(1.2)	(0.6)	(1.2)	(100.0) 66
	35 年以上	(31.8)	(16.7)	(21.2)	(12.1)	(9.1)	(4.5)	(3.0)	(0.0)	(0.0)	(1.5)	(100.0)
	無回答	72 60.5	18 15.1	12 10.1	8 6.7	5 4.2	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	119 100.0
	合計	953 (43.4)	517 (23.5)	346 (15.8)	178 (8.1)	96 (4.4)	39 (1.8)		13 (0.6)		9 (0.4)	2,196 (100.0)

#### 5) 勤務先での職種

回答者の現在の勤務先での職種は、「保健師」0.9%、「助産師」3.1%、「看護師」91.5%、「准看護師」4.2%であった。

表 I -2-5) 勤務先での職種

保健師	20
(本)(E)(1)	(0.9)
助産師	67
均压叩	(3.1)
看護師	2,010
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(91.5)
准看護師	93
/任信 設則	(4.2)
無回答	6
無凹音	(0.3)
合計	2,196
	(100.0)

#### 6) 雇用形態

回答者の雇用形態は、「正規職員(フルタイム勤務)」89.1%、「正規職員(短時間勤務)」 1.2%、「正規職員(産休、育児・介護など休業中)」4.4%であった。

表 I -2-6) 雇用形態

, ,_,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
正規職員(フルタイム勤務)	1,957
正、成職員(フルダイム動務)	(89.1)
正規職員(短時間勤務)	27
工况极兵(处时间到初/	(1.2)
正規職員(産休、育児・介護など休業中)	96
	(4.4)
上記以外	112
工能数件	(5.1)
   無回答	4
無回音	(0.2)
合計	2,196
	(100.0)

#### 7) 職位

回答者の職位は、「スタッフ(非管理職)」69.8%、「中間管理職」23.5%、「管理職」3.1%、「非管理職で高度専門性を活かした役割」1.4%であった。

表 I -2-7) 職位

フクルラ/北佐江田町	1,532
スタッフ(非管理職) 	(69.8)
中間管理職	515
(主任相当職、副看護師長相当職、看護師長相当職)	(23.5)
管理職 (副看護部長相当職、看護部長相当職(部長専任)、	68
副信長相当職(部長兼任)、副院長相当職(副院長専任)	(3.1)
北英田暎木立在市田州ナエム」との別	30
非管理職で高度専門性を活かした役割 	(1.4)
その他	45
その他	(2.0)
Ann I Sal Cale	6
無回答	(0.3)
合計	2,196
	(100.0)

#### 8) 勤務形態

回答者の勤務形態は、「日勤のみ」24.0%、「二交代・変則二交代制勤務」40.0%、「三交代・変則三交代制勤務」27.6%などであった。

表 I -2-8) 勤務形態

7 -333	
日勤のみ	528
口到のみ	(24.0)
二交代・変則二交代制勤務	878
一大10 交织一大10响到初	(40.0)
三交代・変則三交代制勤務	605
	(27.6)
上記交代制以外の交代制勤務	72
	(3.3)
   夜勤専従	11
牧刧寺促	(0.5)
その他	94
- E 07 IE	(4.3)
無回答	8
無凹台	(0.4)
合計	2,196
	(100.0)

# Ⅱ. 賃金表および賃金額

#### 1. 賃金表の有無

回答者が勤務している病院について、賃金表の有無は、「賃金表がある」60.0%、「賃金表がない」14.0%、「わからない」25.7%であった。

表Ⅱ-1 賃金表の有無

		賃金表がある	賃金表がない	わからない	無回答	合計
	20~24 歳	46	9	67	1	123
	201-24 脉	(37.4)	(7.3)	(54.5)	(0.8)	(100.0)
	25~29 歳	146	57	133	0	336
	23.0 29 脉	(43.5)	(17.0)	(39.6)	(0.0)	(100.0)
	30~34 歳	161	38	103	1	303
	30~34 成	(53.1)	(12.5)	(34.0)	(0.3)	(100.0)
	35~39 歳	214	52	94	1	361
	35~39 成	(59.3)	(14.4)	(26.0)	(0.3)	(100.0)
	40~44 歳	221	52	79	1	353
左临床机		(62.6)	(14.7)	(22.4)	(0.3)	(100.0)
年齢階級		192	47	34	1	274
		(70.1)	(17.2)	(12.4)	(0.4)	(100.0)
	50~54 歳	172	33	37	1	243
	50~54 成	(70.8)	(13.6)	(15.2)	(0.4)	(100.0)
	55~59 歳	142	14	14	0	170
	55~59 成	(83.5)	(8.2)	(8.2)	(0.0)	(100.0)
	co 뉴마 L	19	4	3	0	26
	60 歳以上	(73.1)	(15.4)	(11.5)	(0.0)	(100.0)
	—————————————————————————————————————	5	1	1	0	7
	無回答	(71.4)	(14.3)	(14.3)	(0.0)	(100.0)
	<u></u>	1,318	307	565	6	2,196
	合計	(60.0)	(14.0)	(25.7)	(0.3)	(100.0)

#### 2. 賃金表の公表状況

回答者が勤務している病院について、賃金表の公表状況は、「公表されている」74.5%、「公表されていない」14.9%、「わからない」9.8%であった。

表Ⅱ-2 賃金表の公表状況

		公表されて いる	公表されて いない	わからない	無回答	合計
	20~24 歳	37	2	7	0	46
	20.024 城	(80.4)	(4.3)	(15.2)	(0.0)	(100.0)
	25~29 歳	118	8	20	0	146
	25~29 成	(80.8)	(5.5)	(13.7)	(0.0)	(100.0)
	30~34 歳	119	18	23	1	161
	30~34 戚	(73.9)	(11.2)	(14.3)	(0.6)	(100.0)
	35~39 歳	160	32	22	0	214
	35~39 麻	(74.8)	(15.0)	(10.3)	(0.0)	(100.0)
	40 - 44 5	156	42	20	3	221
左纵似	40~44 歳	(70.6)	(19.0)	(9.0)	(1.4)	(100.0)
年齢階級	45 - 40 %	135	38	18	1	192
	45~49 歳	(70.3)	(19.8)	(9.4)	(0.5)	(100.0)
	FO . F4 **	139	21	10	2	172
	50~54 歳	(80.8)	(12.2)	(5.8)	(1.2)	(100.0)
	FF F0.45	101	33	7	1	142
	55~59 歳	(71.1)	(23.2)	(4.9)	(0.7)	(100.0)
	00 th N L	12	3	2	2	19
	60 歳以上	(63.2)	(15.8)	(10.5)	(10.5)	(100.0)
		5	0	0	0	5
	無回答	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
		982	197	129	10	1,318
	合計	(74.5)	(14.9)	(9.8)	(0.8)	(100.0)

# 3. 賃金額

# 1)給与総月額

育児・介護など休業中を除く) について、2013年1月の給与総月額は、平均374,298円で、「30~35万円未満」が21.5%で 最も多く、次いで、「35~40 万円未満」19.7%、「40~45 万円未満」13.9%、「25~30 万円未満」13.5%などであった。 (産休、 正規職員

給与総月額:(『手取り額』ではなく、所得税や雇用保険、健康保険、年金等の社会保険料を控除する前の『総支給額』を指す。また、手当額も含む。)

表Ⅱ-3-1) 給与総月額

		20 万円 未満	20~25万円 未満	25~30万円 未満	30~35万円 未満	35~40万円 未満	40~45万円 未満	45~50万円 未満	20~25万円 25~30万円 30~35万円 35~40万円 40~45万円 45~50万円 50~55万円 55~60万円 未満 未満 未満 未満 未満 未満	5~60万円 未満	60 万円 以上	無回答	合計	平均 (円)
	上田   田田   一一   日本   大田   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	3	68	260	423	391	275	192	105	23	15	151	1,957	975 651
B 10	上が戦員(ノルケイム制術)	(0.2)	(4.5)	(13.3)	(21.6)	(20.0)	(14.1)	(8.8)	(2.4)	(2.7)	(0.8)	(7.7)	(100.0)	373,031
<b>無</b> 五 5 影	工组牌号(短時間勒黎)	2	8	7	3	0	0	0	0	0	0	7	27	059 100
	上 况 戦 員 (	(7.4)	(29.6)	(25.9)	(11.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(25.9)	(100.0)	232,100
	14:1/+ 稍 苗 翳 /	5	06	242	352	285	143	71	29	17	3	109	1,346	045 240
	イダンノ(井'百'荘順)	(0.4)	(6.7)	(18.0)	(26.2)	(21.2)	(10.6)	(5.3)	(2.2)	(1.3)	(0.2)	(8.1)	(100.0)	340,713
	十二年田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	0	8	20	54	84	116	105	28	25	7	38	510	001001
	于国官班爵	(0.0)	(0.6)	(3.9)	(10.6)	(16.5)	(22.7)	(20.6)	(11.4)	(4.9)	(1.4)	(7.5)	(100.0)	432,180
	44.田.种	0	0	0	4	9	8	13	17	10	2	5	89	050 308
1	11年	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.9)	(8.8)	(11.8)	(19.1)	(25.0)	(14.7)	(7.4)	(7.4)	(100.0)	495,079
賴江	非管理職で高度専門性を	0	2	-	8	11	4	1	1		0	0	29	030 020
	活かした役割	(0.0)	(6.9)	(3.4)	(27.6)	(37.9)	(13.8)	(3.4)	(3.4)	(3.4)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	372,009
	h 分	0	ı	4	8	4	4	1	0	0	0	9	28	241 600
	型のと	(0.0)	(3.6)	(14.3)	(28.6)	(14.3)	(14.3)	(3.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(21.4)	(100.0)	341,082
	即	0	ı	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3	265 000
	第二帝	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	303,000
	수타	2	6	267	426	391	275	192	105	53	15	158	1,984	006 176
	Ξ.	(80)	(4 0)	(125)	(915)	(107)	(130)	(4 0)	(53)	(7.6)	(80)	(08)	(1000)	3/4,230

		20 万円 未満	20~25万円 25~30万円 未満 未満	25~30万円 未満	30~35万円 未満	35~40万円 未満	30~35万円 35~40万円 40~45万円 未満 未満 未満	45~50万円 50~55万円 55~60万円 未満 未満 未満	50~55万円 未満	55~60万円 未満	60 万円 以上	無回答	合計	平 (田)
	4 70~00	0	16	42	34	11	2	1	0	0	0	16	122	206 520
	20~24 威	(0.0)	(13.1)	(34.4)	(27.9)	(0.0)	(1.6)	(0.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(13.1)	(100.0)	290,338
	帮 00:- 30	0	17	69	119	19	13	2	0	0	0	18	299	000
	22~23 版	(0.0)	(2.7)	(23.1)	(39.8)	(20.4)	(4.3)	(0.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	321,698
	\$ 2000	l.	19	51	79	51	20	9	1	0	0	20	248	000
	30~34 豚	(0.4)	(7.7)	(20.6)	(31.9)	(20.6)	(8.1)	(2.4)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(8.1)	(100.0)	328,189
	事 00:-30	I.	19	40	77	82	45	20	9	1	0	24	315	0
	20~20~20	(0.3)	(0.0)	(12.7)	(24.4)	(26.0)	(14.3)	(6.3)	(1.9)	(0.3)	(0.0)	(7.6)	(100.0)	355,019
	\$ ************************************	2	6	26	44	82	09	42	16	6	-	28	319	000
在 悲心胜 经	40~44 感	(0.6)	(2.8)	(8.2)	(13.8)	(25.7)	(18.8)	(13.2)	(2.0)	(2.8)	(0.3)	(8.8)	(100.0)	392,110
十四中四次	帮 07:-37	L .	9	14	33	44	22	45	24	15	0	19	256	000
	43~49 原	(0.4)	(2.3)	(5.5)	(12.9)	(17.2)	(21.5)	(17.6)	(9.4)	(2.9)	(0.0)	(7.4)	(100.0)	416,890
	帮 ************************************	0	10	18	26	41	43	38	30	11	7	12	236	0.00
	文章 + 5~ 500 mg mg mg mg mg mg mg mg mg mg mg mg mg	(0.0)	(4.2)	(7.6)	(11.0)	(17.4)	(18.2)	(16.1)	(12.7)	(4.7)	(3.0)	(5.1)	(100.0)	419,737
	<b>4</b> 03: ~ 33	0	-	5	10	16	32	35	23	16	9	17	161	4 0 14
	な場合のこの	(0.0)	(0.6)	(3.1)	(6.2)	(6.6)	(19.9)	(21.7)	(14.3)	(6.6)	(3.7)	(10.6)	(100.0)	439,133
	1 1	0	0	2	2	က	4	2	4	0	-	3	21	10000
	上交 验 00	(0.0)	(0.0)	(9.5)	(9.5)	(14.3)	(19.0)	(6.5)	(19.0)	(0.0)	(4.8)	(14.3)	(100.0)	420,011
	<b>第</b>	0	0	0	2	0	-	-	_	-	0	_	7	422 500
	中国集	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(28.6)	(0.0)	(14.3)	(14.3)	(14.3)	(14.3)	(0.0)	(14.3)	(100.0)	433,300
	\$\day{\day{}}	2	16	267	426	391	275	192	105	23	15	158	1,984	000 170
	Ξ D	(0.3)	(4.9)	(13.5)	(21.5)	(19.7)	(13.9)	(9.7)	(5.3)	(2.7)	(0.8)	(8.0)	(100.0)	3/4,230

# 2) 基本給月額

育児・介護など休業中を除く) について、2013年1月の基本給月額は、平均274,375円で、「20~25万円未満」が31.4%で 最も多く、次いで、「25~30万円未満」20.1%、「30~35万円未満」14.7%、「35~40万円未満」11.8%、「20万円未満」10.1%などであった。 正規職員(産休、

表Ⅱ-3-2)基本給月額

20万円 20~25万円 25~30万円 30~35万 未踏 未踏 未踏 未翻 未翻 193 614 396 9	20~25万円 25~30万円 30~35万米新 米謝 米謝 米謝 141	25~30万円 30~357 未議 未端	30~357	万円 (3	35~40万円, 未満	40~45万円 未謝	45~50万円 未満	30~35万円 35~40万円 40~45万円 45~50万円 50~55万円 55~60万円 未辦 未辦 未辦 未辦 未辦 未納 (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	55~60万円 未満	60 万円 以上	無回	合計	中 (五)
	(6.9)	(31.4)	(20.2)	(14.8)	(12.0)	(3.9)	(0.4)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(7.2)	(100.0)	275,087
~	8	6	2	-	0	0	0	0	0	0	7	27	007 006
(29.6)		(33.3)	(7.4)	(3.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(25.9)	(100.0)	203,700
177		244	276	156	72	14	1	0	0	0	106	1,346	261 106
(13.2)		(40.4)	(20.5)	(11.6)	(5.3)	(1.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(7.9)	(100.0)	201,102
15	_	29	91	122	141	44	4	1	0	0	33	510	222 507
(2.9)		(11.6)	(17.8)	(23.9)	(27.6)	(8.6)	(0.8)	(0.2)	(0.0)	(0.0)	(6.5)	(100.0)	186,226
-	_	7	11	4	17	81	3	2	1	1	3	89	271 003
(1.5)		(10.3)	(16.2)	(2.9)	(25.0)	(26.5)	(4.4)	(5.9)	(1.5)	(1.5)	(4.4)	(100.0)	360,178
3		2	11	2	4	0	0	0	0	0	1	29	708 976
(10.3)		(17.2)	(37.9)	(17.2)	(13.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(3.4)	(100.0)	700,077
4		80	7	4	-	0	0	0	0	0	4	28	269 696
(14.3)	_	(28.6)	(25.0)	(14.3)	(3.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(14.3)	(100.0)	536,262
_		0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	က	250,000
(33.3)		(0.0)	(66.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	230,000
201		623	398	291	235	9/	8	ဇ	_		147	1,984	370 770
(10.1)		(31.4)	(20.1)	(14.7)	(11.8)	(3.8)	(0.4)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(7.4)	(100.0)	6/6,4/2

		20 万円 未満	20~25万円: 未満	25~30万円 未満	30~35万円 未満	35~40万円 未満	20~25万円 25~30万円 30~35万円 35~40万円 40~45万円 45~50万円 50~55万円 55~60万円 未済 未満 未満 未済 未済 未済 未済 未済 未済 未済	45~50万円 未満	50~55万円 未満	55~60万円 未満	60 万円 以上	無回答	合計	平均 (田)
	20~24 歳	41	28	4	-	0	0	0	0	0	0	18	122	203 644
	×	(33.6)	(47.5)	(3.3)	(0.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(14.8)	(100.0)	0,0
	4 00:- 30	44	211	21	-	0	0	0	0	0	0	22	299	221
	20~62~62	(14.7)	(20.6)	(7.0)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(7.4)	(100.0)	007,122
	# ***	33	114	75	2	0	0	0	0	0	0	21	248	100
	50~54 原	(13.3)	(46.0)	(30.2)	(2.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(8.5)	(100.0)	233,183
	4 00	28	93	126	49	0	-	0	0	0	0	18	315	000 510
	30~39 原	(8.9)	(29.5)	(40.0)	(15.6)	(0.0)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(5.7)	(100.0)	757,167
	# ***	20	62	71	110	30	2	0	-	0	0	23	319	306 306
在地心际名	46~44 感	(6.3)	(19.4)	(22.3)	(34.5)	(9.4)	(0.6)	(0.0)	(0.3)	(0.0)	(0.0)	(7.2)	(100.0)	260,393
十四十四次	乗 の・・・ コア	14	36	47	64	72	7	1	0	0	0	15	256	000
	43~49 原	(5.5)	(14.1)	(18.4)	(25.0)	(28.1)	(2.7)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(2.9)	(100.0)	308,739
	\$P\$ 11 00	13	34	35	32	82	22	3	1	0	0	14	236	0000
	50~54 原	(5.5)	(14.4)	(14.8)	(13.6)	(34.7)	(9.3)	(1.3)	(0.4)	(0.0)	(0.0)	(2.9)	(100.0)	322,246
	排 09:-23	7	=	16	26	44	38	4	-	-	_	12	191	256 200
	20.00000000000000000000000000000000000	(4.3)	(8.8)	(6.6)	(16.1)	(27.3)	(23.6)	(2.5)	(0.6)	(0.6)	(0.6)	(7.5)	(100.0)	200,000
	4 2 4 2 3	_	က	2	2	9	5	0	0	0	0	2	21	025 570
	50 医次十	(4.8)	(14.3)	(6.5)	(6.5)	(28.6)	(23.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(6.5)	(100.0)	6/6,000
	# 阿 ※	0	-	-	-	-	-	0	0	0	0	2	7	007 710
		(0.0)	(14.3)	(14.3)	(14.3)	(14.3)	(14.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(28.6)	(100.0)	004,716
	수타	201	623	398	291	235	9/	8	3	-	-	147	1,984	370 770
	<u>п</u>	(10.1)	(31.4)	(20.1)	(14.7)	(11.8)	(3.8)	(0.4)	(0.2)	(0.1)	(0.1)	(7.4)	(100.0)	274,373

調査票上では、『手取り額』や、所得税、保険、年金等を控除する前の『総支給額』ではなく、給与明細の『基本給』に記載されている額を回答するように指示した。基本給以外に能 力給等が設定されている場合、その金額は上記の集計結果には反映されないため、注意が必要である。 \*

# Ⅲ. 時間外手当・夜勤手当

#### 1. 時間外手当

#### 1) 時間外手当の支給対象者

正規職員(産休、育児・介護など休業中を除く)について、時間外手当の支給対象は、「支給対象である」86.3%であり、一方、「支給対象でない」12.0%であった。

表Ⅲ-1-1) 時間外手当の支給対象者

		支給対象である	支給対象 ではない	無回答	合計
	正規職員(フルタイム勤務)	1,693	231	33	1,957
雇用形態		(86.5)	(11.8)	(1.7)	(100.0)
7,2713715725	」   正規職員(短時間勤務)	19	7	1	27
	正/元4级吴(/亚州日至/17//	(70.4)	(25.9)	(3.7)	(100.0)
	スタッフ(非管理職)	1,273	53	20	1,346
	ヘダゲノ(非自生戦)	(94.6)	(3.9)	(1.5)	(100.0)
	   中間管理職	373	126	11	510
	中间自连帆	(73.1)	(24.7)	(2.2)	(100.0)
	管理職	10	56	2	68
職位	自生戦	(14.7)	(82.4)	(2.9)	(100.0)
	非管理職で高度専門性を活かした役割	27	2	0	29
		(93.1)	(6.9)	(0.0)	(100.0)
	7.0.lh	27	1	0	28
	その他	(96.4)	(3.6)	(0.0)	(100.0)
	無回答	2	0	1	3
	<u>無</u> 凹百 	(66.7)	(0.0)	(33.3)	(100.0)
	合計	1,712	238	34	1,984
		(86.3)	(12.0)	(1.7)	(100.0)

## 2) 時間外手当額

2013年1月に支給された時間外手当額(2012年12月稼働分)は、平均25,342円で、「1万円未満」が23.7%で最も多く、次いで、「1万円~2 万円未満」15.4%、「2 万円~3 万円未満」11.0%であった。

表皿-1-2) 時間外手当額

		支給されて いない (0 円を含む)	1万円未満	1万円~ 2万円未満(	2 万円~ 3 万円未満	3万円~ 4万円未満	4 万円~ 5 万円未満	5万円~ 6万円未満	6 万円~ 7 万円未満	7 万円~ 8 万円未満 !	8 万円~ 9 万円未満	9万円~ 10万円 未満	10 万円 以上	無回答	合計	平(田)
		213	401	260	184	154	68	69	23	37	20	22	54	134	1,693	0 1 1 0
旧田兄能	<b>止 祝戦員(ノルダイム 勤務)</b>	(12.6)	(23.7)	(15.4)	(10.9)	(9.1)	(5.3)	(4.1)	(3.1)	(2.2)	(1.2)	(1.5)	(3.2)	(7.9)	(100.0)	20,016
<b>雇工</b> 员员	工相聯合《后吐間新黎》	2	2	3	4	1	0	0	0	0	0	0	0	1	19	9100
	止 祝暇貝( '松 時間 劉秀)	(26.3)	(26.3)	(15.8)	(21.1)	(5.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(5.3)	(100.0)	00,01
	74…7/非饰田聃》	158	338	204	142	117	64	43	32	19	13	12	20	108	1,273	010
	くダンノ(非官・年帳)	(12.4)	(26.6)	(16.0)	(11.2)	(9.2)	(2.0)	(3.4)	(2.7)	(1.5)	(1.0)	(6.0)	(1.6)	(8.5)	(100.0)	170,12
	中国然田聯	48	58	47	39	36	22	23	17	15	7	13	27	21	373	70000
	中间官理卿	(12.9)	(15.5)	(12.6)	(10.5)	(9.7)	(2.9)	(6.2)	(4.6)	(4.0)	(1.9)	(3.5)	(7.2)	(2.6)	(100.0)	30,204
	###	2	0	0	_	0	-	0	0	-	0	0	က	2	10	71.050
北雅	15. 连帆	(20.0)	(0.0)	(0.0)	(10.0)	(0.0)	(10.0)	(0.0)	(0.0)	(10.0)	(0.0)	(0.0)	(30.0)	(20.0)	(100.0)	067,17
41以17人	非管理職で高度専門性を	8	2	9	2	-	-	2	-	_	0	0	က	2	27	0,00
	活かした役割	(11.1)	(7.4)	(22.2)	(18.5)	(3.7)	(3.7)	(7.4)	(3.7)	(3.7)	(0.0)	(0.0)	(11.1)	(7.4)	(100.0)	38,040
	h 94	9	8	2	_	-	-	-	0	_	0	0	-	2	27	10 0 40
	引のよ	(22.2)	(29.6)	(18.5)	(3.7)	(3.7)	(3.7)	(3.7)	(0.0)	(3.7)	(0.0)	(0.0)	(3.7)	(7.4)	(100.0)	18,840
	1	-	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	無回告	(50.0)	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	9,000
	<b>→</b>	218	406	263	188	155	68	69	53	37	20	25	54	135	1,712	010
		(12.7)	(23.7)	(15.4)	(11.0)	(9.1)	(5.2)	(4.0)	(3.1)	(2.2)	(1.2)	(1.5)	(3.2)	(7.9)	(100.0)	745,02

# 3) 実際に行った時間外労働時間

2013年1月に支給された時間外手当額(2012年12月稼働分)の算出対象となった期間に実際に行った時間外労働時間は、平均14.6時間で、 [5 時間未満] 14.5%、[5 時間~10 時間未満] 11.4%「10 時間~15 時間未満] 11.7%などであった。

表皿-1-3) 実際に行った時間外労働時間

		残業して いない (0時間)	5 時間未満	5 時間~ 10 時間 未満	10 時間~ 15 時間 未満	15 時間~ 20 時間 未満	20 時間~ 30 時間 未満	30 時間~ 40 時間 未満	40 時間~ 50 時間 未満	50 時間~ 60 時間 未満	60 時間 以上	無回答	中	平均 (時間)
	一十 田 田 三 一 一 一 中 五 次 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	74	241	192	196	128	166	77	47	16	24	532	1,693	
田見	<b>止 祝 暇 貝(ノルダイム 勤務)</b>	(4.4)	(14.2)	(11.3)	(11.6)	(7.6)	(8.8)	(4.5)	(2.8)	(0.0)	(1.4)	(31.4)	(100.0)	14./
— 年 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	工甘草鱼/生叶目井沙	1	7	3	4	0	1	0	0	0	0	3	19	7
	止 <b>况</b>	(5.3)	(36.8)	(15.8)	(21.1)	(0.0)	(5.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(15.8)	(100.0)	0.4
	7 71/井郎田聯〉	24	192	142	126	94	121	20	27	9	13	418	1,273	707
	くダンノ(手音・年帳)	(4.2)	(15.1)	(11.2)	(12.3)	(7.4)	(6.2)	(3.9)	(2.1)	(0.5)	(1.0)	(32.8)	(100.0)	4.0
	1 日	16	12	43	37	27	39	23	17	6	11	100	373	7 7 0
	中间官理概	(4.3)	(13.7)	(11.5)	(6.6)	(7.2)	(10.5)	(6.2)	(4.6)	(2.4)	(2.9)	(26.8)	(100.0)	6.71
	444 11日 1444	2	0	-	-	0	-	2	2	0	0	-	10	0
拉	11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.	(20.0)	(0.0)	(10.0)	(10.0)	(0.0)	(10.0)	(20.0)	(20.0)	(0.0)	(0.0)	(10.0)	(100.0)	7.77
4成7.7	非管理職で高度専門性を	2	0	5	4	5	က	2	<u>-</u>	-	0	4	27	7
	活かした役割	(7.4)	(0.0)	(18.5)	(14.8)	(18.5)	(11.1)	(7.4)	(3.7)	(3.7)	(0.0)	(14.8)	(100.0)	6.71
	h H	-	5	4	2	2	2	0	0	0	0	=	27	d
	ബ.co 2-	(3.7)	(18.5)	(14.8)	(7.4)	(7.4)	(7.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(40.7)	(100.0)	9.0
	<b>第</b>	0	0	0	0	0	_	0	0	0	0	-	2	0
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(100.0)	73.0
	수타	75	248	195	200	128	167	77	47	16	24	535	1,712	1 4 6
	п П	(4.4)	(14.5)	(11.4)	(11.7)	(7.5)	(8.6)	(4.5)	(2.7)	(6.0)	(1.4)	(31.3)	(100.0)	0.4-0

# 4) 時間外手当が支払われた時間

2013年1月に支給された時間外手当額(2012年12月稼働分)の算出対象となった期間に実際に行った時間外労働時間のうち、時間外手当が 支払われた時間は、平均 8.7 時間で、「5 時間未満」22.4%、「5 時間~10 時間未満」13.6%、「10 時間~15 時間未満」8.6%などあった。

表皿-1-4)実際に行った時間外労働時間のうち時間外手当が支払われた時間

		残業して いない (0時間)	5 時間未満	5 時間~ 10 時間 末満	10 時間~ 15 時間 未満	15 時間~ 20 時間 未満	20 時間~ 30 時間 未満	30 時間~ 40 時間 未満	40 時間~ 50 時間 未満	50 時間~ 60 時間 未満	60 時間 以上	無回答	合計	平均 (時間)
	十 日 野 回 / 一 二 女 ツ /	179	377	230	144	92	6/	43	17	2	4	526	1,693	0
10 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	上 祝 暇 貝(ノルダイム 当)%)	(10.6)	(22.3)	(13.6)	(8.5)	(5.4)	(4.7)	(2.5)	(1.0)	(0.1)	(0.2)	(31.1)	(100.0)	χ. Σ.
雇用方影	(多种目为)	2	9	2	3	0	0	0	0	0	0	3	19	4.0
	止 况 戦 員 (	(26.3)	(31.6)	(10.5)	(15.8)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(15.8)	(100.0)	4.2
	7 7 11 / 非 俄 田 醂 /	133	300	166	111	<b>L9</b>	46	17	6	1	3	420	1,273	
	ヘダツノ(手音・年帳)	(10.4)	(23.6)	(13.0)	(8.7)	(2.3)	(3.6)	(1.3)	(0.7)	(0.1)	(0.2)	(33.0)	(100.0)	11
	地田沙昌十	41	77	52	31	17	29	21	7	1	1	92	373	7
	中间官理概	(11.0)	(20.6)	(13.9)	(8.3)	(2.6)	(7.8)	(5.6)	(1.9)	(0.3)	(0.3)	(24.7)	(100.0)	0.11
	祖 田 掛	2	0	2	-	0	-	2	1	0	0	1	10	7
世種	自年順	(20.0)	(0.0)	(20.0)	(10.0)	(0.0)	(10.0)	(20.0)	(10.0)	(0.0)	(0.0)	(10.0)	(100.0)	19.0
拉	非管理職で高度専門性を	က	2	∞	2	က	ო	2	0	0	0	4	27	0
	活かした役割	(11.1)	(7.4)	(29.6)	(7.4)	(11.1)	(11.1)	(7.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(14.8)	(100.0)	12.3
	h 64	4	4	4	2	_	0	_	0	0	0	11	27	6 1
	型のよ	(14.8)	(14.8)	(14.8)	(7.4)	(3.7)	(0.0)	(3.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(40.7)	(100.0)	6.7
	<b>第</b> 国	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	Ċ
	第四条	(20.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(100.0)	0.0
	수타	184	383	232	147	92	79	43	17	2	4	529	1,712	7 0
		(10.7)	(22.4)	(13.6)	(8.6)	(5.4)	(4.6)	(2.5)	(1.0)	(0.1)	(0.2)	(30.9)	(100.0)	۵. /
														1

### 5) 支給される時間外手当に対する納得度

支給される時間外手当に対する納得度は、「納得している」19.6%、「少し納得している」21.8%であり、一方、「納得していない」43.4%であった。

表Ⅲ-1-5) 支給される時間外手当に対する納得度

		納得 している	少し納得している	どちらとも いえない	納得して いない	無回答	合計
	スタッフ(非管理職)	233	274	140	572	54	1,273
		(18.3) 87	(21.5) 85	(11.0)	(44.9) 148	(4.2) 14	(100.0)
	中間管理職	(23.3)	(22.8)	(10.5)	(39.7)	(3.8)	(100.0)
	<u>₩</u> ΤΕΙ ΕΝΝ	6	1	2	0	1	10
職位	管理職 	(60.0)	(10.0)	(20.0)	(0.0)	(10.0)	(100.0)
100 100	   非管理職で高度専門性を活かした役割	4	8	4	11	0	27
	7 1 1 2 1 2 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2	(14.8)	(29.6)	(14.8)	(40.7)	(0.0)	(100.0)
	その他	5 (18.5)	(22.2)	5 (18.5)	11 (40.7)	0 (0.0)	27 (100.0)
		(18.3)	(22.2)	(18.5)	(40.7)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(50.0)	(0.0)	(100.0)
	Д #h Ф 7:	84	55	25	84	16	264
	日勤のみ	(31.8)	(20.8)	(9.5)	(31.8)	(6.1)	(100.0)
	│ │ 二交代·変則二交代制勤務	111	172	81	381	25	770
		(14.4)	(22.3)	(10.5)	(49.5)	(3.2)	(100.0)
	三交代・変則三交代制勤務	114	(01.5)	(10.5)	223	22	544
		(21.0)	(21.5)	(12.5)	(41.0) 27	(4.0)	(100.0)
勤務形態	上記以外の交代制勤務	(14.5)	(27.4)	(11.3)	(43.5)	(3.2)	(100.0)
		2	1	0	6	1	10
	│ 夜勤専従 │	(20.0)	(10.0)	(0.0)	(60.0)	(10.0)	(100.0)
	その他	15	11	10	20	3	59
	との他	(25.4)	(18.6)	(16.9)	(33.9)	(5.1)	(100.0)
	   無回答	0	1	0	2	0	3
		(0.0)	(33.3)	(0.0)	(66.7)	(0.0)	(100.0)
	20~24 歳	(13.5)	(27.0)	9 (8.1)	(45.9)	6 (5.4)	111 (100.0)
		42	64	25	150	8	289
	25~29 歳	(14.5)	(22.1)	(8.7)	(51.9)	(2.8)	(100.0)
	30~34 歳	32	54	20	119	8	233
	30~34 成	(13.7)	(23.2)	(8.6)	(51.1)	(3.4)	(100.0)
	   35~39 歳	46	56	38	145	9	294
		(15.6)	(19.0)	(12.9)	(49.3)	(3.1)	(100.0)
	40~44 歳	63 (22.6)	65 (23.3)	36 (12.9)	108 (38.7)	7 (2.5)	279 (100.0)
年齢階級		56	48	28	66	12	210
	45~49 歳	(26.7)	(22.9)	(13.3)	(31.4)	(5.7)	(100.0)
	FO. F4 15	45	37	18	66	8	174
	50~54 歳	(25.9)	(21.3)	(10.3)	(37.9)	(4.6)	(100.0)
	   55~59 歳	29	17	16	35	6	103
		(28.2)	(16.5)	(15.5)	(34.0)	(5.8)	(100.0)
	60 歳以上	(42.0)	(14.2)	(0.0)	(14.2)	(20.6)	(100.0)
		(42.9)	(14.3)	(0.0)	(14.3)	(28.6)	(100.0)
	無回答	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(100.0)
	A = 1	335	374	191	743	69	1,712
	合計	(19.6)	(21.8)	(11.2)	(43.4)	(4.0)	(100.0)

## 2. 夜勤手当

## 1) 夜勤手当額

「夜勤・交代制勤務をしている」と回答した者について、2013年1月の夜勤手当額 (2012年12月稼働分) は、平均 37,992 円で、「1万円未満」 4.7%、「1~2 万円未満」15.9%、「2~3 万円未満」11.4%、「3~4 万円未満」11.0%、「4~5 万円未満」10.2%などであった。

表皿-2-1) 夜勤手当額

***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial         ***Arial				1~2 万円	2.	3~4 万円	4~5万円	5~6万円	6~7万円	7~8 万円	8~9万円	9~10万円	10万円	無回%	中計	計 乙
大クシブ(非智理観)         44         170         112         136         113         71         60         39         116         20         28         305         111           中間管理機         70         (59)         (150)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120)         (120) <th></th> <th></th> <th></th> <th>压</th> <th>Ŕ</th> <th>压</th> <th>压</th> <th>压</th> <th>压</th> <th>压</th> <th>K K</th> <th>压</th> <th>N L</th> <th></th> <th></th> <th>Ê</th>				压	Ŕ	压	压	压	压	压	K K	压	N L			Ê
中間管理職		スタジュ(非管理職)	44	170	122	136	117	77	09	39	16	20	26	305	1,132	30 395
中間管理職         20         (14)         (23)         (24)         (59)         (17)         (8)         (7)         (8)         (7)         (8)         (7)         (8)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7)         (7) <th< th=""><th></th><th>く マンノ( 計 目 1世間)</th><th>(3.9)</th><td>(15.0)</td><td>(10.8)</td><td>(12.0)</td><td>(10.3)</td><td>(8.9)</td><td>(5.3)</td><td>(3.4)</td><td>(1.4)</td><td>(1.8)</td><td>(2.3)</td><td>(50.9)</td><td>(100.0)</td><td>09,990</td></th<>		く マンノ( 計 目 1世間)	(3.9)	(15.0)	(10.8)	(12.0)	(10.3)	(8.9)	(5.3)	(3.4)	(1.4)	(1.8)	(2.3)	(50.9)	(100.0)	09,990
管理職         (16.5)         (14.3)         (8.0)         (4.4)         (5.9)         (4.9)         (1.9)         (14.3)         (8.0)         (4.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)         (1.9)		十昌体明斯	20	22	41	23	27	17	8	5	2	1	9	80	287	100
管理職等で高度専門性を 非管理機で高度専門性を (5.3)         (6.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)         (16.7)<		御五月日山	(7.0)	(19.9)	(14.3)	(8.0)	(9.4)	(5.9)	(2.8)	(1.7)	(0.7)	(0.3)	(2.1)	(27.9)	(100.0)	100,15
手機等         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)         (167)		1 世	-	-	2	0	0	-	0	0	0	0	0	-	9	25,000
非管理職で高度専門性を         (5.3)         (10.5)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)         (1.6)	北推	自生物	(16.7)	(16.7)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(16.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(16.7)	(100.0)	23,000
表心上後割         (53)         (165)         (54)         (155)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156)         (156) <th< th=""><th>拉加</th><th>非管理職で高度専門性を</th><th>-</th><th>2</th><th>2</th><th>-</th><th>3</th><th>-</th><th>0</th><th>2</th><th>2</th><th>0</th><th>0</th><th>5</th><th>19</th><th>00101</th></th<>	拉加	非管理職で高度専門性を	-	2	2	-	3	-	0	2	2	0	0	5	19	00101
その他         (3.3)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8)         (1.8) <th< th=""><th></th><th>活かした役割</th><th>(5.3)</th><th>(10.5)</th><th>(10.5)</th><th>(5.3)</th><th>(15.8)</th><th>(5.3)</th><th>(0.0)</th><th>(10.5)</th><th>(10.5)</th><th>(0.0)</th><th>(0.0)</th><th>(26.3)</th><th>(100.0)</th><th>43,429</th></th<>		活かした役割	(5.3)	(10.5)	(10.5)	(5.3)	(15.8)	(5.3)	(0.0)	(10.5)	(10.5)	(0.0)	(0.0)	(26.3)	(100.0)	43,429
(45) (45) (45) (45) (45) (45) (45) (45)		w 6 4	2	က	0	2	3	-	2	0	_	-	2	5	22	770 07
無回答         (33.3)         (0.0)         (33.3)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0) <t< th=""><th></th><th>和100.2</th><th>(9.1)</th><th>(13.6)</th><th>(0.0)</th><th>(9.1)</th><th>(13.6)</th><th>(4.5)</th><th>(9.1)</th><th>(0.0)</th><th>(4.5)</th><th>(4.5)</th><th>(9.1)</th><th>(22.7)</th><th>(100.0)</th><th>49,247</th></t<>		和100.2	(9.1)	(13.6)	(0.0)	(9.1)	(13.6)	(4.5)	(9.1)	(0.0)	(4.5)	(4.5)	(9.1)	(22.7)	(100.0)	49,247
一		1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	ı	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	16,000
自勤のみ         (00)         (375)         (00)         (00)         (125)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (120)         (120)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)         (121)		中国 #	(33.3)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(100.0)	10,000
二交代・変則二交代制勤務         (375)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (00)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100)         (100) <th< th=""><th></th><th>本 4.</th><th>0</th><th>3</th><th>0</th><th>0</th><th>0</th><th>0</th><th>1</th><th>0</th><th>0</th><th>0</th><th>0</th><th>4</th><th>8</th><th>350.00</th></th<>		本 4.	0	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	4	8	350.00
三交代·変則二交代制勤務         37         104         90         93         69         69         69         49         35         10         15         24         195         69           二交代·変則二交代制勤務         (45)         (12.7)         (11.3)         (11.2)         (12.1)         (11.3)         (12.1)         (12.1)         (11.3)         (12.1)         (12.9)         (12.9)         (12.9)         (11.3)         (12.9)         (11.3)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)         (12.1)<		なのぼ口	(0.0)	(37.5)	(0.0)	(0.0)	(0:0)	(0.0)	(12.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(20.0)	(100.0)	24,873
一大12 (13)         (4.5)         (12.7)         (11.3)         (11.3)         (12.1)         (8.4)         (6.0)         (4.3)         (1.2)         (1.8)         (2.9)         (2.38)         (100)           三交代·変則三交代制勤務         (50)         (19.7)         (11.3)         (11.4)         (7.9)         (4.5)         (3.4)         (1.0)         (1.8)         (2.9)         (2.9)         (2.9)         (1.4)         (7.9)         (4.5)         (3.4)         (2.0)         (1.6)         (0.9)         (0.9)         (0.9)         (0.9)         (0.9)         (0.9)         (0.9)         (0.9)         (0.9)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0) </th <th></th> <th>一 宏保, 亦則一 宏保制</th> <th>37</th> <th>104</th> <th>06</th> <th>93</th> <th>66</th> <th>69</th> <th>49</th> <th>35</th> <th>10</th> <th>15</th> <th>24</th> <th>195</th> <th>820</th> <th>41 130</th>		一 宏保, 亦則一 宏保制	37	104	06	93	66	69	49	35	10	15	24	195	820	41 130
三交代・変則三交代制勤務         28 (1.0)         110 (6.9)         64 (1.2.3)         41 (1.4.4)         25 (3.4)         4.5 (3.4)         11 (2.0)         11 (1.2.3)         41 (1.1.4)         7.9 (4.5)         4.5 (3.4)         (2.0)         (1.6)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)			(4.5)	(12.7)	(11.0)	(11.3)	(12.1)	(8.4)	(0.9)	(4.3)	(1.2)	(1.8)	(2.9)	(23.8)	(100.0)	41,139
一人はいまがに (5.0)         (19.7)         (19.3)         (11.4)         (7.9)         (4.5)         (3.4)         (2.0)         (1.6)         (0.9)         (0.7)         (3.06)         (10.6)           上記以外の交代制勤務         (8.3)         (12.3)         (11.4)         (7.9)         (4.5)         (4.2)         (3.4)         (2.0)         (1.6)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0		二次化,亦則二次化制 計数	28	110	69	64	44	25	19	1	6	2	4	171	259	22 690
上記以外の交代制勤務         (8.3)         (12.9)         (1.6)         (8.3)         (12.5)         (4.2)         (2.1)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)			(2.0)	(19.7)	(12.3)	(11.4)	(7.9)	(4.5)	(3.4)	(2.0)	(1.6)	(6.0)	(0.7)	(30.6)	(100.0)	32,000
本助のではまました。         (8.3)         (12.5)         (4.2)         (4.2)         (2.1)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)	24 74 42 4井	LIUAOな作制勘数	4	11	2	4	9	2	-	0	0	0	2	13	48	21 7/2
Here         0         1         1         0         0         0         0         0         2         4         1         1         1         1         0         0         0         0         0         2         4         1         1         1         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0         0	到你 吃	上に及びていて、町重が分	(8.3)	(22.9)	(10.4)	(8.3)	(12.5)	(4.2)	(2.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(4.2)	(27.1)	(100.0)	01,740
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		<b>左</b>	0	1	1	0	0	-	0	0	0	2	4	1	10	00000
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		次到守化	(0.0)	(10.0)	(10.0)	(0.0)	(0.0)	(10.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(20.0)	(40.0)	(10.0)	(100.0)	93,222
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		<b>4</b>	0	3	2	-	-	0	0	0	2	0	0	13	22	75 567
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		웨CO 2	(0.0)	(13.6)	(9.1)	(4.5)	(4.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(6.1)	(0.0)	(0.0)	(59.1)	(100.0)	20,007
(0.0)         (50.0)         (50.0)         (50.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)         (0.0)		即	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	000 66
69 233 168 162 150 97 70 46 21 22 34 397 (4.7) (4.7) (15.9) (11.0) (10.2) (6.6) (4.8) (3.1) (1.4) (1.5) (2.3) (27.0) (1		中国業	(0.0)	(20.0)	(20.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	23,000
$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		수타	69	233	168	162	150	16	70	46	21	22	34	397	1,469	2007
			(4.7)	(15.9)	(11.4)	(11.0)	(10.2)	(9.9)	(4.8)	(3.1)	(1.4)	(1.5)	(2.3)	(27.0)	(100.0)	266,16

※ 22時から5時までの深夜労働割増賃金部分を含まない。

現在の勤務形態が「日勤のみ」の回答者であっても、先月の勤務で夜勤を実施した可能性が考えられるため、勤務形態が「日勤のみ」である8名の回答は除去せず有効回答とした。 \*

### Ⅳ. 管理職手当

### 1. 管理職手当の有無

管理職手当の有無は、「管理職手当がある」68.5%であり、一方、「管理職手当はない」26.8%であった。

表Ⅳ-1 管理職手当の有無

			管理職手当 がある	管理職手当 はない	無回答	合計
中	設	国	15	19	2	36
			(41.7)	(52.8)	(5.6)	(100.0)
間	置	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	(00.0)	94	16	(100.0)
管	主	地方独立门政丛人、五立人于丛人	(22.0) 58	(66.7) 15	(11.3)	(100.0) 76
理	体	公的医療機関	(76.3)	(19.7)	(3.9)	(100.0)
職			(70.3)	(19.7)	(3.9)	(100.0)
		社会保険関係団体	(73.3)	(20.0)	(6.7)	(100.0)
		医床汁上用上	147	7	3	157
		医療法人·個人	(93.6)	(4.5)	(1.9)	(100.0)
		学校法人	18	0	1	19
		<b>子权从人</b>	(94.7)	(0.0)	(5.3)	(100.0)
		   公益社団法人、公益財団法人	24	2	0	26
			(92.3)	(7.7)	(0.0)	(100.0)
		その他	33	6	1	40
			(82.5)	(15.0)	(2.5)	(100.0)
		無回答	0	0	0	0
			(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		計	337	146	27 (5.2)	510
-			(66.1)	(28.6)	(5.3)	(100.0)
管	設	国	(60.0)	(40.0)	(0.0)	(100.0)
理	置	────────────────────────────────────	14	1	0	15
職	主	地方独立行政法人、公立大学法人	(93.3)	(6.7)	(0.0)	(100.0)
192	体	公的医療機関	5	0	0	5
	144	公司医療機関	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
		   社会保険関係団体	1	0	0	1
		III WANTER	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
		   医療法人・個人	29	5	0	34
			(85.3)	(14.7)	(0.0)	(100.0)
		学校法人	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	2
			(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
		公益社団法人、公益財団法人	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
			(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
		その他	(75.0)	(25.0)	(0.0)	(100.0)
			1	0	0	1
		無回答 	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
		=1	59	9	0	68
		計	(86.8)	(13.2)	(0.0)	(100.0)
			396	155	27	578
		ПП	(68.5)	(26.8)	(4.7)	(100.0)

### 2. 管理職手当の算定方法および手当額

「管理職手当がある」と回答した者について、管理職手当の算定方法は、「定額」89.4%、「基本給等の定率」7.6%であった。なお、管理職手当が定額である場合、2013年1月に支給された管理職手当額の平均は、中間管理職27,894円、管理職32,296円であった。

表Ⅳ-2 管理職手当の算定方法および手当額

			定額	基本給等 の定率	その他	無回答	合計	平均 (円)
中	設	国	9 (60.0)	4 (26.7)	(13.3)	0 (0.0)	15 (100.0)	47,000
間管	置主	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	22 (71.0)	4 (12.9)	3 (9.7)	2 (6.5)	31 (100.0)	26,905
理	体	公的医療機関	47 (81.0)	11 (19.0)	(0.0)	0 (0.0)	58 (100.0)	25,609
職		社会保険関係団体	8 (72.7)	(18.2)	(9.1)	0 (0.0)	(100.0)	20,200
		医療法人・個人	144 (98.0)	1 (0.7)	(0.7)	1 (0.7)	147 (100.0)	28,986
		学校法人	18 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	18 (100.0)	27,167
		公益社団法人、公益財団法人	(95.8)	(4.2)	0 (0.0)	0 (0.0)	(100.0) 24 (100.0)	30,045
		その他	31 (93.9)	(3.0)	(3.0)	0 (0.0)	33 (100.0)	21,581
		無回答	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	(0.0)	
		計	302 (89.6)	24 (7.1)	8 (2.4)	3 (0.9)	337 (100.0)	27,894
管	設	国	(33.3)	(66.7)	(0.0)	0(0,0)	3 (100.0)	99,000
理職	置主	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	13 (92.9)	(7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	14 (100.0)	59,923
相比	体	公的医療機関	2 (40.0)	(40.0)	(20.0)	0 (0.0)	5 (100.0)	54,500
		社会保険関係団体	(100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	(100.0)	75,000
		医療法人・個人	28 (96.6)	1 (3.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	29 (100.0)	63,043
		学校法人	(100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	(100.0)	65,000
		公益社団法人、公益財団法人	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	-
		その他	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)	42,000
		無回答	1 (100.0)	0 (0.0)	(0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)	40,000
		計	52 (88.1)	6 (10.2)	(1.7)	0 (0.0)	59 (100.0)	60,956
		合計	354 (89.4)	30 (7.6)	9 (2.3)	(0.8)	396 (100.0)	32,296

## A. 當与

## 1. 賞与総額

正規職員 (産休、育児・介護など休業中を除く) 2012 年度の賞与算定基準の改定の有無は、「わからない」が 38.6%と最も多く、次いで、「改定 なし」25.7%、「下がる改定が行われた」22.2%、「上がる改定が行われた」6.6%であった。(n=1,968) 賞与総額の査定基準は、「わからない」が 34.2%と最も多く、次いで、「出怠勤」 28.9%、「人事考課」18.9%、「職務能力 (ラダー等)」18.7%な どであった。(複数回答) (n=1,968)

(産休、育児・介護など休業中を除く) について、2012 年度の賞与総額は、平均998,271円で、「80~100万円未満」が19.0%で最も 多く、次いで、「100~120 万円未満」14.7%、「60~80 万円未満」14.5%などであった。 正規職員

表 \ -1 賞与総額

			•										•			
		€ 0	20 万円 米浦	20~40 万 田未浦	40~60 万 円未満	60~80 万 田米浦	80~100 万円未避	100~120 万円未満	120~140 万円未消	140~160 万円未消	160~180 万円未消	180~200 万円未満	200 万円 以上	無回答	福	計 起(田)
	工品   開一   1   1   1   1   1   1   1   1   1	14	17	9/	194	281	374	167	194	121	105	28	48	184	1,957	1 001 490
	L 祝 戦 員(ノルダイ ム 割)物)	(0.7)	(0.0)	(3.9)	(6.6)	(14.4)	(19.1)	(14.9)	(6.6)	(6.2)	(5.4)	(3.0)	(5.5)	(9.4)	(100.0)	1,001,428
<b>雇用</b> 予 影	工	2	2	1	1	9	3	1	1	1	1	0	0	8	27	707 COT
	<b>止</b> 祝 暇 貝 (	(7.4)	(7.4)	(3.7)	(3.7)	(22.2)	(11.1)	(3.7)	(3.7)	(3.7)	(3.7)	(0.0)	(0.0)	(29.6)	(100.0)	/03,/3/
	7.17.14.4.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.1	10	15	69	173	230	282	204	103	22	43	18	7	137	1,346	000 504
	人ダツノ(手音・埋職)	(0.7)	(1.1)	(5.1)	(12.9)	(17.1)	(21.0)	(15.2)	(7.7)	(4.1)	(3.2)	(1.3)	(0.5)	(10.2)	(100.0)	882,324
	十昌体田聯	4	3	3	16	43	9/	73	79	22	28	34	26	38	510	1040 544
	中间官理概	(0.8)	(0.6)	(0.6)	(3.1)	(8.4)	(14.9)	(14.3)	(15.5)	(11.2)	(11.4)	(6.7)	(5.1)	(7.5)	(100.0)	1,249,344
	地	2	0	2	0	2	4	7	6	2	2	9	15	11	89	1 504 620
拉	日生順	(5.9)	(0.0)	(5.9)	(0.0)	(2.9)	(2.9)	(10.3)	(13.2)	(7.4)	(7.4)	(8.8)	(22.1)	(16.2)	(100.0)	1,304,032
4成17	非管理職で高度専門性を	0	0	0	2	9	9	2	4	3	0	0	0	3	29	067 115
	活かした役割	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(6.9)	(20.7)	(20.7)	(17.2)	(13.8)	(10.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(10.3)	(100.0)	907,113
	h (h	0	-	3	4	2	80	2	0	2	0	0	0	3	28	744 500
	교 ( ) 그	(0.0)	(3.6)	(10.7)	(14.3)	(17.9)	(28.6)	(7.1)	(0.0)	(7.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(10.7)	(100.0)	744,320
	1 0 枚	0	0	0	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	က	C34 667
	中国集	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	0/4,00/
		16	19	77	195	287	377	292	195	122	106	28	48	192	1,984	170 000
	⊟ ≣T	(0.8)	(1.0)	(3.9)	(8.8)	(14.5)	(19.0)	(14.7)	(8.8)	(0.1)	(2.3)	(2.9)	(2.4)	(6.7)	(100.0)	998,271

平均(田)	650 401	050,491	000 035	762,290	916 635	010,033	900 000	903,035	1 055 750	007,000,1	0000	1,100,109	040046	1,240,046	1 250 615	0.10,800,1	1 440 070	1,442,270	1 000 000	1,028,000	120 000	996,271
中計	122	(100.0)	568	(100.0)	248	(100.0)	315	(100.0)	319	(100.0)	526	(100.0)	236	(100.0)	161	(100.0)	21	(100.0)	7	(100.0)	1,984	(100.0)
第四格	14	(11.5)	30	(10.0)	26	(10.5)	28	(8.9)	34	(10.7)	19	(7.4)	18	(7.6)	18	(11.2)	က	(14.3)	2	(58.6)	192	(6.7)
200 万円 以上	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(0.3)	4	(1.3)	8	(3.1)	19	(8.1)	13	(8.1)	က	(14.3)	0	(0.0)	48	(2.4)
180~200 万円未謝	0	(0.0)	-	(0.3)	2	(0.8)	2	(0.6)	9	(1.9)	12	(4.7)	16	(6.8)	18	(11.2)	0	(0.0)	-	(14.3)	28	(2.9)
160~180 万円未満	0	(0.0)	2	(0.7)	3	(1.2)	4	(1.3)	17	(5.3)	22	(8.6)	20	(8.5)	31	(19.3)	9	(28.6)	-	(14.3)	106	(5.3)
140~160 万円未満		(0.8)	2	(1.7)	9	(2.4)	13	(4.1)	28	(8.8)	30	(11.7)	27	(11.4)	10	(6.2)	2	(6.2)	0	(0.0)	122	(6.1)
120~140 万円未満	2	(1.6)	8	(2.7)	14	(2.6)	33	(10.5)	48	(15.0)	68	(15.2)	35	(14.8)	15	(9.3)	0	(0.0)	-	(14.3)	195	(8.8)
100~120 万円未満	8	(9.9)	31	(10.4)	38	(15.3)	49	(21.3)	29	(18.5)	68	(15.2)	28	(11.9)	20	(12.4)	2	(6.5)	0	(0.0)	292	(14.7)
80~100 万円未満	20	(16.4)	80	(26.8)	61	(24.6)	69	(21.9)	53	(16.6)	44	(17.2)	31	(13.1)	14	(8.7)	5	(23.8)	0	(0.0)	377	(19.0)
60~80万円米部	58	(23.8)	72	(24.1)	42	(16.9)	47	(14.9)	43	(13.5)	20	(7.8)	20	(8.5)	14	(8.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	287	(14.5)
40~60 万 円未満	32	(26.2)	46	(15.4)	33	(13.3)	36	(11.4)	19	(6.0)	14	(5.5)	Ξ	(4.7)	4	(2.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	195	(9.8)
20~40 万 円未満	14	(11.5)	18	(6.0)	19	(7.7)	8	(2.5)	3	(0.9)	7	(2.7)	7	(3.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	-	(14.3)	LL	(3.9)
20 万円 米湖	1	(0.8)	5	(1.7)	3	(1.2)	5	(1.6)	-	(0.3)	2	(0.8)	-	(0.4)	-	(0.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	19	(1.0)
田 0	1	(0.8)	ļ	(0.3)	Į.	(0.4)	2	(0.6)	4	(1.3)	0	(0.0)	3	(1.3)	3	(1.9)	0	(0.0)	-	(14.3)	16	(0.8)
	井 10:-00	20~24 威	中 00 - 10	22~23 原	井 70:-00	受 40~00	# 00:-30	35~38 原	# ** - 0 *	40~44 脉	中国 10 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4 7 4	が 84~64	帯をは、このは	30~34 原	# 05:	26.00~00	ユ 記 報 0	上交 登 00	1	無回告	[	口車

### M 年収

### 1. 年収額

正規職員 (産休、育児・介護など休業中を除く) について、平成 24 年分 (2012 年 1 月~12 月) の年収額 (給与・賞与の合計額) は、平均 5,325,324 **円で、「400~500 万円未満」が 23.5%で最も多く、次いで、「500~600 万円未満」 22.9%、「600~700 万円未満」 15.0%などであった。** 

表W-1 年収額

		100 万円 未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400~500 万円未満	500~600 万円未満	600~700 万円未満	700~800 万円未満	800~900 万円未満	900~1000 万円未満	1000 万円 以上	無回答	合計	中 (田)
	二田 第一二 カン・一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	14	17	71	500	461	452	297	202	75	21	3	132	1,957	5 256 150
日 月 3	正 祝 戦 貝(ノルダイム 勤労)	(0.7)	(0.9)	(3.6)	(10.7)	(23.6)	(23.1)	(15.2)	(10.5)	(3.8)	(1.1)	(0.2)	(6.7)	(100.0)	5,356,138
雇用形影	工相等名为	4	2	4	7	9	2	0	0	0	0	0	2	27	004 400
	止 况 戦 員 (	(14.8)	(7.4)	(14.8)	(25.9)	(22.2)	(7.4)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(7.4)	(100.0)	3,074,480
	7 7 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	17	15	74	189	397	331	136	72	16	1	0	86	1,346	4 010 046
	くない人(半日・年根)	(1.3)	(1.1)	(5.5)	(14.0)	(29.5)	(24.6)	(10.1)	(5.3)	(1.2)	(0.1)	(0.0)	(7.3)	(100.0)	4,012,240
	祖田 田 廿	0	1	0	19	12	86	140	116	43	11	3	28	510	024.004.3
	计可证据	(0.0)	(0.2)	(0.0)	(3.7)	(10.0)	(19.2)	(27.5)	(22.7)	(8.4)	(2.2)	(0.6)	(2.5)	(100.0)	0,438,178
	<b>好</b> 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	0	2	0	0	ε	6	12	15	15	6	0	3	89	7 102 621
七相	19. 正明	(0.0)	(2.9)	(0.0)	(0.0)	(4.4)	(13.2)	(17.6)	(22.1)	(22.1)	(13.2)	(0.0)	(4.4)	(100.0)	7,193,031
概17	非管理職で高度専門性を	1	1	0	2	8	7	9	1	1	0	0	2	29	E 140 10E
	活かした役割	(3.4)	(3.4)	(0.0)	(6.9)	(27.6)	(24.1)	(20.7)	(3.4)	(3.4)	(0.0)	(0.0)	(6.9)	(100.0)	3,146,163
	£ 9'd	0	0	-	9	7	8	3	0	0	0	0	ო	28	4 770 400
	その他	(0.0)	(0.0)	(3.6)	(21.4)	(25.0)	(28.6)	(10.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(10.7)	(100.0)	4,770,400
	自回外	0	0	0	0	-	-	0	-	0	0	0	0	3	000 305 3
	無回告	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	0,700,000
	<b>→</b>	18	19	75	216	467	424	297	205	75	21	က	134	1,984	100
	Eif	(0.0)	(1.0)	(3.8)	(10.9)	(23.5)	(22.9)	(15.0)	(10.3)	(3.8)	(1.1)	(0.2)	(8.8)	(100.0)	5,325,324

		100 万円 未満	100~200 万円未満	200~300 万円未満	300~400 万円未満	400~500 万円未満	500~600 万円未満	600~700 万円未満	700~800 万円未満	800~900 万円未満	900~1000 万円未満	1000 万円 以上	無回答	合計	平均 (円)
	<b>本</b>	4	2	15	40	64	62	81	99	33	13	2	28	412	6005000
_ <b></b>	日割のみ	(1.0)	(1.2)	(3.6)	(6.7)	(15.5)	(15.0)	(19.7)	(15.8)	(8.0)	(3.2)	(0.5)	(6.8)	(100.0)	5,835,909
	<b>を                                    </b>	2	10	34	111	237	222	106	46	11	3	0	29	844	4 000 695
	一メ1、多別一×1、制制物	(0.6)	(1.2)	(4.0)	(13.2)	(28.1)	(26.3)	(12.6)	(5.5)	(1.3)	(0.4)	(0.0)	(7.0)	(100.0)	4,900,023
	<b>蒸</b>	4	4	17	51	141	129	88	71	21	2	1	35	269	5 402 059
	ニズル・炎則ニズル制制物	(0.7)	(0.7)	(3.7)	(0.6)	(24.8)	(22.7)	(15.6)	(12.5)	(3.7)	(0.4)	(0.2)	(6.2)	(100.0)	5,403,058
34 34 17 45	ᆇᄴᆙᅲᆩᆇᅅᄧᇄᇋᄀ	2	0	7	8	11	70	6	6	3	1	0	9	71	400 000
判務形態	上記以外の文化制制物	(2.8)	(0.0)	(2.8)	(11.3)	(15.5)	(28.2)	(12.7)	(12.7)	(4.2)	(1.4)	(0.0)	(8.5)	(100.0)	5,463,369
	<b>龙</b>	0	0	0	0	2	9	0	0	0	0	0	2	10	5 376 500
	사회 국 iA	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(20.0)	(0.09)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(20.0)	(100.0)	0,0,0,0
	h 分	က	0	2	9	12	14	12	13	7	2	0	4	75	100 000
_ <b></b>	その他	(4.0)	(0.0)	(2.7)	(8.0)	(16.0)	(18.7)	(16.0)	(17.3)	(9.3)	(2.7)	(0.0)	(5.3)	(100.0)	5,793,085
	英回 英	0	0	l .	0	0	1	0	1	0	0	0	0	3	600 020
_ _ _		(0.0)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	0,272,000
	4 70 - 00	3	0	26	27	41	7	0	0	0	0	0	18	122	2 600 400
_ <b></b>	20~24 威	(2.5)	(0.0)	(21.3)	(22.1)	(33.6)	(5.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(14.8)	(100.0)	3,680,423
	# 00:-30	က	2	17	57	135	29	9	2	0	0	0	18	299	4 257 000
	23~29 感	(1.0)	(0.7)	(5.7)	(19.1)	(45.2)	(19.7)	(2.0)	(0.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	4,357,089
	4 70 - 00	4	9	7	35	92	75	10	0	0	0	0	19	248	A 400 27E
		(1.6)	(2.4)	(2.8)	(14.1)	(37.1)	(30.2)	(4.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(7.7)	(100.0)	4,490,273
	35~30 排	3	5	∞	44	73	105	53	6	0	0	0	15	315	7 005 047
		(1.0)	(1.6)	(2.5)	(14.0)	(23.2)	(33.3)	(16.8)	(2.9)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(4.8)	(100.0)	4,990,047
	40~44 俳	2	-	9	20	48	88	79	41	6	0	0	25	319	5 696 510
在地心际纪		(0.6)	(0.3)	(1.9)	(6.3)	(15.0)	(27.6)	(24.8)	(12.9)	(2.8)	(0.0)	(0.0)	(7.8)	(100.0)	
+ BP PB 78X	45~40 俳	-	က	4	13	34	53	19	49	16	5	-	16	256	6.053.370
_ <b></b>		(0.4)	(1.2)	(1.6)	(5.1)	(13.3)	(20.7)	(23.8)	(19.1)	(6.3)	(2.0)	(0.4)	(6.3)	(100.0)	0,000,019
	# 79 ~ 09	-	-	7	16	25	42	20	25	22	6	-	10	236	6 106 624
		(0.4)	(0.4)	(3.0)	(8.9)	(10.6)	(17.8)	(21.2)	(22.0)	(9.3)	(3.8)	(0.4)	(4.2)	(100.0)	0,130,024
	# Og 3	-	0	0	4	14	23	33	45	27	5	-	80	161	8 770 556
	26 80	(0.6)	(0.0)	(0.0)	(2.5)	(8.7)	(14.3)	(20.5)	(28.0)	(16.8)	(3.1)	(0.0)	(2.0)	(100.0)	0,770,000
	エ ご 単 09	0	-	0	0	4	2	က	5	-	2	0	က	21	6 552 056
	十分を	(0.0)	(4.8)	(0.0)	(0.0)	(19.0)	(6.5)	(14.3)	(23.8)	(4.8)	(6.5)	(0.0)	(14.3)	(100.0)	0,007,000
	用回外	0	0	0	0	-	0	2	2	0	0	0	2	7	6 561 400
Ī		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(14.3)	(0.0)	(28.6)	(28.6)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(28.6)	(100.0)	0,00
	中計	18	19	97	216	467	454	297	205	75	21	8	134	1,984	5,325,324
		(0.9)	(n. l.)	(0.6)	(8.01)	(6.62)	(6.22)	(0.01)	(10.0)	(3.0)	(1.1)	(0.2)	(0.0)	(100.0)	

### Ⅲ. 昇給

### 1. 定期的な昇給の有無

正規職員(産休、育児・介護など休業中を除く)について、定期的な昇給の有無は、「定期的な昇給がある」73.3%、「不定期な昇給がある」7.3%、「定期的な昇給がない」8.3%、「わからない」10.5%であった。

表Ⅶ-1 定期的な昇給の有無

		定期的な昇給がある	不定期な昇給がある	定期的な 昇給がない	わからない	無回答	合計
	スタッフ(非管理職)	968	85	99	184	10	1,346
	7777 (SF B 12.1%)	(71.9)	(6.3)	(7.4)	(13.7)	(0.7)	(100.0)
	中間管理職	390	48	52	18	2	510
		(76.5)	(9.4)	(10.2)	(3.5)	(0.4)	(100.0)
	管理職	51 (75.0)	(7.4)	(11.8)	2 (2.9)	(2.9)	68 (100.0)
職位		25	2	1	(2.3)	0	29
	非管理職で高度専門性を活かした役割	(86.2)	(6.9)	(3.4)	(3.4)	(0.0)	(100.0)
	その他	19	2	4	3	0	28
	ての他	(67.9)	(7.1)	(14.3)	(10.7)	(0.0)	(100.0)
	無回答	1	2	0	0	0	3
		(33.3)	(66.7)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	国	131 (72.4)	19 (10.5)	9 (5.0)	21 (11.6)	(0.6)	181 (100.0)
	   都道府県、市町村、	387	31	23	26	2	469
	地方独立行政法人、公立大学法人	(82.5)	(6.6)	(4.9)	(5.5)	(0.4)	(100.0)
	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	228	16	13	22	3	282
	公的医療機関	(80.9)	(5.7)	(4.6)	(7.8)	(1.1)	(100.0)
	社会保険関係団体	52	5	11	8	2	78
	では、一般の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人の人	(66.7)	(6.4)	(14.1)	(10.3)	(2.6)	(100.0)
設置主体	医療法人•個人	396	51	73	97	6	623
		(63.6)	(8.2)	(11.7)	(15.6)	(1.0)	(100.0)
	学校法人	101 (81.5)	5 (4.0)	(7.3)	9 (7.3)	0 (0.0)	124 (100.0)
		69	(4.0)	10	17	0.0)	102
	公益社団法人、公益財団法人	(67.6)	(5.9)	(9.8)	(16.7)	(0.0)	(100.0)
	7.0 lb	81	11	16	7	0	115
	その他	(70.4)	(9.6)	(13.9)	(6.1)	(0.0)	(100.0)
	無回答	9	0	0	1	0	10
	**************************************	(90.0)	(0.0)	(0.0)	(10.0)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	93	(7.0)	13	13	(0.0)	132
		(70.5)	(7.6)	(9.8)	(9.8)	(2.3)	(100.0)
	100~199 床	(67.3)	(8.2)	(12.3)	(12.0)	(0.3)	(100.0)
	+	225	15	29	38	4	311
	200~299 床	(72.3)	(4.8)	(9.3)	(12.2)	(1.3)	(100.0)
許可病床数	300~399 床	238	27	25	31	2	323
可归内体数	000 000 JA	(73.7)	(8.4)	(7.7)	(9.6)	(0.6)	(100.0)
	400~499 床	172	12	16	25	1	226
		(76.1)	(5.3)	(7.1)	(11.1)	(0.4)	(100.0)
	500 床以上	440 (76.9)	47 (8.2)	32 (5.6)	50 (8.7)	(0.5)	572 (100.0)
		(76.9)	(8.2)	(5.6)	(8.7)	(0.5)	29
	無回答	(79.3)	(3.4)	(3.4)	(13.8)	(0.0)	(100.0)
	A = 1	1.454	144	164	208	14	1.984
	合計	(73.3)	(7.3)	(8.3)	(10.5)	(0.7)	(100.0)

### 2. 昇給額の算定基準

「定期的な昇給がある」と回答した者について、昇給額の査定基準は、「年齢・経験年数・ 勤続年数」が81.5%で最も多く、次いで、「職務能力(ラダー等)」13.0%、「わからない」 12.6%であった。

表VII-2 昇給額の算定基準(複数回答)

		年齡·経験 年数·勤続 年数	目標管理 の達成度	職務能力(ラダー等)	その他	わからない	無回答	合計
	スタッフ(非管理職)	784	82	134	19	133	0	968
	ヘメラン(非自珪戦)	(81.0)	(8.5)	(13.8)	(2.0)	(13.7)	(0.0)	(100.0)
	中間管理職	327	30	44	16	39	3	390
	中间自垤娰	(83.8)	(7.7)	(11.3)	(4.1)	(10.0)	(8.0)	(100.0)
	<b>管理職</b>	37	10	7	7	5	0	51
職位	14 注哦	(72.5)	(19.6)	(13.7)	(13.7)	(9.8)	(0.0)	(100.0)
4190 1-22	非管理職で高度専門性を	24	3	4	3	0	0	25
	活かした役割	(96.0)	(12.0)	(16.0)	(12.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	その他	12	0	0	1	6	0	19
	C 07 IE	(63.2)	(0.0)	(0.0)	(5.3)	(31.6)	(0.0)	(100.0)
	無回答	1	0	0	0	0	0	1
	- ME E	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	国	104	19	22	1	20	0	131
		(79.4)	(14.5)	(16.8)	(0.8)	(15.3)	(0.0)	(100.0)
	都道府県、市町村、	343	20	30	7	31	0	387
	地方独立行政法人、公立大学法人	(88.6)	(5.2)	(7.8)	(1.8)	(8.0)	(0.0)	(100.0)
	公的医療機関	207	5	15	1	16	0	228
		(90.8)	(2.2)	(6.6)	(0.4)	(7.0)	(0.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	41	10	12	1	6	0	52
		(78.8)	(19.2)	(23.1)	(1.9)	(11.5)	(0.0)	(100.0)
設置	医療法人・個人	272	41	60	24	82	2	396
主体	医療法人・個人	(68.7)	(10.4)	(15.2)	(6.1)	(20.7)	(0.5)	(100.0)
	学校法人	89	9	16	3	9	0	101
		(88.1)	(8.9)	(15.8)	(3.0)	(8.9)	(0.0)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	58	6	12	2	6	1	69
		(84.1)	(8.7)	(17.4)	(2.9)	(8.7)	(1.4)	(100.0)
	その他	65	13	18	7	11	0	81
		(80.2)	(16.0)	(22.2)	(8.6)	(13.6)	(0.0)	(100.0)
	無回答		(00.0)			l I	-	-
		(66.7)	(22.2)	(44.4)	(0.0)	(22.2)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	(70.0)	(10.0)	(15.1)	8	(14.0)	(0.0)	93
		(72.0) 196	(10.8)	(15.1)	(8.6)	(14.0)	(0.0)	(100.0)
	100~199 床	(74.5)	(6.5)	(11.0)	(3.8)	(18.6)	(0.0)	(100.0)
		173	23	29	(3.6)	33	(0.0)	225
	200~299 床	(76.9)	(10.2)	(12.9)	(4.9)	(14.7)	(0.9)	(100.0)
=		205	22	26	(4.9)	23	(0.9)	238
許可 病床数	300~399 床	(86.1)	(9.2)	(10.9)	(2.1)	(9.7)	(0.0)	(100.0)
州小双		150	12	18	(2.1)	18	(0.0)	172
	400~499 床	(87.2)	(7.0)	(10.5)	(0.0)	(10.5)	(0.6)	(100.0)
		379	39	70	11	42	0.0)	440
	500 床以上	(86.1)	(8.9)	(15.9)	(2.5)	(9.5)	(0.0)	(100.0)
		15	(0.9)	(13.3)	(2.3)	(9.5)	(0.0)	23
	無回答	(65.2)	(8.7)	(13.0)	(4.3)	(21.7)	(0.0)	(100.0)
	<u> </u>	1.185	125	189	46	183	3	1.454
	合計	(81.5)	(8.6)	(13.0)	(3.2)	(12.6)	(0.2)	(100.0)
		(01.0)	(0.0)	(13.0)	(3.2)	(12.0)	(0.2)	(100.0)

### 3. 定期的な昇給額に対する納得度

定期昇給があると回答した者について、定期的な昇給額に対する納得度は、「納得している」10.1%、「少し納得している」28.5%であり、一方、「納得していない」49.4%であった。

表Ⅷ-3 定期的な昇給額に対する納得度

		納得している	少し納得している	どちらとも いえない	納得して いない	無回答	合計
	スタッフ(非管理職)	94 (9.7)	293 (30.3)	111 (11.5)	460 (47.5)	10 (1.0)	968 (100.0)
	中間管理職	40 (10.3)	103 (26.4)	39 (10.0)	205 (52.6)	(0.8)	390 (100.0)
	管理職	(21.6)	14 (27.5)	6 (11.8)	20 (39.2)	(0.0)	51 (100.0)
職位	非管理職で高度専門性を活かした役割	0 (0.0)	(4.0)	(12.0)	(84.0)	(0.0)	25 (100.0)
	その他	(10.5)	(4.0) 4 (21.1)	(10.5)	(57.9)	(0.0)	19 (100.0)
	無回答	(10.5) 0 (0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)
	20~24 歳	7	26	11	28	0	72
	25~29 歳	(9.7) 16 (7.6)	(36.1) 65 (31.0)	(15.3) 17 (8.1)	(38.9) 110 (52.4)	(0.0) 2 (1.0)	(100.0) 210
	30~34 歳	18	52	16	114	1	(100.0)
	35~39 歳	(9.0)	(25.9)	(8.0)	(56.7) 134	(0.5)	(100.0) 251
<b>←</b> #A	40~44 歳	(6.8)	(28.7)	(10.0)	(53.4) 103	(1.2)	(100.0)
年齢 階級	45~49 歳	(10.9)	(31.9)	(11.8)	(45.0) 92	(0.4)	(100.0) 195
	50~54 歳	(11.3)	(27.7)	(13.3) 25	(47.2) 75	(0.5)	(100.0) 165
	55~59 歳	(13.9)	(24.8)	(15.2)	(45.5) 52	(0.6)	(100.0)
	60 歳以上	(13.3)	(24.8)	(12.4)	(46.0) 6	(3.5)	(100.0) 12
	無回答	(25.0)	(25.0)	(0.0)	(50.0) 4	(0.0)	(100.0)
	国	(16.7)	(16.7)	(0.0)	(66.7)	(0.0)	(100.0)
		(11.5)	(28.2)	(16.8)	(42.7) 179	(0.8)	(100.0)
	公的医療機関	(11.1)	(33.3)	(8.3)	(46.3) 108	(1.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	(10.5)	(30.7)	(10.5)	(47.4)	(0.9)	(100.0)
設置	医療法人・個人	(3.8)	(32.7)	(9.6) 51	(53.8) 221	(0.0)	(100.0)
主体	学校法人	(8.1)	(22.5)	(12.9)	(55.8) 44	(0.8)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(16.8)	(30.7)	(7.9)	(43.6) 39	(1.0)	(100.0) 69
	その他	(5.8)	(21.7)	(13.0)	(56.5) 36	(2.9)	(100.0) 81
	無回答	(11.1)	(32.1)	(12.3)	(44.4) 7	(0.0)	(100.0)
		(11.1)	(11.1)	(0.0)	(77.8) 38	(0.0)	(100.0)
	99 床以下 100~199 床	(17.2) 19	(22.6) 66	(15.1)	(40.9) 147	(4.3)	(100.0) 263
	200~299 床	(7.2)	(25.1) 68	(11.8)	(55.9) 111	(0.0)	(100.0) 225
許可	300~399 床	(8.9)	(30.2) 71	(9.8)	(49.3) 124	(1.8)	(100.0) 238
病床数	400~499 床	(8.8)	(29.8) 51	(9.2)	(52.1) 86	(0.0)	(100.0) 172
		(7.6) 56	(29.7) 134	(12.2) 47	(50.0) 199	(0.6)	(100.0) 440
	500 床以上	(12.7)	(30.5)	(10.7)	(45.2) 13	(0.9)	(100.0) 23
	無回答	(8.7) 147	(17.4) 415	(17.4) 161	(56.5) 718	(0.0)	(100.0) 1,454
	合計	(10.1)	(28.5)	(11.1)	(49.4)	(0.9)	(100.0)

### 4. 人事考課が昇給に反映される仕組みの有無

人事考課が昇給に反映される仕組みの有無は、「ある」28.6%、「ない」32.7%、「わからない」37.3%であった。

表Ⅷ-4 人事考課が昇給に反映される仕組みの有無

		ある	ない	わからない	無回答	合計
	スタッフ(非管理職)	347	345	630	24	1,346
	ハアノス(外自社域)	(25.8)	(25.6)	(46.8)	(1.8)	(100.0)
	   中間管理職	174	245	89	2	510
		(34.1)	(48.0)	(17.5)	(0.4)	(100.0)
	管理職	30	35 (E1.E)	(4.4)	(0.0)	68 (100.0)
職位		(44.1)	(51.5) 13	(4.4)	(0.0)	29
	非管理職で高度専門性を活かした役割	(31.0)	(44.8)	(24.1)	(0.0)	(100.0)
	7.0%	8	9	11	0	28
	その他	(28.6)	(32.1)	(39.3)	(0.0)	(100.0)
	無回答	0	2	1	0	3
	無四音	(0.0)	(66.7)	(33.3)	(0.0)	(100.0)
	玉	64	26	83	8	181
		(35.4)	(14.4)	(45.9) 169	(4.4)	(100.0)
	│ 都道府県、市町村、地方独立行政法人、 │ 公立大学法人	(25.2)	(37.3)	(36.0)	(1.5)	469 (100.0)
		56	124	101	(1.3)	282
	公的医療機関	(19.9)	(44.0)	(35.8)	(0.4)	(100.0)
		31	17	29	1	78
	社会保険関係団体 	(39.7)	(21.8)	(37.2)	(1.3)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	190	190	237	6	623
改 <b>直土</b> 体	医療法人 個人	(30.5)	(30.5)	(38.0)	(1.0)	(100.0)
	   学校法人	19	44	60	1	124
	J IAMA	(15.3)	(35.5)	(48.4)	(8.0)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	43	28	30	1	102
		(42.2)	(27.5)	(29.4)	(1.0)	(100.0)
	その他	(37.4)	(37.4)	(24.3)	(0.9)	(100.0)
		4	2	4	0.07	10
	無回答	(40.0)	(20.0)	(40.0)	(0.0)	(100.0)
	00 00 00	30	55	45	2	132
	99 床以下	(22.7)	(41.7)	(34.1)	(1.5)	(100.0)
	100~199 床	111	120	155	5	391
	100 100 %	(28.4)	(30.7)	(39.6)	(1.3)	(100.0)
	200~299 床	96	105	107	3	311
		(30.9)	(33.8)	(34.4)	(1.0)	(100.0)
許可病床数	300~399 床	(30.7)	118 (36.5)	102 (31.6)	(1.2)	323 (100.0)
		62	73	90	(1.2)	226
	400~499 床	(27.4)	(32.3)	(39.8)	(0.4)	(100.0)
	500 tt N L	164	171	227	10	572
	500 床以上	(28.7)	(29.9)	(39.7)	(1.7)	(100.0)
	無回答	6	7	15	1	29
		(20.7)	(24.1)	(51.7)	(3.4)	(100.0)
	合計	568	649	741	26	1,984
		(28.6)	(32.7)	(37.3)	(1.3)	(100.0)

### 5. 人事考課の結果の公表の有無

人事考課の結果の公表の有無は、「公表されている」43.3%であり、一方、「公表されていない」55.6%であった。

表VII-5 人事考課の結果の公表の有無

		公表されて いる	公表されて いない	無回答	合計
	国	32	32	0	64
		(50.0)	(50.0)	(0.0)	(100.0)
	都道府県、市町村、	56	57	5	118
	地方独立行政法人、公立大学法人	(47.5)	(48.3)	(4.2)	(100.0)
	   公的医療機関	32	24	0	56
		(57.1)	(42.9)	(0.0)	(100.0)
	   社会保険関係団体	10	21	0	31
		(32.3)	(67.7)	(0.0)	(100.0)
設置主体	│ │ 医療法人・個人	55	134	1	190
IXE TH	区凉丛八 四八	(28.9)	(70.5)	(0.5)	(100.0)
	   学校法人	10	9	0	19
	TAMAX	(52.6)	(47.4)	(0.0)	(100.0)
	   公益社団法人、公益財団法人	25	18	0	43
	<b>五血柱因从人、五血剂因从人</b>	(58.1)	(41.9)	(0.0)	(100.0)
	その他	23	20	0	43
	- この世	(53.5)	(46.5)	(0.0)	(100.0)
	   無回答	3	1	0	4
		(75.0)	(25.0)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	6	23	1	30
	99 休放 1	(20.0)	(76.7)	(3.3)	(100.0)
	100~199 床	42	69	0	111
	100 199 1%	(37.8)	(62.2)	(0.0)	(100.0)
	200~299 床	38	56	2	96
	200 299 1%	(39.6)	(58.3)	(2.1)	(100.0)
許可病床数	300~399 床	41	57	1	99
計り内外数	200239 W	(41.4)	(57.6)	(1.0)	(100.0)
	400~499 床	38	24	0	62
	400~499 床	(61.3)	(38.7)	(0.0)	(100.0)
	500 F.N. L	78	84	2	164
	500 床以上	(47.6)	(51.2)	(1.2)	(100.0)
		3	3	0	6
	無回答	(50.0)	(50.0)	(0.0)	(100.0)
	스킨	246	316	6	568
	合計	(43.3)	(55.6)	(1.1)	(100.0)

### 6. 人事考課に基づいた昇給結果に対する納得度

人事考課の結果が「公表されている」と回答した者について、人事考課に基づいた昇給結果に対する納得度は、「納得している」17.1%、「少し納得している」32.9%であり、一方、「納得していない」28.9%であった。

表Ⅶ-6 人事考課に基づいた昇給結果に対する納得度

		納得 している	少し納得している	どちらとも いえない	納得して いない	無回答	合計
	スタッフ(非管理職)	27 (17.0)	46 (28.9)	33 (20.8)	48 (30.2)	5 (3.1)	159 (100.0)
	中間管理職	10 (15.2)	28 (42.4)	6 (9.1)	19 (28.8)	3 (4.5)	66 (100.0)
啦 /-	管理職	5 (35.7)	4 (28.6)	3 (21.4)	2 (14.3)	0 (0.0)	14 (100.0)
職位	非管理職で高度専門性を活かした役割	(0.0)	(66.7)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(100.0)
	その他	(0.0)	(25.0)	(50.0)	(25.0)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	20~24 歳	(22.2)	(33.3)	(11.1)	(33.3)	(0.0)	9 (100.0)
	25~29 歳	(15.6)	16 (50.0)	7 (21.9)	(12.5)	(0.0)	32 (100.0)
	30~34 歳	3 (11.1)	8 (29.6)	(11.1)	11 (40.7)	(7.4)	27 (100.0)
	35~39 歳	8 (19.0)	8 (19.0)	10 (23.8)	13 (31.0)	(7.1)	42 (100.0)
- 44 MV:	40~44 歳	5 (12.2)	15 (36.6)	8 (19.5)	12 (29.3)	1 (2.4)	41 (100.0)
年齢階級	45~49 歳	5 (15.6)	15 (46.9)	(15.6)	7 (21.9)	(0.0)	32 (100.0)
	50~54 歳	10 (26.3)	10 (26.3)	(15.8)	12 (31.6)	(0.0)	38 (100.0)
	55~59 歳	3 (15.8)	6 (31.6)	(15.8)	(36.8)	(0.0)	19 (100.0)
	60 歳以上	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(66.7)	(0.0)	3 (100.0)
	無回答	(33.3)	0 (0.0)	(0.0)	0 (0.0)	(66.7)	3 (100.0)
	国	(12.5)	10 (31.3)	(21.9)	9 (28.1)	(6.3)	32 (100.0)
	都道府県、市町村、地方独立行政法人、 公立大学法人	14 (25.0)	14 (25.0)	10 (17.9)	15 (26.8)	(5.4)	56 (100.0)
	公的医療機関	5 (15.6)	6 (18.8)	6 (18.8)	15 (46.9)	(0.0)	32 (100.0)
	社会保険関係団体	(0.0)	(50.0)	(20.0)	(30.0)	(0.0)	10 (100.0)
設置主体	医療法人・個人	8 (14.5)	20 (36.4)	12 (21.8)	14 (25.5)	(1.8)	55 (100.0)
	学校法人	(30.0)	(50.0)	(0.0)	(20.0)	(0.0)	10 (100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(12.0)	9 (36.0)	6 (24.0)	6 (24.0)	(4.0)	25 (100.0)
	その他	5 (21.7)	(47.8)	(4.3)	5 (21.7)	(4.3)	23 (100.0)
	無回答	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(66.7)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	6 (100.0)
	100~199 床	6 (14.3)	13 (31.0)	(16.7)	(33.3)	(4.8)	42 (100.0)
	200~299 床	6 (15.8)	(28.9)	(28.9)	9 (23.7)	(2.6)	38 (100.0)
許可病床数	300~399 床	6 (14.6)	14 (34.1)	(9.8)	15 (36.6)	(4.9)	(100.0)
	400~499 床	5 (13.2)	13 (34.2)	(21.1)	10 (26.3)	(5.3)	38 (100.0)
	500 床以上	17 (21.8)	27 (34.6)	13 (16.7)	20 (25.6)	(1.3)	78 (100.0)
	無回答	0 (0.0)	(33.3)	(33.3)	(33.3)	(0.0)	3 (100.0)
	合計	42 (17.1)	81 (32.9)	(17.9)	71 (28.9)	(3.3)	246 (100.0)

### Ⅷ. 給与総月額に対する満足度

### 1. 給与総月額に対する全体としての満足度

正規職員(産休、育児・介護など休業中を除く)について、給与総月額に対する全体としての満足度は、「満足」4.4%、「やや満足」21.1%であり、一方、「やや不満」31.9%、「不満」34.9%であった。

表呱-1 給与総月額に対する全体としての満足度

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	正規職員(フルタイム勤務)	86	414	75	624	683	75	1,957
雇用 形態	正/50450000000000000000000000000000000000	(4.4)	(21.2)	(3.8)	(31.9)	(34.9)	(3.8)	(100.0)
形忠	正規職員(短時間勤務)	(3.7)	5 (18.5)	(7.4)	(33.3)	9 (33.3)	(3.7)	27 (100.0)
		49	280	56	410	502	49	1.346
	スタッフ(非管理職)	(3.6)	(20.8)	(4.2)	(30.5)	(37.3)	(3.6)	(100.0)
	中間管理職	26	116	13	185	149	21	510
	1 中间自在城	(5.1)	(22.7)	(2.5)	(36.3)	(29.2)	(4.1)	(100.0)
	管理職	10	13	(5.0)	19	(25.0)	5	(100.0)
職位	北笠田呦不喜庆吉田州土	(14.7)	(19.1)	(5.9)	(27.9) 12	(25.0)	(7.4)	(100.0)
	非管理職で高度専門性を 活かした役割	(0.0)	(10.3)	(10.3)	(41.4)	(37.9)	(0.0)	(100.0)
		2	6	1	7	11	1	28
	その他	(7.1)	(21.4)	(3.6)	(25.0)	(39.3)	(3.6)	(100.0)
	無回答	0	1	0	0	2	0	3
	無四日	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(66.7)	(0.0)	(100.0)
	日勤のみ	34	98	16	132	112	20	412
		(8.3)	(23.8)	(3.9)	(32.0)	(27.2)	(4.9)	(100.0)
	二交代•変則二交代制勤務	(3,2)	161 (19.1)	39 (4.6)	256 (30.3)	325 (38.5)	36 (4.3)	844 (100.0)
		(3.2)	126	20	187	199	18	569
	三交代•変則三交代制勤務	(3.3)	(22.1)	(3.5)	(32.9)	(35.0)	(3.2)	(100.0)
勤務	し言いはの六仏制数数	1	17	0	30	23	0	71
勤務 形態	上記以外の交代制勤務	(1.4)	(23.9)	(0.0)	(42.3)	(32.4)	(0.0)	(100.0)
	   夜勤専従	0	2	0	3	5	0	10
	校勤寺位	(0.0)	(20.0)	(0.0)	(30.0)	(50.0)	(0.0)	(100.0)
	その他	5	(22.0)	2	(24	(27	2	75
		(6.7)	(20.0)	(2.7)	(32.0)	(36.0)	(2.7)	(100.0)
	無回答	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(100.0)
		8	25	11	38	39	1	122
	20~24 歳	(6.6)	(20.5)	(9.0)	(31.1)	(32.0)	(0.8)	(100.0)
	25~29 歳	9	60	6	100	118	6	299
	25.029 成	(3.0)	(20.1)	(2.0)	(33.4)	(39.5)	(2.0)	(100.0)
	30~34 歳	5	40	7	78	112	6	248
		(2.0)	(16.1)	(2.8)	(31.5)	(45.2)	(2.4)	(100.0)
	35~39 歳	(3.2)	53 (16.8)	(3.5)	102 (32.4)	132 (41.9)	7 (2.2)	315 (100.0)
		12	81	10	110	93	13	319
在齡	40~44 歳	(3.8)	(25.4)	(3.1)	(34.5)	(29.2)	(4.1)	(100.0)
年齢 階級	45 - 40 <del>'</del> 5	13	64	7	86	71	15	256
	45~49 歳	(5.1)	(25.0)	(2.7)	(33.6)	(27.7)	(5.9)	(100.0)
	50~54 歳	16	52	11	68	77	12	236
	От из	(6.8)	(22.0)	(4.7)	(28.8)	(32.6)	(5.1)	(100.0)
	55~59 歳	12	(04.0)	(7.5)	(00.0)	(0.4.0)	12	161
		(7.5)	(24.8)	(7.5)	(28.0)	(24.8)	(7.5) 1	(100.0)
	60 歳以上	(4.8)	(19.0)	(9.5)	(23.8)	(38.1)	(4.8)	21 (100.0)
		(4.6)	(19.0)	(9.5)	(23.6)	(30.1)	3	7
	無回答	(14.3)	(0.0)	(0.0)	(14.3)	(28.6)	(42.9)	(100.0)
	<del>'</del> 合計	87	419	77	633	692	76	1,984
	口前	(4.4)	(21.1)	(3.9)	(31.9)	(34.9)	(3.8)	(100.0)

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	8	23	2	19	34	3	89
	143712 (3838 20 12)	(9.0)	(25.8)	(2.2)	(21.3)	(38.2)	(3.4)	(100.0)
	政令指定都市	16 (5.0)	65 (20.2)	11 (3.4)	108 (33.5)	108 (33.5)	14 (4.3)	322 (100.0)
行政		61	294	54	453	496	50	1,408
行政 区分	市	(4.3)	(20.9)	(3.8)	(32.2)	(35.2)	(3.6)	(100.0)
	町村	2	31	8	44	46	7	138
	6111	(1.4)	(22.5)	(5.8)	(31.9)	(33.3)	(5.1)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(22.2)	2 (7.4)	9 (33.3)	8 (29.6)	2 (7.4)	27 (100.0)
	_	10	42	8	64	47	10	181
	国	(5.5)	(23.2)	(4.4)	(35.4)	(26.0)	(5.5)	(100.0)
	都道府県、市町村、	21	113	21	146	149	19	469
	地方独立行政法人、公立大学法人	(4.5)	(24.1)	(4.5)	(31.1)	(31.8)	(4.1)	(100.0)
	公的医療機関	(3.9)	62 (22.0)	9 (3.2)	95 (33.7)	96 (34.0)	9 (3.2)	282 (100.0)
		(3.9)	15	3	24	32	(3.2)	78
	社会保険関係団体	(2.6)	(19.2)	(3.8)	(30.8)	(41.0)	(2.6)	(100.0)
設置 主体	医療法人・個人	21	104	26	204	244	24	623
王体		(3.4)	(16.7)	(4.2)	(32.7)	(39.2)	(3.9)	(100.0)
	学校法人	11 (8.9)	36 (29.0)	(1.6)	33 (26.6)	37 (29.8)	5 (4.0)	124 (100.0)
		(6.9)	22	4	24	44	4	102
	公益社団法人、公益財団法人	(3.9)	(21.6)	(3.9)	(23.5)	(43.1)	(3.9)	(100.0)
	その他	7	24	3	39	39	3	115
	(	(6.1)	(20.9)	(2.6)	(33.9)	(33.9)	(2.6)	(100.0)
	無回答	0	(10.0)	(10.0)	(40.0)	(40.0)	0	(100.0)
		(0.0)	(10.0)	(10.0)	(40.0)	(40.0)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	(6.8)	(19.7)	(4.5)	(29.5)	(34.8)	(4.5)	(100.0)
	100~199 床	15	72	19	136	134	15	391
	100 100 pk	(3.8)	(18.4)	(4.9)	(34.8)	(34.3)	(3.8)	(100.0)
	200~299 床	12 (3.9)	60 (19.3)	14 (4.5)	104 (33.4)	113 (36.3)	8 (2.6)	311 (100.0)
許可		16	66	12	98	118	13	323
病床数	300~399 床	(5.0)	(20.4)	(3.7)	(30.3)	(36.5)	(4.0)	(100.0)
	400~499 床	9	46	4	74	87	6	226
	100 100 pp	(4.0)	(20.4)	(1.8)	(32.7)	(38.5)	(2.7)	(100.0)
	500 床以上	26 (4.5)	147 (25.7)	19 (3.3)	168 (29.4)	184 (32.2)	28   (4.9)	572 (100.0)
		0	2	3	14	10	0	29
	無回答	(0.0)	(6.9)	(10.3)	(48.3)	(34.5)	(0.0)	(100.0)
	一般病床	74	363	59	541	598	62	1,697
	DX (1.3 m)	(4.4)	(21.4)	(3.5)	(31.9)	(35.2)	(3.7)	(100.0)
	療養病床	9 (5.2)	26 (15.0)	12 (6.9)	59 (34.1)	59 (34.1)	8 (4.6)	173 (100.0)
最も多い	11++ 1-1- pt- pt-	3	18	4	23	21	3	72
病床の	精神病床	(4.2)	(25.0)	(5.6)	(31.9)	(29.2)	(4.2)	(100.0)
種別	その他	0	11	1	9	13	3	37
	C 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	(0.0)	(29.7)	(2.7)	(24.3)	(35.1)	(8.1)	(100.0)
	無回答	(20.0)	(20.0)	(20.0)	1 (20.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	5 (100.0)
	合計	87	419	77	633	692	76	1,984
		(4.4)	(21.1)	(3.9)	(31.9)	(34.9)	(3.8)	(100.0)

### 2. 項目別にみた給与総月額に対する満足度

### 1)「行っている業務量」に対する給与総月額の満足度

「行っている業務量」に対する給与総月額の満足度は、「満足」6.6%、「やや満足」19.9%であり、一方、「やや不満」35.2%、「不満」32.4%であった。

表呱-2-1)「行っている業務量」に対する給与総月額の満足度

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
_	正規職員(フルタイム勤務)	127	387	78	693	634	38	1,957
雇用 形態		(6.5)	(19.8)	(4.0)	(35.4)	(32.4)	(1.9)	(100.0) 27
712 725	正規職員(短時間勤務)	(14.8)	(29.6)	(0.0)	(22.2)	(29.6)	(3.7)	(100.0)
	スタッフ(非管理職)	86	273	55	452	452	28	1,346
	ハクノス(計画生職)	(6.4)	(20.3)	(4.1)	(33.6)	(33.6)	(2.1)	(100.0)
	中間管理職	32 (6.3)	93 (18.2)	15 (2.9)	208 (40.8)	152 (29.8)	10 (2.0)	510 (100.0)
	44	8	18	5	21	16	0	68
職位	管理職	(11.8)	(26.5)	(7.4)	(30.9)	(23.5)	(0.0)	(100.0)
柳江	非管理職で高度専門性を	1	5	2	7	14	0	29
	活かした役割	(3.4)	(17.2)	(6.9)	(24.1) 10	(48.3)	(0.0)	(100.0)
	その他	(14.3)	(17.9)	(3.6)	(35.7)	(25.0)	(3.6)	(100.0)
	fm (=) 65	0	1	0	1	1	0	3
	無回答	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(100.0)
	日勤のみ	44	105	15	135	104	9	412
		(10.7)	(25.5) 141	(3.6)	(32.8)	(25.2) 295	(2.2)	(100.0) 844
	二交代•変則二交代制勤務	(5.8)	(16.7)	(3.4)	(37.8)	(35.0)	(1.3)	(100.0)
	一大心 本则一大心制数数	29	113	26	188	197	16	569
	三交代・変則三交代制勤務	(5.1)	(19.9)	(4.6)	(33.0)	(34.6)	(2.8)	(100.0)
勤務 形態	上記以外の交代制勤務	2	18	3	30	17	1	71
形思		(2.8)	(25.4)	(4.2)	(42.3)	(23.9)	(1.4)	(100.0)
	夜勤専従	(0.0)	(20.0)	(0.0)	(40.0)	(40.0)	(0.0)	(100.0)
	その他	6	16	5	23	23	2	75
	その他	(8.0)	(21.3)	(6.7)	(30.7)	(30.7)	(2.7)	(100.0)
	無回答	(22.2)	0	0	0	2	0	3
		(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(66.7)	(0.0)	(100.0)
	20~24 歳	(8.2)	(24.6)	(6.6)	(27.9)	(32.8)	(0.0)	(100.0)
	25~29 歳	11	54	6	111	110	7	299
	25~29 成	(3.7)	(18.1)	(2.0)	(37.1)	(36.8)	(2.3)	(100.0)
	30~34 歳	12	43	8	85	95	5	248
		(4.8)	(17.3) 62	(3.2)	(34.3) 105	(38.3)	(2.0)	(100.0)
	35~39 歳	(5.7)	(19.7)	(2.9)	(33.3)	(37.1)	(1.3)	(100.0)
	40~44 歳	24	62	9	117	103	4	319
年齢	401-44 成	(7.5)	(19.4)	(2.8)	(36.7)	(32.3)	(1.3)	(100.0)
階級	45~49 歳	(6.6)	55	12	93	76 (20.7)	(1.2)	256
		(6.6)	(21.5) 49	(4.7)	(36.3) 92	(29.7) 62	(1.2)	(100.0) 236
	50~54 歳	(7.6)	(20.8)	(4.7)	(39.0)	(26.3)	(1.7)	(100.0)
	55~59 歳	19	34	12	53	36	7	161
	оо оо иух	(11.8)	(21.1)	(7.5)	(32.9)	(22.4)	(4.3)	(100.0)
	60 歳以上	(4.9)	(20.6)	(14.2)	(22.2)	(14.2)	(4.9)	(100.0)
		(4.8)	(28.6)	(14.3)	(33.3)	(14.3)	(4.8)	(100.0)
	無回答	(14.3)	(0.0)	(0.0)	(28.6)	(0.0)	(57.1)	(100.0)
	合計	131 (6.6)	395 (19.9)	78 (3.9)	699 (35.2)	642 (32.4)	39 (2.0)	1,984 (100.0)

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	7	21	3	18	37	3	89
		(7.9)	(23.6)	(3.4)	(20.2) 118	(41.6) 111	(3.4)	(100.0)
	政令指定都市	(4.3)	(19.6)	(4.0)	(36.6)	(34.5)	(0.9)	(100.0)
行政	+	99	274	51	511	445	28	1408
区分	市	(7.0)	(19.5)	(3.6)	(36.3)	(31.6)	(2.0)	(100.0)
	町村	9 (6.5)	34 (24.6)	9 (6.5)	43 (31.2)	39 (28.3)	(2.9)	138 (100.0)
		2	3	2	9	10	(2.9)	27
	無回答	(7.4)	(11.1)	(7.4)	(33.3)	(37.0)	(3.7)	(100.0)
	国	8	38	10	58	61	6	181
		(4.4)	(21.0)	(5.5)	(32.0)	(33.7)	(3.3)	(100.0)
	│ 都道府県、市町村、 │ 地方独立行政法人、公立大学法人	28	109	17	158	146	(0.0)	469
	地方独立行政法人、公立人于法人	(6.0) 10	(23.2)	(3.6)	(33.7)	(31.1)	(2.3)	(100.0) 282
	公的医療機関	(3.5)	(20.9)	(3.2)	(37.2)	(32.6)	(2.5)	(100.0)
	社会保険関係団体	8	8	2	36	23	1	78
	社云体陕岗沭凹体	(10.3)	(10.3)	(2.6)	(46.2)	(29.5)	(1.3)	(100.0)
設置	医療法人•個人	47	117	30	219	203	7	623
主体		(7.5)	(18.8)	(4.8)	(35.2)	(32.6)	(1.1)	(100.0)
	学校法人	9 (7.3)	27 (21.8)	2 (1.6)	37 (29.8)	46 (37.1)	3 (2.4)	124 (100.0)
		8	17	5	36	33	3	102
	公益社団法人、公益財団法人	(7.8)	(16.7)	(4.9)	(35.3)	(32.4)	(2.9)	(100.0)
	その他	13	20	3	43	36	0	115
	C 07 IE	(11.3)	(17.4)	(2.6)	(37.4)	(31.3)	(0.0)	(100.0)
	無回答	0	0	0	(70.0)	(00.0)	(10.0)	(100.0)
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(70.0)	(20.0)	(10.0)	(100.0)
	99 床以下	(10.6)	(20.5)	(7.6)	(28.8)	(31.1)	(1.5)	(100.0)
	100~199 床	28	75	27	143	111	7	391
	100.0 188 📉	(7.2)	(19.2)	(6.9)	(36.6)	(28.4)	(1.8)	(100.0)
	200~299 床	29	60	13	110	97	2	311
=		(9.3)	(19.3) 61	(4.2)	(35.4)	(31.2) 110	(0.6)	(100.0)
許可 病床数	300~399 床	(5.6)	(18.9)	(3.1)	(34.7)	(34.1)	(3.7)	(100.0)
71.77	+	11	44	3	82	82	4	226
	400~499 床	(4.9)	(19.5)	(1.3)	(36.3)	(36.3)	(1.8)	(100.0)
	500 床以上	27	124	15	204	191	11	572
	000 MST	(4.7)	(21.7)	(2.6)	(35.7)	(33.4)	(1.9)	(100.0)
	無回答	(13.8)	(13.8)	0 (0.0)	10 (34.5)	10 (34.5)	(3.4)	29 (100.0)
	<u> </u>	102	332	63	601	562	37	1697
	一般病床	(6.0)	(19.6)	(3.7)	(35.4)	(33.1)	(2.2)	(100.0)
	療養病床	13	33	10	61	54	2	173
最も 多い	IN DETRIN	(7.5)	(19.1)	(5.8)	(35.3)	(31.2)	(1.2)	(100.0)
多い 病床の	精神病床	(10.1)	18	(2.0)	(40.3)	(12.0)	0 (0.0)	(100.0)
種別		(18.1)	(25.0) 10	(2.8)	(40.3)	(13.9) 15	(0.0)	(100.0)
	その他	(5.4)	(27.0)	(5.4)	(21.6)	(40.5)	(0.0)	(100.0)
	無同饮	1	2	1	0	1	0	5
	無回答	(20.0)	(40.0)	(20.0)	(0.0)	(20.0)	(0.0)	(100.0)
	合計	131 (6.6)	395 (19.9)	78 (3.9)	699 (35.2)	642 (32.4)	39 (2.0)	1,984 (100.0)

### 2)「担っている業務内容」に対する給与総月額の満足度

「担っている業務内容」に対する給与総月額の満足度は、「満足」7.0%、「やや満足」22.8%であり、一方、「やや不満」36.1%、「不満」28.2%であった。

表呱-2-2)「担っている業務内容」に対する給与総月額の満足度

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	正規職員(フルタイム勤務)	135	446	80	706	554	36	1,957
雇用 形態		(6.9)	(22.8)	(4.1)	(36.1)	(28.3)	(1.8)	(100.0) 27
71.7.0.	正規職員(短時間勤務)	(11.1)	(22.2)	(0.0)	(40.7)	(22.2)	(3.7)	(100.0)
	スタッフ(非管理職)	89	323	61	492	355	26	1,346
	ヘメリン(計員基職)	(6.6)	(24.0)	(4.5)	(36.6)	(26.4)	(1.9)	(100.0)
	中間管理職	32	103	13	191	161	10	510
		(6.3)	(20.2)	(2.5)	(37.5) 16	(31.6)	(2.0)	(100.0) 68
	管理職	(16.2)	(26.5)	(4.4)	(23.5)	(29.4)	(0.0)	(100.0)
職位	非管理職で高度専門性を	2	3	2	7	15	0	29
	活かした役割	(6.9)	(10.3)	(6.9)	(24.1)	(51.7)	(0.0)	(100.0)
	その他	4	5	1	10	7	1	28
	(4)	(14.3)	(17.9)	(3.6)	(35.7)	(25.0)	(3.6)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(0.0)	0 (0.0)	(33.3)	2 (66.7)	(0.0)	(100.0)
		45	112	14	126	107	(0.0)	412
	日勤のみ	(10.9)	(27.2)	(3.4)	(30.6)	(26.0)	(1.9)	(100.0)
	一支小 本叫一支小州共农	48	183	36	329	238	10	844
	二交代・変則二交代制勤務	(5.7)	(21.7)	(4.3)	(39.0)	(28.2)	(1.2)	(100.0)
	   三交代・変則三交代制勤務	33	122	23	203	172	16	569
		(5.8)	(21.4)	(4.0)	(35.7)	(30.2)	(2.8)	(100.0)
勤務 形態	上記以外の交代制勤務	(7.0)	17 (23.9)	4 (5.6)	24 (33.8)	20 (28.2)	1 (1.4)	71 (100.0)
112.65		(7.0)	3	(3.0)	6	(20.2)	0	10
	夜勤専従	(0.0)	(30.0)	(0.0)	(60.0)	(10.0)	(0.0)	(100.0)
	2.0.W	6	15	3	28	21	2	75
	その他	(8.0)	(20.0)	(4.0)	(37.3)	(28.0)	(2.7)	(100.0)
	   無回答	1	0	0	1	1	0	3
		(33.3)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(100.0)
	20~24 歳	15 (12.3)	(33.6)	8 (6.6)	35 (28.7)	23 (18.9)	0 (0.0)	122 (100.0)
		11	72	11	123	76	6	299
	25~29 歳	(3.7)	(24.1)	(3.7)	(41.1)	(25.4)	(2.0)	(100.0)
	30~34 歳	13	57	5	92	76	5	248
	30.534 旅	(5.2)	(23.0)	(2.0)	(37.1)	(30.6)	(2.0)	(100.0)
	35~39 歳	15	60	12	121	101	6	315
		(4.8)	(19.0) 68	(3.8)	(38.4)	(32.1)	(1.9)	(100.0)
年齢	40~44 歳	(6.9)	(21.3)	(2.8)	(34.5)	(33.2)	(1.3)	(100.0)
階級	15 10 lb	19	58	10	93	74	2	256
	45~49 歳	(7.4)	(22.7)	(3.9)	(36.3)	(28.9)	(0.8)	(100.0)
	50~54 歳	19	53	13	83	64	4	236
	O O T MAK	(8.1)	(22.5)	(5.5)	(35.2)	(27.1)	(1.7)	(100.0)
	55~59 歳	(10.7)	35	9 (5.0)	(20.2)	(02.0)	5 (2.1)	161
		(13.7)	(21.7)	(5.6)	(32.3)	(23.6)	(3.1)	(100.0) 21
	60 歳以上	(4.8)	(33.3)	(14.3)	(33.3)	(9.5)	(4.8)	(100.0)
	4m (=) (4)	1	1	0	1	0	4	7
	無回答	(14.3)	(14.3)	(0.0)	(14.3)	(0.0)	(57.1)	(100.0)
	合計	138	452	80	717	560	37	1,984
	ны	(7.0)	(22.8)	(4.0)	(36.1)	(28.2)	(1.9)	(100.0)

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	7 (7.0)	23	3 (2.4)	21	31	4 (4.5)	(100.0)
		(7.9)	(25.8) 80	(3.4)	(23.6)	(34.8)	(4.5)	(100.0)
	政令指定都市 	(5.6)	(24.8)	(2.8)	(31.7)	(34.2)	(0.9)	(100.0)
行政	市	100	311	55	545	371	26	1,408
区分	113	(7.1)	(22.1)	(3.9)	(38.7)	(26.3)	(1.8)	(100.0)
	町村	(7.2)	35 (25.4)	(8.0)	41 (29.7)	38 (27.5)	3 (2.2)	138 (100.0)
	無回答	3	3	2	8	10	1	27
	WE E	(11.1)	(11.1)	(7.4)	(29.6)	(37.0)	(3.7)	(100.0)
	国	16	43	9	53	53	7	181
		(8.8)	(23.8)	(5.0) 19	(29.3) 176	(29.3) 126	(3.9)	(100.0) 469
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	(7.2)	(22.0)	(4.1)	(37.5)	(26.9)	(2.3)	(100.0)
		16	66	8	104	83	5	282
	公的医療機関	(5.7)	(23.4)	(2.8)	(36.9)	(29.4)	(1.8)	(100.0)
	   社会保険関係団体	7	10	3	38	19	1	78
	1. 五	(9.0)	(12.8)	(3.8)	(48.7)	(24.4)	(1.3)	(100.0)
設置 主体	医療法人・個人	37	152	31	220	176	7	623
土14		(5.9)	(24.4)	(5.0)	(35.3)	(28.3)	(1.1)	(100.0)
	学校法人	(7.3)	(27.4)	(2.4)	(26.6)	(33.9)	(2.4)	(100.0)
		9	17	5	40	29	2	102
	公益社団法人、公益財団法人	(8.8)	(16.7)	(4.9)	(39.2)	(28.4)	(2.0)	(100.0)
	7. O /th	9	27	1	46	32	0	115
	その他	(7.8)	(23.5)	(0.9)	(40.0)	(27.8)	(0.0)	(100.0)
	無回答	1	0	1	7	0	1	10
		(10.0)	(0.0)	(10.0)	(70.0)	(0.0)	(10.0)	(100.0)
	99 床以下	(8.3)	35 (26.5)	(8.3)	43 (32.6)	30 (22.7)	2 (1.5)	132 (100.0)
		25	90	23	144	102	7	391
	100~199 床	(6.4)	(23.0)	(5.9)	(36.8)	(26.1)	(1.8)	(100.0)
	000 - 000 F	26	67	14	115	88	1	311
	200~299 床	(8.4)	(21.5)	(4.5)	(37.0)	(28.3)	(0.3)	(100.0)
許可	300~399 床	19	72	9	117	95	11	323
病床数		(5.9)	(22.3)	(2.8)	(36.2)	(29.4)	(3.4)	(100.0)
	400~499 床	(4.9)	51 (22.6)	(3.5)	(38.9)	64 (28.3)	(1.8)	226 (100.0)
		42	130	14	202	173	11	572
	500 床以上	(7.3)	(22.7)	(2.4)	(35.3)	(30.2)	(1.9)	(100.0)
	無回答	4	7	1	8	8	1	29
		(13.8)	(24.1)	(3.4)	(27.6)	(27.6)	(3.4)	(100.0)
	一般病床	116 (6.8)	378 (22.3)	66 (3.9)	615 (36.2)	487 (28.7)	35 (2.1)	1,697 (100.0)
		(6.8)	39	(3.9)	(36.2)	(28.7)	(2.1)	173
<b>旦</b> +	療養病床	(6.9)	(22.5)	(5.8)	(35.3)	(28.3)	(1.2)	(100.0)
最も 多い 病床の	<b>结节</b> 序序	9	21	2	31	9	0	72
病床の	│精神病床 ┃	(12.5)	(29.2)	(2.8)	(43.1)	(12.5)	(0.0)	(100.0)
種別	その他	1	11	1	10	14	0	37
		(2.7)	(29.7)	(2.7)	(27.0)	(37.8)	(0.0)	(100.0)
	無回答	0 (0.0)	(en n)	(20.0)	0	(20.0)	0	(100.0)
	:	(0.0)	(60.0) 452	(20.0)	(0.0)	(20.0)	(0.0)	(100.0) 1,984
	合計	(7.0)	(22.8)	(4.0)	(36.1)	(28.2)	(1.9)	(100.0)

### 3)「担っている役割」に対する給与総月額の満足度

「担っている役割」に対する給与総月額の満足度は、「満足」7.8%、「やや満足」26.2%であり、一方、「やや不満」32.7%、「不満」24.5%であった。

表呱-2-3)「担っている役割」に対する給与総月額の満足度

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	正規職員(フルタイム勤務)	152	510	137	639	483	36	1,957
雇用 形態		(7.8)	(26.1)	(7.0)	(32.7)	(24.7)	(1.8)	(100.0) 27
	正規職員(短時間勤務)	(11.1)	(33.3)	(3.7)	(37.0)	(11.1)	(3.7)	(100.0)
	スタッフ(非管理職)	105	395	107	439	273	27	1,346
	スタン(非自互戦)	(7.8)	(29.3)	(7.9)	(32.6)	(20.3)	(2.0)	(100.0)
	中間管理職	33	96	22	177	173	9	510
		(6.5)	(18.8) 17	(4.3)	(34.7) 15	(33.9)	(1.8)	(100.0) 68
	管理職	(16.2)	(25.0)	(5.9)	(22.1)	(30.9)	(0.0)	(100.0)
職位	非管理職で高度専門性を	1	5	2	9	12	0	29
	活かした役割	(3.4)	(17.2)	(6.9)	(31.0)	(41.4)	(0.0)	(100.0)
	その他	5	6	3	8	5	1	28
	CONE	(17.9)	(21.4)	(10.7)	(28.6)	(17.9)	(3.6)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(0.0)	0 (0.0)	(33.3)	2 (66.7)	(0.0)	(100.0)
		46	112	24	120	103	(0.0)	412
	日勤のみ	(11.2)	(27.2)	(5.8)	(29.1)	(25.0)	(1.7)	(100.0)
		57	233	57	288	198	11	844
	二交代・変則二交代制勤務	(6.8)	(27.6)	(6.8)	(34.1)	(23.5)	(1.3)	(100.0)
	三交代・変則三交代制勤務	37	142	46	185	143	16	569
	二文化 发射二文化闸動物	(6.5)	(25.0)	(8.1)	(32.5)	(25.1)	(2.8)	(100.0)
勤務	上記以外の交代制勤務	7	15	6	22	20	1	71
形態		(9.9)	(21.1)	(8.5)	(31.0)	(28.2)	(1.4)	(100.0)
	夜勤専従	(10.0)	(30.0)	(0.0)	(40.0)	(20.0)	(0.0)	10 (100.0)
		(10.0)	14	5	29	19	(0.0)	75
	その他	(8.0)	(18.7)	(6.7)	(38.7)	(25.3)	(2.7)	(100.0)
	4m 🗆 🜣	1	0	0	1	1	0	3
	無回答	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(100.0)
	20~24 歳	19	55	. 11	24	13	0	122
		(15.6)	(45.1)	(9.0)	(19.7)	(10.7)	(0.0)	(100.0)
	25~29 歳	17	97	17	110 (36.8)	52	6	299
		(5.7)	(32.4)	(5.7) 13	(30.8)	(17.4)	(2.0)	(100.0) 248
	30~34 歳	(5.2)	(29.8)	(5.2)	(32.7)	(25.0)	(2.0)	(100.0)
	05 00 45	15	73	24	109	90	4	315
	35~39 歳	(4.8)	(23.2)	(7.6)	(34.6)	(28.6)	(1.3)	(100.0)
	40~44 歳	26	70	22	101	96	4	319
年齢	10 11 1990	(8.2)	(21.9)	(6.9)	(31.7)	(30.1)	(1.3)	(100.0)
階級	45~49 歳	17	56	17	93	71	(0.0)	256
		(6.6)	(21.9) 53	(6.6) 15	(36.3) 81	(27.7) 58	(0.8)	(100.0) 236
	50~54 歳	(10.2)	(22.5)	(6.4)	(34.3)	(24.6)	(2.1)	(100.0)
		22	34	16	42	41	6	161
	55~59 歳	(13.7)	(21.1)	(9.9)	(26.1)	(25.5)	(3.7)	(100.0)
	60 歳以上	1	6	3	7	3	1	21
	00 城水上	(4.8)	(28.6)	(14.3)	(33.3)	(14.3)	(4.8)	(100.0)
	無回答	1	1	0	1	0	4	7
		(14.3)	(14.3)	(0.0)	(14.3)	(0.0)	(57.1)	(100.0)
	合計	155 (7.8)	519 (26.2)	138 (7.0)	649 (32.7)	486 (24.5)	37 (1.9)	1,984 (100.0)

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	9 (10.1)	28	4	20	25	3	89
		(10.1)	(31.5)	(4.5)	(22.5) 100	(28.1)	(3.4)	(100.0)
	政令指定都市	(7.1)	(25.8)	(6.8)	(31.1)	(28.3)	(0.9)	(100.0)
行政	+	112	370	92	484	324	26	1,408
区分	市	(8.0)	(26.3)	(6.5)	(34.4)	(23.0)	(1.8)	(100.0)
	町村	9	35	18	35	37	4	138
		(6.5)	(25.4)	(13.0)	(25.4)	(26.8)	(2.9)	(100.0)
	無回答	(7.4)	(11.1)	(7.4)	(37.0)	(33.3)	(3.7)	(100.0)
		18	48	13	53	43	6	181
	国	(9.9)	(26.5)	(7.2)	(29.3)	(23.8)	(3.3)	(100.0)
	都道府県、市町村、	36	117	34	155	117	10	469
	地方独立行政法人、公立大学法人	(7.7)	(24.9)	(7.2)	(33.0)	(24.9)	(2.1)	(100.0)
	公的医療機関	18 (6.4)	80 (28.4)	19 (6.7)	89 (31.6)	71 (25.2)	5 (1.8)	282 (100.0)
		7	14	6	32	18	(1.0)	78
	社会保険関係団体	(9.0)	(17.9)	(7.7)	(41.0)	(23.1)	(1.3)	(100.0)
設置 主体	医療法人•個人	42	165	45	209	153	9	623
主体	医療法人 個人	(6.7)	(26.5)	(7.2)	(33.5)	(24.6)	(1.4)	(100.0)
	学校法人	9	40	6	36	30	3	124
		(7.3)	(32.3)	(4.8)	(29.0)	(24.2)	(2.4)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	11 (10.8)	(22.5)	9 (8.8)	33 (32.4)	24 (23.5)	(2.0)	102 (100.0)
		12	32	5	36	30	0	115
	その他	(10.4)	(27.8)	(4.3)	(31.3)	(26.1)	(0.0)	(100.0)
	無回答	2	0	1	6	0	1	10
	派[1]	(20.0)	(0.0)	(10.0)	(60.0)	(0.0)	(10.0)	(100.0)
	99 床以下	15	33	(10.0)	(00.0)	29	(0.0)	132
		(11.4)	(25.0) 94	(12.9)	(28.0) 132	(22.0)	(0.8)	(100.0)
	100~199 床	(5.9)	(24.0)	(10.0)	(33.8)	(24.0)	(2.3)	(100.0)
	200~299 床	30	82	21	105	72	1	311
	200~299 床	(9.6)	(26.4)	(6.8)	(33.8)	(23.2)	(0.3)	(100.0)
許可 病床数	300~399 床	25	80	18	109	80	11	323
<b>衲</b> 床釵		(7.7)	(24.8)	(5.6) 15	(33.7)	(24.8)	(3.4)	(100.0)
	400~499 床	(7.1)	(21.7)	(6.6)	(37.2)	(25.7)	(1.8)	226 (100.0)
	500 Ft N. I.	42	174	25	175	146	10	572
	500 床以上	(7.3)	(30.4)	(4.4)	(30.6)	(25.5)	(1.7)	(100.0)
	無回答	4	7	3	7	7	1	29
		(13.8)	(24.1)	(10.3)	(24.1)	(24.1)	(3.4)	(100.0)
	一般病床	134 (7.9)	437 (25.8)	119 (7.0)	563 (33.2)	412 (24.3)	32 (1.9)	1,697 (100.0)
		10	(25.8)	13	53	46	(1.9)	173
最も	療養病床	(5.8)	(26.6)	(7.5)	(30.6)	(26.6)	(2.9)	(100.0)
多い	精神病床	9	24	2	24	13	0	72
病床の 種別	行コナルル	(12.5)	(33.3)	(2.8)	(33.3)	(18.1)	(0.0)	(100.0)
「生力リ	その他	1 (0.7)	10	3	9 (2.4.0)	14	0	37
		(2.7)	(27.0)	(8.1)	(24.3)	(37.8)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(20.0)	(40.0)	(20.0)	(0.0)	(20.0)	(0.0)	(100.0)
	소리	155	519	138	649	486	37	1,984
	合計	(7.8)	(26.2)	(7.0)	(32.7)	(24.5)	(1.9)	(100.0)

### 4)「年齢」に対する給与総月額の満足度

「年齢」に対する給与総月額の満足度は、「満足」9.3%、「やや満足」27.0%であり、一方、「やや不満」30.6%、「不満」21.2%であった。

表Ⅷ-2-4)「年齢」に対する給与総月額の満足度

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	正規職員(フルタイム勤務)	183	526	178	598	414	58	1,957
雇用 形態		(9.4)		, ,		(21.2)	(3.0)	(100.0) 27
11212	正規職員(短時間勤務)	(3.7)	17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   17.   18.   17.   17.   18.   17.   18.   17.   18.   17.   18.   18.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.   19.	(22.2)	(7.4)	(100.0)		
	フタ…コ(北笠田)	124				273	40	1,346
	スタッフ(非管理職)	(9.2)	(27.6)	(9.7)	(30.2)	(20.3)	(3.0)	(100.0)
	中間管理職	38			l I	113	15	510
		(7.5)				1	(2.9)	(100.0)
	管理職	(20.6)			l I		(0.0)	68 (100.0)
職位	│ │ 非管理職で高度専門性を	4				10	1	29
	活かした役割	(13.8)	(20.7)	(0.0)	(27.6)	(34.5)	(3.4)	(100.0)
	その他	4	5	2	6	7	4	28
	(5)尼	(14.3)			i i	(25.0)	(14.3)	(100.0)
	無回答	0 (0.0)	•			(22.2)	(0.0)	(100.0)
	<u> </u> 	(0.0)	, ,	, ,		, ,	(0.0)	(100.0) 412
	日勤のみ	(12.9)			l I	(20.9)	(3.2)	(100.0)
		72				178	16	844
	二交代·変則二交代制勤務 	(8.5)	(28.3)	(9.2)	(30.9)	(21.1)	(1.9)	(100.0)
	三交代•変則三交代制勤務	48	149	55	179	113	25	569
	二文10-支持二文10門動份	(8.4)				(19.9)	(4.4)	(100.0)
勤務	上記以外の交代制勤務	1		_	1	18	1	71
形態		(1.4)					(1.4)	(100.0)
	夜勤専従	(20.0)		_	_	(20.0)	(0.0)	10 (100.0)
		(20.0)			1	22	5	75
	その他	(9.3)			1	(29.3)	(6.7)	(100.0)
	無同答	1	1	0	0	1	0	3
	無回答 	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(100.0)
	20~24 歳	36			1	4	1	122
		(29.5)					(0.8)	(100.0)
	25~29 歳	(10.0)			1		8 (2.7)	299 (100.0)
		11			, ,	57	5	248
	30~34 歳	(4.4)			1	(23.0)	(2.0)	(100.0)
	35~39 歳	18	76	23	108	81	9	315
	35~39 成	(5.7)	(24.1)	(7.3)	(34.3)	(25.7)	(2.9)	(100.0)
	40~44 歳	19			1	88	8	319
年齢		(6.0)					(2.5)	(100.0)
階級	45~49 歳	(7.8)			1	60 (22.4)	(2.2)	256 (100.0)
		24		, ,		62	(2.3) 10	236
	50~54 歳	(10.2)				(26.3)	(4.2)	(100.0)
	EE - EO #	24				34	6	161
	55~59 歳	(14.9)	(22.4)	(11.8)	(26.1)	(21.1)	(3.7)	(100.0)
	60 歳以上	2			·	2	3	21
	U NIX. FA	(9.5)				(9.5)	(14.3)	(100.0)
	無回答	0 (0.0)				1	(57.4)	7 (100.0)
		(0.0)					(57.1)	(100.0) 1,984
	合計	(9.3)				(21.2)	(3.0)	(100.0)

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	15	26	7	25	13	3	89
		(16.9)	(29.2)	(7.9)	(28.1) 83	(14.6) 76	(3.4)	(100.0) 322
	政令指定都市	(9.6)	(28.9)	(10.2)	(25.8)	(23.6)	(1.9)	(100.0)
行政		125	381	119	456	286	41	1,408
区分	市	(8.9)	(27.1)	(8.5)	(32.4)	(20.3)	(2.9)	(100.0)
	町村	9	29	18	39	35	8	138
	1	(6.5)	(21.0)	(13.0)	(28.3)	(25.4)	(5.8)	(100.0)
	無回答	(14.8)	6 (22.2)	(3.7)	4 (14.8)	10 (37.0)	(7.4)	27 (100.0)
		25	60	22	40	28	6	181
	国	(13.8)	(33.1)	(12.2)	(22.1)	(15.5)	(3.3)	(100.0)
	都道府県、市町村、	42	128	39	159	83	18	469
	地方独立行政法人、公立大学法人	(9.0)	(27.3)	(8.3)	(33.9)	(17.7)	(3.8)	(100.0)
	公的医療機関	(8.2)	85 (30.1)	25 (8.9)	73 (25.9)	70 (24.8)	6 (2.1)	282 (100.0)
		4	18	9	27	19	1	78
	社会保険関係団体	(5.1)	(23.1)	(11.5)	(34.6)	(24.4)	(1.3)	(100.0)
設置 主体	医療法人・個人	44	140	54	209	153	23	623
王体		(7.1)	(22.5)	(8.7)	(33.5)	(24.6)	(3.7)	(100.0)
	学校法人	18 (14.5)	46 (37.1)	11 (8.9)	30 (24.2)	16 (12.9)	(2.4)	124 (100.0)
		12	26	13	28	21	2	102
	公益社団法人、公益財団法人	(11.8)	(25.5)	(12.7)	(27.5)	(20.6)	(2.0)	(100.0)
	その他	15	30	4	37	29	0	115
	CONE	(13.0)	(26.1)	(3.5)	(32.2)	(25.2)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(10.0)	(20.0)	1 (10.0)	4 (40.0)	(10.0)	(10.0)	10 (100.0)
		11	26	22	39	29	5	132
	99 床以下	(8.3)	(19.7)	(16.7)	(29.5)	(22.0)	(3.8)	(100.0)
	100~199 床	29	82	36	140	88	16	391
		(7.4)	(21.0)	(9.2)	(35.8)	(22.5)	(4.1)	(100.0)
	200~299 床	(9.0)	82 (26.4)	31 (10.0)	88 (28.3)	73 (23.5)	9 (2.9)	311 (100.0)
許可		29	89	22	101	69	13	323
病床数	300~399 床	(9.0)	(27.6)	(6.8)	(31.3)	(21.4)	(4.0)	(100.0)
	400~499 床	15	60	18	83	46	4	226
	100 100 110	(6.6)	(26.5)	(8.0)	(36.7)	(20.4)	(1.8)	(100.0)
	500 床以上	69 (12.1)	188 (32.9)	47 (8.2)	147 (25.7)	109 (19.1)	12 (2.1)	572 (100.0)
		3	8	2	9	6	1	29
	無回答 	(10.3)	(27.6)	(6.9)	(31.0)	(20.7)	(3.4)	(100.0)
	一般病床	159	473	149	515	351	50	1,697
	1	(9.4)	(27.9)	(8.8)	(30.3)	(20.7)	(2.9)	(100.0)
_ ,	療養病床	(8.7)	33 (19.1)	19 (11.0)	55 (31.8)	42 (24.3)	9 (5.2)	173 (100.0)
最も 多い	<u></u> ₩≠ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	7	17	6	26	16	0	72
病床の	精神病床 	(9.7)	(23.6)	(8.3)	(36.1)	(22.2)	(0.0)	(100.0)
種別	その他	3	9	4	11	9	1	37
		(8.1)	(24.3)	(10.8)	(29.7)	(24.3)	(2.7)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(60.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	(40.0)	(0.0)	5 (100.0)
	A = 1	184	535	178	607	420	60	1,984
	合計	(9.3)	(27.0)	(9.0)	(30.6)	(21.2)	(3.0)	(100.0)

### 5)「経験年数」に対する給与総月額の満足度

「経験年数」に対する給与総月額の満足度は、「満足」9.1%、「やや満足」28.1%であり、一方、「やや不満」30.0%、「不満」21.9%であった。

表Ⅷ-2-5)「経験年数」に対する給与総月額の満足度

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	正規職員(フルタイム勤務)	179	550	162	586	430	50	1,957
雇用 形態		(9.1)	(28.1)	(8.3)	(29.9) 10	(22.0)	(2.6)	(100.0)
	正規職員(短時間勤務) 	(3.7)	(29.6)	(0.0)	(37.0)	(18.5)	(11.1)	(100.0)
	スタッフ(非管理職)	115	399	123	388	284	37	1,346
	7,7,7,7 (9F E -2-1%)	(8.5)	(29.6)	(9.1)	(28.8)	(21.1)	(2.7)	(100.0)
	中間管理職	(8.6)	129 (25.3)	32 (6.3)	178 (34.9)	114 (22.4)	13 (2.5)	510 (100.0)
	AND THE WAY	14	16	6	15	17	0	68
職位	管理職	(20.6)	(23.5)	(8.8)	(22.1)	(25.0)	(0.0)	(100.0)
机灯工	非管理職で高度専門性を	3	5	1	11	9	0	29
	活かした役割	(10.3)	(17.2)	(3.4)	(37.9)	(31.0)	(0.0)	(100.0)
	その他	(14.3)	(28.6)	(0.0)	4 (14.3)	9 (32.1)	(10.7)	28 (100.0)
	<b>6-24</b>	0	1	0.0)	0	2	0	3
	無回答	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(66.7)	(0.0)	(100.0)
	日勤のみ	57	106	30	114	91	14	412
		(13.8)	(25.7)	(7.3)	(27.7)	(22.1)	(3.4)	(100.0)
	二交代•変則二交代制勤務	65 (7.7)	246 (29.1)	69 (8.2)	265 (31.4)	184 (21.8)	15 (1.8)	844 (100.0)
		45	165	50	171	119	19	569
	三交代・変則三交代制勤務	(7.9)	(29.0)	(8.8)	(30.1)	(20.9)	(3.3)	(100.0)
勤務	上記以外の交代制勤務	3	21	9	19	18	1	71
形態	工品以外の文下師動物	(4.2)	(29.6)	(12.7)	(26.8)	(25.4)	(1.4)	(100.0)
	夜勤専従	(00.0)	(10.0)	0	(40.0)	(20.0)	0 (0.0)	(100.0)
		(20.0)	(10.0)	(0.0)	(40.0) 22	(30.0)	(0.0)	(100.0) 75
	その他	(9.3)	(24.0)	(5.3)	(29.3)	(26.7)	(5.3)	(100.0)
	無回答	1	1	0	1	0	0	3
	無凹台	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	20~24 歳	29	50	15	21	5	2	122
		(23.8)	(41.0) 110	(12.3)	(17.2) 95	(4.1)	(1.6)	(100.0)
	25~29 歳	(9.4)	(36.8)	(7.7)	(31.8)	(11.7)	(2.7)	(100.0)
	20 24 %	12	71	18	82	59	6	248
	30~34 歳	(4.8)	(28.6)	(7.3)	(33.1)	(23.8)	(2.4)	(100.0)
	35~39 歳	20	90	23	90	85	7	315
		(6.3)	(28.6) 76	(7.3) 23	(28.6) 100	(27.0) 91	(2.2)	(100.0)
年齢	40~44 歳	(7.2)	(23.8)	(7.2)	(31.3)	(28.5)	(1.9)	(100.0)
階級	45 40 45	19	66	22	86	59	4	256
1	45~49 歳	(7.4)	(25.8)	(8.6)	(33.6)	(23.0)	(1.6)	(100.0)
	50~54 歳	23	55	16	72	63	7	236
1	- · ne	(9.7)	(23.3)	(6.8)	(30.5)	(26.7)	(3.0)	(100.0)
	55~59 歳	24 (14.9)	36 (22.4)	18 (11.2)	45 (28.0)	32 (19.9)	6 (3.7)	161 (100.0)
	oo #E IV I	2	4	4	3	5	3	21
	60 歳以上	(9.5)	(19.0)	(19.0)	(14.3)	(23.8)	(14.3)	(100.0)
	無回答	0	0	0	2	1	4	7
	~~~ H	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(28.6)	(14.3)	(57.1)	(100.0)
1	合計	180 (9.1)	558 (28.1)	162 (8.2)	596 (30.0)	435 (21.9)	53 (2.7)	1,984 (100.0)

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	15	23	8 (0.0)	27	13	3 (2.4)	(100.0)
		(16.9) 34	(25.8)	(9.0)	(30.3)	(14.6)	(3.4)	(100.0)
	政令指定都市 	(10.6)	(28.0)	(9.6)	(26.4)	(23.9)	(1.6)	(100.0)
行政	市	119	407	101	436	307	38	1,408
区分		(8.5)	(28.9)	(7.2)	(31.0)	(21.8)	(2.7)	(100.0)
	町村	(7.2)	(21.0)	(14.5)	(31.9)	(21.0)	(4.3)	(100.0)
	無回答	2	9	2	4	9	1	27
		(7.4)	(33.3)	(7.4)	(14.8)	(33.3)	(3.7)	(100.0)
	国	22 (12.2)	62 (34.3)	18 (9.9)	46 (25.4)	26 (14.4)	7 (3.9)	181 (100.0)
	都道府県、市町村、	44	134	37	152	89	13	469
	地方独立行政法人、公立大学法人	(9.4)	(28.6)	(7.9)	(32.4)	(19.0)	(2.8)	(100.0)
	   公的医療機関	22	80	22	82	69	7	282
1	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(7.8)	(28.4) 19	(7.8)	(29.1)	(24.5)	(2.5)	(100.0)
	社会保険関係団体	(6.4)	(24.4)	(9.0)	(35.9)	(23.1)	(1.3)	(100.0)
設置	医療法人・個人	45	150	52	197	161	18	623
設置 主体	区僚法人• 個人	(7.2)	(24.1)	(8.3)	(31.6)	(25.8)	(2.9)	(100.0)
	学校法人	16	47	7	32	18	4	124
		(12.9) 14	(37.9)	(5.6)	(25.8) 25	(14.5)	(3.2)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(13.7)	(28.4)	(11.8)	(24.5)	(19.6)	(2.0)	(100.0)
	その他	11	35	7	31	31	0	115
	- 7 0 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(9.6)	(30.4)	(6.1)	(27.0)	(27.0)	(0.0)	(100.0)
	無回答	1 (10.0)	(20.0)	0 (0.0)	(30.0)	(30.0)	1 (10.0)	10 (100.0)
	_	(10.0)	29	19	(30.0)	(30.0)	(10.0)	132
	99 床以下	(6.8)	(22.0)	(14.4)	(32.6)	(21.2)	(3.0)	(100.0)
	100~199 床	29	84	36	137	94	11	391
	100 100 #10	(7.4)	(21.5)	(9.2)	(35.0)	(24.0)	(2.8)	(100.0)
	200~299 床	28 (9.0)	91 (29.3)	30 (9.6)	85 (27.3)	70 (22.5)	7 (2.3)	311 (100.0)
許可	000 000 00	29	98	17	96	71	12	323
病床数	300~399 床	(9.0)	(30.3)	(5.3)	(29.7)	(22.0)	(3.7)	(100.0)
	400~499 床	16	69	19	68	50	4	226
		(7.1) 66	(30.5) 178	(8.4)	(30.1) 158	(22.1) 116	(1.8)	(100.0) 572
	500 床以上	(11.5)	(31.1)	(7.2)	(27.6)	(20.3)	(2.3)	(100.0)
	無回答	3	9	0	9	6	2	29
	<b>米</b> 因石	(10.3)	(31.0)	(0.0)	(31.0)	(20.7)	(6.9)	(100.0)
	一般病床	156 (9.2)	493 (29.1)	131 (7.7)	503 (29.6)	368 (21.7)	46 (2.7)	1,697 (100.0)
1		13	36	21	53	43	7	173
最机	療養病床	(7.5)	(20.8)	(12.1)	(30.6)	(24.9)	(4.0)	(100.0)
最も多い	   精神病床	8	19	6	26	13	0	72
病床の 種別		(11.1)	(26.4)	(8.3)	(36.1)	(18.1)	(0.0)	(100.0)
	その他	(8.1)	(18.9)	(10.8)	(37.8)	(24.3)	(0.0)	(100.0)
	無同次	0	3	0	0	2	0	5
	無回答 	(0.0)	(60.0)	(0.0)	(0.0)	(40.0)	(0.0)	(100.0)
	合計	180 (9.1)	558 (28.1)	162 (8.2)	596 (30.0)	435 (21.9)	53 (2.7)	1,984 (100.0)

### 6)「看護の能力」に対する給与総月額の満足度

「看護の能力」に対する給与総月額の満足度は、「満足」8.2%、「やや満足」27.7%であり、一方、「やや不満」31.7%、「不満」18.0%であった。

表Ѿ-2-6)「看護の能力」に対する給与総月額の満足度

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	正規職員(フルタイム勤務)	162	540	233	616	354	52	1,957
雇用 形態		(8.3)	(27.6)	(11.9)	(31.5)	(18.1)	(2.7)	(100.0)
77.75	正規職員(短時間勤務)	(0.0)	(33.3)	(3.7)	(44.4)	(14.8)	(3.7)	(100.0)
	7 h 7/11 65 TB 100\	111	379	175	421	222	38	1,346
	スタッフ(非管理職)	(8.2)	(28.2)	(13.0)	(31.3)	(16.5)	(2.8)	(100.0)
	   中間管理職	34	138	47	173	105	13	510
	1 167 🖽 - エイツ	(6.7)	(27.1)	(9.2)	(33.9)	(20.6)	(2.5)	(100.0)
	管理職	(16.2)	16	9 (13.2)	16 (23.5)	15 (22.1)	1 (1.5)	68 (100.0)
職位	   非管理職で高度専門性を	(16.2)	(23.5)	(13.2)	(23.5)	(22.1)	(1.3)	29
	非官理職で高度等門住を   活かした役割	(3.4)	(20.7)	(3.4)	(41.4)	(31.0)	(0.0)	(100.0)
	7 0 lib	5	9	2	6	5	1	28
	その他	(17.9)	(32.1)	(7.1)	(21.4)	(17.9)	(3.6)	(100.0)
	無回答	0	1	0	0	2	0	3
	WE	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(66.7)	(0.0)	(100.0)
	日勤のみ	46	109	45	121	78	13	412
		(11.2)	(26.5)	(10.9)	(29.4)	(18.9)	(3.2)	(100.0)
	二交代•変則二交代制勤務	56 (6.6)	238 (28.2)	98 (11.6)	286 (33.9)	149 (17.7)	17 (2.0)	844 (100.0)
		46	163	71	173	97	19	569
	三交代・変則三交代制勤務	(8.1)	(28.6)	(12.5)	(30.4)	(17.0)	(3.3)	(100.0)
勤務	しついはの六仏制数数	4	20	11	20	15	1	71
形態	上記以外の交代制勤務	(5.6)	(28.2)	(15.5)	(28.2)	(21.1)	(1.4)	(100.0)
	   夜勤専従	0	1	0	6	3	0	10
		(0.0)	(10.0)	(0.0)	(60.0)	(30.0)	(0.0)	(100.0)
	その他	9 (100)	17	9 (10.0)	(21	16	3 (4.0)	75
		(12.0)	(22.7)	(12.0)	(28.0)	(21.3)	(4.0)	(100.0)
	無回答	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
		27	42	20	21	11	1	122
	20~24 歳	(22.1)	(34.4)	(16.4)	(17.2)	(9.0)	(0.8)	(100.0)
	25~29 歳	27	104	34	98	29	7	299
	23 23 所以	(9.0)	(34.8)	(11.4)	(32.8)	(9.7)	(2.3)	(100.0)
	30~34 歳	11	70	32	85	45	5	248
		(4.4)	(28.2)	(12.9)	(34.3)	(18.1)	(2.0)	(100.0)
	35~39 歳	17 (5.4)	74 (23.5)	35 (11.1)	109 (34.6)	72 (22.9)	8 (2.5)	315 (100.0)
		20	79	33	105	76	6	319
年齢	40~44 歳	(6.3)	(24.8)	(10.3)	(32.9)	(23.8)	(1.9)	(100.0)
階級	45~49 歳	18	68	32	85	48	5	256
	すび・・ する 原処	(7.0)	(26.6)	(12.5)	(33.2)	(18.8)	(2.0)	(100.0)
	50~54 歳	21	65	19	79	45	7	236
	~~	(8.9)	(27.5)	(8.1)	(33.5)	(19.1)	(3.0)	(100.0)
	55~59 歳	(11.0)	(27.2)	(14.2)	40 (24.9)	(17.4)	7 (4.2)	161
		(11.8)	(27.3)	(14.3)	(24.8)	(17.4)	(4.3)	(100.0)
	60 歳以上	(9.5)	(14.3)	(23.8)	(19.0)	(19.0)	(14.3)	(100.0)
	4m (=) (4t)	0	0	1	2	0	4	7
	無回答 	(0.0)	(0.0)	(14.3)	(28.6)	(0.0)	(57.1)	(100.0)
	合計	162	549	234	628	358	53	1,984
		(8.2)	(27.7)	(11.8)	(31.7)	(18.0)	(2.7)	(100.0)

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	13	26	8	21	17	4	89
		(14.6)	(29.2)	(9.0)	(23.6) 103	(19.1) 68	(4.5)	(100.0)
	政令指定都市	(9.3)	(24.5)	(11.2)	(32.0)	(21.1)	(1.9)	(100.0)
行政	4	108	405	160	455	245	35	1,408
区分	市	(7.7)	(28.8)	(11.4)	(32.3)	(17.4)	(2.5)	(100.0)
	町村	11	30	24	43	23	7	138
		(8.0)	(21.7)	(17.4)	(31.2)	(16.7) 5	(5.1)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(33.3)	(22.2)	(22.2)	(18.5)	(3.7)	(100.0)
	国	19	60	21	47	28	6	181
	<u> </u>	(10.5)	(33.1)	(11.6)	(26.0)	(15.5)	(3.3)	(100.0)
	都道府県、市町村、	43	138	53	141	78	16	469
	地方独立行政法人、公立大学法人	(9.2)	(29.4)	(11.3)	(30.1)	(16.6)	(3.4)	(100.0)
	公的医療機関	16 (5.7)	75 (26.6)	29 (10.3)	102 (36.2)	55 (19.5)	5 (1.8)	282 (100.0)
		4	17	15	26	13	3	78
	社会保険関係団体	(5.1)	(21.8)	(19.2)	(33.3)	(16.7)	(3.8)	(100.0)
設置 主体	医療法人•個人	38	147	82	220	121	15	623
主体	区派丛八 個八	(6.1)	(23.6)	(13.2)	(35.3)	(19.4)	(2.4)	(100.0)
	学校法人	15	44	12	27	21	5	124
		(12.1)	(35.5)	(9.7)	(21.8)	(16.9) 15	(4.0)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(12.7)	(26.5)	(12.7)	(31.4)	(14.7)	(2.0)	(100.0)
	H	14	38	8	28	27	0	115
	その他	(12.2)	(33.0)	(7.0)	(24.3)	(23.5)	(0.0)	(100.0)
	無回答	0	3	1	5	0	1	10
	<u> </u>	(0.0)	(30.0)	(10.0)	(50.0)	(0.0)	(10.0)	(100.0)
	99 床以下	11 (8.3)	32 (24.2)	24 (18.2)	45 (34.1)	17 (12.9)	3 (2.3)	132 (100.0)
		21	94	53	145	68	10	391
	100~199 床	(5.4)	(24.0)	(13.6)	(37.1)	(17.4)	(2.6)	(100.0)
	200~299 床	26	86	43	91	58	7	311
	200539 W	(8.4)	(27.7)	(13.8)	(29.3)	(18.6)	(2.3)	(100.0)
許可 病床数	300~399 床	24	88	37	103	58	13	323
州外奴		(7.4)	(27.2)	(11.5) 25	(31.9) 72	(18.0)	(4.0)	(100.0)
	400~499 床	(6.2)	(29.2)	(11.1)	(31.9)	(19.0)	(2.7)	(100.0)
	500 床以上	64	171	50	167	107	13	572
	500 床以上	(11.2)	(29.9)	(8.7)	(29.2)	(18.7)	(2.3)	(100.0)
	無回答	2	12	2	5	7	1 (2.4)	29
		(6.9)	(41.4)	(6.9)	(17.2)	(24.1)	(3.4)	(100.0)
	一般病床	142 (8.4)	483 (28.5)	193 (11.4)	531 (31.3)	305 (18.0)	43 (2.5)	1,697 (100.0)
	炼革产力	10	37	28	58	31	9	173
最も	療養病床	(5.8)	(21.4)	(16.2)	(33.5)	(17.9)	(5.2)	(100.0)
最も 多い 病床の	精神病床	7	19	8	25	12	1	72
病床の  種別		(9.7)	(26.4)	(11.1)	(34.7)	(16.7)	(1.4)	(100.0)
12773	その他	(8.1)	7 (18.9)	4 (10.8)	14 (37.8)	9 (24.3)	0 (0.0)	37 (100.0)
		(8.1)	(18.9)	(10.8)	(37.8)	(24.3)	0.0)	5
	無回答	(0.0)	(60.0)	(20.0)	(0.0)	(20.0)	(0.0)	(100.0)
	合計	162	549	234	628	358	53	1,984
		(8.2)	(27.7)	(11.8)	(31.7)	(18.0)	(2.7)	(100.0)

### 7)「同病院の他職種」に対する給与総月額の満足度

「同病院の他職種」に対する給与総月額の満足度は、「満足」4.6%、「やや満足」19.8%であり、一方、「やや不満」26.7%、「不満」25.9%であった。

表呱-2-7)「同病院の他職種」に対する給与総月額の満足度

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
雇用	正規職員(フルタイム勤務)	91 (4.6)	384 (19.6)	393 (20.1)	523 (26.7)	509 (26.0)	57 (2.9)	1,957 (100.0)
形態	正規職員(短時間勤務)	0 (0.0)	8 (29.6)	6 (22.2)	13	(100.0)		
	スタッフ(非管理職)	60 (4.5)	267 (19.8)		l I			1,346 (100.0)
	中間管理職	21 (4.1)	102 (20.0)	87	140	146	14	510 (100.0)
104/六	管理職	7 (10.3)	15 (22.1)	_	1		-	68 (100.0)
職位	非管理職で高度専門性を 活かした役割	(3.4)	(13.8)	-	_		_	29 (100.0)
	その他	(7.1)	(10.7)	_				28 (100.0)
	無回答	(0.0)	(33.3)	_	Ī	_	_	(100.0)
	日勤のみ	(7.3)	93 (22.6)					412 (100.0)
	二交代·変則二交代制勤務	34 (4.0)	160 (19.0)		l I			844 (100.0)
	三交代・変則三交代制勤務	(3.5)	111 (19.5)		l I			569 (100.0)
勤務 形態	上記以外の交代制勤務	(2.8)	18 (25.4)					71 (100.0)
	夜勤専従	(0.0)	0 (0.0)	-		_	Ū	10 (100.0)
	その他	5 (6.7)	10 (13.3)		l I		-	75 (100.0)
	無回答	(0.0)	(19.6)         (20.1)         (26.7)         (26.0)         (2.9)         (10           8         6         6         5         2           (29.6)         (22.2)         (22.2)         (18.5)         (7.4)         (10           267         290         359         327         43         1           (19.8)         (21.5)         (26.7)         (24.3)         (3.2)         (10           102         87         140         146         14         (20.0)         (17.1)         (27.5)         (28.6)         (2.7)         (10           15         9         15         21         1         1         (22.1)         (30.9)         (1.5)         (11           (22.1)         (13.2)         (22.1)         (30.9)         (1.5)         (11         (22.1)         (30.9)         (1.5)         (10           (13.8)         (13.8)         (27.6)         (41.4)         (0.0)         (10         (15.3)         (15.0)         (11.0         (20.0)         (31.3)         (20.0)         (21.4)         (3.6)         (11         (20.0)         (21.4)         (3.6)         (11         (20.0)         (20.0)         (20.0)         (20.0)         (20.0) <th>(100.0)</th>	(100.0)				
	20~24 歳	(9.0)					_	122 (100.0)
	25~29 歳	17 (5.7)			1		-	299 (100.0)
	30~34 歳	7 (2.8)			l I		_	248 (100.0)
	35~39 歳	10 (3.2)			l I		=	315 (100.0)
年齢	40~44 歳	10 (3.1)			l I		-	319 (100.0)
階級	45~49 歳	10 (3.9)			I I		_	256 (100.0)
	50~54 歳	12 (5.1)			1		7	236 (100.0)
	55~59 歳	12 (7.5)	30	28	41	41	9	161 (100.0)
	60 歳以上	(9.5)	3	6	4	4	2	(100.0)
	無回答	0 (0.0)	0	0	0	1	6	7 (100.0)
	合計	91 (4.6)	392	399	529	514	59	1,984 (100.0)

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	11 (12.4)	20 (22.5)	14 (15.7)	21 (23.6)	20 (22.5)	3 (3.4)	89 (100.0)
	政令指定都市	18	63	65	78	92	6	322
	跃 17117年117	(5.6)	(19.6)	(20.2)	(24.2)	(28.6)	(1.9)	(100.0)
行政 区分	市	56	283	281	390	354	(2.1)	1,408
区刀		(4.0)	(20.1) 21	(20.0)	(27.7)	(25.1)	(3.1)	(100.0)
	町村	(4.3)	(15.2)	(23.9)	(24.6)	(28.3)	(3.6)	(100.0)
	無同饮	0	5	6	6	9	1	27
	無回答	(0.0)	(18.5)	(22.2)	(22.2)	(33.3)	(3.7)	(100.0)
	国	13	37	39	46	38	8	181
		(7.2) 17	(20.4) 86	(21.5) 105	(25.4)	(21.0) 129	(4.4)	(100.0) 469
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	(3.6)	(18.3)	(22.4)	119 (25.4)	(27.5)	(2.8)	(100.0)
		13	49	43	84	87	6	282
	公的医療機関	(4.6)	(17.4)	(15.2)	(29.8)	(30.9)	(2.1)	(100.0)
	社会保険関係団体	3	9	21	28	15	2	78
	11五个队员示话件	(3.8)	(11.5)	(26.9)	(35.9)	(19.2)	(2.6)	(100.0)
設置 主体	医療法人•個人	19	130	126	164	162	22	623
工件		(3.0)	(20.9)	(20.2) 25	(26.3) 26	(26.0)	(3.5)	(100.0)
	学校法人	(10.5)	(25.8)	(20.2)	(21.0)	(19.4)	(3.2)	(100.0)
	0.411.54.10.48.54.1	8	22	22	27	21	2	102
	公益社団法人、公益財団法人	(7.8)	(21.6)	(21.6)	(26.5)	(20.6)	(2.0)	(100.0)
	その他	5	26	16	32	35	1	115
	C 07 IE	(4.3)	(22.6)	(13.9)	(27.8)	(30.4)	(0.9)	(100.0)
	無回答	0 (0.0)	(10.0)	(20.0)	(30.0)	(30.0)	1 (10.0)	10 (100.0)
	00 C N T	6	30	25	32	36	3	132
	99 床以下	(4.5)	(22.7)	(18.9)	(24.2)	(27.3)	(2.3)	(100.0)
	100~199 床	13	64	81	119	101	13	391
	100 100 pp	(3.3)	(16.4)	(20.7)	(30.4)	(25.8)	(3.3)	(100.0)
	200~299 床	7 (2.3)	59 (19.0)	69 (22.2)	80 (25.7)	87 (28.0)	9 (2.9)	311 (100.0)
許可		20	(19.0)	64	76	(28.0)	(2.9)	323
病床数	300~399 床	(6.2)	(20.1)	(19.8)	(23.5)	(26.0)	(4.3)	(100.0)
	400 - : 400 F	8	44	49	61	59	5	226
	400~499 床	(3.5)	(19.5)	(21.7)	(27.0)	(26.1)	(2.2)	(100.0)
	500 床以上	37	122	105	152	142	14	572
		(6.5)	(21.3)	(18.4)	(26.6)	(24.8)	(2.4)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(27.6)	(20.7)	(31.0)	(17.2)	(3.4)	(100.0)
		79	327	340	462	439	50	1,697
	一般病床	(4.7)	(19.3)	(20.0)	(27.2)	(25.9)	(2.9)	(100.0)
	療養病床	6	33	41	42	44	7	173
最も	1/2/ TOC 11.3 M.I.	(3.5)	(19.1)	(23.7)	(24.3)	(25.4)	(4.0)	(100.0)
多い 病床の	精神病床	5 (6.0)	18	(10.4)	(25.0)	(22.2)	(1.4)	72 (100.0)
種別		(6.9)	(25.0)	(19.4)	(25.0)	(22.2)	(1.4)	(100.0)
	その他	(0.0)	(35.1)	(10.8)	(18.9)	(35.1)	(0.0)	(100.0)
	fra C feb	1	1	0	0	2	1	5
	無回答	(20.0)	(20.0)	(0.0)	(0.0)	(40.0)	(20.0)	(100.0)
	合計	91 (4.6)	392 (19.8)	399 (20.1)	529 (26.7)	514 (25.9)	59 (3.0)	1,984 (100.0)

### 8)「他職種も含めた同年代・同性の平均的な給与額」に対する給与総月額の満足度

「他職種も含めた同年代・同性の平均的な給与額」に対する給与総月額の満足度は、「満足」6.5%、「やや満足」20.8%であり、一方、「やや不満」27.7%、「不満」26.7%であった。

表11-2-8)「他職種も含めた同年代・同性の平均的な給与額」に対する給与総月額の満足度

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
雇用	正規職員(フルタイム勤務)	129 (6.6)	405 (20.7)	306 (15.6)	541 (27.6)	522 (26.7)	54 (2.8)	1,957 (100.0)
<b>雇形</b> 職職	正規職員(短時間勤務)	(0.0)	8 (29.6)	3 (11.1)	8 (29.6)	7 (25.9)	1 (3.7)	27 (100.0)
	スタッフ(非管理職)	87 (6.5)	278 (20.7)	214 (15.9)	370 (27.5)	358 (26.6)	39 (2.9)	1,346 (100.0)
	中間管理職	29 (5.7)	112 (22.0)	78 (15.3)	144 (28.2)	132 (25.9)	15 (2.9)	510 (100.0)
聯合	管理職	9 (13.2)	15 (22.1)	9 (13.2)	17 (25.0)	18 (26.5)	(0.0)	68 (100.0)
帆江	非管理職で高度専門性を 活かした役割	(3.4)	(13.8)	3 (10.3)	10 (34.5)	11 (37.9)	(0.0)	29 (100.0)
	その他	3 (10.7)	(14.3)	5 (17.9)	7 (25.0)	8 (28.6)	(3.6)	28 (100.0)
	無回答	(0.0)	(0.0)	0 (0.0)	(33.3)	2 (66.7)	(0.0)	(100.0)
	日勤のみ	35 (8.5)	95 (23.1)	69 (16.7)	95 (23.1)	107 (26.0)	11 (2.7)	412 (100.0)
	二交代・変則二交代制勤務	50 (5.9)	164 (19.4)	129 (15.3)	(29.7)	(27.3)	(2.4)	844 (100.0)
	三交代・変則三交代制勤務	(6.0)	126 (22.1)	85 (14.9)	(27.6)	(25.8)	(3.5)	569 (100.0)
勤務 形態	上記以外の交代制勤務	3 (4.2)	15 (21.1)	11 (15.5)	21 (29.6)	20 (28.2)	(1.4)	71 (100.0)
	夜勤専従	(10.0)	(0.0)	(10.0)	6 (60.0)	2 (20.0)	(0.0)	10 (100.0)
	その他	(8.0)	13 (17.3)	12 (16.0)	19 (25.3)	22 (29.3)	(4.0)	75 (100.0)
	無回答	(0.0)	(0.0)	2 (66.7)	(0.0)	8         7         1           (29.6)         (25.9)         (3.7)           370         358         39           (27.5)         (26.6)         (2.9)           144         132         15           (28.2)         (25.9)         (2.9)           17         18         0           (25.0)         (26.5)         (0.0)           10         11         0           (34.5)         (37.9)         (0.0)           7         8         1           (25.0)         (28.6)         (3.6)           1         2         0           (33.3)         (66.7)         (0.0)           95         107         11           (23.1)         (26.0)         (2.7)           251         230         20           (29.7)         (27.3)         (2.4)           157         147         20           (27.6)         (25.8)         (3.5)           21         20         1           (29.6)         (28.2)         (1.4)           6         2         0           (60.0)         (20.0)         (0.0)           1	(100.0)	
	20~24 歳	23 (18.9)	29 (23.8)	20 (16.4)			•	122 (100.0)
	25~29 歳	(7.0)	83 (27.8)	37 (12.4)				299 (100.0)
	30~34 歳	11 (4.4)	54 (21.8)	40 (16.1)				248 (100.0)
	35~39 歳	13 (4.1)	(19.0)	42 (13.3)			-	315 (100.0)
年齢	40~44 歳	17 (5.3)	67 (21.0)	50 (15.7)			_	319 (100.0)
階級	45~49 歳	15 (5.9)	49 (19.1)	44 (17.2)	1		-	256 (100.0)
	50~54 歳	14 (5.9)	38 (16.1)	38 (16.1)	(28.4)	(29.2)	(4.2)	236 (100.0)
	55~59 歳	13 (8.1)	29 (18.0)	32 (19.9)	(24.8)	(24.2)	(5.0)	161 (100.0)
	60 歳以上	(9.5)	(19.0)	6 (28.6)				21 (100.0)
	無回答	(0.0)	(0.0)	0 (0.0)	(28.6)	-	(57.1)	7 (100.0)
	合計	129 (6.5)	413 (20.8)	309 (15.6)				1,984 (100.0)

		満足	やや満足	どちらとも いえない	やや不満	不満	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	12	23	10	21	20	3	89
		(13.5)	(25.8)	(11.2)	(23.6) 75	(22.5) 89	(3.4)	(100.0)
	政令指定都市	(6.8)	(25.5)	(15.5)	(23.3)	(27.6)	(1.2)	(100.0)
行政	市	86	281	219	405	376	41	1,408
区分	10	(6.1)	(20.0)	(15.6)	(28.8)	(26.7)	(2.9)	(100.0)
	町村	7 (5.1)	24 (17.4)	25 (18.1)	39 (28.3)	37 (26.8)	6 (4.3)	138 (100.0)
	fra Cath	2	3	5	9	7	1	27
	無回答	(7.4)	(11.1)	(18.5)	(33.3)	(25.9)	(3.7)	(100.0)
	玉	20	42	29	50	31	9	181
	**************************************	(11.0)	(23.2)	(16.0) 82	(27.6) 123	(17.1)	(5.0)	(100.0) 469
	都道府県、市町村、 地方独立行政法人、公立大学法人	(6.2)	(23.7)	(17.5)	(26.2)	(23.0)	(3.4)	(100.0)
	八九万病機用	17	64	41	67	87	6	282
	公的医療機関	(6.0)	(22.7)	(14.5)	(23.8)	(30.9)	(2.1)	(100.0)
	社会保険関係団体	(2.0)	(16.7)	(16.7)	(22.2)	(26.0)	(2.6)	78
記罢		(3.8)	(16.7)	(16.7)	(33.3)	(26.9) 192	(2.6)	(100.0) 623
設置 主体	医療法人·個人	(4.8)	(15.4)	(15.9)	(30.8)	(30.8)	(2.2)	(100.0)
	学校法人	17	36	13	28	27	3	124
	子校丛人	(13.7)	(29.0)	(10.5)	(22.6)	(21.8)	(2.4)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	9	(01.6)	(10.0)	(00.5)	(23	2	102
		(8.8)	(21.6)	(18.6)	(26.5)	(22.5)	(2.0)	(100.0) 115
	その他	(3.5)	(24.3)	(9.6)	(27.0)	(33.9)	(1.7)	(100.0)
	無回答	0	1	2	5	1	1	10
		(0.0)	(10.0)	(20.0)	(50.0)	(10.0)	(10.0)	(100.0)
	99 床以下	8 (6.1)	(9.8)	23 (17.4)	(33.3)	41 (31.1)	(2.3)	132 (100.0)
		14	68	62	121	115	11	391
	100~199 床	(3.6)	(17.4)	(15.9)	(30.9)	(29.4)	(2.8)	(100.0)
	200~299 床	20	64	54	80	85	8	311
=	211 211 211	(6.4)	(20.6)	(17.4) 52	(25.7) 81	(27.3) 87	(2.6)	(100.0)
許可 病床数	300~399 床	(5.6)	(22.6)	(16.1)	(25.1)	(26.9)	(3.7)	323 (100.0)
	400 400 F	11	48	34	71	57	5	226
	400~499 床	(4.9)	(21.2)	(15.0)	(31.4)	(25.2)	(2.2)	(100.0)
	500 床以上	58	140	80	142	137	15	572
		(10.1)	(24.5)	(14.0)	(24.8)	(24.0)	(2.6)	(100.0) 29
	無回答	(0.0)	(24.1)	(13.8)	(34.5)	(24.1)	(3.4)	(100.0)
	一般病床	119	365	259	463	441	50	1,697
	<i>Ν</i> (ΝΤ Χείτ	(7.0)	(21.5)	(15.3)	(27.3)	(26.0)	(2.9)	(100.0)
	療養病床	7 (4.0)	(15.0)	(10.1)	(20.5)	(20.5)	(2.0)	173
最も 多い	****	(4.0)	(15.0)	(19.1)	(29.5) 21	(29.5)	(2.9)	(100.0) 72
病床の	精神病床	(2.8)	(19.4)	(15.3)	(29.2)	(33.3)	(0.0)	(100.0)
種別	その他	0	7	6	13	11	0	37
	C 07 IE	(0.0)	(18.9)	(16.2)	(35.1)	(29.7)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(20.0)	(20.0)	0	(20.0)	(40.0)	0	(100.0)
	A =1	(20.0) 129	(20.0)	(0.0)	(20.0) 549	(40.0) 529	(0.0)	(100.0) 1,984
	合計	(6.5)	(20.8)	(15.6)	(27.7)	(26.7)	(2.8)	(100.0)

### IX. 離職意向および就業継続意向

### 1. 現在の勤務先からの離職意向

正規職員(産休、育児・介護など休業中を除く)について、現在の勤務先からの「離職を考えている」44.0%であり、一方、「離職を考えていない」55.4%であった。

表IX-1 現在の勤務先からの離職意向

		離職を考えている	離職を 考えていない	無回答	合計
	正規職員(フルタイム勤務)	859	1,086	12	1,957
雇用形態	工 + B 苹 号 / / 云 吐 图 苯	13	(33.3)	(0.6)	(100.0)
	雇用形態 正規職員(フルタイム動務) 859 1.08 (43.9) (55.5 (43.9) (55.5 (43.9) (55.5 (43.9) (55.5 (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (48.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.11) (49.	(48.1)	(3.7)	(100.0)	
	スタッフ(非管理職)	l l	678 (50.4)	10 (0.7)	1,346 (100.0)
	中間管理職	167	340	3 (0.6)	510 (100.0)
	管理職	9	59	0	68
職位	非管理職で高度専門性を活かした役割	16	13	(0.0)	(100.0)
			(44.8)	(0.0)	(100.0) 28
	その他	l l	(32.1)	(0.0)	(100.0)
	無回答	_	(0.0)	0 (0.0)	(100.0)
	日勤のみ		266	3	412
	H 3/10/0//		(64.6)	(0.7)	(100.0)
	二交代•変則二交代制勤務	l l	(50.4)	(0.5)	844 (100.0)
	三态化,亦則三态化制勤教		312	5	569
	二文1、交织二文1、叫到仂		(54.8)	(0.9)	(100.0)
勤務形態	上記以外の交代制勤務	Į.	(60.6)	(1.4)	71 (100.0)
	<b></b>		3	0	10
	· 牧 到 寺 促		(30.0)	(0.0)	(100.0)
	その他	l l	(64.0)	(0.0)	75 (100.0)
	無同效		2	0	3
	無回音		(66.7)	(0.0)	(100.0)
	20~24 歳	l l	(39.3)	(0.0)	122 (100.0)
	25~20 年		109	1	299
	23 29 成人		(36.5)	(0.3)	(100.0)
	30~34 歳	l l	105 (42.3)	(0.8)	248 (100.0)
	or oo #		178	0.07	315
	35~39 成		(56.5)	(0.0)	(100.0)
	40~44 歳	ľ	(62.0)	(0.6)	319 (100.0)
年齢階級			163	(0.0)	256
	45~49 咸		(63.7)	(0.8)	(100.0)
	50~54 歳	T .	158 (66.9)	(0.4)	236 (100.0)
	55~59 歳	40	119	2	161
			(73.9)	(1.2)	(100.0)
	60 歳以上	ľ	(52.4)	(0.0)	21 (100.0)
	無回答	ř	(57.1)	3 (42.9)	(100.0)
	A=1		1,099	(42.9)	(100.0) 1,984
	谷町		(55.4)	(0.7)	(100.0)

		離職を考えている	離職を 考えていない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	42	45	2	89
		(47.2)	(50.6) 165	(2.2)	(100.0)
	政令指定都市	(47.8)	(51.2)	(0.9)	(100.0)
/·	_	610	791	7	1,408
行政区分	市	(43.3)	(56.2)	(0.5)	(100.0)
	町村	53 (38.4)	84 (60.9)	1 (0.7)	138 (100.0)
	無回答	13 (48.1)	14 (51.9)	0 (0.0)	27 (100.0)
		86	94	1	181
	国	(47.5)	(51.9)	(0.6)	(100.0)
	都道府県、市町村、	186	279	4	469
	│ 地方独立行政法人、公立大学法人 ├──	(39.7)	(59.5)	(0.9)	(100.0)
	公的医療機関	(41.5)	164 (58.2)	1 (0.4)	282 (100.0)
		41.5)	36	1	78
	社会保険関係団体	(52.6)	(46.2)	(1.3)	(100.0)
設置主体	医療法人•個人	286	336	1	623
改造工件	区派丛八 個八	(45.9)	(53.9)	(0.2)	(100.0)
	   学校法人	53	69	2	124
		(42.7)	(55.6) 45	(1.6)	(100.0)
	公益社団法人、公益財団法人	(52.9)	(44.1)	(2.9)	(100.0)
	7.010	43	72	0	115
	その他	(37.4)	(62.6)	(0.0)	(100.0)
	   無回答	6	4	0	10
	, MIII	(60.0)	(40.0)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	(37.1)	82 (62.1)	(0.8)	132 (100.0)
		169	221	1	391
	100~199 床	(43.2)	(56.5)	(0.3)	(100.0)
	200~299 床	151	159	1	311
	200 · 200 px	(48.6)	(51.1)	(0.3)	(100.0)
許可病床数	300~399 床	128	192	(0.9)	323
		(39.6)	(59.4) 122	(0.9)	(100.0) 226
	400~499 床	(44.7)	(54.0)	(1.3)	(100.0)
	500 床以上	261	307	4	572
	500 床板工	(45.6)	(53.7)	(0.7)	(100.0)
	無回答	(44.8)	16 (55.2)	0 (0.0)	29 (100.0)
	一般病床	762	923	12	1,697
		(44.9)	(54.4) 102	(0.7)	(100.0) 173
	療養病床	(41.0)	(59.0)	(0.0)	(100.0)
最も多い 病床の種別	精神病床	(33.3)	47 (65.3)	1 (1.4)	72 (100.0)
VE364-5/17/3	W	14	23	0	37
	その他	(37.8)	(62.2)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(20.0)	(80.0)	(0.0)	5 (100.0)
	<u> </u>	872	1,099	13	1,984
	合計	(44.0)	(55.4)	(0.7)	(100.0)

### 2. 離職を考えている理由に賃金に対する不満の有無

現在の勤務先からの離職を「考えている」と回答した者について、離職を考えている理由に賃金に対する不満の有無は、「不満がある」66.3%であり、一方、「不満はない」33.3%であった。

表区-2 離職を考えている理由に賃金に対する不満の有無

		不満がある	不満はない	無回答	合計
	正規職員(フルタイム勤務)	569	284	6	859
雇用形態		(66.2)	(33.1)	(0.7)	(100.0)
	正規職員(短時間勤務)	(69.2)	(30.8)	(0.0)	(100.0)
	スタッフ(非管理職)	459	197	2	658
	スタッパ非官理戦/	(69.8)	(29.9)	(0.3)	(100.0)
	中間管理職	(52.1)	(46.1)	(1.0)	167
		(52.1)	(46.1)	(1.8)	(100.0)
職位	管理職	(22.2)	(66.7)	(11.1)	(100.0)
柳江	   非管理職で高度専門性を活かした役割	13	3	0	16
	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(81.3)	(18.8)	(0.0)	(100.0)
	その他	(73.7)	5 (26.3)	0 (0.0)	19 (100.0)
	free Co febr	3	0	0.07	3
	無回答	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	日勤のみ	82	60	1	143
		(57.3)	(42.0) 115	(0.7)	(100.0) 415
	二交代·変則二交代制勤務	(71.6)	(27.7)	(0.7)	(100.0)
	三交代·変則三交代制勤務	161	90	1	252
	三文化・支則二文化制動榜	(63.9)	(35.7)	(0.4)	(100.0)
勤務形態	上記以外の交代制勤務	(62.0)	(22.2)	(2.7)	(100.0)
		(63.0)	(33.3)	(3.7)	(100.0)
	夜勤専従	(71.4)	(28.6)	(0.0)	(100.0)
	その他	16	11	0	27
	CONE	(59.3)	(40.7)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
		50	24	0.0)	74
	20~24 歳	(67.6)	(32.4)	(0.0)	(100.0)
	25~29 歳	134	55	0	189
		(70.9)	(29.1)	(0.0)	(100.0)
	30~34 歳	(77.3)	32 (22.7)	0 (0.0)	141 (100.0)
	25 · 20 · 5	103	33	1	137
	35~39 歳	(75.2)	(24.1)	(0.7)	(100.0)
	40~44 歳	75	38	0	113
年齢階級		(66.4)	(33.6)	(0.0)	(100.0) 91
	45~49 歳	(53.8)	(42.9)	(3.3)	(100.0)
	50~54 歳	40	36	1	77
	OT NIX	(51.9)	(46.8)	(1.3)	(100.0)
	55~59 歳	(37.5)	25 (62.5)	0 (0.0)	40 (100.0)
	and the second	(37.5)	(62.5)	(0.0)	10
	60 歳以上	(30.0)	(60.0)	(10.0)	(100.0)
	無回答	0	0	0	0
	1	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	合計	578 (66.3)	288 (33.0)	(0.7)	872 (100.0)

		不満がある	不満はない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	25 (50.5)	17	0	(100.0)
		(59.5)	(40.5) 51	(0.0)	(100.0)
	政令指定都市	(66.2)	(33.1)	(0.6)	(100.0)
行政区分	市	407 (66.7)	199 (32.6)	4 (0.7)	610 (100.0)
	町村	35	18	0	53
		(66.0)	(34.0)	(0.0)	(100.0)
	無回答 	(69.2)	(23.1)	(7.7)	(100.0)
	国	58	27	1	86
	 】都道府県、市町村、	(67.4)	(31.4)	(1.2)	(100.0) 186
	地方独立行政法人、公立大学法人	(57.5)	(42.5)	(0.0)	(100.0)
	公的医療機関	73	44	0	117
	五日 <u>区</u> 凉饭内	(62.4)	(37.6)	(0.0)	(100.0)
	社会保険関係団体	(70.7)	(26.8)	1 (2.4)	41 (100.0)
設置主体	医療法人・個人	211	73	2	286
改旦工件	医療法人 個人	(73.8)	(25.5)	(0.7)	(100.0)
	学校法人	32	(20.6)	0	(100.0)
		(60.4)	(39.6)	(0.0)	(100.0) 54
	公益社団法人、公益財団法人	(70.4)	(25.9)	(3.7)	(100.0)
	その他	28	15	0	43
		(65.1)	(34.9)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(33.3)	(66.7)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	32	16	1	49
		(65.3)	(32.7)	(2.0)	(100.0) 169
	100~199 床	(65.7)	(34.3)	(0.0)	(100.0)
	200~299 床	98	52	1	151
		(64.9)	(34.4)	(0.7)	(100.0) 128
許可病床数	300~399 床	(67.2)	(32.0)	(0.8)	(100.0)
	400~499 床	75	25	1	101
		(74.3)	(24.8)	(1.0)	(100.0) 261
	500 床以上	(63.6)	(35.6)	(0.8)	(100.0)
	無回答	10	3	0	13
	I	(76.9)	(23.1)	(0.0)	(100.0)
	一般病床	(66.4)	(32.9)	(0.7)	762 (100.0)
	療養病床	48 (67.6)	23 (32.4)	0 (0.0)	71 (100.0)
最も多い		14	9	1	24
病床の種別	11211 753815	(58.3)	(37.5)	(4.2)	(100.0)
	その他	10 (71.4)	(28.6)	0 (0.0)	14 (100.0)
	無回答	(0.0)	(100.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	스=1	578	288	6	872
	合計	(66.3)	(33.0)	(0.7)	(100.0)

### 3. 求職状況

現在の勤務先からの離職を「考えている」と回答した者について、現在の求職状況は、「看護職で求職している」59.9%、「看護職以外で求職している」6.5%、「求職していない」30.5%であった。

表IX-3 求職状況

		看護職で 求職している	看護職以外で 求職している	求職して いない	無回答	合計
	正規職員(フルタイム勤務)	513	57	262	27	859
雇用形態		(59.7)	(6.6)	(30.5)	(3.1)	(100.0)
	正規職員(短時間勤務)	(69.2)	(0.0)	(30.8)	(0.0)	(100.0)
	スタッフ(非管理職)	397	40	200	21	658
	スタクス(非官理職)	(60.3)	(6.1)	(30.4)	(3.2)	(100.0)
	中間管理職	92 (55.1)	(8.4)	56 (33.5)	(3.0)	167 (100.0)
	Art will make	6	0.4)	3	0	9
職位	管理職 ————————————————————————————————————	(66.7)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(100.0)
柳灯江	   非管理職で高度専門性を活かした役割	10	1 (2.2)	4	1	16
		(62.5)	(6.3)	(25.0)	(6.3)	(100.0)
	その他	(78.9)	(10.5)	(10.5)	(0.0)	(100.0)
	無回答	2	0	1	0	3
		(66.7)	(0.0)	(33.3)	(0.0)	(100.0)
	日勤のみ	78 (54.5)	(8.4)	49 (34.3)	(2.8)	143 (100.0)
		263	22	116	14	415
	二交代・変則二交代制勤務	(63.4)	(5.3)	(28.0)	(3.4)	(100.0)
	   三交代·変則三交代制勤務	143	18	84	7	252
		(56.7)	(7.1)	(33.3)	(2.8)	(100.0) 27
勤務形態	上記以外の交代制勤務	(66.7)	(0.0)	(29.6)	(3.7)	(100.0)
	夜勤専従	7	0	0	0	7
		(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	その他	13 (48.1)	5 (18.5)	(29.6)	(3.7)	27 (100.0)
		(48.1)	(18.3)	(29.0)	(3.7)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(100.0)
	20~24 歳	32	9	30	3	74
	20 21 ///	(43.2)	(12.2)	(40.5)	(4.1)	(100.0)
	25~29 歳	137 (72.5)	(3.7)	(20.6)	(3.2)	189 (100.0)
	30~34 歳	91	8	40	2	141
	30~34 成	(64.5)	(5.7)	(28.4)	(1.4)	(100.0)
	35~39 歳	84	9 (0.0)	(00.0)	4 (0.0)	(100.0)
		(61.3)	(6.6)	(29.2)	(2.9)	(100.0) 113
左松胜纲	40~44 歳	(60.2)	(8.0)	(29.2)	(2.7)	(100.0)
年齢階級	45~49 歳	46	8	33	4	91
		(50.5)	(8.8)	(36.3)	(4.4)	(100.0)
	50~54 歳	(51.9)	(5.2)	29 (37.7)	(5.2)	77 (100.0)
	55~59 歳	18	3	18	1	40
	55~59 威	(45.0)	(7.5)	(45.0)	(2.5)	(100.0)
	60 歳以上	6	0 (0.0)	4 (40.0)	0 (0.0)	(100.0)
		(60.0)	(0.0)	(40.0)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	- 合計	522	57	266	27	872
<u> </u>	H #1	(59.9)	(6.5)	(30.5)	(3.1)	(100.0)

		看護職で 求職している	看護職以外で 求職している	求職して いない	無回答	合計
	特別区(東京 23 区)	28	1 (2.1)	12	1	42
		(66.7)	(2.4)	(28.6) 65	(2.4)	(100.0) 154
	政令指定都市	(49.4)	(6.5)	(42.2)	(1.9)	(100.0)
行政区分	市	378	41	172	19	610
门政区力	112	(62.0)	(6.7)	(28.2)	(3.1)	(100.0)
	町村	(58.5)	(5.7)	15 (28.3)	(7.5)	53 (100.0)
	無回答	9	2	2	0	13
	WE 0	(69.2)	(15.4)	(15.4)	(0.0)	(100.0)
	国	54 (62.8)	(8.1)	23 (26.7)	(2.3)	86 (100.0)
	   都道府県、市町村、	108	11	60	7	186
	地方独立行政法人、公立大学法人	(58.1)	(5.9)	(32.3)	(3.8)	(100.0)
	公的医療機関	65 (FF 6)	11	36	5 (4.2)	(100.0)
		(55.6)	(9.4)	(30.8)	(4.3)	(100.0)
	社会保険関係団体	(58.5)	(9.8)	(29.3)	(2.4)	(100.0)
設置主体	医療法人・個人	183	16	78	9	286
INCE TH		(64.0)	(5.6)	(27.3)	(3.1)	(100.0)
	学校法人	29 (54.7)	(1.9)	20 (37.7)	(5.7)	53 (100.0)
	0.441m2 1 0.4mm2 1	32	4	18	0	54
	公益社団法人、公益財団法人	(59.3)	(7.4)	(33.3)	(0.0)	(100.0)
	その他	25	3 (7.0)	15	0	43
		(58.1)	(7.0)	(34.9)	(0.0)	(100.0)
	無回答 	(33.3)	(0.0)	(66.7)	(0.0)	(100.0)
	99 床以下	30	4	13	2	49
	00 1/00 1	(61.2)	(8.2)	(26.5)	(4.1)	(100.0)
	100~199 床	109 (64.5)	(6.5)	45 (26.6)	(2.4)	169 (100.0)
	200 200 F	88	11	48	4	151
	200~299 床	(58.3)	(7.3)	(31.8)	(2.6)	(100.0)
許可病床数	300~399 床	80	10	35	3 (2.2)	128
		(62.5)	(7.8)	(27.3)	(2.3)	(100.0) 101
	400~499 床	(60.4)	(4.0)	(32.7)	(3.0)	(100.0)
	500 床以上	148	16	86	11	261
	000 \$1,15,12	(56.7)	(6.1)	(33.0)	(4.2)	(100.0)
	無回答	6 (46.2)	(7.7)	6 (46.2)	(0.0)	13 (100.0)
	一般病床	458	51	230	23	762
	<b>小以 パハ メル</b>	(60.1)	(6.7)	(30.2)	(3.0)	(100.0)
	療養病床	40 (56.3)	(4.2)	(33.8)	(5.6)	71 (100.0)
最も多い	*************************************	15	1	8	0	24
病床の種別	精神病床	(62.5)	(4.2)	(33.3)	(0.0)	(100.0)
	その他	9 (64.2)	(7.1)	(00.0)	0	(100.0)
		(64.3)	(7.1)	(28.6)	(0.0)	(100.0)
	無回答	(0.0)	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	合計	522	57	266	27	872
	HHI	(59.9)	(6.5)	(30.5)	(3.1)	(100.0)

# 4. 就業を継続している理由

現在の勤務先からの離職を「考えていない」と回答した者について、現在の勤務先で勤務を続けている理由は、「通勤の利便性が良い」が52.3% で最も多く、次いで、「他に適当な勤務先がない」44.0%、「同僚との関係が良い」39.4%、「配属部署が希望通りである」23.8%、「上司との関係が 良い」23.3%などであった。

なお、就業継続を可能としている最も重要な理由を1つ尋ねたところ、「他に適当な勤務先がない」が18.2%で最も多く、次いで、「通勤の利便 性が良い」16.8%、「同僚との関係が良い」9.0%、「勤務形態が希望通りである」5.0%などであった。

表X-4 就業を継続している理由(雇用形態別・職位別・勤務形態別・年齢別)(複数回答)

i																
		雇用形 が希望通りである	勤務形態 が希望通 りである	配属部署 が希望通 りである	教育・研修が充実 している	福利厚生が充実している	妊娠・出産支援が 産支援が 充実している	育児支援 が充実し ている	介護支援 が充実し ている	時間外労働が少ない	夜勤・夜 間対応が 少ない	年間休日 総数が 多い	年次有給 休暇が 取得しや すい	1 週間程 度の連続 休暇が取 得できる	仕事に見 合った 賃金額で ある	医師との 関係が 良い
	、を構・ノイ・一・の語甲上	196	216	257	171	208	100	77	17	149	28	101	161	105	52	116
雇用	L 祝蝦貝(ノルダイム到務)	(18.0)	(19.9)	(23.7)	(15.7)	(19.2)	(9.2)	(7.1)	(1.6)	(13.7)	(5.3)	(6.3)	(14.8)	(6.7)	(5.1)	(10.7)
光德	二 指 等 3 (石 民 間 計 数)	7	10	5	2	2	4	4	-	က	2	0	4	2	-	-
	正 况 嘅 吴 ( 烃 吋 间 卦) 伤 (	(53.8)	(76.9)	(38.5)	(15.4)	(15.4)	(30.8)	(30.8)	(7.7)	(23.1)	(15.4)	(0.0)	(30.8)	(15.4)	(7.7)	(7.7)
	7.4	203	226	262	173	210	104	81	18	152	09	101	165	107	26	117
		(18.5)	(20.6)	(23.8)	(15.7)	(19.1)	(6.5)	(7.4)	(1.6)	(13.8)	(2.5)	(9.2)	(15.0)	(6.7)	(2.1)	(10.6)
		上司との 関係が 良い	同僚との 関係が 良い	自分が絶 織から良 い評価を 得ていると 感ごる	看護ケア に十分な 時間をあ てられる	希望する 看護専門 領域を いかせる	看護技術 の向上が 望める	施設の看 護理念・ 方針に共 感できる	施設の将 来性に不 安がない	今後のキャリアプラ ンに不安 がない	通勤の 利便性が 良い	他に適当 な勤務先 がない	特に理由	その色	無回%	福
		253	428	160	40	82	86	96	152	48	267	479	16	106	42	1,086
雇用	正 祝職員(ノルダイム動物)	(23.3)	(39.4)	(14.7)	(3.7)	(7.6)	(0.0)	(8.8)	(14.0)	(4.4)	(52.2)	(44.1)	(1.5)	(8.8)	(3.9)	(100.0)
光德	(本祖間中) (四年日)	3	2	0	1	0	1	1	1	0	8	2	0	0	0	13
	上 况 暇 貝 ( 垃 吋 间 封 ( 労 )	(23.1)	(38.5)	(0.0)	(7.7)	(0.0)	(7.7)	(7.7)	(7.7)	(0.0)	(61.5)	(38.5)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	# <b>~</b>	256	433	160	41	82	66	26	153	48	575	484	16	106	42	1,099
	<u> </u>	(23.3)	(39.4)	(14.6)	(3.7)	(7.5)	(0.6)	(8.8)	(13.9)	(4.4)	(52.3)	(44.0)	(1.5)	(9.6)	(3.8)	(100.0)

		雇用形態が希望通りである	勤務形態 が希望通 りである	配属部署 が希望通 りである	教育・研修が充実 している	福利厚生 が充実し ている	妊娠・出産支援が 産支援が 充実して いる	育児支援 が充実し ている	介護支援 が充実し ている	時間外労働が少ない	を勤・夜 間対応が 少ない	年間休日 総数が 多い	年 次 本 総 本 総 本 紙 報 が ま が ま が ま が ま が ま か ま か ま か ま か ま か よ い か よ い	1 週間程度の連続 休暇が連続 はできる	仕事に見 合った 賃金額で ある	医師との 関係が 良い
	1 4 4 日	118	148	182	93	123	74	52	7	106	31	53	96	49	33	67
	人ダツノ(非官埋職)	(17.4)	(21.8)	(26.8)	(13.7)	(18.1)	(10.9)	(8.1)	(1.0)	(15.6)	(4.6)	(7.8)	(14.2)	(6.6)	(4.9)	(6.6)
	田体田	99	99	0/	69	89	20	61	7	68	27	36	51	30	15	39
	神田 邑 进船	(19.4)	(16.5)	(20.6)	(19.1)	(20.0)	(5.9)	(2.6)	(2.1)	(11.5)	(7.9)	(10.6)	(15.0)	(8.8)	(4.4)	(11.5)
	世 男	15	13	2	12	15	9	2	3	ε	2	6	13	8	2	5
力推	官埋職	(25.4)	(22.0)	(8.5)	(20.3)	(25.4)	(10.2)	(8.5)	(5.1)	(2.1)	(3.4)	(15.3)	(22.0)	(13.6)	(8.5)	(8.5)
极工	非管理職で高度専門性を	3	2	3	2	2	2	0	-	ε	0	2	3	1	1	5
	活かした役割	(23.1)	(38.5)	(23.1)	(15.4)	(15.4)	(15.4)	(0.0)	(7.7)	(23.1)	(0.0)	(15.4)	(23.1)	(7.7)	(7.7)	(38.5)
	- N - N - N - N - N - N - N - N - N - N	-	4	2	-	2	2	2	0	-	0	-	2	-	2	-
	和の2	(11.1)	(44.4)	(22.2)	(11.1)	(22.2)	(22.2)	(22.2)	(0.0)	(11.1)	(0.0)	(11.1)	(22.2)	(11.1)	(22.2)	(11.1)
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	40回#	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
		203	226	262	173	210	104	81	18	152	09	101	165	107	26	117
	<u> </u>	(18.5)	(50.6)	(23.8)	(15.7)	(19.1)	(6.5)	(7.4)	(1.6)	(13.8)	(2.5)	(9.2)	(15.0)	(6.7)	(2.1)	(10.6)
		アョとの	同僚との	自分が組織から良	看護ケア	希望する手羅書	看護技術	施設の看舞曲会	施設の将	今後のキューショ		+	E I			
		関係が良い	関係が良い	い評 命 おい。 あじる 表じる	に 時間をあ た の た め	自 時 幸 に 領域を い か せ る	の向上が 望める	を 力 を を できる	来性に不 安がない	ソニイサがれた。	利便性が 良い	な勤務先がない	はない	か 6 6	無回ぬ	仁
	1.1/十年田野、	154	282	25	23	37	71	31	06	25	364	316	11	09	26	678
	くダンノ(デョ)年級)	(22.7)	(41.6)	(7.7)	(3.4)	(2.5)	(10.5)	(4.6)	(13.3)	(3.7)	(53.7)	(46.6)	(1.6)	(8.8)	(3.8)	(100.0)
	十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	84	121	9/	13	27	23	94	99	19	170	146	3	33	12	340
	五日日	(24.7)	(32.6)	(22.4)	(3.8)	(7.9)	(8.9)	(13.5)	(16.5)	(2.6)	(20.0)	(42.9)	(0.9)	(6.7)	(3.5)	(100.0)
	- 他用語	12	21	26	3	12	4	19	9	4	29	15	2	10	2	29
世	三十五	(20.3)	(35.6)	(44.1)	(2.1)	(20.3)	(8.9)	(32.2)	(10.2)	(8.9)	(49.2)	(25.4)	(3.4)	(16.9)	(3.4)	(100.0)
拉加	非管理職で高度専門性を	4	4	4	0	9	0	_	-	0	∞	4	0	က	2	13
	活かした役割	(30.8)	(30.8)	(30.8)	(0.0)	(46.2)	(0.0)	(7.7)	(7.7)	(0.0)	(61.5)	(30.8)	(0.0)	(23.1)	(15.4)	(100.0)
	h ()	2	5	2	2	0	-	0	0	0	4	ဇ	0	0	0	6
	到のと	(22.2)	(55.6)	(22.2)	(22.2)	(0.0)	(11.1)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(44.4)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
	—————————————————————————————————————	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
	추	256	433	160	41	82	66	26	153	48	275	484	16	106	45	1,099
		(23.3)	(39.4)	(14.6)	(3.7)	(7.5)	(0.6)	(8.8)	(13.9)	(4.4)	(52.3)	(44.0)	(1.5)	(9.6)	(3.8)	(100.0)

日勤のみ       二交代・変則二交代制       三交代・変則三交代制       動務       上記以外の交代制       夜勤専従       その他       帝計		が希 りである	が希望通 りである	だ希望通 りである	が元 紫 修が充実 している	が充実し ている	産支援が 充実して いる	月光文学 が充実じ ている	が充実じている	労働が少ない	間対応が少ない	総数が 多い	休暇が 取得しや すい	度の進物 休暇が取 得できる	合った 賃金額で ある	医調を受 関係が 良い
		76	87 (32.7)	(25.2)	46 (17.3)	(22.2)	22 (8.3)	21 (7.9)	9 (3.4)	39	38 (14.3)	(10.9)	(18.0)	21 (7.9)	20 (7.5)	26 (9.8)
	一六年二十岁	70	87	109	72	70	41	33	8	64	15	37	89	53	16	44
	一×れ削割物	(16.5)	(20.5)	(25.6)	(16.9)	(16.5)	(9.6)	(7.8)	(0.7)	(15.1)	(3.5)	(8.7)	(16.0)	(12.5)	(3.8)	(10.4)
	二亦件割勤務	20	39	19	14	69	33	20	9	38	3	28	39	27	16	34
<u> </u>	一人へに見到のカ	(16.0)	(12.5)	(19.6)	(13.1)	(22.1)	(10.6)	(6.4)	(1.9)	(12.2)	(1.0)	(0.6)	(12.5)	(8.7)	(2.1)	(10.9)
	5代制 勤務	2	4	41	വ	9	7	- ;	0		7	7		က	7	9
(全) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本		(11.6)	(6.3)	(32.6)	(11.6)	(14.0)	(4.7)	(2.3)	(0.0)	(11.6)	(4.7)	(4.7)	(4.7)	(2.0)	(4.7)	(14.0)
(その年) 単 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中		0 (	(56.7)	0 (	0	0 6	(000)	0 (	0	0 6	0	2 (5.6.7)	(22.2)	0	0 6	(000)
乗 回 幸 二 中 日 中 日 中 日 中 日 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		(0.0)	7	(0.0)	6		(55.5)	(0.0)	(0.0)		(0.0)	(00.7)	(6.66)	(0.0)		(55.5)
# 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4		(4.2)	(14.6)	(22.9)	(18.8)	(10.4)	(8.3)	(10.4)	(0'0)	(12.5)	(2.1)	(6.3)	(14.6)	(4.2)	(4.2)	(10.4)
# 		O	0	0	0	-	1	-	0		-	0	0			-
		(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(20.0)	(20.0)	(20.0)	(0.0)	(0.0)	(20.0)	(0.0)	(0.0)	(20.0)	(0.0)	(20.0)
		203 (18.5)	226 (20.6)	262 (23.8)	173 (15.7)	210 (19.1)	104 (9.5)	81 (7.4)	18 (1.6)	152 (13.8)	(5.5)	101 (9.2)	165 (15.0)	107 (9.7)	56 (5.1)	(10.6)
															-	
		上司との 関係が 良い	同僚との 関係が 良い	自 会 が い い い は は は で は い は は は は は は は は は は は	者護ケア に十分な 時間をあ てられる	希望する 看護専門 領域をい かせる	看護技術 の向上が 望める	施設の看護理念・方針に共成できる	施設の将来性に不 安がない	今後のキャリアプラ ンに不安 がない	通勤の 利便性が 良い	他に適当 な勤務先 がない	特に理由はない	その	無回級	福
† 		09	87	64	6	29	16	42	47	12	137	88	4	35	8	266
日割のみ		(22.6)	(32.7)	(24.1)	(3.4)	(10.9)	(0.0)	(15.8)	(17.7)	(4.5)	(51.5)	(33.1)	(1.5)	(13.2)	(3.0)	(100.0)
一次任.亦目	一方件制計器	115	189	20	12	22	44	28	19	15	231	195	2	36	13	425
マンド	一人に同当があ	(27.1)	(44.5)	(11.8)	(3.5)	(2.2)	(10.4)	(9.9)	(12.0)	(3.5)	(24.4)	(42.9)	(1.2)	(8.5)	(3.1)	(100.0)
三交代·変則	三交代制勤務	62	125	34	13	23	32	20	45	7 .	161	153		21	15	312
		(19.9)	(40.1)	(10.9)	(4.2)	(7.4)	(10.3)	(6.4)	(14.4)	(4.5)	(51.6)	(49.0)	(2.2)	(0.7)	(4.8)	(100.0)
<ul><li> 割務 上記以外の交代制勤務 形態 上記以外の交代制勤務</li></ul>	5代制勤務	(956)	(48.8)	(6.3)	(47)	(16.3)	(0.7)	(47)	(6.3)	° ()	(488)	(442)	00	(16.3)	(11.6)	(1000)
<u> </u>		-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	က
仪到守伙		(33.3)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
464		7	6	7	2	-	4	4	9	4	24	29	0	7	-	48
到 ( ) と		(14.6)	(18.8)	(14.6)	(4.2)	(2.1)	(8.3)	(8.3)	(12.5)	(8.3)	(20.0)	(60.4)	(0.0)	(14.6)	(2.1)	(100.0)
申		0	-	-	0	0	0	-	0	0	-	0	0	0	0	2
1		(0.0)	(50.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(100.0)
合計		256 (23.3)	433 (39.4)	160 (14.6)	41 (3.7)	82 (7.5)	66 (0.6)	97 (8.8)	153 (13.9)	48 (4.4)	575 (52.3)	484 (44.0)	16 (1.5)	106 (9.6)	42 (3.8)	1,099 (100.0)

		雇用形態が希望通りである	勤務形態が 希望通りで ある	配属部署が 希望通りで ある	教育・研修 が充実して いる	福利厚生が 充実して いる	妊娠・出産 支援が充実 している	育児支援が 充実して いる	介護支援が 充実して いる	時間外労働が少ない	夜勤・夜間 対応が 少ない	年間休日総 数が多い	年次有給休 暇が取得し やすい	1週間程度 の連続休暇 が取得	仕事に 見合った 賃金額で	医師との 関係が良い
		9	96	9.00	>			9	9		66		200	できる	<b>ም</b> ବ	
	20~24 歳	(10.4)	(14.6)	(31.3)	(20.8)	(18.8)	(8.3)	(4.2)	(0:0)	(4.2)	(0.0)	(4.2)	(6.3)	(4.2)	(4.2)	(4.2)
	25~29 歳	13	28	(37.6)	13	25	16	10	0	20	5 (4.6)	01	12 (1110)	12	6 (5.5)	11
	30~34 魏	18	24	26	12	18	22	16	0	14	9	9	13	6	4	18
	35~39 職	21	39	40	23	26	16	19	(0.0)	22	9	7	28	19	9	17
	** #	(11.8)	(21.9)	(22.5)	(12.9)	(14.6)	(9.0)	(10.7)	(1.1)	(12.4)	(3.4)	(3.9)	(15.7)	(10.7)	(5.1)	(9.6)
年齡	40~44 聚	(18.1)	(20.1)	(25.5)	(17.2)	(21.1)	(8.3)	(6.9)	(1.5)	(15.7)	(5.9)	(11.3)	(18.6)	(11.8)	(4.9)	(13.7)
階級	45~49 歳	34 (20.9)	(16.6)	(16.6)	(16.6)	34 (20.9)	14	(6.7)	(2.5)	(17.2)	(4.9)	20 (12.3)	24 (14.7)	(10.4)	7 (4.3)	(9.2)
	50~54 歳	41	32	33	30	32	8 (51)	4 4	7	17	11	18	26	13	9	17
		30	27	25	20	22	7	5.5	2	16	12	14	18	11	12	6
	55~59 選	(25.2)	(22.7)	(21.0)	(16.8)	(18.5)	(2.9)	(4.2)	(1.7)	(13.4)	(10.1)	(11.8)	(15.1)	(9.2)	(10.1)	(7.6)
	60 歳以上	3 (97.9)	1 (1 0)	3 (97.9)	2 (10.9)	1 (1 0)	0	0	0	0	0	1 (0.1)	(10.2)	0 0	0	0
	1	(27.3)	(9.1)	0 0	(10.2)	(9.1)	0.0)	0.0)	0.0)	(0.0)	0.0)	(9.1)	(10.2)	0.0)	0.0)	000
	無回海	(25.0)	(0:0)	(0.0)	(25.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0:0)	(25.0)	(0.0)	(0.0)	(25.0)	(0.0)	(0:0)	(0:0)
	合計	203 (18.5)	226 (20.6)	262 (23.8)	173 (15.7)	210 (19.1)	104 (9.5)	(7.4)	18 (1.6)	152 (13.8)	60 (5.5)	101 (9.2)	165 (15.0)	(9.7)	56 (5.1)	117 (10.6)
		上司との関係が良い	同僚との関係が良い	自分が組織 から良い評 価を得てい ると感じる	看護ケアに 十分な 時間をあて られる	希望する看護専門領域 をいかせる	看護技術の 向上が 望める	施設の看護理念・方針 に共感できる	施設の 将来性に 不安がない	今後のキャ リアプランに 不安がない	通勤の利便 性が良い	他に適当な勤務先がない	特に理由はない	その舌	無 回 称	4
	20~24歳	14	25	1	0	1 6	8 (2.01)		9	2	61	13	4	2	2 (4.0)	48
	4	37	(175)	(2.1)	(0.0)	(2.1)	7	(4.2)	(12.5)	(4.2)	(39.0)	38	(8.3)	(10.4)	(4.2)	(100.0)
	25~29 威	(33.9)	(53.2)	(12.8)	(3.7)	(3.7)	(6.4)	(2.8)	(11.9)	(1.8)	(46.8)	(34.9)	(2.8)	(4.6)	(4.6)	(100.0)
	30~34 碳	28	(44.8)	(9.5)	(3.8)	7 (67)	14 (133)	(3.8)	14 (13.3)	9 (5.7)	(45.7)	50 (47.6)	0	7 (6.7)	(38)	105
	35~39 畴	34	69	13	9	12	12	7	26	5	87	88	3	14	80	178
	88 00	(19.1)	(36.5)	(7.3)	(3.4)	(6.7)	(6.7)	(3.9)	(14.6)	(2.8)	(48.9)	(49.4)	(1.7)	(7.9)	(4.5)	(100.0)
年齡	40~44 溅	(25.0)	(36.8)	(17.2)	(3.9)	(6.9)	(11.3)	(7.8)	(15.7)	(4.9)	(57.8)	(40.2)	(1.0)	(6.4)	(4.9)	(100.0)
階級	45~49 礁	37	07	35	5	12	91	23	21	12	101	98	0	21		163
		(22.1)	(42.9)	(21.2)	(3.1)	(7.4)	(9.8)	(14.1)	(12.9)	(4.4)	(0.29)	(9.26)	(0.0)	(12.9)	(1.2)	(100.0)
	50~54 歲	(17.7)	(33.5)	(18.4)	(5.7)	(10.1)	(6.3)	(12.0)	(11.4)	(1.9)	(55.7)	(48.7)	(9:0)	(14.6)	(3.8)	(100.0)
	55~59 聯	25	38	19	4	14	7	20	20	8	22	47	င	16	8	119
	XIII O	(21.0)	(31.9)	(16.0)	(3.4)	(11.8)	(5.9)	(16.8)	(16.8)	(6.7)	(47.9)	(39.5)	(2.5)	(13.4)	(2.5)	(100.0)
	60 歳以上	(9.1)	(9.1)	(27.3)	(9.1)	(18.2)	(0.0)	(27.3)	(27.3)	(0:0)	(54.5)	(18.2)	(0.0)	(9.1)	(18.2)	(100.0)
	無回%	(25.0)	1 (25.0)	(25.0)	0(0:0)	0.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0.0)	0 (0.0)	(25.0)	0(0:0)	(25.0)	0.0)	4 (100.0)
	合計	256 (23.3)	433 (39.4)	160 (14.6)	41 (3.7)	82 (7.5)	66 (0.6)	97 (8.8)	153 (13.9)	48 (4.4)	575 (52.3)	484 (44.0)	16 (1.5)	106 (9.6)	42 (3.8)	1,099 (100.0)

# 調査票

施設調査 個人調査

# 「病院勤務の看護職の賃金に関する調査」(施設調査)

日本看護協会では、この度、看護職が働き続けられる労働環境・労働条件を検討する資料を得る目的から、病院勤務の看護職の賃金に関する調査を企画いたしました。

本調査は全国のおよそ 8,600 病院の看護管理代表者の方々を対象としており、この度、調査票をお送りして、ご協力をお願いする次第です。

調査は自由意思によるご協力をお願いいたします。なお、ご協力いただけない場合も、不利益となることはありません。

ご回答いただきました調査票は、日本看護協会が個人情報保護契約(機密保持契約)を締結した調査委託 業者により回収され、一定期間後に本会が適切な方法により廃棄いたします。なお、調査より得られたデータ は病院や個人が特定できないよう集計値を用いた統計処理をいたしますので、ご回答いただきました病院およ び関係者の皆様にご迷惑をおかけすることは一切ございません。

本調査にご協力いただける場合は、調査票に無記名でご記入の上、同封の返信用封筒でのご返送をお願い致します。

ご返送は <u>2 月 25 日(月)</u> までのご投函をお願いいたします。(切手は不要です)

調査結果は、日本看護協会の広報媒体(公式ホームページ、協会ニュース)、学会発表等を通じて公表する予定でおります。

本調査は日本看護協会研究倫理委員会による倫理審査を受け、承認されております。

ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ※1 調査票は全部で10頁 あります。該当する質問にご回答をお願いいたします。
- ※2 質問には該当する選択肢に○をつけ、 や( )内に該当する数字または文字をご回答ください。
- ※3 質問によって、ご回答いただく選択肢は、「O印は1つ] と [O印はいくつでも] があります。
- ※4 期日や期間の指定のない質問については、2013年1月末時点の状況をご回答ください。

【調査の内容・回答に関するお問い合わせ先】 株式会社 日本能率協会総合研究所 アンケート調査係 専用ダイヤル

お問い合わせ時間 平日 10:00~17:00 (12:00~13:00 を除く) ※調査票記入の手引きは、日本看護協会のホームページ(http://www.nurse.or.jp)で ご確認いただけます。

調査実施 公益社団法人日本看護協会 担当部署 専門職支援・中央ナースセンター事業部

【問1】病院についておうかがい	します。		
1)所在する都道府県			
都·道·府	·県		
2)所在する市区町村[〇印は1つ]			
1. 政令指定都市	2. 特別区(東京 23 区)	3. 市	4. 町村
3)設置主体[〇印は1つ]			
1. 国(厚生労働省、独立行政法	人国立病院機構、国立大学法人、	独立行政法人労働者健康福祉	业機構、その他)
2. 都道府県、市町村、地方独立	[行政法人、公立大学法人		
3. 公的医療機関(地方公共団体	の組合、国民健康保険団体連合	会、日本赤十字社、恩賜財団活	斉生会、
厚生農業	胡同組合連合会、北海道社会事業	協会)	
	ὰ保険協会連合会、厚生年金事業 組合及びその連合会、国民健康保		の連合会、船員保険会、
	出口及いての建口云、国氏健康体	火配 ロ /	
6. 個人			
7. 学校法人(私立大学)			
8. 公益社団法人、公益財団法人	ζ		
9. その他(社会福祉法人、医療	生活協同組合、会社、その他の法	人)	
4)許可病床数と稼動病床数			
許可病床		<b></b>	床
5)病院で最も多い病床の種別[〇月	<u></u>	<u> </u>	
1. 一般病床	2. 療養病床	3. 精神病床	4. その他
	(介護療養病床を含む)	<u> </u>	
【問2】看護職員(保健師·助産館			
※以降、「看護職員」として		1 11/ 11/13/11 = 10 4003	
1)看護職員全体の人数、および、そ	そのうち <u>保健師、助産師の業務</u>	<u> </u>	
(ご自身を含めた役職者、産休・			
該当する雇用形態、職種の方か	いない場合は「0」人 とご回答	<b>於ださい。</b>	
(1)正規職員 <sup>注)</sup> 注)正規職員とは、契約期間を定め	ずに雇用されている場合を指します。		
①フルタイム勤務	,,, <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>		
計	人 うち保健師	人うち助産	師人
計	人うち保健師	人うち助産	師 人
 (2)上記の正規職員以外の看護	 職員(臨時職員、嘱託職員、/	 ペート・アルバイト職員、派遣	
計	人うち保健師	人 うち助産	師人

【問3】正規職員の看護職員の採用・離職の状況についておう	かがいします。					
1)採用者数と退職者数(該当する方がいない場合は「0」人 とご[	回答ください)					
(1)2011 年 4 月 1 日の看護職員数(4 月 1 日付の新規採	用者を除いた人数)					
(2)2011年度(2011年4月1日~2012年3月31日)。	<b>の新卒採用者数</b>					
うち、2011年度(2011年4月1日~2012年3月31	日)に退職した新卒採用者数					
(3)2011年度(2011年4月1日~2012年3月31日)。	<b>の既卒採用者数</b>					
うち、2011年度(2011年4月1日~2012年3月3	1日)に退職した既卒採用者数					
(4)2011年度(2011年4月1日~2012年3月31日)。	の総退職者数					
うち、2011年度(2011年4月1日~2012年3月3	1日)に定年退職した職員数					
(5)2013 年 1 月現在、就業している正規職員の看護職員の	<b>乃平均勤続年数</b> (小数点第 1 位まで) 年					
2)2012 年度の看護職員の新卒採用の充足状況について、あては	 はまるものをご回答ください。[〇印は1つ]					
1. 充足している 2. やや充足している	3. やや充足していない 4. 充足していない					
3)2012 年度の看護職員の中途採用の充足状況について、あては	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
1. 充足している 2. やや充足している	3. やや充足していない 4. 充足していない					
【問4】看護職員の賃金表等についておうかがいします。						
1)看護職員の賃金表 <sup>注)</sup> がありますか。あてはまるものをご回答くだる 注)賃金表とは、給与明細と異なり、職員の勤続・経験年数や職務・能力等に応じ						
1. 賃金表がある ⇒ 2)へ進む	2. 賃金表がない ⇒ 6)へ進む					
2)賃金表を看護職員に公開していますか。あてはまるものをご回答	シャン [〇印は1つ]					
1. 賃金表を公開している	2. 賃金表を公開していない					
3)賃余売け何を参老につくられていますか、あてけまるものをすべ	3)賃金表は何を参考につくられていますか。あてはまるものをすべてご回答ください。[〇印はいくつでも]					
3) 貝金衣は凹を参考に 2001 Cいますが。 めてはよるものをすべてこ回告(たさい。[〇印は 100 でも]  1. 国家公務員の医療職俸給表(三) ⇒ 4)へ進む						
1. 国家公務員の医療職俸給表(三) ⇒ 4)へ進む   2. 地方公務員の医療職給料表 ⇒ 5)へ進む						
3. 近隣の病院の相場や賃金表 ⇒ 6)へ進む						
4. 地域の医師会による賃金表 ⇒ 6)へ進む						
6. その他 ⇒ 6)へ進む						
7. わからない/何も参考としていない ⇒ 6)へ進む						
4)賃金表が国家公務員の医療職俸給表(三)を参考につくられてし						
医療職俸給表(三)のどの部分を参考としましたか。あてはまるも						
1. 医療職俸給表(三)をそのまま使用	2. 等級数					
3. 号俸数	4. 等級と職位の組み合わせ					
5. 各等級の人数割合	6. 昇給幅					
7. その他						

5)賃金表が地方公務員の医療職給料表を参考につくられている病院におうかがいします。 医療職給料表のどの部分を参考としましたか。あてはまるものをすべてご回答ください。[〇印はいくつでも]

1. 医療職給料表をそのまま使用	2. 等級数
3. 号俸数	4. 等級と職位の組み合わせ
5. 各等級の人数割合	6. 昇給幅
7. その他	

6)看護職員の賃金の決定にどのような基準を用いていますか。あてはまるものをすべてご回答ください。

「〇印はいくつでも〕

- 1. 年功を基準としている(年齢・勤続年数等を基準として賃金を決定)
- 2. 能力を基準としている(職務遂行能力のレベルおよびその伸長等を基準として賃金を決定)
- 3. 職務を基準としている(業務、役割等を基準として賃金を決定)
- 4. その他

7)2012年4月以降の看護職員の初任給の改定について、あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]

1. 初任給を上げた 2. 初任給はかえていない 3. 初任給を下げた

8)2012 年 4 月以降の看護職員の賃金の昇給幅の改定について、あてはまるものをすべてご回答ください。 [〇印はいくつでも]

- 1. すべての看護職員の昇給幅を上げた ⇒ 10)へ進む
- 2. 一部の看護職員の昇給幅を上げた ⇒ 10)へ進む
- 3. すべての看護職員の昇給幅を下げた ⇒ 9)へ進む
- 4. 一部の看護職員の昇給幅を下げた ⇒ 9)へ進む
- 5. 看護職員の昇給幅はかえていない ⇒ 10)へ進む
- 6. その他 ⇒ 10)へ進む

9)上記の8)で、すべての、あるいは、一部の看護職員の昇給幅を下げた と回答された病院におうかがいします。 この度の引き下げには、2012 年 3 月 1 日に施行された『国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律 (平成二十四年法律第二号)』による影響はありましたか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は 1 つ]

1. 影響があった	2. 影響がなかった	3. どちらともいえない	4. わからない

10)正規職員として、保健師を雇用されている病院におうかがいします。保健師を雇用されていない病院は11)へ進んでください。 保健師業務に従事している保健師の処遇について、あてはまるものをすべてご回答ください。[〇印はいくつでも]

1. 看護師と等級に差をつけている	2. 看護師と号俸に差をつけている(年齢による号俸差ではなく)
3. 保健師手当を支払っている	4. その他
5. 看護師との差はつけていない	

11)正規職員として、助産師を雇用されている病院におうかがいします。助産師を雇用されていない病院は【問5】へ進んでください。 助産師業務に従事している助産師の処遇について、あてはまるものをすべてご回答ください。 [〇印はいくつでも]

1. 看護師と等級に差をつけている	2. 看護師と号俸に差をつけている(年齢による号俸差ではなく)
3. 助産師手当を支払っている	4. その他
5. 看護師との差はつけていない	

<b>給や勤続年数に基づく昇</b> 絡	合こついて		
(1)年齢や勤続年数に基	づいた昇給 <sup>注)</sup> がありますか。あては	はまるものをご回答ください。[〇印	は1つ]
注)「昇給」とは、決められた期間ごとに自動的に昇給する制度を指します。			
1. ある ⇒ (2)へ進む		2. ない ⇒ 2)へ進む	
年齢や勤続年数によ	<b>れた病院におうかがいします。</b> : <b>る昇給停止<sup>注)</sup>はありますか。あてに</b> 表の最も高い号俸に達した以外の理由で昇		Dは1つ]
1. 昇給停止がある ⇒ (3)	へ進む	2. 昇給停止がない ⇒ 2)へ進	む
	答された病院におうかがいします。 齢、あるいは勤続年数をご回答下 歳 昇給が得		<b>一</b> 年
管理職の看護職員に対して	「────────────────────────────────────	·・- すか。あてはまるものをご回答く	」 ださい。
<b>)印は1つ]</b> 注)「査定に基づく昇	『給」とは、査定による評価結果に応じて、昇	給する制度を指します。 	
1. ある		2. ない	
	はまるものをすべてご回答ください	、[〇印はいくつでも]	
格 <sup>迚</sup> の条件について、あて 「昇格」とは、上位の職位へポスト 1. 能力評価 5. ポストの空き 9. 勤続年数		3. 上司の推薦         7. 他部署・施設での経験有無	4. 研修受講8. 年齢
<ul> <li>「昇格」とは、上位の職位へポスト</li> <li>1. 能力評価</li> <li>5. ポストの空き</li> <li>9. 勤続年数</li> <li>【】 賞与(ボーナス)につし</li> <li>護職員の個人別の賞与額</li> <li>1. 出怠勤</li> </ul>	が上がることを指します。	3. 上司の推薦 7. 他部署・施設での経験有無 まるものをすべてご回答ください。 3. 目標管理の達成度	8. 年齢 [ <b>〇印はいくつでも</b> ] 4. 委員会活動
<ul> <li>「昇格」とは、上位の職位へポスト</li> <li>1. 能力評価</li> <li>5. ポストの空き</li> <li>9. 勤続年数</li> <li>【】 賞与(ボーナス)につし</li> <li>護職員の個人別の賞与額</li> <li>1. 出怠勤</li> <li>5. 研究活動・学会発表</li> </ul>	が上がることを指します。	3. 上司の推薦 7. 他部署・施設での経験有無 まるものをすべてご回答ください。	8. 年齢 [〇印はいくつでも]
「昇格」とは、上位の職位へポスト 1. 能力評価 5. ポストの空き 9. 勤続年数 <b>】 賞与(ボーナス)につし</b> <b>護職員の個人別の賞与額</b> 1. 出怠勤 5. 研究活動・学会発表 9. その他	が上がることを指します。	3. 上司の推薦         7. 他部署・施設での経験有無         まるものをすべてご回答ください。         3. 目標管理の達成度         7. 病院の経営	8. 年齢 [〇印はいくつでも] 4. 委員会活動 8. 人事考課
「昇格」とは、上位の職位へポスト 1. 能力評価 5. ポストの空き 9. 勤続年数 <b>賞与(ボーナス)につし</b> <b>護職員の個人別の賞与額</b> 1. 出怠勤 5. 研究活動・学会発表 9. その他 12 年度の看護職員の賞与	が上がることを指します。	3. 上司の推薦         7. 他部署・施設での経験有無         まるものをすべてご回答ください。         3. 目標管理の達成度         7. 病院の経営         って、あてはまるものをご回答ください。	8. 年齢 [〇印はいくつでも] 4. 委員会活動 8. 人事考課 Stv. [〇印は1つ]
「昇格」とは、上位の職位へポスト 1. 能力評価 5. ポストの空き 9. 勤続年数 <b>遺与(ボーナス)につし 護職員の個人別の賞与額</b> 1. 出怠勤 5. 研究活動・学会発表 9. その他	が上がることを指します。	3. 上司の推薦         7. 他部署・施設での経験有無         まるものをすべてご回答ください。         3. 目標管理の達成度         7. 病院の経営         って、あてはまるものをご回答ください。	8. 年齢 [〇印はいくつでも] 4. 委員会活動 8. 人事考課
「昇格」とは、上位の職位へポスト 1. 能力評価 5. ポストの空き 9. 勤続年数 <b>遺与(ボーナス)につし</b> <b>護職員の個人別の賞与額</b> 1. 出怠勤 5. 研究活動・学会発表 9. その他 12 年度の看護職員の賞量 1. 前年度より上げた	が上がることを指します。	3. 上司の推薦 7. 他部署・施設での経験有無  まるものをすべてご回答ください。 3. 目標管理の達成度 7. 病院の経営  で、あてはまるものをご回答くださ  3. 改定し	8. 年齢 [〇印はいくつでも] 4. 委員会活動 8. 人事考課 [〇印は1つ] こていない
<ul> <li>「昇格」とは、上位の職位へポスト</li> <li>1. 能力評価</li> <li>5. ポストの空き</li> <li>9. 勤続年数</li> <li>【】 賞与(ボーナス)につし</li> <li>護職員の個人別の賞与額</li> <li>1. 出怠勤</li> <li>5. 研究活動・学会発表</li> <li>9. その他</li> <li>212 年度の看護職員の賞品</li> <li>1. 前年度より上げた</li> </ul>	が上がることを指します。	3. 上司の推薦 7. 他部署・施設での経験有無 まるものをすべてご回答ください。 3. 目標管理の達成度 7. 病院の経営 って、あてはまるものをご回答くださ こ 3. 改定にはまるものをすべてご回答ください。	8. 年齢 [〇印はいくつでも] 4. 委員会活動 8. 人事考課  Sい。[〇印は1つ] こていない い。[〇印はいくつでも]
1. 能力評価 5. ポストの空き 9. 勤続年数 2. 賞与(ボーナス)につし 護職員の個人別の賞与額 1. 出怠勤 5. 研究活動・学会発表 9. その他 2. 年度の看護職員の賞卓 1. 前年度より上げた 護職員の賞与額の決定に	が上がることを指します。	3. 上司の推薦         7. 他部署・施設での経験有無         まるものをすべてご回答ください。         3. 目標管理の達成度         7. 病院の経営         って、あてはまるものをご回答ください。         はまるものをすべてご回答ください。         15月数         3. 地域材	8. 年齢 [〇印はいくつでも] 4. 委員会活動 8. 人事考課  Sい。[〇印は1つ] こていない い。[〇印はいくつでも]

### 【問8】 既卒の看護師の中途採用後の賃金についておうかがいします。

1)既卒の看護師を非管理職として中途採用する場合の経験年数に対する評価について、あてはまるものをご回答ください。[〇 印は 1 つ]

1. 看護師の経験年数をすべて評価する	2. 看護師の経験年数を一部評価する
3. 看護師の経験年数をまったく評価しない	4. その他

2) 既卒の看護師を非管理職として中途採用した場合の賃金の再評価について、あてはまるものをご回答ください。

[〇印は1つ]

1. 一定の時期をおいて、再評価を行っている 2. 再評価は行っていない

3) 既卒の看護師を非管理職として中途採用する場合の評価について、経験年数以外に査定の基準としているものすべてをご回答ください。[〇印はいくつでも]

1. 以前の勤務先の規模	2. 以前の勤務先の病院種別(機能)
3. 以前の勤務先で経験した役割・職位	4. ブランクの長さ
5. これまでに勤務した施設数	6. 取得している資格
7. 以前の勤務先での給与額	8. その他
9. なし	

### 【問9】 准看護師から看護師免許を取得した看護師の中途採用後の賃金についておうかがいします。

1)他施設で准看護師として就業後、看護師免許を取得した方を看護師として中途採用する場合の 経験年数の評価について、あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]

1. 准看護師の経験年数をすべて評価する	2. 准看護師の経験年数を一部評価する
3. 准看護師の経験年数を評価しない	4. その他

2)自施設で准看護師として就業しながら、看護師免許を取得した方を、改めて看護師として雇用される場合の 経験年数の評価について、あてはまるものをご回答ください。[〇印は 1 つ]

1. 准	看護師の経験年数をすべて評価する	2.	准看護師の経験年数を一部評価する
3. 准	看護師の経験年数を評価しない	4.	その他

3)上記の2)の際に、准看護師であった時点の賃金水準は保証されますか。あてはまるものをご回答ください。 [〇印は1つ]

【問10】保健師、助産師免許を取得した看護師の中途採用後の賃金についておうかがいします。 保健師、助産師を雇用されていない病院は、【問11】へ進んでください。

1)他施設で看護師として就業後、保健師免許を取得した方を保健師として中途採用する場合の 経験年数の評価について、あてはまるものをご回答ください。[〇印は 1 つ]

1. 看護師の経験年数をすべて評価する	2.	看護師の経験年数を一部評価する
3. 看護師の経験年数を評価しない	4.	その他

2)他施設で看護師として就業後、助産師免許を取得した方を助産師として中途採用する場合の 経験年数の評価について、あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]

1. 看護師の経験年数をすべて評価する	2. 看護師の経験年数を一部評価する
3. 看護師の経験年数を評価しない	4. その他

【問11】 看護師の初任給(基本給月額)についておうかがいします。 手当額は含まずご回答ください。				
- 1)2012 年 4 月の新卒看護師の初任給(基本	<b>統月額</b> ) <sup>注)</sup>			
(1)看護3年課程卒	(2)看護系大学卒 (3)看護系大学大学院卒			
万千円	万千円万千円			
注)給与明細の『基本給』に記載されている額を指	します。『手取り額』や所得税、保険、年金等を控除する前の『総支給額』ではありません。			
【問12】看護職員の職位別の人数とその職	位のうちで基本給が最も高い方(1 名だけいらっしゃる場合はその方)の基準	 太給		
	-賞与の支給月数で等分した金額)と年齢をご回答ください。(該当する職位			
(1)副院長相当職(副院長専任)	副院長(副院長専任)の基本給月額			
人	万千円			
(2)副院長相当職(部長兼任)	副院長(部長兼任)基本給月額			
	万千円			
(3)看護部長相当職(部長専任)	看護部長(部長専任)基本給月額、および年齢			
人	万千円歳			
(4)副看護部長相当職	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			
人	万千円歳			
(5)看護師長相当職	看護師長のうち、基本給が最も高い方の基本給月額、および年齢			
人	万千円歳			
助け、師長不在時にはその代行も行う)	副看護師長のうち、基本給が最も高い方の基本給月額、および年齢			
人	万千円歳			
 (7)主任相当職(上記の副看護師長以外)	主任のうち、基本給が最も高い方の基本給月額、および年齢			
人	万千円歳			
(8)専門職(管理職ではなく、専門看護師、認定 看護師等の専門性を活かした業務役割)	専門職のうち、基本給が最も高い方の基本給月額、および年齢			
看護脚寺の寺門社を泊かした未務役割/ 「「一」				
(O) = 4 · = (-1-46-TB) (A)	カリスのこれ、甘土のよりまでは、カリスの甘土の日本、カリスのでは、			
(9)スタッフ(非管理職) 	スタッフのうち、基本給が最も高い方の基本給月額、および年齢			
	万 千円 歳			
注)職位の名称が異なる場合は、相当する役職の項目にご回答ください。				
【問13】 夜勤手当等についておうかがいします。				
	· · ·			
1)看護師が平日に行う夜勤等について、一回あたりに支払っている手当額をご回答ください。 なお、深夜時間帯(22 時から 5 時まで)の割増賃金を除いた、手当の「定額部分のみ」をご回答ください。				
はお、床夜时间市(22 時から 5 時ま ど)の割増員金を味いた、手当の「定額部分のみ」をこ回音へださい。 個別の賃金額によって夜勤手当の定額部分が異なる場合は、3)へ進んでください。				
(1)三交代制 準夜勤の手当額 (2)	三交代制 深夜勤の手当額 (3)二交代制 夜勤の手当額			
H	H H			
(4)オンコールの手当額(待機のみの場合) (5)	)当直の手当額(非管理職) (6)管理当直の手当額(主任相当職) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6			
(7)管理当直の手当額(副看護師長相当職) (8)	)管理当直の手当額(看護師長相当職)			
円	H H			

注)ここでいう副看護師長相当職は、看護師長のマネジメントを常態的に助け、不在時には師長業務を代行している方を指します。

1. 上記の定額部分に加えて、個人別の基礎額	動いら算出した深夜の割増賃金を支払っている ないる
2. 上記の定額部分に加えて、定額の深夜の割	増賃金を支払っている
3. 深夜の割増賃金を含めて、定額の夜勤手当	台のみを支払っている
4. 夜勤手当に定額部分はなく、深夜の割増賃	金のみを支払っている
変勤が一定回数を超えた場合、夜勤手当の均 [○印は1つ]	曽額や加算制度がありますか。あてはまるものをご回答ください。
1. ある(a. 夜勤手当の増額 b. 加算制度)←	−該当する方に○をつけてください。 2. ない
	時間帯に勤務した場合に支給される手当がありますか。 ▷]
1. ある	2. ない
	それ以外の病院の方は、【問14】へ進んでください。 い。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]
1. ある	2. ない
	たか。あてはまるものをご回答ください。[○印は1つ]
1. 上限を上げた ⇒ 7)へ進む <b>友勤時間の上限を 144 時間以上に上げた病</b>	2. 上限を上げていない ⇒【問14】へ進む
1. 上限を上げた ⇒ 7)へ進む <b>友勤時間の上限を 144 時間以上に上げた病</b>	2. 上限を上げていない ⇒ 【問14】へ進む <b>涼におうかがいします。</b>
1. 上限を上げた ⇒ 7)へ進む  友勤時間の上限を 144 時間以上に上げた病 上限の変更に伴って、夜勤専従者の賃金を  1. 賃金を上げた  14】専門看護師・認定看護師を雇用され 雇用されていない場合は、【問15】	2. 上限を上げていない ⇒【問14】へ進む  院におうかがいします。 上げましたか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]  2. 賃金を上げなかった  れている病院におうかがいします。 へ進んでください。
1. 上限を上げた ⇒ 7)へ進む を勤時間の上限を 144 時間以上に上げた病 上限の変更に伴って、夜勤専従者の賃金を」 1. 賃金を上げた 14】専門看護師・認定看護師を雇用され 雇用されていない場合は、【問15】 専門看護師に対する処遇についておうかがい	2. 上限を上げていない ⇒【問14】へ進む  記記におうかがいします。  上げましたか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]  2. 賃金を上げなかった  こている病院におうかがいします。  へ進んでください。
1. 上限を上げた ⇒ 7)へ進む を勤時間の上限を 144 時間以上に上げた病 上限の変更に伴って、夜勤専従者の賃金を」 1. 賃金を上げた  14】専門看護師・認定看護師を雇用され 雇用されていない場合は、【問15】 専門看護師に対する処遇についておうかがい	2. 上限を上げていない ⇒【問14】へ進む  記記におうかがいします。 上げましたか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]  2. 賃金を上げなかった  れている病院におうかがいします。 へ進んでください。 います。 いますか。[〇印は1つ]
1. 上限を上げた ⇒ 7)へ進む を勤時間の上限を 144 時間以上に上げた病 上限の変更に伴って、夜勤専従者の賃金を  1. 賃金を上げた  14】専門看護師・認定看護師を雇用され 雇用されていない場合は、【問15】 専門看護師に対する処遇についておうかがい 専門看護師の基本給をどのように評価してい	2. 上限を上げていない ⇒【問14】へ進む  におうかがいします。  上げましたか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]  2. 賃金を上げなかった  こている病院におうかがいします。 へ進んでください。  います。 いますか。[〇印は1つ]  上げる評価をしている
1. 上限を上げた ⇒ 7)へ進む を勤時間の上限を 144 時間以上に上げた病 上限の変更に伴って、夜勤専従者の賃金を  1. 賃金を上げた  14】専門看護師・認定看護師を雇用され 雇用されていない場合は、【問15】 専門看護師に対する処遇についておうかがい 専門看護師の基本給をどのように評価してい  1. 非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上	2. 上限を上げていない ⇒【問14】へ進む  におうかがいします。  上げましたか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]  2. 賃金を上げなかった  こている病院におうかがいします。 へ進んでください。  います。 いますか。[〇印は1つ]  上げる評価をしている
1. 上限を上げた ⇒ 7)へ進む  友勤時間の上限を 144 時間以上に上げた病 上限の変更に伴って、夜勤専従者の賃金を」  1. 賃金を上げた  1. 賃金を上げた  1. 賃金を上げた  1. 責事門看護師・認定看護師を雇用され 雇用されていない場合は、【問15】・ 専門看護師に対する処遇についておうかがい 専門看護師の基本給をどのように評価してい  1. 非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上  2. 非管理職のスタッフと同じ賃金表で号俸を上	2. 上限を上げていない ⇒【問14】へ進む  記記におうかがいします。 上げましたか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]  2. 賃金を上げなかった  こている病院におうかがいします。 へ進んでください。 します。 いますか。[〇印は1つ] 上げる評価をしている 上げる評価をしている
<ol> <li>上限を上げた ⇒ 7)へ進む</li> <li>支勤時間の上限を 144 時間以上に上げた病上限の変更に伴って、夜勤専従者の賃金を」</li> <li>賃金を上げた</li> <li>1. 賃金を上げた</li> <li>14】専門看護師・認定看護師を雇用され雇用されていない場合は、【問15】を専門看護師の基本給をどのように評価していまます。</li> <li>非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上り、非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上り、非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上り、非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上り、までは特別な評価をしていない。</li> <li>4. スタッフより上位の職位(主任や看護師長等5. その他</li> </ol>	2. 上限を上げていない ⇒【問14】へ進む  記記されたがいします。 上げましたか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]  2. 賃金を上げなかった  こている病院におうかがいします。 へ進んでください。 します。 いますか。[〇印は1つ] 上げる評価をしている 上げる評価をしている  この賃金表で評価をしている
<ol> <li>上限を上げた ⇒ 7)へ進む</li> <li>支勤時間の上限を 144 時間以上に上げた病上限の変更に伴って、夜勤専従者の賃金を」</li> <li>賃金を上げた</li> <li>1. 賃金を上げた</li> <li>14】専門看護師・認定看護師を雇用され雇用されていない場合は、【問15】を専門看護師に対する処遇についておうかがい専門看護師の基本給をどのように評価していままず事職のスタッフと同じ賃金表で等級を上り、非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上り、非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上り、非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上り、までは特別な評価をしていない。</li> <li>4. スタッフより上位の職位(主任や看護師長等5. その他</li> </ol>	2. 上限を上げていない ⇒【問14】へ進む  記記されたがいします。 上げましたか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]  2. 賃金を上げなかった  こている病院におうかがいします。 へ進んでください。 します。 いますか。[〇印は1つ] 上げる評価をしている 上げる評価をしている  この賃金表で評価をしている
<ul> <li>友勤時間の上限を 144 時間以上に上げた病上限の変更に伴って、夜勤専従者の賃金を」</li> <li>1. 賃金を上げた</li> <li>14】専門看護師・認定看護師を雇用され雇用されていない場合は、【問15】/専門看護師の基本給をどのように評価していまます。</li> <li>1. 非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上2. 非管理職のスタッフと同じ賃金表で号俸を上3. 賃金表では特別な評価をしていない</li> <li>4. スタッフより上位の職位(主任や看護師長等5. その他</li> <li>専門看護師の手当がありますか。[〇印は1:1. ある ⇒ (3)へ進む</li> <li>専門看護師の手当がある病院におうかがいし</li> </ul>	2. 上限を上げていない ⇒【問14】へ進む  院におうかがいします。 上げましたか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]  2. 賃金を上げなかった  いている病院におうかがいします。 へ進んでください。 します。 へますか。[〇印は1つ]  □げる評価をしている  □ける評価をしている  □ 2. ない ⇒ 2)へ進む  こます。 って、手当を支給しない、または、支給額を制限することがありますか。

2)認定看護師に対する処遇についておうかがいします。		
(1)認定看護師の基本給をどのように評価していますか。[〇日	Pは1つ]	
1. 非管理職のスタッフと同じ賃金表で等級を上げる評価をして	こいる	
2. 非管理職のスタッフと同じ賃金表で号俸を上げる評価をしている 3. 賃金表では特別な評価をしていない		
5. その他		
(2)認定看護師の手当がありますか。[〇印は1つ]		
1. ある	2. ない ⇒【問15】へ進む	
(3)認定看護師の手当がある病院におうかがいします。 認定看護師として業務に従事する程度によって、手当をす あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]	<b>を給しない、または、支給額を制限することがありますか。</b>	
1. ある	2. ない	
(4)認定看護師手当がある場合、毎月支払っている手当額(実 万 千円	<b>関係に支払われている最も高い手当額をご回答ください)</b>	
【問15】役職者の賃金についておうかがいします。		
1)看護部長相当職(部長専任)		
(1)年俸制ですか。あてはまるものをご回答ください。 [〇印は 1	[つ]	
1. 年俸制である	2. 年俸制ではない	
(2)看護部長の管理職手当はありますか。あてはまるものをご	回答ください。[〇印は1つ]	
1. ある ⇒ (3)へ進む	2. ない ⇒ 2)へ進む	
(3)看護部長に管理職手当がある病院におうかがいします。 管理職手当の算定方法について、あてはまるものをご回答	答ください。[〇印は1つ]	
1. 基本給等の定率 ⇒ 2)へ進む	2. 定額(等級等によって異なる) ⇒ 2)へ進む	
3. 定額(等級等によらず一律) ⇒ (4)へ進む		
(4)看護部長の管理職手当が等級等によらない一律の定額で 管理職手当として支払っている手当額 万 千円 2)副看護部長相当職 (1)年俸制ですか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は 1		
1. 年俸制である	2. 年俸制ではない	
(2)副看護部長の管理職手当はありますか。あてはまるものを	ご回答ください。[〇印は1つ]	
1. ある ⇒ (3)へ進む	2. ない ⇒ 3)へ進む	
(3)副看護部長に管理職手当がある病院におうかがいします。 管理職手当の算定方法について、あてはまるものをご回答		
1. 基本給等の定率 ⇒ 3)へ進む	2. 定額(等級等によって異なる) ⇒ 3)へ進む	
3. 定額(等級等によらず一律) ⇒ (4)へ進む		

(4)管理職手当が等級等によらない一律の定額である病院におう	かがいします。			
<b>管理職手当として支払っている手当額</b>				
3)看護師長相当職 (1) (5) (5) (5) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7				
(1)年俸制ですか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ] 1. 年俸制である	2. 年俸制ではない			
(2)看護師長の管理職手当はありますか。あてはまるものをご回答 1. ある ⇒ (3)へ進む	<b>3.</b> ない ⇒ 4)へ進む			
	2. ない → 4// 進む			
(3)看護師長に管理職手当がある病院におうかがいします。 管理職手当の算定方法について、あてはまるものをご回答くだ。	강·			
1. 基本給等の定率 ⇒ 4)へ進む	2. 定額(等級等によって異なる) ⇒ 4)へ進む			
3. 定額(等級等によらず一律) ⇒ (4)へ進む	2. 定頭(守城守によりて来るの) フェア、連む			
	_; 			
(4)管理職手当が等級等によらない一律の定額である病院におう 管理職手当として支払っている手当額	カルへします。			
万一十円				
4) 副看護師長相当職				
47副省設即及行当職 (1)年俸制ですか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は 1 つ]				
1. 年俸制である	2. 年俸制ではなない			
(2)副看護師長の管理職手当はありますか。あてはまるものをご匠 1. ある ⇒ (3)へ進む	2. ない ⇒【問16】へ進む			
(3)副看護師長に管理職手当がある病院におうかがいします。	2. 300 - 11-11-01 22-0			
管理職手当の算定方法について、あてはまるものをご回答くだ	<b>ざい。[</b> ○印は1つ]			
1. 基本給等の定率 ⇒【問16】へ進む	2. 定額(等級等によって異なる) ⇒【問16】へ進む			
3. 定額(等級等によらず一律) ⇒ (4)へ進む				
(4)管理職手当が等級等によらない一律の定額である病院におうかがいします。				
管理職手当として支払っている手当額				
万 千円				
【問16】 有料職業紹介事業者についておうかがいします。				
1)現在、有料の職業紹介事業者を利用していますか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は 1 つ]				
1. 利用している	2. 利用していない ⇒【問17】へ進む			
2)有料の職業紹介事業者を利用されている場合、看護師1人の	紹介につき、斡旋料(紹介手数料)を			
いくら支払われていますか。(最も利用実績のある業者のケー	スについてご回答ください)			
(1)定額の場合 (2)定率の場合(年間賃金総額に対する割合)				
万円 %				

【問17】人材派遣事業者についておうかがいします。			
1)現在、人材派遣事業者を利用していますか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]			
1. 利用している ⇒ 2)へ進む	2. 利用していない ⇒【問18】へ進む		
2)人材派遣事業者を利用されている場合、あてはまるものすべてをご回答ください。[〇印はいくつでも]			
1. 紹介予定派遣 2.	産休・育休・介護休業の代替 3. その他		
【問18】賃金に関するご意見をお聞かせください。			

質問は以上です。同封の返信用封筒に入れて、<u>2月25日(月)</u>までにご投函くださいお忙しい中、長時間にわたり、本調査にご協力いただきありがとうございました。

## 「病院勤務の看護職の賃金に関する調査」(個人調査)

日本看護協会では、この度、看護職が働き続けられる労働環境・労働条件を検討する資料を得る目的から、病院勤務の看護職の賃金に関する調査を企画いたしました。

本調査は病院に勤務されている本会会員の皆様より、無作為に選び出した計 1 万人の方々を対象としており、つきましては、あなた様にご協力をお願いする次第です。

調査は自由意思によるご協力をお願いいたします。なお、ご協力いただけない場合も、不利益となることはありません。

ご回答いただきました調査票は、日本看護協会が個人情報保護契約(機密保持契約)を締結した調査委託 業者により回収され、一定期間後に本会が適切な方法により廃棄いたします。なお、調査より得られたデータは 個人や病院が特定できないよう集計値を用いた統計処理をいたしますので、ご回答いただきました皆様にご迷惑をおかけすることは一切ございません。

本調査にご協力いただける場合は、調査票に無記名でご記入の上、同封の返信用封筒でのご返送をお願い致します。

ご返送は2月25日(月)までのご投函をお願いいたします。(切手は不要です)

調査結果は、日本看護協会の広報媒体(公式ホームページ、協会ニュース)、学会発表等を通じて公表する予定でおります。

本調査は日本看護協会研究倫理委員会による倫理審査を受け、承認されております。

ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ※1 調査票は全部で8頁 あります。該当する質問にご回答をお願いいたします。
- ※2 質問には該当する選択肢に〇をつけ、 や( )内に該当する数字または文字をご回答ください。
- ※3 質問によって、ご回答いただく選択肢は、[〇印は1つ] と [〇印はいくつでも] があります。
- ※4 期日や期間の指定のない質問については、2013年1月末時点の状況をご回答ください。

賃金額に関する質問については、お手元に 2013 年 1 月の給料明細 および 2012 年 (平成 24 年分)の源泉徴収票等をご用意のうえ、ご回答をお願いいたします。 なお、お手元にない場合は、わかる範囲でご回答ください。

【調査の内容・回答に関するお問い合わせ先】 株式会社 日本能率協会総合研究所 アンケート調査係 専用ダイヤル

お問い合わせ時間 平日 10:00~17:00 (12:00~13:00 を除く) ※調査票記入の手引きは、日本看護協会のホームページ(http://www.nurse.or.jp)で ご確認いただけます。

【問1】現在の就業状況について	 おうかがいします。				
1)現在の就業状況にあてはまるもの	のをご回答ください。[〇印は 1 -	၁]			
1. 看護職として就業している ⇒【問2】へ進む					
2. 看護職以外で就業している:	2. 看護職以外で就業している ⇒【問15】へ進む				
3. 就業していない(離職中) ⇒【問15】へ進む					
【問2】お勤めされている病院に	ついておうかがいします。				
1)病院の所在する都道府県					
都·道·府	·県				
2)病院の所在する市区町村[〇印	<b>は</b> 1つ]				
1. 政令指定都市	2. 特別区(東京 23 区)	3. 市	4. 町村		
1. 国(厚生労働省、独立行政法		、独立行政法人労働者健康福	記機構、その他) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
2. 都道府県、市町村、地方独立	Z行政法人、公立大学法人				
3. 公的医療機関(地方公共団体	3. 公的医療機関(地方公共団体の組合、国民健康保険団体連合会、日本赤十字社、恩賜財団済生会、				
厚生農業協同	厚生農業協同組合連合会、北海道社会事業協会)				
	4. 社会保険関係団体(全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、健康保険組合及びその連合会、船員保険会、 共済組合及びその連合会、国民健康保険組合)				
5. 医療法人					
6. 個人	6. 個人				
7. 学校法人(私立大学)	7. 学校法人(私立大学)				
8. 公益社団法人、公益財団法人	8. 公益社団法人、公益財団法人				
9. その他(社会福祉法人、医療	9. その他(社会福祉法人、医療生活協同組合、会社、その他の法人)				
1. 99 床以下	2. 100~199 床	3. 200~299 床	4. 300~399 床		
5. 400~499 床	6. 500~599 床	7. 600~699 床	8. 700~799 床		
9. 800~899 床	10. 900~999 床	11. 1,000 床以上			
5)病院で最も多い病床の種別[OF	かは1つ]		•		
1. 一般病床	2. 療養病床 (介護療養病床を含む)	3. 精神病床	4. その他		
		 か。[〇印は1つ]			

7)代表者がいる場合。	賃金の処遇の交渉をされている組織。	または個人にあてはまるものをご回答ください。
ALMONDA O MADIN		のには固いによりではなるのかとと国口でによる。

2. いない ⇒【問3】へ進む

1. いる ⇒ 7)へ進む

()印は1つ]			
1. 労働組合	2. 過半数代表者	3. 職員代表	4. その他

3. わからない ⇒ 【問3】へ進む

【問3】 現在までの就業についておうかがいします。			
1)現在の就業先で何施設目ですか。 看護職(保健師・助産師・看護師・准看護師)として、1 か月以上勤務された施設数についてご回答ください。 (ただし、現在の就業先のみ、1 か月未満の勤務であっても施設数に加えてご回答ください。また、同じ施設への 再雇用も施設数に加えてください)。なお、転勤や合併等による就業先の変化は含みません。 施設目			
2)現在の勤務先を含めて、これまでに看護職として働いた通算の経験年月数			
(産休、育児・介護休業、その他による <u>休業期間は除いて</u> ご回答ください)			
年か月			
3)最初の勤務先で看護職として所属していた年月数			
( <b>産休、育児・介護休業、その他による<u>休業期間を含めて</u>ご回答ください)</b> 年 か月			
4)現在の勤務先に入職された時期			
[昭和・平成] 年 月より入職			
5)これまでに看護職(保健師・助産師・看護師・准看護師)として就業していなかった期間がある方におうかがいします。それ以外の方は、【問4】へ進んでください。 看護にかかわる学校の卒業後から現在までに、看護職として就業していなかった期間の通算の年月数 (看護職として就業されていても、1 か月未満の勤務の場合、就業していなかった期間としてご回答ください)			
年か月			
6)上記の5)のうち、最も長く、看護職として就業していなかった期間の年月数、およびそれを始めた年齢			
年か月それを始めた年齢歳から			
7)上記の5)のうち、看護職以外の仕事に就業していた期間の年月数			
年 か月(該当の期間がない場合「0年0か月」とご回答ください。			
【問4】 現在の勤務先についておうかがいします。			
1)現在の勤務先での職種にあてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]			
1. 保健師 2. 助産師 3. 看護師 4. 准看護師			
2)現在の勤務先での雇用形態にあてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]			
1. 正規職員注(フルタイム勤務)			
2. 正規職員 <sup>注)</sup> (短時間勤務)			
3. 正規職員 <sup>主)</sup> (産休、育児・介護など休業中)			
4. 上記以外(臨時職員、派遣職員、契約職員、パートタイマー、アルバイト、その他)			

注)正規職員とは、契約期間を定めずに雇用されている場合を指します。

		(15]
1. スタッフ(非管理職) 2. 中間管理職(主任相当職、副看護師長・	扣水蟒 <i>差</i> 靠远官扣水蟒/	
3. 管理職(副看護部長相当職、看護部長		a
4. 中間管理職、管理職ではないが、高度専		
5. その他		0 OCK 110 10 0 0
注)職位の名称が異なっていても相当する役職に		
見在の勤務先でのご自身の勤務形態に	こあてはまるものをご回答ください。	「O町は1つ]
1. 日勤のみ		
2. 二交代·変則二交代制勤務(勤務の拘り		
3. 三交代·変則三交代制勤務(勤務の拘り	東時間帯が3分割されている)	
4. 上記 2 と 3 以外の交代制勤務		
5. 夜勤専従		
6. その他		
<b>劫務先の病院には、看護職員の賃金表<sup>注</sup></b> 主)給料明細とは異なり、職員の経験年数や、職務・		
1 +7 ,0), 14+	2. ない ⇒【問6】へ進む	3. わからない ⇒ 【問6】へ進む
1. ある ⇒ 2)へ進む		3. わからない → 【同り】へ進む
	<u>=</u>	<u>=</u>
	<u>=</u>	<u>=</u>
護職員の賃金表が職員に公表されてい	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ださい。[〇印は1つ]
i護職員の賃金表が職員に公表されている  1. 公表されている  6. ご自身の賃金額についておうかが	************************************	ださい。[O印は1つ] 3. わからない
護職員の賃金表が職員に公表されている	************************************	ださい。[O印は1つ] 3. わからない
<ul> <li>1. 公表されている</li> <li>2. 公表されている</li> <li>3. ご自身の賃金額についておうかがの方は【問15】へ進んでくだ。</li> <li>013年1月の給与総月額<sup>注)</sup>(2012年</li> </ul>	************************************	ださい。[O印は1つ] 3. わからない 豆時間勤務)の方のみご回答ください。それ
<ul> <li>1. 公表されている</li> <li>2. 公表されている</li> <li>3. ご自身の賃金額についておうかがの方は【問15】へ進んでくだ。</li> <li>013年1月の給与総月額<sup>注)</sup>(2012年</li> </ul>	************************************	ださい。[O印は1つ] 3. わからない 豆時間勤務)の方のみご回答ください。それ
1. 公表されている  1. 公表されている  6. ご自身の賃金額についておうかがの方は【問15】へ進んでくだる  013年1月の給与総月額 <sup>注)</sup> (2012年  1) 「手取り額」ではなく、所得税や雇用保険、健康でまた、手当額も含みます。	************************************	ださい。[〇印は1つ] 3. わからない  ②時間勤務)の方のみご回答ください。それ  『総支給額』を指します。
1. 公表されている 1. 公表されている 6. ご自身の賃金額についておうかがの方は【問15】へ進んでくだ。 013年1月の給与総月額 <sup>注)</sup> (2012年 注)『手取り額』ではなく、所得税や雇用保険、健康はまた、手当額も含みます。 万 千円	2. 公表されていない 2. 公表されていない ないします。正規職員(フルタイム・気さい。 12 月の稼働分) 保険、年金等の社会保険料を控除する前の (例:34万9千円のように、100円単	ださい。[〇印は1つ] 3. わからない  ②時間勤務)の方のみご回答ください。それ  『総支給額』を指します。
護職員の賃金表が職員に公表されている	************************************	ださい。[〇印は1つ] 3. わからない  ②時間勤務)の方のみご回答ください。それ  『総支給額』を指します。
1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 6. ご自身の賃金額についておうかがの方は【問15】へ進んでくだる 013年1月の給与総月額 <sup>注)</sup> (2012年 注)『手取り額』ではなく、所得税や雇用保険、健康また、手当額も含みます。 万 千円 013年1月の基本給月額 <sup>注)</sup> (2012年	************************************	ださい。[〇印は1つ] 3. わからない  ②時間勤務)の方のみご回答ください。それ  『総支給額』を指します。
1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1.	************************************	ださい。[〇印は1つ] 3. わからない  ②時間勤務)の方のみご回答ください。それ  『総支給額』を指します。
1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公表されている 1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1. 公社は、1.	************************************	ださい。[〇印は1つ] 3. わからない  ②時間勤務)の方のみご回答ください。それ  『総支給額』を指します。

【問7】時間外手当についておうかがいします。				
1)あなたは時間外手当の支給対象者ですか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]				
1. 支給対象者である	2. 支給対象者ではない ⇒【問8】へ進む			
2)2013 年 1 月に支給された時間外手当額(2012 年 12 月稼	働分)			
万 千円(例:3万7千円のよ	こうに、100 円単位を四捨五入してご回答ください)			
3)上記の2)の時間外手当額の算出対象となった期間に、実際	に行った時間外労働の時間数			
時間分				
4)上記の3)のうち、時間外手当が支払われた時間数				
時間分				
5)支給される時間外手当について、あてはまるものをご回答くだ	さい。[〇印は1つ]			
1. 納得している 2. 少し納得している	3. 納得していない 4. どちらともいえない			
【問8】 夜勤手当についておうかがいします。				
	します。 ⇒ それ以外の方は 【問9】へ進んでください。あなたは			
を勤・交代制勤務をしていますか。あてはまるものをご回答	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
1. 夜勤・交代制勤務をしている	2. 夜勤·交代制勤務をしていない ⇒ 【問9】へ進む			
2)2013 年 1 月に支給された夜勤手当額(2012 年 12 月稼働 22 時から 5 時までの深夜労働割増賃金部分を含めずにご				
深夜の割増賃金を含めた、定額の夜勤手当が支払われてい				
万千円				
3)上記の2)の夜勤手当額の算出対象となった期間に行った夜	勤の回数			
三交代制 準夜勤 回 三交代制 深夜勤	回 二交代制 夜勤 回			
	い。 ⇒ それ以外の方は【問10】へ進んでください。ご自身の			
管理職手当についておうかがいします。				
1)管理職手当はありますか。あてはまるものをご回答ください。[				
1. 管理職手当がある ⇒ 2)へ進む 2. 管理職手当はない ⇒ 【問10】へ進む 2. 管理職手当はない ⇒ 【問10】へ進む				
2)管理職手当がある方におうかがいします。 ご自身の手当額について、あてはまるものをご回答ください。[〇印は 1 つ]				
1. 定額 ⇒ 3)へ進む				
2. 基本給等の定率 ⇒ 【問10】へ進む				
3. その他 ⇒ 【問10】へ進む				
3)定額の管理職手当がある場合、2013 年 1 月に支給された管理職手当額 万 千円				

【問10】賞与(ボーナス)につい	いておうかがいします。						
1)2012 年 1 月~12 月(平成 24 年分)の『賞与総額』 <sup>注)</sup> 冬季だけでなく、夏と冬など複数回支給された場合は、1 年分の賞与(ボーナス)の総額をご回答ください。 注)『手取り額』ではなく、所得税や雇用保険、健康保険、年金等の社会保険料を控除する前の『支給総額』を指します。 賞与(ボーナス)を支給されていない方は、「0 万 0 千円」とご記入ください。 ⇒ 【問 11】へ進む 万 千円							
2)2012 年度に賞与の算定基準	— の改定が行われましたか。あて	はまるものをご回答ください。	「○印は1つ]				
	- E	3. 改定なし	4. わからない				
3)賞与額が査定されている基準	 について、あてはまるものすべっ	: てに○をつけてください。「○町	   ±いくつでも]				
1. 出怠勤		3. 目標管理の達成度					
5. 研究活動·学会発表	6. 夜勤の貢献度	7. 人事考課	8. その他				
9. わからない	10. なし						
	•	·	·				
【問11】年収についておうかか	いします。						
【問12】 昇給についておうかか	いします。	回答 b.おおよその額を回答]←記	x 当 y の刀にひを カリ CVにさい。				
1)定期的な昇給がありますか。あ	ってはまるものをご回答ください。	[〇印は1つ]					
<ol> <li>定期的な昇給<sup>注)</sup>がある ⇒</li> <li>不定期な昇給がある ⇒ 4</li> </ol>		***************************************					
<ul><li>3. 定期的な昇給<sup>注)</sup>がない ⇒</li><li>4. わからない ⇒ 4)へ進む</li></ul>	4)へ進む						
	こ 期間ごとこり動的に見給する制度な地	≥l ± <del>/</del>					
注)「定期的な昇給」とは、決められた期間ごとに自動的に昇給する制度を指します。  2)定期的な昇給がある場合、昇給額を査定する基準について、あてはまるものをすべてご回答ください。  [〇印はいくつでも]							
1. 年齢·経験年数·勤続年数	2. 目標管理の達/	或度 3. °	職務能力(ラダー <del>等</del> ) 				
4. その他	4. その他 5. わからない						
3)現在の勤務先での定期的な昇給額について、どのくらい納得されていますか。 あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]							
1. 納得している							
4)人事考課に基づいた評価が、 [〇印は1つ]注)人事考課による査		- · - · · · · · · · - · - · -	ご回答ください。				
1. ある ⇒ 5)へ進む	2. ない ⇒【問1						
5)人事考課に基づいた評価が、昇給に反映される仕組みがある方におうかがいします。 人事考課の結果は公表されていますか。あてはまるものをご回答ください。[○印は1つ]							

2. 公表されていない ⇒ 【問13】へ進む

1. 公表されている ⇒ 6)へ進む

6)人事考課に基づいた評価が公表されている方にお伺いします。

人事考課に基づいた昇給結果について、どのくらい納得していますか。あてはまるものをご回答ください。

[〇印は1つ]

1. 納得している	2. 少し納得している	3. 納得していない	4. どちらともいえない
1. 1/1/1/0 60 0	2. 2 ONITIO CO O	0. 1/1/1/0 C0 .00	1. 6 3 3 6 0 7 6 6 0

### 【問13】 賃金額に対する満足度についておうかがいします。

1)支給されている 『給与総月額』(【問6】の 1 を参照)について、全体としては、どのくらい満足していますか。 あてはまるものをご回答ください。[〇印は 1 つ]

1. 満足	2. やや満足	3. やや不満	4. 不満	5. どちらともいえない
-------	---------	---------	-------	--------------

2) 『給与総月額』(【問6】の 1 を参照)について、以下の項目ごとでは、どのくらい満足していますか。 あてはまるものをご回答ください。[〇印はそれぞれ 1 つずつ]

	1. 満足	2. やや満足	3. やや不満	4. 不満	5. どちらとも いえない
(1)あなたが行っている業務量	1	2	3	4	5
(2)あなたの担っている業務内容	1	2	3	4	5
(3)あなたの担っている役割	1	2	3	4	5
(4)あなたの年齢	1	2	3	4	5
(5)あなたの経験年数	1	2	3	4	5
(6)あなたの看護の能力	1	2	3	4	5
(7)同病院の他職種	1	2	3	4	5
(8)他業種も含めた同年代・同性 の平均的な給与額	1	2	3	4	5

### 【問14】 今後の就業についておうかがいします。

1)現在の勤務先からの離職をお考えですか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]

1. 考えている ⇒ 2)へ進む 2. 考えて

2. 考えていない ⇒ 4)へ進む

2)現在の就業先から離職を考えている方におうかがいします。 離職を考えている理由に賃金に対する不満がありますか。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1っ]

1. 賃金に対する不満がある 2. 賃金に対する不満はない

- 3)現在の求職状況にあてはまるものをご回答ください。あてはまるものをご回答ください。[〇印は1つ]
  - 1. 看護職で求職している ⇒ 【問15】へ進む
  - 2. 看護職以外で求職している ⇒ 【問15】へ進む
  - 3. 求職していない ⇒ 【問15】へ進む

4)現在の就業先から離職を考えていない方におうかがいします。

現在の就業先で勤務を続けている理由として、あてはまるものをすべてご回答ください。[〇印はいくつでも]

1. 雇用形態が希望通りである	2. 勤務形態が希望通りである	3. 配属部署が希望通りである
4. 教育・研修が充実している	5. 福利厚生が充実している	6. 妊娠・出産支援が充実している
7. 育児支援が充実している	8. 介護支援が充実している	9. 時間外労働(残業)が少ない(ない)
10. 夜勤・夜間対応が少ない(ない)	11. 年間休日総数 <sup>注</sup> が多い	12. 年次有給休暇が取得しやすい
13. 1 週間程度の連続休暇が取得できる	14. 仕事に見合った賃金額である	15. 医師との関係が良い
16. 上司との関係が良い	17. 同僚との関係が良い	18. 自分が組織から良い評価を得て いると感じる
19. 看護ケアに十分な時間をあてられる	20. 希望する看護専門領域をいかせる	21. 看護技術の向上が望める
22. 施設の看護理念・方針に共感できる	23. 施設の将来性に不安がない	24. 今後のキャリアプランに不安がない
25. 通勤の利便性が良い	26. 他に適当な勤務先がない	27. 特に理由はない
28. その他		

注)年間休日総数とは、就業規則で定められた、週休制による休日、国民の祝日、夏季休暇、年末年始休暇、病院創立記念日、 その他の特別休暇等の合計を指します。年次有給休暇は含みません。

5) 上記の4)で回答された選択肢のうち	、就業の継続を可能としている最も重要な理由にあてはまるものをご回答ください。

番(回答された選択肢のうちから 1 つお選びいただき、ご回答くださ
-----------------------------------

### 【問15】ご自身についておうかがいします。

### 1)年齢·性別

	_		
	歳	1. 女性	2. 男性

### 2)看護にかかわる最終学歴[〇印は1つ]

1. 高等学校衛生看護科	2. 准看護師養成所	3. 高等学校専攻科 5 年一貫教育
4. 高等学校専攻科(2 年課程)	5. 看護師学校養成所 2 年課程	6. 看護系短期大学(2年課程)
7. 看護師学校養成所 3 年課程	8. 看護系短期大学(3年課程)	9. 短期大学専攻科
10. 保健師養成所	11. 助産師養成所	12. 看護系大学
13. 大学専攻科	14. 看護系大学院	15. その他

### 3)看護職の免許(取得されている免許をすべてご回答ください)[〇印はいくつでも]

1. 保健師	2. 助産師	3. 看護師	4. 准看護師
1. 1 宋 1 年 1 日	: 2. 助産師	: 3. 有護師	: 4. 准有護師
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	: 2012-1-1-	: 0. 110001	, L L L L L L L L L L L L L L L L L

### 4)看護業務に関連した資格(取得されている資格をすべてご回答ください)[〇印はいくつでも]

1. 専門看護師	2. 認定看護師	3. 認定看護管理者	4. 学会認定資格
5. 院内認定資格	6. その他	7. なし	

【問	【問16】 世帯についておうかがいします。						
1)同	 別居、かつ生計を同一と	している世帯の人数					
	人(あなた	ご自身も含めた人数をご回答	答ください。なお、ひとり暮らし	の場合は「1」人 とご回答ください	ヽ) ⇒【問 17】へ進む		
2)同	 別居されている方につい	て、あてはまる方すべ <sup>・</sup>	てに○をつけてください	。[〇印はいくつでも]			
	1. 配偶者	2. 子ども	3. 母親	4. 父親	5. 義理の母親		
	6. 義理の父親	7. 兄弟姉妹	8. 祖母	9. 祖父	10. 孫		
	11. その他						
3)同	見されているお子さん:	がいらっしゃる方におう	かがいします。 お子さん	んの人数は何人ですか。			
	計 人	うち就学前の子ども	人				
4)同	引居されている方のうち、	介護を必要とされる力	5の人数は何人ですか	0			
	人(該当す	「る方がいない場合「0」	人 とご回答ください)				
5)世	セ帯の主たる生計者[○6	印は1つ]					
	1. ご自身が主たる生計者である(ご自身が最も多く負担)						
	2. ご自身が主たる生計者ではない(他の方が多く負担)						
	3. 上記以外(ご自身と他	めの方が同程度に負担)					
6)こ	・ 自身の勤務先で扶養手	手当を申請している人数	対は何人ですか。				
	人(ご自身が扶養手当を申請されていない場合「0」人 とご回答ください)						
【問	17】賃金に関するご	意見をお聞かせくださ	l',				

質問は以上です。同封の返信用封筒に入れて、<u>2月25日(月)</u>までにご投函くださいお忙しい中、長時間にわたり、本調査にご協力いただきありがとうございました。

担当役員 松月 みどり 常任理事

小川 忍 元常任理事

事務局 橋本 美穂 労働政策部 部長

熊谷 久子 元専門職支援・中央ナースセンター事業部 部長

五十嵐秀美 労働政策部 中央ナースセンター課 課長

岡戸 順一 労働政策部 看護労働課 調査研究・看護労働担当専門職 奥村 元子 労働政策部 看護労働課 看護労働・確保対策担当専門職

相澤 恵子 労働政策部 看護労働課

### 2012年 病院勤務の看護職の賃金に関する調査

2014年1月発行

発行者 公益社団法人 日本看護協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

電話 03-5778-8831 (代表) FAX 03-5778-5602

ホームページ http://www.nurse.or.jp/

製 作 株式会社日本能率協会総合研究所